

# 福生市地域防災計画

(令和5年度修正)

(案)

福生市防災会議



大正 12 年に発生した関東大震災から 100 年が経過しました。近年も、令和 4 年 3 月の福島県沖を震源とした地震、令和 5 年 5 月の石川県能登地方を震源とした地震など、日本各地で地震による甚大な被害が発生しています。令和 4 年 5 月には、東京都防災会議により、「首都直下地震等による東京の被害想定」が見直されました。福生市における被害想定は、前回被害想定より一貫して減少しているものの、立川断層帯地震で死傷者数が約 500 名、全半壊の建物棟数が約 1,500 棟と、依然として多くの市民の生命・財産が脅かされるおそれがあります。

また、記憶に新しい令和元年台風第 19 号では、台風接近に伴う大雨の影響で、福生市に大雨特別警報が発令され、福生市は多摩川の洪水浸水想定区域内の 3,493 世帯 6,814 人に避難指示を発令しました。幸いにも市内で人的被害はなかったものの、河川沿いの公園が冠水したほか、市内道路において倒木や集水ますからの雨水の噴出等の物的被害が発生しました。

さらに、令和 2 年 1 月に国内で初めての感染症患者が確認された新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) については、令和 5 年 5 月 8 日に感染症法における 5 類感染症に変更されるまでの間、福生市においても新型インフルエンザ等対策本部を設置し、各種対策を実施してまいりました。住民生活が不安定になる災害時においては、特に感染症の拡大の危険性が高まることから、災害対策の分野においても、リスク評価項目として感染症対策が重要な位置を占めることとなりました。

このたび、これらのことを踏まえ、福生市の防災対策の根幹となる福生市地域防災計画を、より現実に即した実効性のある計画とするため、国の防災基本計画や東京都地域防災計画との整合性を図りながら、修正いたしました。

大規模災害が発生した場合、行政のみで災害対応を行うことは不可能であり、市民や事業所の皆様による地域での日頃からの取組、協力が不可欠です。このため、この計画では、「市民、事業所、行政のそれぞれの役割に応じた取組を進め、災害の防止、減災対策とともに、災害・非常時に即応できる地域防災態勢の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進する」ことを基本目標としています。

この計画の修正に当たりましては、福生市防災会議委員をはじめ、関係機関の皆様など、多くの方々から貴重な御意見、御協力をいただきました。ここに深く感謝申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。

安全と安心を次の世代へつなぐため、今後とも御協力をお願いいたします。

令和 6 年 2 月

福生市防災会議 会長

福生市長 加藤 育男



# 目 次

## 第1編 総則

第1章 計画の前提	1
第1節 計画の概要	1
第2節 福生市の状況	2
第3節 災害の可能性及び特性	3
第4節 被害の想定	7
第2章 計画の基本方針	18
第1節 計画の方針	18
第2節 減災目標	19
第3節 福生市・関係機関の業務の大綱	20

## 第2編 地震災害対策計画

### 第1部 災害予防計画

第1章 災害に強い人と地域社会づくり	29
第1節 防災知識の普及	29
第2節 自助による市民の防災力向上	30
第3節 自主防災組織等による共助の推進	31
第4節 各主体の連携	32
第5節 要配慮者の安全確保	32
第6節 ボランティア活動環境の整備	34
第7節 事業継続計画の実効性の確保	36
第2章 災害に強いまちづくり	38
第1節 都市の防災機能の強化	38
第2節 建築物等の安全対策の推進	40
第3節 地盤災害予防対策の推進	42
第4節 出火防止対策の推進	43
第3章 災害に備えたシステムづくり	46
第1節 防災活動組織の整備	46
第2節 情報収集伝達態勢の整備	48
第3節 消防・救助・救急態勢の整備	49
第4節 応急医療態勢の整備	51
第5節 避難態勢の確立	53
第6節 緊急物資の供給態勢の整備、防災用資機材の調達	55
第7節 帰宅困難者対策の推進	56
第8節 ライフライン応急復旧態勢の整備	58
第9節 ごみ・がれき処理態勢の整備	60
第10節 生活再建のための支援態勢の整備	61

## 第2部 応急・復旧計画

第1章 災害対策のながれ	63
第2章 活動体制	65
第1節 活動体制の確立	65
第2節 災害対策本部の活動体制	67
第3節 災害対策本部の運営	70
第3章 情報の収集・伝達・広報	72
第1節 情報連絡態勢の確立	72
第2節 災害情報の収集・伝達	74
第3節 広報・広聴	77
第4章 受援	80
第1節 応援要請と応援の受入れ	80
第2節 行政機関との相互応援協力	81
第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請	82
第4節 自衛隊に対する災害派遣要請	82
第5節 被災自治体への応援	84
第6節 在日米軍との相互支援	84
第5章 警備・交通対策	85
第1節 警備	85
第2節 交通対策	85
第6章 緊急輸送対策	88
第1節 緊急輸送ネットワーク	88
第2節 緊急輸送道路の確保	89
第3節 車両輸送	89
第4節 航空輸送	90
第7章 消防・危険物対策	92
第1節 消防対策	92
第2節 危険物施設等の応急措置	94
第8章 医療救護対策	97
第1節 初動医療態勢	98
第2節 医薬品・医療資器材の確保	101
第3節 医療施設の確保	103
第4節 防疫態勢の確立	103
第5節 食品衛生管理	104
第9章 避難者対策	105
第1節 避難の基本	105
第2節 避難情報	106
第3節 避難所の開設・管理運営	109
第4節 被災者の他地区への移送	113

第5節	避難における避難行動要支援者への対策	113
第10章	帰宅困難者対策	115
第1節	駅周辺の混乱防止対策	115
第2節	一時滞在施設の確保	115
第3節	学校・事業所等における対策	116
第4節	帰宅支援	118
第11章	緊急物資の供給対策	119
第1節	飲料水の供給	119
第2節	食料の供給	121
第3節	生活必需品の供給	123
第12章	環境・衛生対策	125
第1節	し尿処理	125
第2節	災害廃棄物処理	126
第3節	動物愛護対策	128
第4節	環境保全対策	130
第13章	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	132
第1節	行方不明者の捜索	132
第2節	遺体の捜索・収容	133
第3節	検視・検案、遺体の身元確認	133
第4節	遺体の処理	134
第5節	火葬	134
第14章	ライフラインの応急復旧	136
第1節	ライフライン被害状況の把握	136
第2節	上水道	136
第3節	下水道	137
第4節	電力	138
第5節	都市ガス等	139
第6節	通信	140
第15章	公共施設等の応急・復旧対策	142
第1節	道路等の緊急点検	142
第2節	道路・橋梁	142
第3節	河川	144
第4節	危険箇所等	144
第5節	鉄道	144
第6節	社会公共施設	145
第16章	応急生活対策	147
第1節	応急危険度判定の実施	147
第2節	住家被害認定調査・り災証明書等の発行	148
第3節	住居障害物の除去	149

第4節	被災住宅の応急修理	150
第5節	応急仮設住宅の供給	150
第6節	災害弔慰金等の支給	152
第7節	義援金の受入れ・配分	152
第8節	被災者相談	153
第9節	各種支援制度の活用	155
第10節	職業のあっせん	155
第11節	租税等の徴収猶予及び減免等	155
第17章	要配慮者対策	156
第1節	要配慮者の被災状況の把握	156
第2節	被災した要配慮者への支援活動	156
第3節	社会福祉施設の応急対策	157
第18章	応急教育・応急保育対策	158
第1節	応急教育	158
第2節	応急保育等	159
第3節	児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場	160
第19章	ボランティアの受入れ対策	161
第1節	一般ボランティアの受入れ	161
第2節	登録ボランティアの受入れ	162
第3節	専門的なボランティアの確保	163
第20章	応急公用負担等	164
第1節	実施責任者	164
第2節	応急公用負担等の要領	164
第3節	損失補償及び損害補償等	164
第21章	災害救助法の適用	165
第1節	詳細被害状況の調査	165
第2節	被害状況の報告	166
第3節	災害救助法の適用手続	166
第22章	激甚災害の指定	168
第1節	激甚災害の調査	168
第2節	激甚災害指定の手続き	168
第3節	特別財政援助の交付(申請)手続き	168
第23章	南海トラフ地震	169
第1節	基本方針	169
第2節	南海トラフ地震に関する情報	169
第3節	福生市の基本対応	170
第3部	災害復興計画	
第1章	復興の基本的な考え方	173
第1節	生活復興	173



第2節	都市復興	173
第3節	復興に向けた態勢の確立	173
第2章	復興計画の策定	174
第1節	震災復興基本方針の策定	174
第2節	復興総合計画の策定	174
第3節	特定分野計画の策定	174
第3章	復興の全体像	175
第4章	地域力を活かした分野別の復興プロセス	176
第1節	住宅復興	176
第2節	くらしの復興	176
第3節	産業復興	176
第4節	都市復興	176
第5節	被災者総合相談所の設置	177
第3編	風水害対策計画	
第1部	災害予防計画	
第1章	災害に強い人と地域社会づくり	179
第2章	災害に強いまちづくり	179
第1節	水害予防対策の推進	179
第2節	土砂災害予防対策の推進	180
第3章	災害に備えたシステムづくり	181
第2部	応急・復旧計画	227
第1章	タイムライン（防災行動計画）	183
第1節	洪水	183
第2節	土砂災害	185
第2章	活動体制	187
第1節	活動組織	187
第2節	活動体制の確立	188
第3節	各災害対応組織の活動	190
第3章	気象予警報等の収集・伝達	194
第1節	予警報等伝達態勢の確立	194
第2節	気象情報等の発表及び伝達	194
第3節	リアルタイム情報の把握	195
第4節	異常現象発見の際の手続	196
第5節	竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報	196
第4章	水防活動	197
第1節	水防態勢の確立	197
第2節	水防情報の受信・伝達	198
第3節	水防警報	199

第4節	ダム等放水情報	200
第5節	河川出水・浸水被害等の拡大防止	200
第6節	河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）	201
第7節	決壊時の措置	201
第5章	土砂災害警戒情報	202
第1節	土砂災害防止法	202
第2節	土砂災害警戒情報の発表と周知	202
第6章	情報収集及び連絡態勢の確立	203
第7章	応急避難	204
第1節	避難の基本	204
第2節	避難情報	205
第3節	要配慮者対策	208
第4節	避難場所の開設・管理運営	209
第8章	受援	210
第9章	警備・交通対策	210
第10章	緊急輸送対策	210
第11章	消防・危険物対策	210
第12章	医療救護対策	210
第13章	緊急物資の供給対策	210
第14章	環境・衛生対策	210
第15章	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	210
第16章	ライフラインの応急復旧	210
第17章	公共施設等の応急・復旧対策	210
第18章	応急生活対策	210
第19章	要配慮者対策	210
第20章	応急教育・応急保育対策	210
第21章	ボランティアの受入れ対策	210
第22章	応急公用負担等	211
第23章	災害救助法の適用	211
第24章	激甚災害の指定	211

## 第4編 その他災害対策計画

### 第1部 雪害

第1章	応急活動体制	213
第2章	応急対策	215
第1節	情報収集・伝達	215
第2節	除雪対策	215
第3節	被災者への支援	217
第4節	民間等との防災協力及び連携	218

第2部	原子力災害	
第1章	予防対策	219
第2章	応急対策	220
第3部	火山災害	
第1章	応急活動体制	223
第2章	情報収集・伝達	223
第3章	応急対策活動	225
第4部	大規模事故	
第1章	危険物事故に対する安全予防対策	227
第1節	危険物施設の状況	227
第2節	危険物等貯蔵施設の安全化	227
第3節	危険物等の輸送の安全化	230
第4節	応急用資機（器）材の整備	231
第2章	大規模事故に対する安全予防対策	232
第1節	鉄道事故予防対策	232
第2節	道路・橋梁災害対策	232
第3節	C B R N E 災害	233
第3章	大規模事故に対する応急・復旧対策計画	234
第1節	初動活動体制	234
第2節	情報の収集・伝達	236
第3節	各種応急活動対策	238
第4節	事故種別ごとの各機関の対応	239
第4章	航空事故に対する応急・復旧対策計画	241
第1節	活動体制	241
第2節	情報の収集・伝達	245
第3節	各種応急活動対策	247



# 第 1 編 総則



# 第1章 計画の前提

## 第1節 計画の概要

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、福生市に係る防災対策に関し、福生市防災会議が定める計画であり、市及び関係機関、市民が連携し、地震災害対策及び風水害応急復旧対策等の総合的・計画的な推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

### 2 計画の位置付け

この計画は、指定行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、災害救助事務を包含する福生市の防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

### 3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があるときは修正する。各関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を福生市防災会議（事務局：福生市防災危機管理課）に提出する。修正の手順については次のとおりである。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 福生市又は関係機関は、修正に係る資料等を整備する。</li><li>(2) 福生市は整備された内容に係る資料等を取りまとめ、福生市地域防災計画修正原案を作成する。</li><li>(3) 福生市防災会議は、福生市地域防災計画修正原案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、計画の修正について東京都に報告し、必要に応じ助言・勧告を受ける。</li><li>(4) 福生市防災会議は福生市地域防災計画を修正し、その要旨を公表する。</li></ol> |
|---|

### 4 計画の習熟

各関係機関は、危機管理や災害の予防対策に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた防災訓練等を実施し、この計画の習熟に努めるとともに市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

### 5 計画の構成

この計画は第1編「総則」、第2編「地震災害対策計画」、第3編「風水害対策計画」、第4編「その他災害対策計画」及び「資料編」から構成する。

## 第2節 福生市の状況

### 1 都市の概要

#### (1) 位置及び面積

福生市は、東京都の多摩西部、都心から約40kmに位置し、東は立川市・昭島市・武蔵村山市、西は多摩川を隔ててあきる野市、南は八王子市、北は羽村市・瑞穂町に接する。総面積は10.16km<sup>2</sup>で、東西3.6km、南北4.5kmに広がり、市の東北部には米軍横田基地（総面積の32.6%）がある。

#### (2) 人口・世帯の動向

福生市の人口は、東京のベッドタウンとして昭和30年代から増加傾向を示していたが、平成7年頃からはほぼ横ばいとなり、平成20年頃からやや減少傾向になっている。令和6年1月1日の総人口は●●●人（住民基本台帳）で、世帯数は●●●世帯、1世帯当たりの人員は●●●人である。また、昭和50年以降から少子高齢化の傾向が明らかになり、平成15年には、65歳以上の人口比率が15歳未満人口比率を上回り、令和6年では約●●●倍となっている。

#### (3) 都市構造

市街地は福生駅を中心として市の全域に広がる。市街化区域の約8割が住居系用途で占められ、特に、第1種低層住居専用地域の割合が最も多く、市街化区域全体の約44%を占めている。主要幹線道路は、国道16号、奥多摩街道、新奥多摩街道、五日市街道の4本が走っている。このうち、国道16号、奥多摩街道、新奥多摩街道は、地域を南北に横断し、これらに交差する形で都道5路線及び市道が走っている。鉄道は、JR青梅線、JR五日市線及びJR八高線の3路線があり、駅数は5駅である。

### 2 自然条件

#### (1) 地形・地質

市域の台地部は、古多摩川水系によって形成された武蔵野台地の南縁部西端に当り、河岸段丘上に存在する。この地域を構成する段丘は形成が古い順に上位より、立川段丘（立川面）、拝島段丘（拝島面）、沖積段丘である2段の低位段丘（天ヶ瀬面、千ヶ瀬面）からなる。また、多摩川沿いには、現多摩川によって形成された沖積低地が南北に長く広がり、現在は盛土されて住宅地となっている。

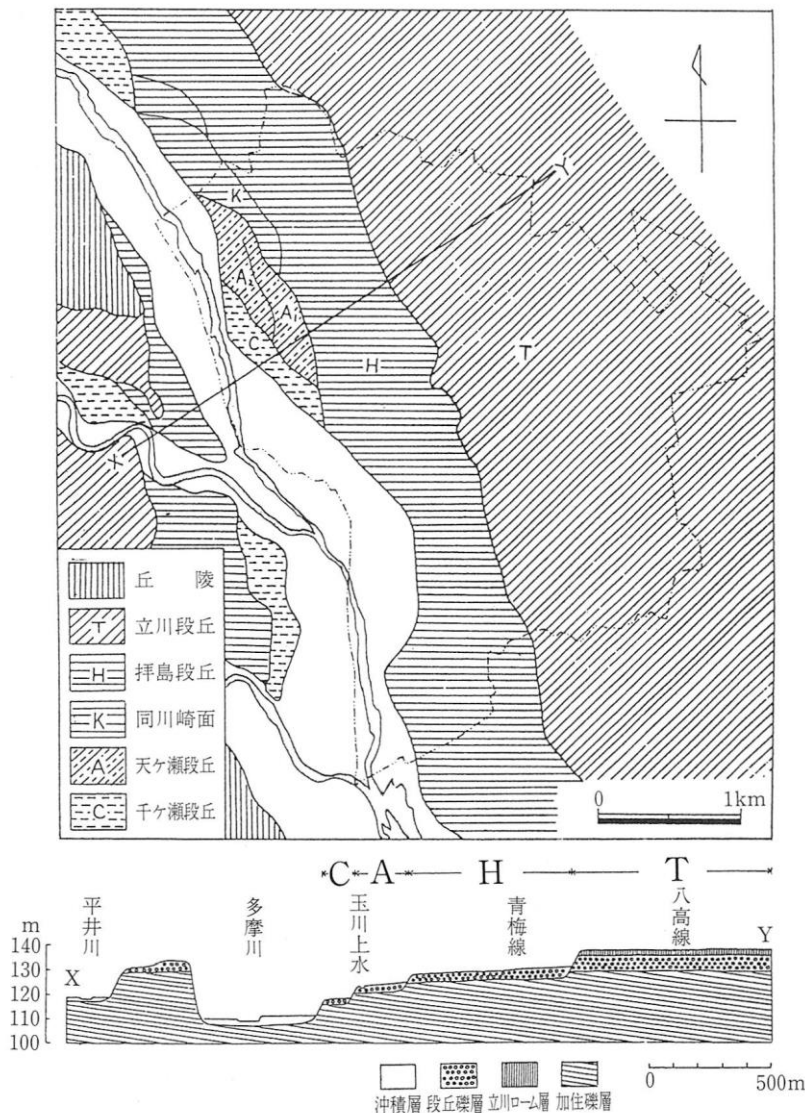
地質構成は第三系の加住れき層（上総層群）を基盤として、最上位の立川段丘では段丘れき層の上に火山灰層（立川ローム層）が重なる。下位段丘面ではれき層上を直接表土が覆うのみであり、多摩川沿いの沖積低地では基盤上に直接現河床の堆積物が乗る。

#### (2) 気象

福生市近辺の年平均気温は14.3℃前後（青梅観測点 30年間値の平均）で都心に比べ2℃程度低く、年降水量は1,563mm（青梅観測点 30年間値の平均）である。



【段丘区分と地質断面の概略図】



出典：「福生市史・下巻」  
(平成6年)

### 第3節 災害の可能性及び特性

#### 1 地震災害の可能性

##### (1) 関東地方の地震の状況

関東地方は、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの沈み込みに伴う地震活動が活発な地域である。特に関東地方南部では、フィリピン海プレートと陸側プレートとの境界が10～30kmと浅く、巨大地震の震源域が都市直下の比較的浅いところまで及ぶ可能性がある。

また、200～300年間隔で発生する関東大地震クラス（大正12年、マグニチュード(以下「M」と表記)7.9)の地震の間に、M7クラスの直下型地震が数回発生することが知られており、こうしたタイプの地震の切迫性が指摘されている。（※今後30年以内での関東地域でのM6.8以上の地震発生確率は70%程度：地震調査研究推進本部）

福生市に近い立川断層帯（長さ約33km）は、市の北部2km程度に北西－南東方向に延びてお

り、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（令和5年1月13日）によれば、立川断層帯の平均活動間隔は1万年～1万5,000年程度、今後30年以内の地震発生確率は0.5～2.0%としているが、平成23年3月東北地方太平洋沖地震に伴い、立川断層帯の地震発生確率がこの値より高くなっている可能性があるとしている。

【立川断層帯】



出典：地震調査研究推進本部  
地震調査委員会

(2) 地震災害の履歴

福生市で記録に残る地震のうち、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）においては、震度4を観測し、人的被害や建物被害はなかったが、大きな影響を及ぼした。

【地震災害の履歴】

年月日	地震名	被害等の概要
大正12年9月1日	大正関東地震（関東大震災）	西多摩郡は、東京府の中で最も地震の影響が少なく東部の東秋留、石畑、福生の3村でわずかの被害をみたとどまっている（多摩川誌） ※福生市での被害の記述はなし（福生市史）

平成 23 年 3 月 11 日	東北地方 太平洋沖地震 (東日本大震 災)	東北地方太平洋沖地震により、福生市内では震度 4 を観測。人的・建物被害はなかったが、市は緊急対策会議を開催し対応した。 ア JR の踏切封鎖により市内各所で渋滞発生 イ 拝島駅、牛浜駅及び福生駅において帰宅困難者が発生 東京都の受入要請を受け、市民会館大ホール及びロビーにおいて受入れを実施（総避難者数 126 人、ピークは平成 23 年 3 月 12 日午前 4 時の 92 人、12 日午前 7 時まで開設） ウ 計画停電及び節電に伴う対応 （ア）市役所の開庁時間の延長を平成 23 年 3 月 31 日まで中止 （イ）各公共施設の利用時間の制限 （ウ）道路照明灯・公園灯の消灯 （エ）主要な交差点における小・中学生登下校時の見守り エ 市内への避難者の支援 （ア）避難者総数 96 人 43 世帯（平成 24 年 3 月 31 日時点） （イ）避難者に対する各種サービスの実施 オ 市内放射線量の測定
------------------	--------------------------------	--

### (3) 地震による被害の可能性

福生市は台地など良好な地盤がほとんどを占め、多摩川沿いの低地においても軟弱層厚が薄いことから、多摩川下流の沖積平野等に比べ地震動の増幅は小さい。しかし、震源距離が近い大規模地震が発生した場合は、地盤の性質にかかわらず強震動となり大きな被害を受ける。こうしたケースとしては、関東地方南部のいずれかにおいて発生が懸念されるプレート境界・プレート内の浅い地震及び発生頻度は極めて低いものの直近にある立川断層帯での地震等が挙げられる。

福生市での被害としては、①地震動による建物等の倒壊、②低地部での地盤の液状化による被害、③盛土部等での地割れの形成に伴う被害、④段丘崖の崖崩れ等、が問題となる。このうち低地部については、れき分が多い砂れき質の土質であり液状化の危険性が特に高いとはいえない。しかし、旧河道を埋土した箇所、盛土した箇所地下水位が高い場所などでは、埋土・盛土材や工法により地盤の液状化や地割れに伴う被害を受ける危険がある。

## 2 風水害の可能性

### (1) 降雨状況

福生市周辺の降雨状況については、ほぼ同様の条件を持つ青梅地域気象観測所（アメダス）の最近 10 年間の日降雨量データによると、1 時間降水量が 30mm を超えた日は 20 日、50mm を超えた日は 2 日、80mm を超えた日は 1 日であった。

### (2) 風水害の履歴

福生市における近年の水害・土砂災害の既往の災害は、次のとおりである。

なお、被害には、雨水排水施設の詰まり等が原因で発生する床下・床上浸水等は、含まない。

#### 【風水害の履歴】

年月日	要因	被害等の概要
昭和 58 年 8 月 17 日	台風 第 5 ・ 6 号	台風第 5 ・ 6 号による大雨 多摩川の永田橋上流左岸堤防侵食（災害記録）
昭和 63 年 8 月 12 日	大雨	大雨による石垣の崩壊が大字福生 574 番地 3、4 で発生した。（災害記録 昭和 63 年崖崩れ関係）
平成 3 年 8 月 21 日	大雨	大雨で多摩川増水 福生南公園、多摩川中央公園冠水（災害記録）

平成3年9月19日	大雨	大雨で多摩川増水 多摩川中央公園冠水（災害記録）
平成13年9月11日	台風第15号	福生南公園、多摩川中央公園冠水 小河内観測所の総雨量649mm
平成14年10月1日	台風第21号	降雨により公園内及び民地からの流入により道路及び敷地内に雨水冠水、2カ所で敷地内冠水（京浜河川事務所出水情報）
平成15年8月8日～9日	台風第10号	多摩川中央公園等の立ち木に被害、第四小学校前で倒木、武蔵野台二丁目の民家で倒木、道路冠水や道路から民地内への雨水の流入等
平成19年9月7日	台風第9号	台風9号の豪雨により、小河内ダム地点の総雨量は、観測史上最大の710mmとなった。多摩川河川敷の福生南公園及び多摩川中央公園が被災した。
平成20年8月28日	大雨	多摩川上流出張所で総雨量196mmを観測した。床下浸水1件、落雷により火災警報器の誤作動が1件
平成28年8月22日	台風第9号	午前5時から午後6時までの総雨量は市が設置している雨量計で250mmを観測した。公園内での倒木5件、冠水した立体交差道路で自動車が2台水没した。
平成30年9月30日	台風第24号	八王子市では、島しょ部を除く東京都内で観測史上2番目の強さとなる、最大瞬間風速45.6m/sを観測した。福生市内では、人的被害はなかったものの、倒木や看板等の飛散が多数発生した。
令和元年10月11日～12日	台風第19号	静岡県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。10日からの総雨量は、檜原村小沢で649mm、奥多摩町小河内で610.5mmに達した。江戸川区臨海では、最大瞬間風速43.8メートルを観測するなど、広い範囲で非常に強い風を観測した。福生市では、人的被害、住家の浸水はなかったものの、福生南公園、多摩川中央公園等が冠水した。市では、南田園地区、北田園地区全域3,493世帯、6,814人に避難指示を発令し、最大1,571人が避難所に避難した。

### (3) 風水害（土砂災害）の可能性

#### ア 多摩川の氾濫

福生市では、小河内ダム（昭和32年しゅん工）の洪水調節及び堤防整備等が進んだ結果、昭和30年以降には外水氾濫は発生していない。しかし、数十～百年に一度の豪雨に見舞われた場合には、現行の治水対策でも十分とはいえず、洪水となることも考えられる。特に、多摩川沿いの低地部で、陸橋より下流側（福生南公園一帯）は、堤防が完備されていないため浸水危険性は相対的に高い。

また、想定し得る最大規模の降雨（多摩川流域2日間の総雨量588mm）があった際には、低地部を中心に台地部の凹地においても、広い範囲で浸水被害となる場合がある。

#### イ 内水氾濫

福生市は、緩傾斜の地形条件や雨水幹線の整備により内水氾濫は起きにくい状況といえる。しかし、近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化や、周辺地域も含む都市化の進展による雨水浸透率の低下もあり、低地部を中心に台地部の凹地においても、浸水被害となる場合がある。

#### ウ 段丘崖の崖崩れ

土砂災害については、段丘崖の崖崩れが挙げられ、過去にも拝島段丘崖で崩壊が記録されている。崖崩れは、総雨量がおおむね100mmを超すと発生しやすくなるが、あまり前兆現象がなく、急激に崩れるため崖下は致命的な被害を受けやすい。拝島段丘崖は、高低差が比較的大きく、勾配が急であるとともに、豪雨時には加住礫層上位の滞水層で地下水位が上昇し、非常に崩れやすくなる。

## 第4節 被害の想定

### 1 地震に関する被害想定

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月東京都防災会議）及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」（平成25年5月東京都防災会議）では、福生市の被害を次のように想定している。

#### (1) 首都直下地震等による被害想定概要

##### ア 前提条件

##### (ア) 想定地震

項目	内容			
種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
規模	M7.3		M8クラス	M7.4
発生確率	今後30年以内70%（南関東地域におけるM7クラスの確率）		今後30年以内0～6%（180年から590年の発生間隔）	今後30年以内0.5～2%

##### (イ) 気象条件等

季節	時刻	風	想定される被害
冬	朝5時	4m/s 8m/s	a 兵庫県南部地震と同じ発生時間 b 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 c オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
	昼12時		a オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害拡大の危険性が高い。 b 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 c 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
	夕18時		a 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース b オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため滞留者が多数存在する。 c ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 d 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

##### イ 地震動・液状化

福生市における最大震度は、首都南部直下地震で5強、多摩東部直下地震で6強、大正関東地震で6強、立川断層帯地震で7が想定された。

液状化危険度は、多摩川と玉川上水に挟まれた土地で「低い」、その他の土地では、「極めて低い」と想定された。

##### ウ 人的・物的被害

福生市で想定された被害は、次のとおりである。

**【福生市の被害想定的前提】**

夜間人口(人)	56,414 人
昼間人口(人)	52,564 人
建物棟数	14,927 棟
木造	11,683 棟
非木造	3,244 棟

(ア) 都心南部直下地震

都心南部直下地震 (M7.3) 市内最大震度：6弱						
時刻・時期	冬・夕方		冬・昼		冬・早朝	
風速	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s
死者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ゆれ建物被害	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋内収容物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
負傷者	5人	5人	5人	5人	4人	4人
ゆれ建物被害	4人	4人	0人	0人	4人	4人
屋内収容物	0人	0人	4人	4人	0人	0人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	1人	1人	0人	0人	0人	0人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(うち重傷者)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ゆれ建物被害	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋内収容物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
要配慮者死者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
避難者	309人	306人	283人	280人	269人	267人
帰宅困難者	3,755人	3,755人	3,755人	3,755人	—	—
都内滞留者	47,835人	47,835人	47,835人	47,835人	—	—
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	5台	5台	5台	5台	5台	5台
自力脱出困難者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
災害廃棄物	0万t	0万t	0万t	0万t	0万t	0万t
建物全壊棟数	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
ゆれ	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
建物半壊棟数	8棟	8棟	8棟	8棟	8棟	8棟
ゆれ	8棟	8棟	8棟	8棟	8棟	8棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
(うち大規模半壊)	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟
ゆれ	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
火災	1件	1件	0件	0件	0件	0件
出火件数	1件	1件	0件	0件	0件	0件
焼失棟数	21棟	20棟	14棟	13棟	10棟	10棟
倒壊建物を含む	21棟	20棟	14棟	13棟	10棟	10棟
" 含まない	20棟	19棟	13棟	12棟	10棟	9棟
電力停電率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
通信不通率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
上水道断水率	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
下水道管きよ被害率	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
ガス供給停止率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

(イ) 多摩東部直下地震

多摩東部直下地震 (M7.3) 市内最大震度：6強						
時刻・時期	冬・夕方		冬・昼		冬・早朝	
風速	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s
死者	9人	9人	6人	6人	10人	10人
ゆれ建物被害	5人	5人	3人	3人	8人	8人
屋内収容物	1人	1人	1人	1人	1人	1人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	3人	3人	2人	2人	2人	2人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
負傷者	171人	171人	143人	143人	198人	198人
ゆれ建物被害	137人	137人	120人	120人	176人	176人
屋内収容物	14人	14人	14人	14人	19人	19人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	5人	5人	3人	3人	3人	3人
ブロック塀等	15人	15人	5人	5人	1人	1人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(うち重傷者)	19人	19人	13人	13人	15人	15人
ゆれ建物被害	8人	8人	7人	7人	10人	10人
屋内収容物	3人	3人	3人	3人	4人	4人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	1人	1人	1人	1人	1人	1人
ブロック塀等	6人	6人	2人	2人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
要配慮者死者	6人	6人	4人	4人	6人	6人
避難者	4,988人	4,964人	4,812人	4,796人	4,755人	4,742人
帰宅困難者	3,755人	3,755人	3,755人	3,755人	—	—
都内滞留者	47,835人	47,835人	47,835人	47,835人	—	—
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	10台	10台	10台	10台	10台	10台
自力脱出困難者	43人	43人	40人	40人	53人	53人
災害廃棄物	6万t	6万t	6万t	6万t	6万t	6万t
建物全壊棟数	136棟	136棟	136棟	136棟	136棟	136棟
ゆれ	136棟	136棟	136棟	136棟	136棟	136棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
建物半壊棟数	771棟	771棟	771棟	771棟	771棟	771棟
ゆれ	770棟	770棟	770棟	770棟	770棟	770棟
液状化	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
(うち大規模半壊)	154棟	154棟	154棟	154棟	154棟	154棟
ゆれ	154棟	154棟	154棟	154棟	154棟	154棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
火災	2件	2件	2件	2件	1件	1件
焼失	137棟	131棟	88棟	84棟	73棟	69棟
棟数	135棟	129棟	87棟	83棟	72棟	68棟
倒壊建物を含む						
" 含まない						
電力停電率	3.2%	3.1%	2.9%	2.9%	2.8%	2.8%
通信不通率	1.0%	1.0%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%
上水道断水率	12.2%	12.2%	12.2%	12.2%	12.2%	12.2%
下水道管きよ被害率	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%
ガス供給停止率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。



(ウ) 大正関東地震

大正関東地震 (M8 クラス) 市内最大震度：6 弱						
時刻・時期	冬・夕方		冬・昼		冬・早朝	
風速	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s
死者	1人	1人	1人	1人	1人	1人
ゆれ建物被害	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋内収容物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	1人	1人	1人	1人	1人	1人
津波	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
負傷者	12人	12人	12人	12人	13人	13人
ゆれ建物被害	6人	6人	7人	7人	7人	7人
屋内収容物	4人	4人	4人	4人	5人	5人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	2人	2人	2人	2人	2人	2人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(うち重傷者)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
ゆれ建物被害	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋内収容物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	1人	1人	0人	0人	1人	1人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
要配慮者死者	1人	1人	1人	1人	1人	1人
避難者	656人	648人	622人	615人	605人	599人
帰宅困難者	3,755人	3,755人	3,755人	3,755人	—	—
都内滞留者	47,835人	47,835人	47,835人	47,835人	—	—
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	5台	5台	5台	5台	5台	5台
自力脱出困難者	1人	1人	1人	1人	1人	1人
災害廃棄物	0万t	0万t	0万t	0万t	0万t	0万t
建物全壊棟数	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟
ゆれ	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
建物半壊棟数	40棟	40棟	40棟	40棟	40棟	40棟
ゆれ	39棟	39棟	39棟	39棟	39棟	39棟
液状化	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
(うち大規模半壊)	5棟	5棟	5棟	5棟	5棟	5棟
ゆれ	5棟	5棟	5棟	5棟	5棟	5棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
火災	出火件数	1件	1件	1件	1件	1件
焼失	倒壊建物を含む棟数	47棟	45棟	38棟	36棟	33棟
棟数	// 含まない	45棟	43棟	37棟	35棟	32棟
電力停電率	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
通信不通率	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%
上水道断水率	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
下水道管きよ被害率	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
ガス供給停止率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

(エ) 立川断層帯地震

立川断層帯地震 (M7.4) 市内最大震度：7						
時刻・時期	冬・夕方		冬・昼		冬・早朝	
風速	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s
死者	44人	43人	26人	25人	38人	37人
ゆれ建物被害	21人	21人	14人	14人	30人	30人
屋内収容物	1人	1人	1人	1人	2人	2人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	21人	20人	10人	9人	6人	5人
ブロック塀等	1人	1人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
負傷者	463人	458人	391人	390人	469人	469人
ゆれ建物被害	352人	352人	340人	340人	423人	423人
屋内収容物	27人	27人	26人	26人	35人	35人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	51人	47人	14人	13人	9人	9人
ブロック塀等	33人	33人	11人	11人	2人	2人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(うち重傷者)	73人	72人	52人	52人	60人	60人
ゆれ建物被害	40人	40人	38人	38人	49人	49人
屋内収容物	6人	6人	6人	6人	8人	8人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	14人	13人	4人	4人	3人	2人
ブロック塀等	13人	13人	4人	4人	1人	1人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
要配慮者死者	27人	27人	16人	16人	24人	23人
避難者	11,517人	11,340人	9,760人	9,668人	8,848人	8,806人
帰宅困難者	3,755人	3,755人	3,755人	3,755人	—	—
都内滞留者	47,835人	47,835人	47,835人	47,835人	—	—
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	15台	15台	14台	14台	14台	14台
自力脱出困難者	174人	174人	166人	166人	214人	214人
災害廃棄物	16万t	16万t	15万t	15万t	14万t	14万t
建物全壊棟数	517棟	517棟	517棟	517棟	517棟	517棟
ゆれ	517棟	517棟	517棟	517棟	517棟	517棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
建物半壊棟数	1,036棟	1,036棟	1,036棟	1,036棟	1,036棟	1,036棟
ゆれ	1,035棟	1,035棟	1,035棟	1,035棟	1,035棟	1,035棟
液状化	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
(うち大規模半壊)	227棟	227棟	227棟	227棟	227棟	227棟
ゆれ	227棟	227棟	227棟	227棟	227棟	227棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
火災	6件	6棟	4件	4件	3件	3件
焼失	995棟	944棟	491棟	465棟	230棟	218棟
倒壊建物を含む棟数	960棟	911棟	474棟	448棟	222棟	210棟
" 含まない棟数	960棟	911棟	474棟	448棟	222棟	210棟
電力停電率	13.0%	12.7%	10.4%	10.2%	9.0%	9.0%
通信不通率	6.5%	6.1%	3.4%	3.2%	1.8%	1.7%
上水道断水率	25.4%	25.4%	25.4%	25.4%	25.4%	25.4%
下水道管きよ被害率	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%
ガス供給停止率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

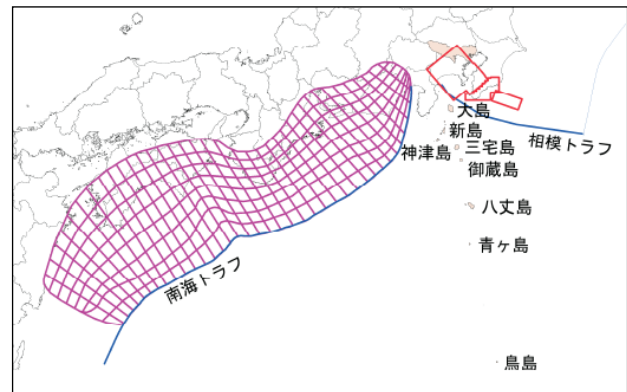
※要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

## (2) 南海トラフ巨大地震等による被害想定概要

### ア 前提条件

国が示した南海トラフ巨大地震モデル（M9クラス）を用いている。なお、南海トラフの震源域と東京都との位置関係は、図のとおりである。

【南海トラフの震源域】



出典：「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」

### イ 想定結果の概要

- (ア) 震度分布は、多摩地区でおおむね震度5弱となっている。
- (イ) 液状化は、地震動が小さいため危険度が低い地域がほとんどである。
- (ウ) 揺れ・液状化・急傾斜地崩壊による建物被害や屋外転倒物等の発生は限定的である。また、出火件数も限定的であるが、出火場所が木造住宅密集地である場合は、延焼して多くの建物が焼失する可能性がある。
- (エ) 死傷を伴う被害は限定的である。
- (オ) 首都圏全域で公共交通機関が停止し、外出先での滞留者、徒歩帰宅者による道路渋滞が発生する可能性がある。
- (カ) ライフラインの被害、交通施設の被害は限定的である。鉄道は、発災当日から翌日にかけて輸送できない可能性がある。被害が大きい東海地域以西へ向かう道路、鉄道は中長期にわたり利用できない可能性がある。
- (キ) 買いだめ、買い急ぎ行動により小売店舗の食料品、生活必需品が品切れとなる。さらに、流通機能の低下、生産地での工場等の被災により、物資不足が深刻となる可能性がある。
- (ク) 関連企業や取引先企業の被災やサプライチェーンの寸断による経済・企業活動への影響は甚大となる可能性がある。

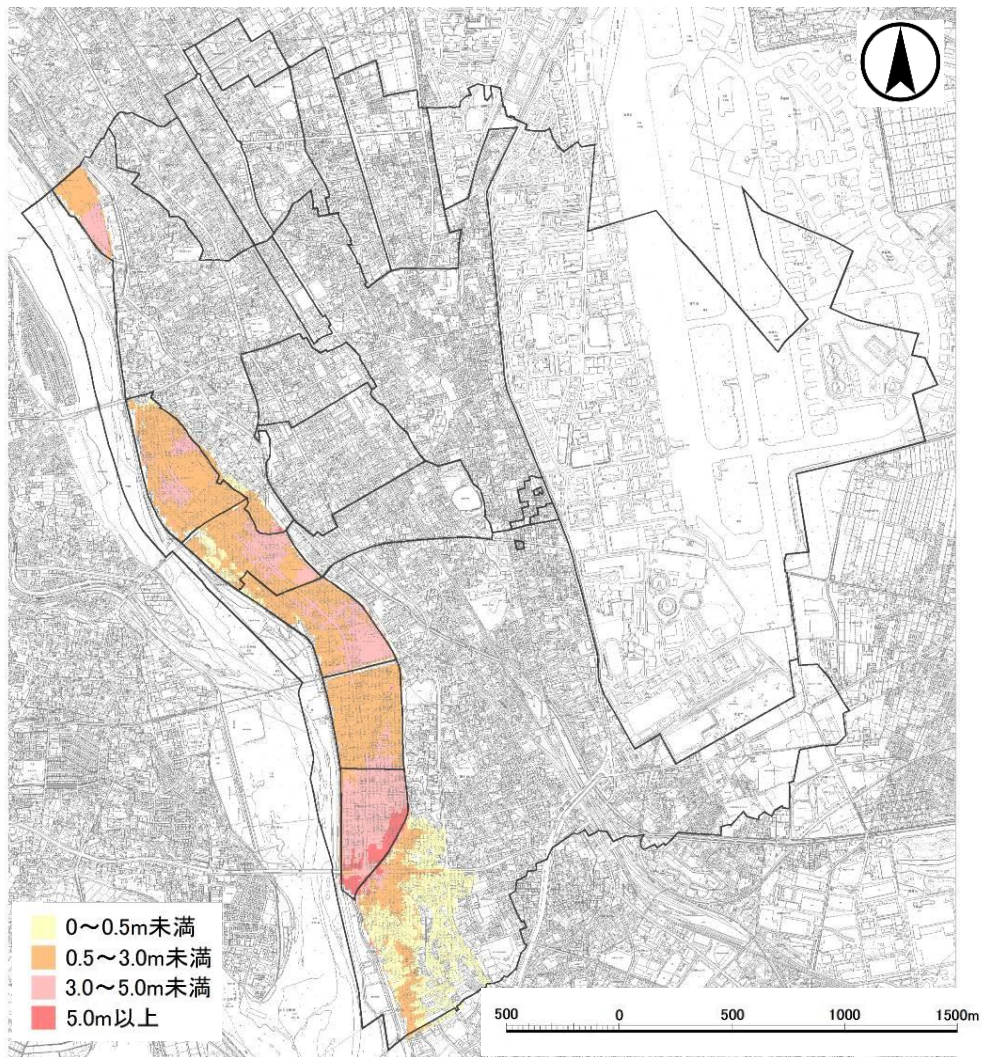
## 2 水害に関する被害想定

### (1) 外水氾濫

国土交通省は、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨（多摩川流域2日間の総雨量588mm）による多摩川の「洪水浸水想定区域図」（平成28年5月30日）を作成・公表している。これによると福生市では、拝島段丘崖下の多摩川低地部が広く浸水し、南田園1丁目付近では最大5m～10m未満の浸水高、72時間の洪水継続時間が想定されている。

なお、令和5年現在は福生市で9か所が重要水防箇所として指定されている。（資料-18〈P289〉参照）

【多摩川浸水想定区域図】



(国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所, 平成 28 年度)

【被害予想】

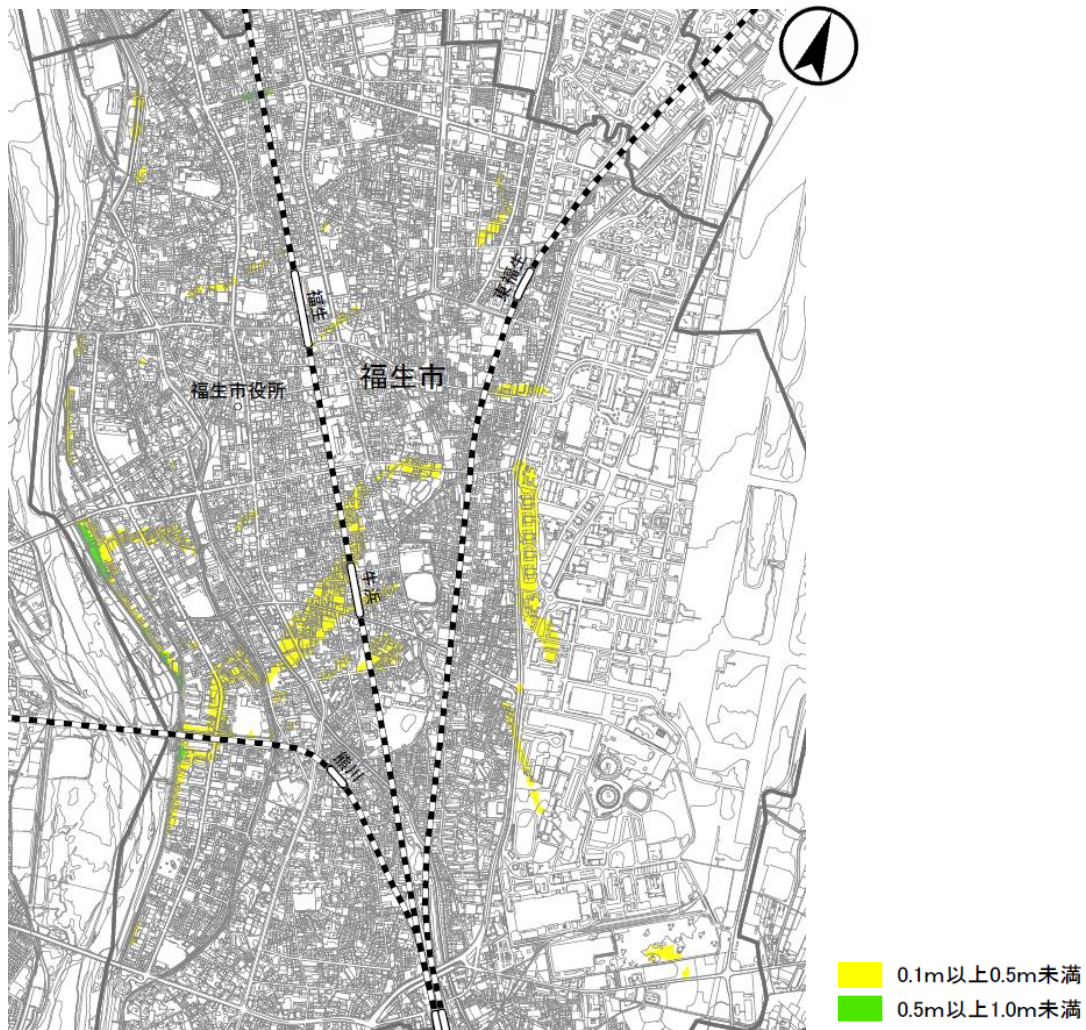
項目	被害	備考
避難人口 世帯数	10,681 人 5,383 世帯	避難対象の区域は、浸水想定区域をもとに地形等を考慮して周辺の外側に一定のバッファゾーンを設定している。
がれき発生量	44,584 t	浸水想定区域外への流出がないものとして想定する。

※想定区域内の要配慮者利用施設は風水害対策計画に記載(P213)

(2) 内水氾濫

福生市は、水防法の規定に基づき、想定最大規模降雨(時間最大雨量 153mm/h、総雨量 690mm/d)により、下水道管等が雨水を排水できない場合に浸水が想定される区域等をまとめ、「福生市内水浸水想定区域図」を作成している。

【福生市内水浸水想定区域図】



### 3 土砂災害の危険箇所

東京都建設局は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」を指定している。福生市では、「土砂災害特別警戒区域」14か所及び「土砂災害警戒区域」17か所箇所である。

### 4 雪害

平成26年2月、関東・甲信越・東北地方を中心に記録的な降雪を観測した「平成26年豪雪」により、日本各地で多くの人的・物的被害がもたらされた。

福生市内においても60cmの積雪があり、鉄道、路線バス等が運休し、交通機関がまひするなど、都市機能における大雪に対するぜい弱性が明らかとなった。

そのような災害に備えるために、除雪や情報提供等の雪害への対応について想定するものである。

## 5 原子力災害

### (1) 目的等

市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会制定）に基づく緊急時防護措置を準備する区域に、福生市及び東京都の地域は含まれていない。このことから国内の原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、福生市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災における地震とそれに伴う津波を原因として発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範な地域に拡散したことを踏まえ、原子力災害への対応について想定するものである。

### (2) 東京都における協議の対象となる原子力事業所

東京都においては、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は、神奈川県川崎市にある1施設のみである。

東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所

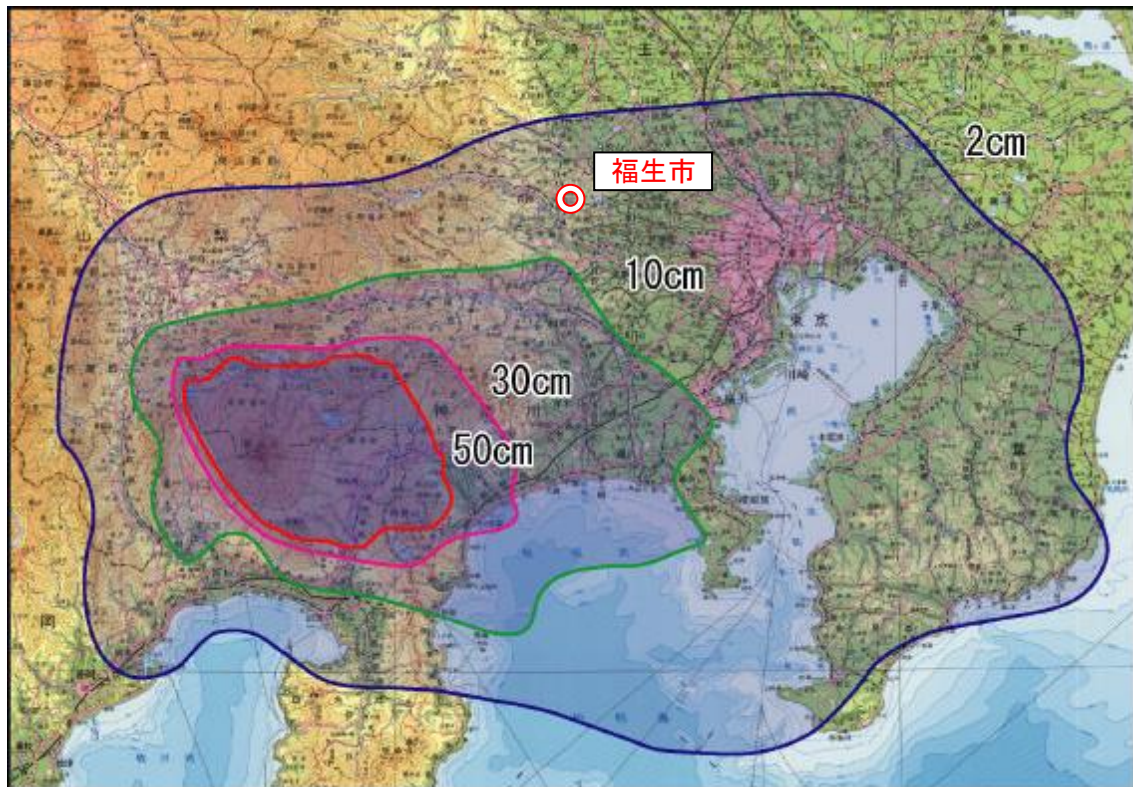
所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町4-1
事業者名	名称：東芝エネルギーシステムズ株式会社
原子炉施設等	東芝臨界実験装置（NCA：Nuclear Critical Assembly） 核燃料使用施設

出典：「東京都地域防災計画 原子力災害編」（令和3年修正）

## 6 火山災害

福生市近傍においては、噴火活動に伴う溶岩流、噴石、火砕流、泥流による直接的な火山災害を引き起こす火山はないが、富士山において宝永噴火と同等の大規模な噴火が起こった場合、火山灰等の影響を受ける可能性がある。

【降灰予想図】



出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）

## 7 大規模事故災害

福生市においては、東京都地域防災計画（大規模事故編）を参考に、福生市に関わる大規模事故として次の災害を計画の対象とする。

### （1）危険物事故

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線施設等における事故の発生

※福生市には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設はないが、小規模な施設であっても、事故が発生した場合にはそこで働く者や周辺住民に影響が及ぶことが想定される。

### （2）鉄道事故

列車の衝突、脱線・転覆・火災や化学品等積載列車からの流出事故の発生

### （3）道路・橋りょう災害

車両の多重衝突、危険物等積載車量からの流出等の事故の発生

### （4）CBRNE災害

Chemical（化学剤）、Biological（生物剤）、Radiological（放射性物質）、Nuclear（核物質）、Explosive（爆弾）が使用される災害・事故の発生

### （5）航空機事故

米軍・自衛隊機、民間機等の空中衝突・市街地への墜落事故等の発生

## 第2章 計画の基本方針

### 第1節 計画の方針

福生市では、都市化の進行に伴い、複合的な都市災害の危険性が増加している。このため、福生市及び関係機関の防災機能の充実と、これら機関と市民や事業者の連携を強化するなどにより、様々な災害に対処する防災態勢を確立する。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような大規模かつ広範囲での被害が発生した場合、行政による「公助」は限界を超える事態も考えられることから、市民・事業者等の相互協力の「自助」、「共助」による被害の発生・拡大防止など自主防災力の向上を促す。さらに中期的に、都市施設の耐震化・不燃化の促進、避難地等の安全性確保など災害に強いまちづくりを推進する。

なお、被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、女性及び子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者への配慮を取り入れた防災態勢を確立する必要がある。

#### 1 基本目標

##### ～ 災害に強く安全なまちづくりの推進 ～

市民、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた取組を進め、災害の防止、減災対策とともに、災害・非常時に即応できる地域防災態勢の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

#### 2 防災施策の大綱

##### (1) 災害に強い人と地域社会づくり

市民一人ひとりが「災害の発生を未然に防ぎ、被害の拡大を防止する」という防災の原点に立ち、平常時から被害の軽減を図るための措置や食料の備蓄等を自発的に行わなければならないことを理解してもらうため、地域の防災情報の提供や防災知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚を図る。

##### (2) 災害に強いまちづくりの推進

福生市をはじめ関係機関は、都市の防災基盤の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安全・安心なまちづくりを計画的に推進する。

##### (3) 災害に備えたシステムづくり

福生市をはじめ関係機関は、防災に係る平時からの取組の充実を図るとともに、災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備及び参集に関する計画を災害規模に応じて整備する。

##### (4) 災害への適切な対応

役割の明確化	災害時における市及び関係機関・市民・事業所の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図る。
地域防災計画と防災態勢の充実	この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災態勢の確立を図る。
事業の推進	ハード・ソフト両面で防災の視点から検討を加えた事業を展開する。



### 3 防災施策の重点

この計画を着実に推進するため、特に次の対策に努める。

- (1) 自主防災組織体制の強化
- (2) 各防災関係機関・事業所等との連携態勢の強化
- (3) 防災行政無線その他の情報伝達手段の多重化による災害情報の入手・伝達の強化
- (4) 各種災害対応マニュアルの整備
- (5) 避難情報の精緻化及びハザードマップの普及
- (6) 防災訓練の充実による災害時対応力の強化
- (7) 建築物等の耐震化、市街地の整備等による防災まちづくりの推進
- (8) 災害協力協定の締結などによる、応援・協力態勢と広域的な連携態勢の強化

## 第2節 減災目標

東京都は、東京都地域防災計画の中で、地震時における減災目標を定め、区市町村及び都民、事業者と協力して対策を推進していくとした。その後、平成24年修正版の中で、減災だけではなく生活や活動を早期に復旧・復興させることも重要とされ、「被害軽減と都市再生に向けた目標」として再度目標を定め、さらに、令和5年修正版において令和12年度までに達成すべき減災目標を定めている

福生市は、地震に関する被害想定と東京都地域防災計画との整合性を図り、減災目標を定めるとともに、3つの視点と分野横断的な視点のそれぞれについて目標とすべき指標を定め、市民、事業者、関係機関と協力して「災害に強く安全なまちづくりの推進」を目指す。

これらの指標は、次のとおりである。

※減災目標とは、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」のことをいう。

#### 〈指標〉

##### 視点1：家庭や地域における防災・減災対策の推進

指標となる項目	令和12年度の目標
出火防止対策実施率（感震ブレーカー設置）	感震ブレーカー設置率25%
初期消火対策実施率（消火器設置）	消火器保有率60%
家具類の転倒・落下・移動防止対策	75%
自助の備えを講じている住民の割合	100%

##### 視点2：住民の生命と我が国の首都機能を守る応急態勢の強化

指標となる項目	令和12年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	・特定沿道 総合到達率100%（令和7年度） ・一般沿道 耐震化率90%（令和7年度）
福生市事業継続計画（BCP）の見直し	福生市事業継続計画（BCP）の定期的見直し
市の受援応援態勢の充実強化	福生市受援計画の策定
一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合	70%
一時滞在施設の確保	想定する帰宅困難者の収容率90%

### 視点3：全ての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復

指標となる項目	令和12年度の目標
つながる通信の確保	全ての避難所において通信環境を確保
避難所環境の向上	全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保
災害時トイレの確保	災害時トイレ空白エリア解消

### 分野横断的な視点：ハード対策

指標となる項目	令和12年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定沿道 総合到達率 100% (令和7年度)</li> <li>・一般沿道 耐震化率 90% (令和7年度)</li> </ul>
住宅の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 (令和7年度)</li> <li>・新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減 (令和7年度)</li> </ul>
整備地域の不燃化	全整備地域の不燃領域率 70%達成
特定整備路線の整備	全線整備 (令和7年度末)
無電柱化の推進	第一次緊急輸送道路 50%の完了 (令和6年度まで)
水道管路の耐震継手化	断水率が高いと想定される地域の解消 (令和10年度まで)
下水道管路の耐震化推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化等を実施した施設の割合 93% (令和7年度)</li> <li>・浮上抑制対策を実施した道路の割合 93% (令和7年度)</li> </ul>

### 〈減災目標の達成に向けた取組〉

福生市は、「第2編 地震災害対策計画 第1部 災害予防計画」における各事業及び「福生市国土強靱化地域計画」等に基づき、減災目標の達成に向けた取組を実施する。

## 第3節 福生市・関係機関の業務の大綱

### 1 福生市及び関係機関の役割と位置付け

福生市	防災の地域における第一次的防災機関として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。
一部事務組合	東京都及びその他の関係機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるように協力する。
東京都の機関	自ら防災活動を実施し、福生市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。
自衛隊	東京都の要請や市の通報・通知に応じて、災害派遣の計画作成及び準備を行い、災害派遣を実施する。
指定地方行政機関	関係機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。
指定公共機関・指定地方公共機関	自ら防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるように協力する。

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	平素から災害予防態勢の整備を図るとともに災害時には防災対策業務を行い、市その他の各防災関係機関の防災活動に協力する。
---------------------	--

## 2 市民・事業所の役割

### (1) 市民の役割

自らの身の安全は、自らが守ることが基本であり、市民は自主的に災害に備えるとともに、相互に協力し防災活動を行い、関係機関と協力し、災害防止に寄与するよう努める。

個人の役割	ア 食料等の備蓄や建物の補強・出火防止対策、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を行う。 イ 福生市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。
自主防災組織の役割	ア 「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動ができる自主防災組織体制の確立を図る。 イ 福生市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

※自主防災組織：市内32の町会・自治会を単位として地域を分け、町会・自治会を中心に、地域住民全員が自主的に防災活動に取り組むための組織

### (2) 事業所の役割

事業所は、従業員や顧客の安全確保をはじめ、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、組織的な防災対策の推進や防災訓練の実施に努めるとともに、地域の防災対策に協力する。

従業員、利用者等の安全確保	防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた防災対策の充実を図り、従業員、利用者等の安全を確保する。
地域への貢献	事業活動に当たっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い社会づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。
応急対策活動への協力	福生市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

## 3 市及び関係機関の業務の大綱

### (1) 福生市

災害予防対策	ア 福生市防災会議に関すること。 イ 各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関すること。 ウ 防災組織の整備に関すること。 エ 防災の調査研究、教育及び訓練に関すること。 オ 食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。 カ 防災施設及び設備の整備に関すること。 キ 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。 ク 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ケ その他、地域の災害予防対策に関すること。
--------	--

災害応急対策	<p>ア 関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>イ 気象情報の伝達、避難情報の発令、避難所の開設に関する事。</p> <p>ウ 情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。</p> <p>エ 消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関する事。</p> <p>オ 被災者の救護及び保護に関する事。</p> <p>カ 給食・給水等の応急措置に関する事。</p> <p>キ 被災児童、生徒の応急教育に関する事。</p> <p>ク ボランティア活動に対する支援に関する事。</p> <p>ケ 緊急輸送道路の確保に関する事。</p> <p>コ 外出者の支援に関する事。</p> <p>サ 医療、防疫及び保健衛生に関する事。</p> <p>シ その他、地域に係る災害応急対策において必要と認める措置に関する事。</p>
災害復旧・復興対策	<p>ア 公共土木施設の復旧整備に関する事。</p> <p>イ 学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関する事。</p> <p>ウ 社会福祉施設の復旧整備に関する事。</p> <p>エ 下水道施設の復旧整備に関する事。</p> <p>オ その他災害復旧事業に関する事。</p> <p>カ 災害復興に関する事。</p>

(2) 一部事務組合

公立福生病院	<p>ア 災害時の医療に関する事。</p> <p>イ その他防災に係る事務又は業務に関する事。</p>
東京たま広域資源循環組合	<p>ア 災害時の廃棄物の埋立処分に関する事。</p> <p>イ その他防災に係る事務又は業務に関する事。</p>
西多摩衛生組合	<p>ア 災害時の一般廃棄物処理に関する事。</p> <p>イ その他防災に係る事務及び業務に関する事。</p>
瑞穂斎場組合	<p>ア 災害時の遺体の火葬に関する事。</p> <p>イ その他防災に係る事務及び業務に関する事。</p>

(3) 東京都の機関

東京都	<p>ア 東京都防災会議に関する事。</p> <p>イ 防災に係る組織及び施設に関する事。</p> <p>ウ 災害情報の収集及び伝達に関する事。</p> <p>エ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。</p> <p>オ 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関する事。</p> <p>カ 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事。</p> <p>キ 緊急輸送の確保に関する事。</p> <p>ク 被災者の救出及び避難誘導に関する事。</p> <p>ケ 人命の救助及び救急に関する事。</p> <p>コ 消防及び水防に関する事。</p> <p>サ 医療、防疫及び保健衛生に関する事。</p> <p>シ 外出者の支援に関する事。</p> <p>ス 応急給水に関する事。</p> <p>セ 救助物資の備蓄及び調達に関する事。</p> <p>ソ 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。</p> <p>タ 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。</p> <p>チ 公共施設の応急復旧に関する事。</p> <p>ツ 災害復興に関する事。</p>
-----	--

	<p>テ 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>ト 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。</p> <p>ナ 事業所防災に関すること。</p> <p>ニ 防災教育及び防災訓練に関すること。</p> <p>ヌ その他被害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。</p>
西多摩建設事務所	<p>ア 所管する道路、橋梁、河川の防災対策及び復旧対策に関すること。</p> <p>イ その他防災に係る事務又は業務に関すること。</p>
東京消防庁 福生消防署	<p>ア 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。</p> <p>イ 救急及び救助に関すること。</p> <p>ウ 危険物等の措置に関すること。</p> <p>エ その他消防に関すること。</p>
西多摩保健所	<p>ア 防疫その他保健衛生に関すること。</p> <p>イ 医療に関する情報提供、連絡調整に関すること。</p>
警視庁 福生警察署	<p>ア 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。</p> <p>イ 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。</p> <p>ウ 行方不明者の捜索及び調査に関すること。</p> <p>エ 遺体の調査等及び検視に関すること。</p> <p>オ 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。</p> <p>カ 公共の安全と秩序の維持に関すること。</p>
水道局	<p>ア 応急給水に関すること。</p> <p>イ 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。</p>
下水道局	<p>ア 下水施設の点検、整備及び復旧に関すること。</p> <p>イ 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。</p>

(4) 自衛隊

陸上自衛隊 ・第1師団司令部 ・第1施設大隊	<p>ア 災害派遣の計画及び準備に関すること。</p> <p>イ 災害派遣の実施に関すること。</p>
------------------------------	---

(5) 指定地方行政機関

関東総合通信局	<p>ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。</p> <p>イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</p> <p>ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。</p> <p>エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</p> <p>オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</p>
関東財務局	<p>ア 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。</p> <p>イ 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。</p>
関東信越厚生局	<p>ア 被害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>イ 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
東京労働局	<p>ア 産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関すること。</p> <p>イ 雇用対策に関すること。</p>
関東農政局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。</p> <p>イ 応急用食料・物資の支援に関すること。</p>

	<p>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること。</p> <p>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。</p> <p>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。</p> <p>カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。</p> <p>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。</p> <p>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。</p> <p>ケ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。</p> <p>コ 被害農業者に対する金融対策に関すること。</p>
関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関すること。</p>
関東東北産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
関東地方整備局	<p>ア 防災上必要な教育及び訓練に関すること。</p> <p>イ 通信施設等の整備に関すること。</p> <p>ウ 公共施設等の整備に関すること。</p> <p>エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。</p> <p>オ 官庁施設の災害予防措置に関すること。</p> <p>カ 豪雪害の予防に関すること。</p> <p>キ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。</p> <p>ク 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。</p> <p>ケ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。</p> <p>コ 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。</p> <p>サ 災害時における復旧資材の確保に関すること。</p> <p>シ 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p>
関東運輸局	<p>ア 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。</p> <p>イ 災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。</p>
東京航空局 (東京空港事務所)	<p>ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。</p> <p>イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
関東地方測量部	<p>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。</p> <p>イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。</p> <p>ウ 地殻変動の監視に関すること。</p>
東京管区气象台	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>
関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること。</p>

	<p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事。</p> <p>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事。</p>
北関東防衛局	<p>ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事。</p> <p>イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事。</p>

(6) 指定公共機関

日赤東京都支部	<p>ア 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・遺体の処理を含む。）の実施に関する事。</p> <p>イ 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。</p> <p>ウ こころのケア活動に関する事。</p> <p>エ 赤十字ボランティアの活動に関する事。</p> <p>オ 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。</p> <p>カ 義援金の受付及び配分に関する事（原則として義援物資については受け付けない。）。</p> <p>キ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事。</p> <p>ク 災害救援物資の支給に関する事。</p> <p>ケ 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。</p> <p>コ 外国人の安否調査に関する事。</p> <p>サ 遺体の検案協力に関する事。</p> <p>シ 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。</p>
日本放送協会	<p>ア 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関する事。</p> <p>イ 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関する事。</p> <p>ウ 放送施設の保全に関する事。</p>
日本郵便株式会社	<p>ア 郵便物送達確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関する事。</p> <p>イ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関する事。 （ア）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 （イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （ウ）被災地宛救助用郵便物の料金免除 （エ）被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</p>
東日本旅客鉄道株式会社	<p>ア 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関する事。</p> <p>イ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事。</p> <p>ウ 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。</p>
日本貨物鉄道株式会社	<p>災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事。</p>
東日本電信電話株式会社	<p>ア 電気通信設備の建設及び保全に関する事。</p> <p>イ 重要通信の確保に関する事。</p> <p>ウ 気象予警報の伝達に関する事。</p> <p>エ 通信ネットワークの信頼性向上に関する事。</p> <p>オ 災害時の電気通信設備の復旧に関する事。</p>
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<p>ア 国内・国際電話等の通信の確保に関する事。</p> <p>イ 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。</p>
KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ	<p>ア 重要通信の確保に関する事。</p> <p>イ 災害時における電気通信の疎通確保と被災通信設備等の復旧に関する事。</p>

ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関する こと。
東京電力グループ 各社	ア 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 イ 電力需給に関すること。

(7) 指定地方公共機関

一般社団法人 東京都トラック 協会(多摩支部)	災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸 送の協力に関すること。
公益社団法人 東京都医師会	ア 医療に関すること。 イ 防疫の協力に関すること。 ウ 遺体の検案の協力に関すること。
公益社団法人 東京都歯科医師会	歯科医療活動に関すること。
公益社団法人 東京都薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
献血供給事業団	血液製剤の供給に関すること。
公益社団法人 東京都獣医師会	動物の医療保護活動に関すること。
民間放送機関	ア 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 イ 放送施設の保全に関すること。
一般社団法人 東京バス協会	バスによる輸送の確保に関すること。
一般社団法人東京 ハイヤー・タクシ ー協会	ア タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。 イ 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。
一般社団法人東京 都個人タクシー協 会	タクシーによる輸送の確保に関すること。
一般社団法人日本 エレベーター協会 関東支部	ア 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出(危険の伴わ ないものに限る。)に関すること。 イ エレベーターの早期復旧に関すること。

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体	一般社団法人 西多摩医師会	ア 災害時における医療救護の活動に関すること。 イ その他防災に係る事務又は業務に関すること。
	一般社団法人 東京都西多摩歯科 医師会	ア 災害時における歯科医療救護の活動に関すること。 イ その他防災に係る事務又は業務に関すること。
	武陽ガス株式会社	ア ガス供給施設の整備と防災管理に関すること。 イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。 ウ 災害時におけるガスの供給確保に関すること。 エ 被災ガス供給施設の復旧事業の推進に関すること。 オ その他防災に係る事務又は業務に関すること。



	公益社団法人 東京都柔道整復師 会西多摩支部	ア 災害時における接骨医療救護の活動に関する事 イ その他防災に係る事務又は業務に関する事
	福生市商工会	ア 災害時における被災者及び中小企業への融資の斡旋、資 金導入計画等の協力に関する事 イ その他防災に係る事務又は業務に関する事
	福生市交通安全推 進委員会	ア 被災区域内の交通規制に関する事 イ その他防災に係る事務又は業務に関する事
	福生警察署管内 防犯協会	ア 被災区域内の秩序維持に関する事 イ その他防災に係る事務又は業務に関する事
	社会福祉法人 福生市社会福祉協 議会	ア 災害時におけるボランティア活動、福祉サービス等の協 力に関する事 イ 福生市災害ボランティアセンターの開設に関する事 ウ その他防災に係る事務又は業務に関する事
	多摩ケーブルネッ トワーク株式会社	ア 災害時における広報の協力及び被害状況の報道に関する 事 イ その他防災に係る事務又は業務に関する事
防災上重要 な施設の管 理者	病院等医療関係施 設の管理者	ア 避難施設の整備と避難訓練等に関する事 イ 災害時における傷病者等の収容、保護に関する事 ウ 災害時における医療、助産活動に関する事 エ 災害時における収容者の保護、誘導に関する事
	学校等の施設の管 理者	ア 避難施設の整備と避難訓練等に関する事 イ 災害時における応急教育対策計画の実施に関する事 ウ 避難者の収容及び保護への協力に関する事



## 第2編 地震災害対策計画



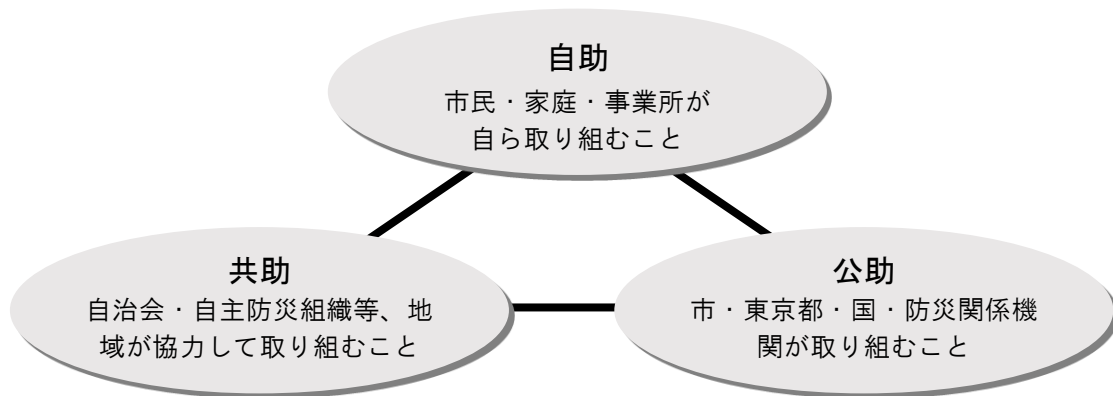
# 第 1 部 災害予防計画



## 第1章 災害に強い人と地域社会づくり

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって、多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。

市民、自主防災組織、事業所等は、「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市民、行政、事業所、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していく。



### 第1節 防災知識の普及

〔総務部、教育部、生活環境部〕

#### 《基本方針》

市民が、平常時から災害に対する備えを心掛け、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災意識・知識の普及啓発に努める。

#### 1 市民に対する防災知識の普及と意識啓発

福生市は、大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等の防災パンフレット配布、防災展の開催、ホームページや講習会等によって、災害・防災に関する知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚に努める。防災知識の普及等を推進する際には、女性及び子ども、性的マイノリティ、国籍のほか、要配慮者の視点の違いに配慮し、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

特に、住宅の耐震化・出火防止対策、3日分（推奨1週間以上）の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、安否確認手段、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具類の転倒・落下・移動防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策等を通じて家庭での予防安全対策について普及・啓発を行う。

また、自主防災組織や市民団体等を通じて正しい応急手当の方法などの知識の普及、啓発に努める。

## 2 学校教育・社会教育における防災教育

福生市は、防災の手引を作成するとともに東京都教育委員会発行の「防災ノート～災害と安全～」や立川防災館を活用して、児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。また、社会教育活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。

## 3 事業所における防災知識の普及

福生市は、大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、帰宅困難者対策を含む事業所単位での防災マニュアル等を作成するよう啓発に努める。

また、事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に市内の経済を支える重要な企業の事業活動を早期に復旧するため、事業者団体等を通じて、事業者が災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成する事業継続計画（BCP（Business Continuity Plan））の策定を推進するよう働き掛ける。

## 第2節 自助による市民の防災力向上

### 《基本方針》

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、発災時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所又は避難所で自ら活動する、あるいは、行政等が行っている防災活動に協力するなど、防災への自助意識を高めることが求められる。

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策に努める。

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 日頃からの出火の防止
- 3 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- 5 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 6 水（目安として1日1人3ℓ）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- 7 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 8 地震時のマイ・タイムライン（防災行動計画）の作成
- 9 市や自主防災組織が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 10 町会・自治会等が行う、地域の相互協力態勢の構築への協力
- 11 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- 12 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与



### 第3節 自主防災組織等による共助の推進

〔総務部、生活環境部、教育部、福生消防署〕

#### 《基本方針》

市民及び事業所による自主的な防災活動が、人命救助や被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、防災リーダーの育成、多様な世代が参加できる環境の醸成など、地域における自主防災組織体制の整備に努める。

#### 1 自主防災組織等への支援

自主防災組織は、共助の観点から、防災訓練等により地域における自主防災力の向上に努める。

福生市及び福生消防署は、地域住民による自主防災組織が行う消火・救助・救護活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努める。

自主防災力の向上	自主防災組織は、地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救出・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。なお、避難訓練の実施に際しては、障害者、高齢者、幼児、病弱者等の保護に配慮した訓練を実施する。
技術的指導	自主防災組織のリーダー講習会等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行う。 防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。
防災マップ・災害マニュアル作成の支援	地区内危険箇所、避難ルート・避難場所、消防水利・機器などの状況を市民が調べ、共有化する防災マップづくりを支援する。 発災初動期の自主防災組織による活動態勢を強化するため、災害マニュアルの作成を支援する。
資機材の整備助成等	自主防災組織活動に必要な資機材の整備助成等に努める。
福生市災害活動応援隊（福活隊）の活動支援	大規模災害における自助・共助の地域防災力の強化と人的被害の軽減等を図るため、消防団OBにより結成された「福生市災害活動応援隊」の活動を支援する。
地区防災計画の作成	地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議においてこの計画へ定める必要があるかどうかを判断し、必要と認める場合は地区防災計画をこの計画に定める。必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。
避難所運営連絡会の活動	地域の自主防災組織、学校関係者、市職員等で避難所運営連絡会を立ち上げて、避難所運営マニュアルを作成し、定期的に避難所運営について検討を行う。

#### 2 事業所による自主防災態勢の整備

事業所は、従業員及び利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業所の自主的な防災態勢の充実強化と地域の自主防災組織との連携強化を図る。

利用者の保護	帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映する。（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）
--------	---

事業継続対策	災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策を推進する。
安全確保対策	社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認態勢を整備する。
防災訓練及び地域との協力	事業所ごとに定例的な防災訓練を推進するとともに、組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を進める。

## 第4節 各主体の連携

過去の災害、中でも平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助の重要性が社会的に認識されている。

こうした状況に鑑み、市民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、社会の様々な主体が連携して、防災のための行動や事業の展開に努める。

主 体	役 割 等
福生市	住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、東京都その他の関係機関及び自主防災組織等と連携し、防災対策に関する施策の推進に努める。
市民	平常時から災害に対する危機意識をもって自ら防災対策を実施するよう努める。
自主防災組織	災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策並びに避難誘導、初期消火、救出救護その他の災害応急対策を実施するよう努める。
事業者	災害発生時等において、来所者、従業員及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる態勢を整備するよう努めるとともに、負傷者の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努める。
ボランティア	災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、福生市及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努める。 また、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援、活動調整を行う組織）は、その経験や専門性を生かし、行政組織、ボランティア等との連携態勢の構築を図る。

## 第5節 要配慮者の安全確保

〔総務部、生活環境部、福祉保健部〕

### 《基本方針》

福生市及び関係機関は、乳幼児、障害者、病人、寝たきり者、高齢者、妊産婦、外国人などの要配慮者の安全確保のため、社会福祉施設・民間福祉団体・NPO・社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援態勢づくりを推進する。

## 1 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等は、施設利用者等の安全を確保するために防災対策を推進する。

防災マニュアルの策定	災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。
防災訓練の実施	円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。
施設等の安全対策	スプリンクラーの設置や消防機関と直結する火災通報装置、避難路となるバルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や附属する危険物を常時点検する。
地域社会との連携	社会福祉施設の入居者は避難が困難である者が多く、避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。このため地域住民やボランティア組織の協力を得る応援協定の締結など避難態勢づくりを推進する。

## 2 要配慮者対策

市は、民生委員や自主防災組織等と連携して、避難行動要支援者の避難支援等の要配慮者対策を実施する。

避難行動要支援者の名簿作成	<p>災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について名簿を作成し、個人情報保護に配慮して地域の自主防災組織、関係機関・団体と共有する。</p> <p>(1) 名簿に掲載する者の範囲 名簿に掲載する避難行動要支援者は、次の範囲とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 介護保険制度の要介護3以上の者</li> <li>イ 介護保険制度の要介護1～2で、単身世帯又は同居の家族が75歳以上の者</li> <li>ウ 身体障害者手帳所持者で、1級、2級に該当する者</li> <li>エ 身体障害者手帳所持者で、視覚障害又は聴覚障害3～6級に該当する者</li> <li>オ 愛の手帳所持者</li> <li>カ 精神障害者保健福祉手帳所持者で、1級、2級に該当する者</li> <li>キ 精神障害者保健福祉手帳所持者で、3級の単身世帯の者</li> <li>ク 75歳以上の単身世帯又は75歳以上のみの世帯の者</li> <li>ケ 上記ア、イと同居する家族がすべて75歳以上の者</li> <li>コ 上記以外で避難の支援が必要であると市長が認めた者</li> </ul> <p>(2) 名簿を提供する避難支援関係者及び情報漏えい措置 名簿を提供する避難支援関係者は、次のとおりとする。提供の際には、情報漏えいを防止するために名簿取扱者の限定、保管方法、秘密の保持等について指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 福生警察署</li> <li>イ 福生消防署</li> <li>ウ 自主防災組織</li> <li>エ 福生市民生委員</li> <li>オ 福生市社会福祉協議会</li> <li>カ 福生市消防団</li> </ul> <p>(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法 名簿に記載する個人情報は、次のとおりとする。情報は市関係部署等から集約するほか、同意を得たうえで地域の避難支援関係者からの情報を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 氏名</li> <li>イ 生年月日</li> <li>ウ 住所</li> <li>エ 電話番号</li> <li>オ 対象要件</li> <li>カ 特記事項</li> <li>キ 緊急時の連絡先</li> <li>ク 名簿情報の提供に関する同意又は不同意</li> </ul>
---------------	---

	(4) 名簿の更新 名簿は、原則として年1回以上更新するものとする。
避難行動要支援者支援マニュアル(全体計画)の作成	東京都「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、関係各課は関係機関、自主防災組織、本人・家族・ボランティア団体等の参画を得て支援マニュアルを作成する。また、災害時には災害対策本部要配慮者対策班への情報の一元化を図り、各対応部の活動へとつなぐ態勢を整備する。
個別避難計画の策定	避難行動要支援者を把握し、要支援者一人ひとりの個別避難計画を策定する。 また、事前に福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行い、日頃から利用している施設を福祉避難所の指定を行う等、避難時に当該施設へ直接避難することを検討する。
防災知識の普及・啓発	要配慮者本人及びその家族等が防災に対する理解を深め、東京都「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」等を参考に、日頃から対策を講じ、また、地域の防災訓練等へ積極的に参加できるよう知識の普及・啓発に努める。
地域における救出・救護態勢の充実	自主防災組織等において、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、その支援態勢を検討し、災害時には対象者の安全確保に協力する。また、福生消防署と連携し、「地域協力態勢づくり」を進める。
情報連絡手段の整備	災害時に情報入手が困難な聴覚障害者等へ、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める。
安全機器の普及促進	災害時に介護支援を必要とする対象者への防火指導と併せて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。
医療救護の配慮	要配慮者へ配慮した医療救護に関し、事前にその在り方等の検討を行う。
救急医療情報キットの配布	高齢者、障害者等に対し、救急時に必要な医療情報を入れることができる「救急医療情報キット」を配布する。
東京都と連携した緊急通報システムの整備	東京都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし高齢者や18歳以上の一人暮らし重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。

### 3 外国人等への対策

前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が考えられる。福生市は、これらの人々に対して、安心して行動できるような環境づくりに努める。

防災情報の提供・防災知識の普及	外国人向けの防災リーフレット等の配布に努める。
	ボランティア等と連携し、東京都が作成した動画を活用するなど、多言語での防災知識の普及・啓発に努める。 避難標識等のやさしい日本語及び外国語併記を推進する。
地域社会との連携	地域での支援態勢づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から福生市社会福祉協議会との連携を図る。
	東京都防災(語学)ボランティアを活用し、防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

## 第6節 ボランティア活動環境の整備

〔福生消防署、総務部、生活環境部、福祉保健部、福生市社会福祉協議会〕

### 《基本方針》

東京都、日本赤十字社東京都支部、東京都社会福祉協議会、福生市社会福祉協議会、その他ボ

ランティア活動推進機関及びNPO等と相互に連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携態勢を構築し、ボランティアやNPOが適切に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

## 1 受入態勢の整備

福生市は、福生市社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアの受入態勢を整備する。

受入窓口の整備	ボランティア活動の受入れ及び活動調整を行うための窓口運営について、福生市災害ボランティアセンターの設置など、福生市社会福祉協議会との連絡調整に努める。
連携の推進	東京都災害ボランティアセンターや東京都社会福祉協議会と、迅速な派遣要請・受入に係る連携を推進する。
ボランティアセンター設置・運営訓練	福生市社会福祉協議会等との連携による福生市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。
ネットワークの構築	平常時から、福生市社会福祉協議会を通じボランティア団体等やNPOとの幅広いネットワークを構築する。

## 2 事前登録の推進、活動支援態勢の整備

福生市は、東京都、東京都社会福祉協議会、福生消防署、福生市社会福祉協議会等との連携の下に、ボランティアの事前登録に努めるとともに、活動支援態勢を整備する。

東京都防災ボランティア等の専門技術型ボランティア	<p>専門ボランティアとして、行政が十分には対応できない分野への協力を得る。</p> <p>(1) 災害支援ボランティア講習修了者                  (2) アマチュア無線技師                  (3) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、助産師等                  (4) 被災建築物応急危険度判定員、土砂災害の危険度判定技術者                  (5) 航空機・特殊車両等の操縦、運転の資格者                  (6) 通訳（外国語、手話）                  (7) その他（高齢者介護、障害者福祉の経験者等）</p>
東京消防庁災害時支援ボランティア	<p>地震時等における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有する東京消防庁災害時支援ボランティアの協力を得るため事前に登録した東京消防庁災害時支援ボランティアの受入態勢を確立するとともに、育成指導を図る。</p> <p>登録資格者                  原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域内に勤務若しくは通学する者であり、かつ、震災時等において消防活動支援を行う意思がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 応急救護に関する知識を有する者                  (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者                  (3) 元東京消防庁職員                  (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術を有する者</p> <p>災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施                  平常時には次の活動を実施する。</p>

	(1) 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 (2) チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、 「コーディネーター講習」への参加 (3) その他、登録消防署の要請による活動
市内災害ボランティアネットワークの構築	市内のボランティア組織等との連携に努め、幅広いネットワークを構築する。
ボランティア活動に係る環境整備	福祉センターをボランティア団体等の活動拠点として指定するとともに、必要な資機材、宿泊施設及び食料の提供、ボランティア保険の加入など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

### 3 人材の育成

福生市は、東京都等の関係機関と連携して、災害ボランティアの取組について周知を図り、リーダー等の人材育成を促進する。

人材の育成	東京都、日本赤十字社東京都支部、東京都社会福祉協議会、福生市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダーの養成、ボランティアコーディネーターの養成に努める。
	東京都防災ボランティア制度及び東京消防庁災害時支援ボランティア制度の活用等、東京都との事前調整を行う。
意識の高揚	市として防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日から21日）の諸行事を通じ、ボランティア団体等の意識高揚を図る。

## 第7節 事業継続計画の実効性の確保

〔総務部、各部〕

### 《基本方針》

被災からの復旧・復興を迅速に実現し、市民の生命、財産、生活及び社会経済活動への支障を軽減するため、福生市は事業継続計画（BCP）について、訓練等を通じて実効性を確認し、把握した問題点や教訓等に基づき見直しを図る。

### 1 BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

事業継続の取組は、次の特徴を持っている。

(1) 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。 (2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。 (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務継続が危うくなるのかを抽出し検討すること。 (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。 (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
---

(6) 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急対応の要素を含んでいること。

## 2 市政のBCP等の見直し

福生市は、災害時に市の各部課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、福生市事業継続計画（BCP）の不断の見直しを行う。

## 第2章 災害に強いまちづくり

災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、災害時における都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

都市防災機能の強化や建築物等の安全対策、地震・火災等の予防対策を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

### 第1節 都市の防災機能の強化

〔企画財政部、総務部、生活環境部、都市建設部、関係機関〕

#### 《基本方針》

福生市をはじめ関係機関は、市街地の不燃化や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設や公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

#### 1 防災市街地の整備

福生市は、都市計画マスタープランや緑の基本計画等に基づいて、市街地の不燃化や公園・道路等の効果的配置による都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

防災機能を高める都市施設配置	福生市では土地区画整理事業による面整備が行われた市街地が多いが、既存市街地の一部では木造家屋の密集と細街路が目立ち延焼の危険性の高い地域もある。このため、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、玉川上水、公園、学校等で構成される延焼遮断帯で囲む防災生活圏の形成を目指した施設配置に努める。
市街地の再開発	福生駅西口地区市街地再開発により、耐震化・不燃化等を確保した避難所等の防災拠点となる施設、安全な避難を確保する道路等を整備する。
市街地の不燃化の促進	道路等の都市基盤施設が整わないまま次第に市街化された地域については、地区計画制度等により地区整備の方針を策定し、建築物の用途・形態の制限や生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等に努める。
緊急輸送道路の確保	国及び東京都指定の緊急輸送道路に接続していない災害対策活動の拠点と指定済みの緊急輸送道路とを結ぶ道路、既に指定済みの緊急輸送道路を連結する道路を緊急輸送道路として指定し、確保する。
広域応援活動の活動拠点の整備	救助部隊・ライフライン復旧活動のための応援部隊等のための活動拠点を想定し、迅速な救出・救助・復旧活動の基盤を確保する。

#### 2 防災空間の確保、防災機能の整備

福生市及び関係機関は、公園・緑地、道路、河川等オープンスペースの効果的整備に努め、防災空間の確保を図るとともに、防災機能の整備を進める。

公園・緑地、広場等	近隣公園や身近な街区公園等を積極的に整備する。
	雨水排水の流出を抑制するための貯留・浸透施設の設置等を推進するとともに、耐震性貯水槽等の整備を進める。
河川	火災による延焼防止を図るため、オープンスペースの整備を推進するとともに、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。
	災害時における緊急用水の供給源や消防用水として活用できるよう努める。



道路・緑道	避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、都市計画道路の整備を推進するとともに、幅員の不十分な既存道路の拡幅を図る。 幹線道路等の歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化及び無電柱化の検討、不法占有物の除去などバリアフリーに努める。
農地・農業用施設	農地・農業用施設については、防災空間として災害時等における一時緊急的な避難、集合の場所としても確保に努める。

### 3 土木構造物の耐震対策

福生市及び関係機関は、土木構造物ごとに、被害を最小限に止めるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

道路施設	道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等の危険性を調査し、必要な対策を講じるとともに、道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に緊急輸送道路の管理者は、耐震診断に基づいて補強計画を策定し、耐震性の強化を図る。 一般橋りょう、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。
鉄道施設	駅舎、橋りょう、高架部、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。
河川・水路	堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに耐震性の向上に努める。
土砂災害防止施設	急傾斜地崩壊防止施設については、必要に応じて耐震対策を実施する。

### 4 ライフライン施設の安全化

上・下水道、電力、ガス、通信、ごみ・し尿処理などのライフライン等に関わる事業者は、各種災害による被害を防止するため、施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速な応急復旧を行うための防災態勢を整備する。

#### (1) 上水道

水道施設設備の強化	ア 水道施設の耐震化の着実な推進 イ 耐震継手管への取替えの推進 ウ バックアップ機能の更なる強化 エ 自家発電設備の設置、増強による電力の自立化
	震災時における安定的な給水の確保のため、浄水場や給水所等の耐震化について、重要度や更新時期を考慮し計画的に進めていく。
	水道管路の耐震継手化の取組を推進するほか、医療機関や首都中枢機関等に加え避難所や主要駅への供給ルート耐震継手化について優先的に推進していく。
	浄水場と給水所等を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化や重要な幹線の二重化を進めるなど、バックアップ機能の強化を図っていく。 震災時に必要な電力を確保するため、浄水場等に自家発電設備の増強をして電力の自立化を推進するとともに、配水本管テレメータや自動水質計器の無停電化を拡充する。
水道の安定供給	平常時はもとより、渇水時にも対応できるよう、水源の確保に努める。 大規模浄水場の更新に向けた代替浄水施設の整備、導水管の二重化及び送水管ネットワークの強化、給水所の新設・整備などを計画的に進めていく。

## (2) 下水道

下水道施設の耐震化	管きょについては、変位を吸収する措置等による耐震性の向上を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。
-----------	---

## (3) 電力供給施設

電力供給施設の耐震性等の確保	発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐える十分な強度の確保を図る。
電力の安定供給	電気事業法、保安関係諸規定等に基づく電気設備の維持保全並びに予防点検、常時監視を行うとともに、大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的電力供給停止と他の地域の電力供給を可能にするため、電力供給系統のブロック化と多重化を図る。

## (4) ガス供給施設

ガス供給施設の耐震性等の確保	供給所等のガス施設について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図るとともに、中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用に努める。特に、低圧導管には可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
ガスの安定供給	大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的なガス供給停止と他の地域へのガス供給継続を可能にするため、導管網をブロック化するシステムを推進する。
安全器具の普及	ガス使用者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、マイコンメーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及・導入を推進する。

## (5) 電気通信施設

電気通信施設の信頼性向上（防災設計）	電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信設備等の耐震・耐火構造化など防災性の強化を推進する。また、主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造化や中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムの高信頼化を推進する。
都市基盤施設整備との協調	通信回線の地中化に関して、総合的な都市整備と協調した計画的な整備を図る。

## (6) 共同溝・電線共同溝の整備

福生市は、二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、はしご車架てい障害の排除等、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同溝・電線共同溝の整備を検討する。

## (7) 多様なエネルギー確保の推進

福生市は、応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保を推進する。

## 第2節 建築物等の安全対策の推進

[企画財政部、都市建設部、教育部、各施設所管部、福生消防署、東京都、関係機関]

### 《基本方針》

福生市、東京都及び関係機関は、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、教育施設、庁舎、会館

等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

## 1 建築物等の耐震対策

福生市、東京都及び関係機関は、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後の建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

公共建築物の耐震化	公共施設の耐震化率は、おおむね100%を達成しており、今後は、非構造部材の耐震化等を進める。 (1) 天井の落下防止対策 (2) 機器や備品の転倒防止やガラスの飛散防止 (3) エネルギー源の多重化と自己電源・自己水源の確保
民間建築物等の耐震化	「福生市耐震改修促進計画」（令和4年3月）に基づき、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するため、木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修費用の一部を支援するとともに周知を図る。また、耐震改修工法等の事例を収集し、市民に周知する。 不特定多数の人々が利用する民間特定建築物（一定規模以上の病院・診療所、幼稚園・保育園等）についても、令和7年度末までに耐震化率95%を目標として耐震化促進のための支援策を検討する。 家具の固定・ガラスの飛散防止対策を促進するため、家具転倒防止装置の支給や市民意識の啓発により、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置を促進する。
老朽建築物等に対する調査指導	消防署、警察署の協力を得て、老朽建築物の倒壊、中高層ビルの外壁材、外装材、窓ガラス等の落下防止などについて現地調査を行い、著しく危険であると認める場合には、法令に基づき除去、改築、修繕等の措置を指導する。
特定緊急輸送道路沿道建築物	特定緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物について、令和7年度末までに耐震化率100%を目標として、東京都と連携して所有者に対する取組を促進する。
ブロック塀等の耐震化	市内の住家と避難所を結ぶ全ての道路を避難路として位置付けるとともに、避難路のブロック塀等の耐震化促進を図るため支援を推進する。

## 2 建築物等の防火・安全対策

福生市及び東京都は、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく指導・助言及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づく立入検査等を行い建築物などの安全対策を推進する。また、不特定多数の人々が利用する建築物等のバリアフリー対策を促進する。

建築物災害予防知識の普及	関係機関と連携の上、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物に関する防火対策等の災害予防知識の普及に努める。
事業所防災力の強化	消防署と連携して事業所防災計画の作成を指導する。
特殊建築物、建築設備の安全確保	不特定多数の人々が入り出す特殊建築物（建築基準法第12条第1項）及び同条第2項に規定する建築設備については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。 火災報知器、消火設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修、警備態勢の充実を指導する。

	地震対策を含めた自主防火管理態勢の確立・強化を指導するとともに、防火管理研修会、防火講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。 定期的あるいは随時に立入検査を実施し、防火管理及び消防用設備等の機能保持・適正管理等に関する規制と指導を行う。
建築物等のバリアフリー対策	人にやさしい都市づくりの理念等に基づき、高齢者やハンディキャップのある人にも利用しやすい建築物等の整備を促進する。
屋外広告物等の落下防止	落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携の下に、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。また、自動販売機等の転倒防止策について指導する。
エレベーターの早期復旧態勢の整備	東京都及び一般社団法人日本エレベーター協会等と協力して「1ビル1台復旧」ルール of 徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く市民・事業者等に普及啓発する。 福生市の施設へのエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を促進する。
空家対策の促進	空家の倒壊による被害を防止するため、「福生市空家等対策計画」(令和3年3月)に基づき、適正管理の促進、管理不全な空家等の除却等の促進を進める。

### 3 文化財の保護対策

福生市及び文化財の所有者は、文化財の貴重性を十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための配慮を行うとともに、良好な状況の下に文化財を維持管理するよう努める。

文化財保護意識の普及と啓発	文化財保護強調週間、保護月間、防火デー等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財保護意識を高めるための啓発活動に努める。
文化財の保全態勢の確立	文化財を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、周知を図るため標識等の設置を進める。 自衛消防態勢の確立、各防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、文化財の保全態勢の確立を図る。
消防用設備の整備、保存施設等の充実	消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を推進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備態勢の充実を図る。また、棚、展示ケース、複写機等の固定具等を耐震化・免震化する。

## 第3節 地盤災害予防対策の推進

〔企画財政部、務部、都市建設部、東京都、関係機関〕

### 《基本方針》

福生市・東京都及び関係機関は、地盤の液状化等による被害の軽減を図る。

#### 1 地盤災害の防止対策

福生市においては液状化の危険性が高い地域はないが、旧河川等を埋土した箇所や盛土などで地盤条件が変わる境界があり、強震動を受けた場合、建築物・土木構造物・地下埋設物等の被害の可能性がある。このため、福生市は、重要施設について液状化の判定、対策工法を採用し施設の安全化を図る。

## 第4節 出火防止対策の推進

〔福生消防署、総務部、東京都〕

### 《基本方針》

福生消防署及び福生市等は、火災の発生及び拡大を防止するため、消防関係法令に基づく規制や指導、立入検査を行うとともに、市民に対する防火等に関する知識の啓蒙や防災行動力を高めるための訓練を推進する。

### 1 火気使用設備・器具の安全化

福生消防署は、地震時の火気使用設備・器具等からの出火を防止するため、次の施策を推進する。

- (1) 火災予防条例に基づく耐震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底
- (2) 火気使用設備の固定や火気使用設備・器具周囲の保有距離確保の徹底
- (3) 安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備の徹底

### 2 石油等危険物施設の安全化

石油等危険物施設については、地震動等によりその施設が損傷し、危険物の飛散・漏えいや火災・爆発等によって広範囲に被害を及ぼすおそれがあり、また、幹線道路沿い等の場合は市民の避難行動等に支障を来すことから、福生消防署は、次の対策を推進し、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いに努め流出事故等の未然防止を図る。

- (1) 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
- (2) 石油等危険物施設の安全化

### 3 高圧ガス等施設の安全化

高圧ガス等施設については、地震動等によりその施設が損傷し、ガス漏れや火災・爆発等によって広範囲に被害を及ぼすおそれがあり、また、幹線道路沿い等の場合は市民の避難行動等に支障を来すことから、東京都は、次の対策を推進し、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いに努めガス漏れ事故等の未然防止を図る。

- (1) 建物及び施設等の耐震性強化の指導
- (2) 自主防災態勢の整備
- (3) 防災資機材の整備促進
- (4) 立入検査の強化

### 4 化学薬品・電気設備等の安全化

化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対して、東京都は、個別的、具体的な安全対策を指導し、保管適正化について次のような指導を推進する。

- (1) 化学薬品容器の転倒・落下防止措置
- (2) 化学薬品収納棚の転倒・落下・移動防止措置
- (3) 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- (4) 化学薬品収納場所の整理整頓
- (5) 初期消火資器材の整備

また、電気設備等の安全化については、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）に定め

る位置、構造及び管理に関する基準に基づき、出火防止等の安全対策の推進を図るとともに、耐震化及び不燃化を強力に指導し、信頼性の高い安全装置（感震コンセント等）の設置や出火防止対策を講じた電気器具の普及について徹底を図る。

## 5 火薬類保管施設の安全化

福生市内には、大規模な火薬類を扱う施設はないが、小規模のところがあり、東京都は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づき、火薬類の販売、貯蔵、消費の各段階における指導を実施するとともに、取扱関係者の保安意識の高揚を図り、火薬類による事故発生の未然防止を図る。

## 6 出火防止のための査察指導

福生消防署は、事業所等への立入検査や指導を行い、出火防止対策を促進する。

出火防止等に関する立入検査等	地震発生時に人命への影響が極めて高い病院や大型店舗、飲食店及び多量の火気を使用する工場等に対しては重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。 その他の事業所や一般住宅等についても立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するための安全確保要領を指導する。
危険物施設等の出火防止指導	危険物施設等に対しても、立入検査を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導を強化する。
事業所防災計画の作成指導	各事業所に対して、東京都震災対策条例（平成12年条例第202号）に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

## 7 市民指導の強化

福生消防署は、各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」並びに「地震から命を守る『7つの問いかけ』」等の出火防止に関する知識、地震に対する備えなどの防災教育を推進し、実践的防災訓練による市民の防災行動力の向上を図る。

出火防止等に関する備えの主な指導事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消火器の設置など消火準備の徹底</li> <li>(2) 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及</li> <li>(3) 家具類等の転倒・落下・移動防止措置の徹底</li> <li>(4) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底</li> <li>(5) カーテンなどへの防災製品の普及</li> <li>(6) 灯油等の危険物の安全管理の徹底</li> <li>(7) 防災訓練への参加</li> <li>(8) 住宅用火災警報器の設置促進のための啓発と指導</li> <li>(9) 防火診断（要配慮者宅を中心とした各家庭訪問による防火防災上の安全性の確認）の実施</li> </ol>
出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進</li> <li>(2) 普段から地震のときは身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る習慣の徹底</li> <li>(3) 地震直後の行動①揺れがおさまってから火の始末 ②出火時は落</li> </ol>

	<p>ち着いて消火) の周知徹底</p> <p>(4) 避難等により自宅を離れる場合の出火防止の徹底(電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認)</p> <p>(5) ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底</p> <p>(6) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底</p>
--	---

## 第3章 災害に備えたシステムづくり

### 第1節 防災活動組織の整備

〔総務部、各部、関係機関〕

#### 《基本方針》

福生市及び関係機関は、平常時から、自らの組織動員計画及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災態勢の確立に努める。

#### 1 活動組織の整備・充実

福生市は、この計画に基づき、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を的確に実施できるよう職員の配備態勢・勤務時間外における参集ルールの整備を図る。

職員の配備基準	災害種別、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、組織改正等を踏まえた配備基準の見直しを適宜実施する。
勤務時間外における参集ルール	緊急招集に備え、常に所属職員の住所・電話番号等を把握し、速やかに連絡が取れる態勢を整備する。
	迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに周知徹底を図る。 被災直後から避難所における初動対応を迅速に行うため、主として市内及び周辺自治体に居住する職員を中心に参集態勢を整備する。

#### 2 行動マニュアルの作成

福生市は、災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、各種行動マニュアルを整備する。

マニュアルの作成	災害対策業務ごとのマニュアル、避難行動要支援者支援マニュアル、避難・避難所運営マニュアル、自主防災組織マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。
マニュアルの修正	福生市地域防災計画の修正、組織改正等により、随時修正を加えるとともに、図上シミュレーションや防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。

#### 3 防災拠点機能等の充実

福生市は、災害発生時に速やかに災害応急活動態勢を取れるよう、防災拠点機能等の充実を図る。

防災拠点施設等の整備	市役所等の自家発電設備、耐震性貯水槽等の整備、援助物資の集積拠点としての機能整備を図る。
	代替施設の選定などのバックアップ対策及び資機材等の整備に努める。
	市役所及び消防署間の連携した災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図る。
	災害時の拠点となる施設等に自立・分散型電源を設置する。 地域の防災拠点となる各施設及び小・中学校と災害対策本部との連絡態勢を整備し、災害時の地域連絡拠点としての充実を図る。



	避難所、災害備蓄倉庫、災害時の応急給食施設などの総合的な機能を併せ持つ防災食育センターの活用を推進するとともに、避難所や応急給食等の訓練を実施する。
	災害対応の拠点となる施設等にランドマークとしてヘリサインを整備する。
	福生駅西口地区市街地再開発に伴い、防災拠点として非常用発電機、災害用トイレ、飲料水、防災備蓄倉庫等の設備を備え、避難者の受入機能を有する公共施設を整備する。
災害対策用備蓄及び資機材の点検	防災用倉庫等を整備し、飲料水・食料、燃料等を備蓄するとともに、車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。

#### 4 関係機関等との連携の推進

福生市は、関係機関との連携体制の整備に努める。

関係機関・民間団体等との連携体制	関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と福生市との協力関係を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練に努める。
	災害時に必要となる資機材等の整備に努めるとともに、関係団体等と協定を締結し、災害時の資機材や人材等の確保に努める。協定締結に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
	災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施のため、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度を積極的に活用し役割分担を明確化するなど、調整に努める。
自衛隊との連携	自衛隊との連絡態勢の強化や派遣の要請手続の迅速化など、連携の推進に努めるとともに、ヘリポートや活動拠点を確保する。
受援計画の作成	災害時の応援の要請及び受入れを迅速かつ的確に行うため、受援計画を作成する。

#### 5 防災訓練の実施

福生市は、この計画等の習熟、関係機関との連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目的として、組織動員、避難、通信等の総合訓練、その他災害別防災訓練などの実施に努める。

総合防災訓練	関係機関、市民、事業所、学校等の参加を得て防災訓練を総合的に実施し、防災活動の連携強化を図る。
自主防災訓練	防災意識の高揚を目的に、自主防災組織を中心として、地域の実情に合った防災訓練を促進する。
非常登庁訓練	迅速に災害応急対策に着手する態勢を確立することを目的とし、職員の非常登庁訓練を実施する。
通信連絡訓練	平常通信から非常通信への迅速な切換え、無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。
避難救助訓練	関係機関、市民、事業所等の協力を得て避難情報の発令、誘導等が迅速に行われるよう訓練を実施する。また、避難行動要支援者の避難誘導及び救出・救助、医療搬送、物資の輸送、給水・給食、避難所運営に関する訓練を実施する。 避難所運営訓練については、より実践的なものとするため、ゲーム形式の図上訓練（HUG等）などの手法を活用し、実施する。
水防訓練	関係機関と協力して、水防活動の円滑な実施を図るため、水位雨量観測、

	消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。
消防訓練	災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、福生消防署と連携し、消防団の非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。
図上訓練	災害発生を想定して地図上に危険箇所、避難ルート、避難場所等を記入しながら対策を検討する図上訓練を実施する。

## 6 人材の育成

福生市は、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育として、次の事項について防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え</li> <li>(2) 災害対策活動の概要</li> <li>(3) 災害時の役割の分担</li> <li>(4) 災害時の指揮系統の確立</li> <li>(5) その他必要な事項</li> </ul> |
|---|

## 7 防災に関する調査研究の推進

福生市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

被害想定等の調査研究	福生市は、総合的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災対策等について調査研究を継続的に実施する。
災害復興のまちづくりの研究	地震災害や大規模市街地火災によって、市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地等の整備の在り方、整備手法、土地利用計画などについて検討を推進する。

## 第2節 情報収集伝達態勢の整備

〔企画財政部、総務部、都市建設部、東京都、関係機関〕

### 《基本方針》

福生市、東京都及び関係機関は、気象・地震情報や水防情報を把握し、迅速に対応するため、情報収集システムの整備・充実に努める。また、災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達態勢の確立に努める。

### 1 情報収集システムの整備・充実

福生市は、気象・地震情報等の情報収集システムの充実に努める。

気象・地震情報収集システム	平常時から防災に係る気象・地震情報収集システムの充実に努めるとともに、操作方法の習熟に努める。また、民間気象情報サービスシステム等による気象情報収集システム等の導入も検討し、気象・地震情報を利用しやすい形で迅速に収集する手段を模索する。
---------------	--

### 2 通信手段の整備

福生市は、災害発生時の通信を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに管理

の徹底を行う。

通信系の確保	通信設備の機能を常時維持するため、保守管理の徹底、機器の転倒防止、浸水対策、自家発電装置等の整備を図る。
通信手段の多様化	防災拠点同士の専用回線、災害時優先電話、防災行政無線（移動系）等の整備充実を図り、非常時の通信を強化するとともに、情報収集の機動力の向上に努める。
東京都防災行政無線等の活用	災害時における連絡・広域的被害把握のため東京都防災行政無線等の運用を習熟する。 (1) 東京都防災行政無線：東京都への被害情報伝達、各機関との連絡 (2) 東京都災害情報システム：各種気象情報、区市町村等の被害・措置等に関する情報、地図情報等 (3) 画像通信システム(東京都)：災害現場の状況把握、地震被害判読システム
福生市防災行政無線（固定系）の運用強化	防災行政無線（固定系）の音達エリアの改善のほか、福生市が発信する情報をSNS、福生市公式アプリ、ふっさ情報メール、FAX等の媒体へ一斉送信する機能の導入について検討する。
駅前文字表示盤の運用強化	福生駅、牛浜駅、拝島駅周辺の文字表示盤を市民及び帰宅困難者への情報伝達拠点として活用する。
市内アマチュア無線との連携	福生アマチュア無線クラブ等と連携し、災害発生時に必要な非常通信を確保する。

### 3 災害広報態勢の整備

福生市は、的確に市民への情報伝達ができるよう災害広報態勢の整備に努める。

市民への情報提供態勢	ケーブルテレビによる情報提供を行うほか、福生市ホームページ、福生市公式アプリ、ふっさ情報メールによる情報提供を検討する。
	要配慮者に配慮した広報手段の確保に努める。
	SNSによる市民への情報伝達手段の多様化を図る。
	携帯電話各社が運用する緊急速報メール等により、緊急地震速報、市の災害・避難情報を確認できることについて、周知を図る。
市民への広報手段の周知	あらかじめ、市役所、消防署、駅、避難所等の災害時情報拠点を設定し、災害情報、生活関連情報などの広報手段を定める。
災害時の広聴態勢の整備	市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴態勢の整備に努める。
報道機関等との連携	新聞社及び放送機関との協力関係を構築する。

### 4 災害情報共有化の推進

福生市は、災害情報を各部で共有することによって、災害応急・復旧対策を迅速に実施できるよう、東京都災害情報システム（DIS）等の地図情報システムを活用する。

## 第3節 消防・救助・救急態勢の整備

〔福生消防署、総務部、消防団〕

### 《基本方針》

福生消防署及び福生市は、災害時においても迅速な消火・救助・救急活動を実施するため消防計画を樹立し、組織と施設の整備拡充を図り、初動措置、情報収集、消火、救助・救急等の防災

活動の強化を図る。

### 1 市民、事業所の初期消火態勢の強化

市民及び事業所は、自助、共助の考え方により、発災時における初期消火態勢の強化を図る。

市民の防災行動力の向上	発災後の時間経過に沿った体験型の訓練を推進し、初期消火や避難誘導等を含めた地域ぐるみの自主防災力の向上を図る。
事業所の自主防災態勢の強化	保有資器材を拡充の促進、防災計画作成の推進、各種の訓練や指導等を通じた自主防災力の強化を図り、事業所間相互の協力や市民組織等との連携を強める。
初期消火用資器材の普及	消火器、エアゾール式簡易消火具のほか住宅用火災警報器、住宅用スプリンクラー等の普及に努める。

### 2 消防力の充実

東京消防庁（福生消防署）及び福生市は、大規模火災などに備えて、次の施策により消防力の充実に努める。

消防施設の充実	市街地内の潜在的な出火延焼危険の実態を把握し、消防署、消防団、ポンプ自動車の合理的な配置、増強を推進する。 情報の収集・伝達能力強化のための通信設備等の消防用機器の整備強化に努める。
消防水利の整備	震災時の同時多発火災に対処するため消火栓や耐震性防火貯水槽等を設置・拡充する。 河川・用水（分水）等への集水ピットの整備検討など、地区の実情に応じた消防水利の確保を図る。 プールをはじめ、防火水槽・貯水槽、雨水貯留槽の設置等による水利の整備・活用に努める。
消防団の強化	地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。 リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、女性消防団員の確保・育成、事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める。 消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の充実強化を図る。 災害時の消防団活動の明確化、消防署・自主防災組織等との連携強化を図るため、マニュアル類の整備・改定を進める。 応急手当普及員の養成・配置を推進する。 福生市消防団協力事業所の拡充に努める。

### 3 救助・救急態勢の充実

東京消防庁（福生消防署）及び福生市は、消防団員や市民への指導を通じて、救助・救急態勢の充実を図る。

救助態勢の強化	消防署の救急隊の配置をはじめ、倒壊家屋からの救助対策として、救助用資器材を増強配置するほか、市民指導に当たる消防団員に対して救助技術及び救助用資器材の取扱い等を指導する。
救命措置の普及	各防災関係機関職員をはじめ、市民に対して心肺そせい・応急救護技術を普及する。 AED（自動体外式除細動器）機器の配備を推進し、救命事象の多発に備える。

## 4 広域応援態勢の充実

東京消防庁は、大火災等の災害に対処するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づき、消防相互応援協定締結の消防機関との連携態勢を強化するほか、受入態勢の整備に努める。

### 第4節 応急医療態勢の整備

〔総務部、福祉保健部、西多摩保健所〕

#### 《基本方針》

福生市及び東京都は、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達手段の確保、医療チームの組織、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療態勢を整備する。

#### 1 応急医療態勢の整備・拡充

福生市は、医療機関と協力し、多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合にも適切な医療が実施できるよう、医療救護態勢を平常時から整備する。

災害医療情報の収集伝達手段の確保	迅速な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの整備に努める。
災害医療コーディネーターの設置と二次保健医療圏医療対策拠点及び市内の情報連絡態勢の構築	福生市内の医療・救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行う福生市災害医療コーディネーターを設置するとともに、情報連絡態勢を構築する。
	地域災害拠点中核病院（青梅市立総合医療センター）に東京都が設置する二次保健医療圏医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーター等との情報連絡態勢を構築する。
	東京都地域災害医療コーディネーターが招集する西多摩地域災害医療連携会議に出席し、情報共有や災害医療に係る具体的な方策、医療連携態勢等について検討し、構築する。
	市内医療機関及び医療チーム等との情報連絡態勢を構築する。
医師会との協力体制の強化	西多摩医師会等との協力を強化するなど、確実な応急医療態勢を整備する。
医療チームの整備	西多摩医師会等の協力を得て、医療チームの編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について事前協議を推進する。
医療救護所の設置	医療救護所設置予定場所を事前に調査し、災害の発生・拡大の状況をみながら医療救護所が設置可能な態勢を整える。
医療活動拠点の設置	急性期以降に、福生市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護に関する情報交換や必要な活動について検討を行う福生市医療活動拠点が設置可能な態勢を構築する。

#### 2 後方医療態勢の充実

福生市は、東京都災害拠点病院となっている公立福生病院と連携し、多数の患者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療態勢の充実に努める。

協力病院の拡充	市内の病院を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、協力病院の拡充を図る。
搬送態勢の整備	広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について関係機関との協議に努める。

地域医療連携の推進	医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請への対応を円滑に実施するため、協力病院、西多摩医師会等と連携し、後方医療態勢を強化する。
-----------	---

### 3 医薬品等の確保の推進

福生市は、薬剤師会等と連携して、災害時に使用する医薬品・医療用資器材等の確保を推進する。

医療用資器材の確保	緊急に必要となる医薬品・医療用資器材等について備蓄を推進する（目安として発災から3日分）。また、西多摩医師会や薬剤師会、卸売販売業者等の関連業者との協力によって医薬品・医療用資器材の調達先を確保する。
医薬品等の確保	医療品等の備蓄を推進するとともに、福生市薬剤師会や関連業者との協力関係を構築する。また、備蓄の在り方についての検討を進める。
	災害薬事センターの設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議する。また、発災後、卸売販売業者から医薬品等を円滑に調達できるよう、事前に協定を締結する。

### 4 防疫態勢の整備

福生市は、東京都及び関係団体等と連携して防疫用資器材の備蓄や動物救護態勢の整備に努める。

防疫用資器材の備蓄の推進	災害時に必要となる防疫用資器材の備蓄を推進するとともに、調達・配布計画を策定する。
動物救護態勢の整備	東京都及び関係団体等と連携した動物救護態勢を確立する。

### 5 遺体の取扱い

福生市は、遺体の収容に関し、関係機関と連携して条件整備に努める。

遺体収容所の条件整備	(1) 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 イ 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項 ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
	(2) 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、次の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 ア 屋内施設 イ 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設 ウ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設 エ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

## 第5節 避難態勢の確立

〔総務部、福祉保健部、都市建設部、教育委員会〕

### 《基本方針》

福生市は、災害時の安全な避難を行うため、避難誘導態勢の整備を進めるとともに、避難場所、避難所の選定・避難所機能の充実を図る。

### 1 避難誘導態勢の整備

福生市は、市民の避難誘導が迅速かつ的確に実施できるよう避難誘導態勢を整備する。

案内標識等の設置	指定緊急避難場所（一時避難場所、広域避難場所）、指定避難所等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応する避難場所であるかを明示するよう努める。
避難行動要支援者の避難誘導態勢の整備	高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう、自主防災組織等による避難誘導の取組を推進する。 避難行動要支援者の避難支援態勢について、自主防災組織、福生市消防署、福生市社会福祉協議会、福生市民生委員等と協議を推進する。
避難場所使用に関する他の区市町村との調整	自治体の枠を超えた広域的な避難における避難場所等の使用について、他区市町村との調整を実施する。

### 2 緊急避難場所、避難所の指定

福生市は、市の公共施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所等に指定し、市民の安全な避難を確保する。

一時集合場所の選定	一時避難場所に至る前に近隣の避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結び付いた神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として自主防災組織など地域で協議しながら選定する。
緊急避難場所の指定	災害時の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、一定の基準に適合する施設又は場所、災害の種別ごとに指定する。次の避難場所がこれに該当する。 (1) 一時避難場所 震災時の一時的な避難場所として、学校校庭、公園等の広場を指定する。 また、風水害・土砂災害の発生が懸念される場合の避難者収容のため、施設を指定する。指定に当たっては、地域的な特性や過去の教訓、風水害・土砂災害等の災害危険性を考慮する。 (2) 広域避難場所 周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮し、市民の生命を守るため大規模な公園等を指定する。
避難所の指定	避難者を必要な間滞在させ、又は自宅が被災し居住が困難となった被災者を一時的に滞在させるため、公共施設等を指定する。 避難所施設は耐震・耐火、鉄筋構造の公共施設とし、避難者2人当たり3.3㎡以上のスペースを確保できるものとする。
福祉避難所（二次避難所）の	災害時における高齢者等の一時受入れを推進するため、社会福祉施設との協定の締結を推進する。

確保	指定した福祉避難所は、その他の避難所と区分するとともに、受入対象者を特定して公示する。 また、感染症、熱中症、衛生環境対策等を考慮して必要な備蓄、医学的ケアのための電源、居室の確保等、機能の強化等に努める。
水害時の緊急避難場所の検討	避難する時間的な余裕がない場合に、緊急的に高い建物に垂直避難するために、公共施設や集合住宅等を緊急避難場所として利用する方法について検討する。

### 3 避難所の管理・機能強化

福生市は、避難所での生活に備えて、避難所環境の整備や避難者による自主的な運営態勢を整備する。

避難所の管理	災害時における避難所の運営を円滑に行うために、あらかじめ市をはじめ自主防災組織、施設管理者、関係団体等の協力により避難所開設・運営マニュアル等の作成を図る。
	避難所の運営に当たってプライバシーの確保、女性への配慮、要配慮者への配慮、ペットの飼育場所の確保等を図る。
	避難所等において、ボランティアを円滑に受け入れられるようニーズを把握し、福生市社会福祉協議会との連携を図る。
	避難所に指定されている小学校及び中学校については、管理者及び教育委員会と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営態勢等について協議し、災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。
	運営組織に、担当者を設置するなど、避難所の衛生管理対策や防火安全対策を促進する。
避難所機能の整備	マンホールトイレ、受水槽への取水口（蛇口）等の設備を整備する。
	想定避難者数に基づき、災害初期の食料、毛布等の備蓄を図るとともに搬送及び配分の方法を定めておく。また、物資等の台帳等を整備する。
	電力が供給停止となった場合を想定し、非常用電源設備や電池等を確保する。
	避難所施設へのスロープ、手すり等の整備などバリアフリー化を図る。
	災害対策本部と各避難所等との連絡手段を確保するため新たな通信設備の活用を図る。
	トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、下水道施設の耐震化を推進することなどにより、避難場所・避難所のトイレ機能を確保する。
	避難所・避難道路周辺の水利整備を行う。

### 4 応急仮設住宅等対策

福生市は、被災者の生活復旧が迅速に行われるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を確保するなど、住宅対策を実施する。

建設候補地の事前選定	都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。選定に当たっては、1戸当たり29.7㎡以上の面積を確保できる場所とする。
高齢者・身体障害者に配慮した住宅確保	東京都と協力して、高齢者や障害者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう推進する。
民間賃貸住宅の確保	民間賃貸住宅の空き室を確保し、賃貸型応急住宅としての活用を図るため、方法の検討、協定の締結等に努める。
疎開避難の検討	広域災害時等に備え、疎開避難対策について避難先や避難方法等を検討す



	る。
--	----

## 第6節 緊急物資の供給態勢の整備、防災用資機材の調達

〔総務部〕

### 《基本方針》

福生市は、災害により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、物資を供給するため、その確保態勢を整備する。また、防災用資機材の整備充実を図るとともに、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても災害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に努める。

### 1 給水態勢の整備

福生市は、断水時に飲料水を供給できるよう、搬送態勢や資機材の備蓄等の給水態勢を整備する。

応急給水拠点等の整備・充実	災害初期において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水を供給できるよう、震災対策用応急給水槽（明神下公園 1,500 m <sup>3</sup> ）及び福生武蔵野台給水所（2,540 m <sup>3</sup> ）からの搬送態勢を整備する。
	被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する態勢の整備を図る。
応急給水用資機材等の整備	東京都水道局により指定避難所17箇所に配水管から直結して給水が可能な応急給水栓が整備されており、当該設備の維持管理及び給水態勢を整備する。
	高圧給水タンク車、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋、ろ水器等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

### 2 食料及び生活必需品の供給態勢の整備

福生市は、食料及び生活必需品を供給できるよう、行政備蓄の充実や民間業者等との連携により供給態勢を整備する。

備蓄の推進	必要な食料、毛布、その他の生活必需品等の備蓄に努める。その際には、女性や高齢者、アレルギー等に対応した備蓄について検討する。また、備蓄に当たっては、地域での迅速な活用を考慮して分散備蓄等の方法を検討する。
備蓄の管理	備蓄状況について点検を行うとともに、耐用年数や消費期限等を考慮して随時入れ替えを行うなど管理に努める。
民間業者等との協定締結の推進	民間業者等と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

【食料、主な生活必需品の備蓄・調達基準】

必需物資	推計方法	必要量
食料	避難生活者数 <sup>*1</sup> ×1.2 <sup>*2</sup> ×3食×3日	105,732食
調整粉乳	避難乳幼児数 <sup>*2</sup> ×1.2 <sup>*2</sup> ×乳幼児人口比率 <sup>*3</sup> ×135g <sup>*4</sup> ×3日	● g
使い捨て哺乳 ボトル	避難所避難者数 <sup>*1</sup> ×1.2 <sup>*2</sup> ×乳幼児人口比率 <sup>*3</sup> × 5回 <sup>*5</sup> ×3日	232本
災害用トイレ	避難生活者数×1台/約50人 <sup>*7</sup>	196台
	帰宅困難者数 <sup>*6</sup> ×1台/約50人 <sup>*7</sup>	75台

- \*1：避難者11,517人のうち、避難所外避難者を除いた9,789人（「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」令和4年5月東京都による手法）
- \*2：自宅避難や車中泊などの避難所以外における避難者（以下「避難所外避難者」という。）からの需要を考慮するための指数（阪神・淡路大震災における被害実績による。）
- \*3：乳幼児（2歳未満）比率（住民基本台帳令和6年1月1日現在）
- \*4：生後6か月程度の乳幼児1日当たりの平均量
- \*5：生後3か月から1年程度の乳児1日当たりの平均的なミルク授乳回数
- \*6：帰宅困難者数3,755人（「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」令和4年5月東京都）
- \*7：災害時のトイレの個数（目安）（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」令和4年4月内閣府）

3 市民備蓄の推進

福生市は、市民及び事業所が自助として備蓄を行うよう周知する。

市民備蓄	市民は、救援が途絶した状況にも対応できるよう、最低3日分（推奨1週間以上）の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）、飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）及び携帯トイレ等を非常時に持ち出しできる状態で備蓄するよう努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても合わせて準備しておく。
事業所備蓄	事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、地域住民も考慮しながら食料、飲料水、毛布、簡易トイレ等の備蓄に努める。
備蓄の呼びかけ	市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について自発的に取り組むよう、啓発に努める。

第7節 帰宅困難者対策の推進

〔企画財政部、総務部、各施設所管部、各事業所〕

《基本方針》

大規模な災害が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅前のターミナルなど市内において混乱が予想される。このため、福生市は、平時から東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発に努めるとともに、東京都の帰宅困難者対策実施計画や各種ガイドラインを基に、帰宅困難者対策協議会等を設置して対応策を検討し、徒歩帰宅者の発生抑制、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化、徒歩帰宅支援策の強化などの対策を構築する。

1 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組の周知徹底

福生市は、東京都と連携し、ホームページ、パンフレット配布、講習会の実施等により、条例の周知徹底を促進する。

### 【帰宅困難者対策条例の概要】

- (1) 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- (2) 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- (3) 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- (4) 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- (5) 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- (6) 一時滞在施設の確保にむけた東京都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- (7) 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

## 2 駅前滞留者対策協議会の設置

東京都、福生市、福生警察署、福生消防署、JR東日本の各駅及び駅周辺事業者等は、駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。

### 【駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項】

- (1) 滞留者の誘導方法と役割分担
- (2) 誘導場所の選定
- (3) 誘導計画、マニュアルの策定
- (4) 駅前滞留者対策訓練の実施

駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震発生時の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は次のとおりである。

### 【地域の行動ルール】

- (1) 組織は組織で対応する（自助）  
事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・来所者・学生等に対応する。
- (2) 地域が連携して対応する（共助）  
協議会等が中心となって、地域の事業者等が連携し取組を行う。
- (3) 公的機関は地域をサポートする（公助）  
市が中心となって、東京都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

## 3 情報通信態勢の強化

福生市は、通信事業者の協力を得て、事業者及び帰宅困難者が安否の確認及び情報提供を受けられる態勢を整備するとともに、情報提供ツールの周知を図る。

## 4 一時滞在施設の確保

福生市は、市が所管する施設を一時滞在施設として指定・周知するとともに、指定管理者や事業者に対して協力を働き掛け、指定管理者や事業者との間で、一時滞在施設の開設・運営又は施設の提供に関する協定を締結するよう努める。

## 5 徒歩帰宅支援策の強化

福生市は、東京都と連携し、災害時帰宅支援ステーション※の拡充を図り、市民・事業者に周知する。

※災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報で知り得た通行可能な道路等の情報提供である。

ただし、店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

## 第8節 ライフライン応急復旧態勢の整備

〔都市建設部、東京都、関係機関〕

### 《基本方針》

関係機関は、災害が発生した場合の二次災害の防止をはじめ、応急復旧を迅速に実施するため防災態勢の整備に努める。

### 1 上水道

東京都は、上水道の応急復旧が迅速に行われるよう資機材の整備や協力関係を構築するなど防災態勢の整備に努める。

<p>応急復旧態勢の強化</p>	<p>被害状況の迅速な把握及び応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。</p>
<p>災害対策用資機材の整備点検</p>	<p>初動・応急復旧マニュアルの整備、管路図等の整備を推進する。</p> <p>応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、給水車、給水タンク等の保有資機材の整備点検を図る。</p> <p>応急復旧用資機材の調達態勢を整備する。</p> <p>(1) 首都中枢機関等への供給に関わる路線の復旧に係る配管材料は、すべて東京都が保有する。また、それ以外の路線（重要路線及び一般路線）の復旧に係る配管材料のうち、発災後おおむね10日以内に必要な材料については、東京都が保有する。</p> <p>(2) 東京都保有材料は、被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給態勢を確保する。</p> <p>(3) 復旧活動に必要な配管材料は、迅速・確実に確保する観点から、東京都が保有又は調達して、復旧従事業者に支給する方式（支給材方式）で行うこととする。</p>
<p>協力関係の構築</p>	<p>災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力関係を構築する。</p> <p>都県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援態勢を確保する。また、平常時から区市町村と連携した応急復旧態勢の強化・充実に努める。</p> <p>復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力関係を構築する。また、業者選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式（技術力等審査方式）を採用することにより、復旧従事者の意欲向上と高い技術力の確保を図る。</p>

### 2 下水道

福生市は、下水道施設の耐震化を行うとともに、応急復旧が迅速に行われるよう資機材の整備や協力関係を構築するなど防災態勢の整備に努める。

マンホール浮上抑制対策	発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、避難所等へのアクセス道路、避難所などから排水を受け入れる路線など、対象エリアを拡大し、マンホール浮上抑制を実施する。
応急復旧態勢の強化	被害状況の迅速な把握及び応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
	下水道事業継続計画（BCP）や応急復旧マニュアルの整備、施設管理図書の整備により、災害時の施設管理態勢を確保する。
災害対策用資機材の整備点検	し尿処理のための資機材や車両、乗入ルートの確保など、下水道施設の機能が停止した際の態勢を整備する。
	応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検を図る。
協力関係の構築	応急復旧用資機材の調達先を確保する。
	災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力関係を構築する。
	東京都と協力して広域的な支援態勢の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請態勢を推進する。

### 3 電力

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するよう態勢を整備する。

応急復旧態勢の強化	被害状況を迅速に把握する態勢やシステムの整備、対策要員の動員計画の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。
	災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から福生市との連携態勢の整備を図る。
二次災害の防止	電力供給施設による感電、出火等の二次災害（応急復旧期における通電による漏電出火、残留漏えいガスへの引火等）の発生を防止するため、注意事項等の広報活動を実施する。
災害復旧用資機材の整備点検	資機材の確保、災害対策用設備の整備とともに、災害対策用車両の配備増強等を推進する。
協力関係の構築	災害復旧資機材を確保するため、関係機関等の協力関係の構築を整備する。

### 4 ガス

武陽ガス株式会社は、災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施されるよう態勢を整備する。

ガス施設の災害予防対策の普及	地震災害等によって被災した家屋等において、都市ガス施設及び液化石油ガス施設による災害が発生しないよう、日頃から消費者に対して周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）を図る。
応急復旧態勢の強化	応急措置判断支援システムの開発・導入、被害状況と復旧作業工程に応じた効率的な動員計画や連絡態勢の整備とともに、応急復旧計画の策定を推進する。
	災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から福生市との協力関係の構築を図る。
災害復旧用資機材の整備点検	資機材及び代替燃料の確保とともに、消火・防火設備の充実を推進する。

協力態勢の整備	「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る態勢づくりを推進する。また、東京都高圧ガス地域防災協議会の相互応援態勢を整備する。
---------	---

## 5 電気通信

通信事業者は、災害時における通信サービスの確保とともに、災害によって電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速な応急復旧が実施されるよう態勢を整備する。

応急復旧態勢の強化	大規模地震発生等、広範囲の地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な応急復旧を図り、通信が確保されるよう、応急復旧作業や応急復旧用資機材の確保に係る態勢を確立する。 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から福生市との協力関係を構築する。
災害復旧用資機材の整備点検	平常時から復旧用資機材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な整備点検の実施を推進する。
協力関係の構築	グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力関係を構築する。

## 6 市民への広報

各ライフライン事業者は、災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の災害対応力の向上を図る。

上水道施設 下水道施設	平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等について広報する。
電力供給施設 ガス供給施設	感電、漏電、ガスの漏えい、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について平常時から広報する。
通信施設	災害時の通信ふくそう緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、災害時伝言ダイヤルの利用等、災害時の電話利用における注意事項について平常時から広報する。

## 第9節 ごみ・がれき処理態勢の整備

〔生活環境部、東京都〕

### 《基本方針》

大規模地震や風水害の発生後、大量に発生するごみ・がれきや倒壊物・落下物・流出物等による障害物は、市民生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、福生市及び東京都は、処理施設の防災対策を実施するとともに、ごみ・がれき処理活動が迅速に行われるよう処理態勢の整備を推進する。

### 1 処理態勢

福生市は、ごみ・がれき処理に係る災害時応急対策を定めるとともに、ごみ・がれき処理が東京たま広域資源循環組合及び西多摩衛生組合の処理能力を超える場合、並びに処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町及び関係団体等と調整し、災害時の相互協力態勢を整備する。東京都は、技術的援助を行うとともに、都道府県間及び市町村間における広域支援態勢の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

## 2 災害時応急態勢の整備

西多摩衛生組合は、ごみ・がれき処理に係る災害時応急態勢を整備するため、次の措置に努める。

災害時応急態勢の整備	一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
	収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。
	ごみ・がれきの収集・処理に必要な人員・運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。

## 3 ごみ処理

福生市は、災害発生時のごみを処理するため、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、マンパワーや資機材に対する備えを検証する。また、東京都と協力して処理機能の確保など処理態勢を構築する。

## 4 がれき処理

福生市は、災害時のがれきを処理するため、がれき処理マニュアルに基づき、東京都と協力して迅速な処理態勢を整備する。

- (1) あらかじめ、一次集積場所候補地を指定する。
- (2) 廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。

## 5 災害用トイレ

福生市は、災害用トイレを確保するとともに、災害トイレの知識の普及啓発に努める。

災害用トイレの確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難者 50 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。</li> <li>(2) 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。</li> <li>(3) 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮する。</li> <li>(4) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。</li> <li>(5) 仮設トイレ等の設置・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。</li> <li>(6) 事業所及び各家庭は、3 日分の災害用トイレ、トイレ用品の備蓄とともに、水のくみ置き等により生活用水を確保する。</li> </ol>
災害用トイレの普及啓発	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。</li> <li>(2) 災害用トイレを使用した訓練を実施する。</li> </ol>

## 6 し尿の収集・運搬

福生市は、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車や乗り入れルート等を確保する。

## 第 10 節 生活再建のための支援態勢の整備

〔総務部、市民部、福祉保健部、都市建設部、福生消防署、各事業所〕

### 《基本方針》

災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期再建を図るため、国、

東京都、福生市及び福生消防署により、迅速な被害調査とり災証明書の発行手続の実施、義援金の募集と迅速・適切な配分など、被災者の生活再建のための支援態勢を整備する。

### 1 迅速なり災証明書の発行

福生市は、住家被害認定調査や、り災証明書発行に活用する「被災者生活再建支援システム」の使用を前提とした調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施する。

### 2 義援金の募集・配分手続

福生市は、東京都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について必要な手続を明確にする。

### 3 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる態勢を整備する。(第2編第2部第20章〈P171〉参照)

### 4 激甚災害指定手続き等

大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる態勢を整備する。(第2編第2部第21章〈P175〉参照)

### 5 復興に備えた事前措置

被災後に一刻も早く通常の生活を取り戻すことができるよう、「震災復興マニュアル」及び「震災復興条例」の策定に努める。



## 第2部 応急・復旧計画



地震が発生した場合、市、消防・警察をはじめとする関係機関、市民、事業所は、時間の経過に伴い、次の対策を行うことを想定する。

地震時の主な災害対策の流れ

	地震発生～6時間	7時間～72時間（3日間）	4日～1週間	2週間～1か月	2か月～3か月	
<b>市民</b>	初期消火活動	人命救助活動 家庭内備蓄の活用	危険解消後の帰宅・自宅での生活継続			
	負傷者の応急手当・緊急医療救護所への搬送 情報確認・地域での避難誘導	避難所の開設・避難者受入れ （避難所運営組織）	避難所生活（親戚・知人宅、ホテル、旅館を含む）、自主運営		仮設住宅への入居	
	避難行動要支援者の安全確認の避難支援					
<b>事業所</b>	初期消火活動 従業員の安全確認	帰宅の抑制（事業所内で滞在） 事業所内備蓄の活用	帰宅			
	人命救助活動（事業所内・地域への協力）					
					災害復興計画の策定	
<b>行政</b>	人命救助活動・捜索活動	応急医療救護活動	被災者の心のケア			
	避難所の開放 要配慮者の状況確認 一時滞在施設の開放（帰宅困難者用）	物資拠点の確保	保健衛生活動・防疫 応援物資の受入・配布			
			食料・生活必需品の供給、応急給水			
			避難所等での避難者への生活支援			
			福祉避難所（二次避難所）の開設・要配慮者の支援			
			遺体の検視・検案・安置	遺体の火葬		避難所の統合・閉鎖
			建築物の応急危険度判定	応急仮設住宅（賃貸型・建設型）の設置		
			住家の被害認定調査・り災証明の発行	仮設トイレ設置・し尿処理		
			災害廃棄物の仮置き・解体撤去	支援金等の周知・受付		
			災害モニタリングセンターの開設運営			災害廃棄物の処理
<b>関係機関</b>		緊急輸送路の確保（交通規制）				
		ラインライン・道路・橋りょう等の被害調査・応急復旧				
		広域応援・災害派遣				

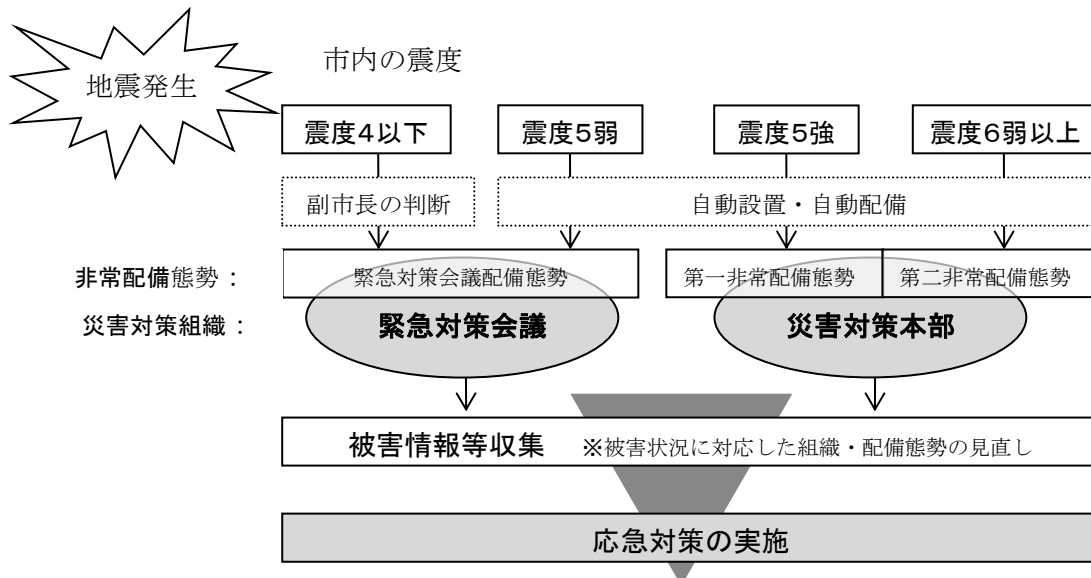
## 第2章 活動体制

初動（発災後おおむね72時間以内）においては、市民の生命・財産及び安全の確保のために市民、事業所、防災関係機関の連携・協力の上、地域の総力をもって災害応急対策を実施する。初動の活動がおおむね終了し、避難の長期化への対応、がれき処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（発災後おおむね72時間以降）に復旧対応を行う。

### 第1節 活動体制の確立

#### 1 組織動員

地震による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、福生市災害対策本部条例（昭和39年条例第42号。以下「災害本部条例」という。）及び同施行規則、福生市災害等緊急対策会議設置要綱（平成13年11月16日決定。以下「設置要綱」という。）の定めにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。



※自動配備：本人及び家族の安全を確認した上、参集命令がなくても自動的に速やかに参集する（参集場所：市役所本庁舎）。

※災害対策組織の設置場所：緊急対策会議及び災害対策本部の設置場所は、市役所第1棟2階に設置するが、もくせい会館（代替順位第1位）、その他公共施設（代替順位第2位）を代替施設とする。

施設名	所在地
福生市役所	福生市本町5
もくせい会館	福生市本町18

#### 2 災害対策組織の設置基準

次の場合には、災害本部条例又は設置要綱に基づく災害対策組織を設置する。

(1) 緊急対策会議の設置	ア	福生市内に震度5弱の地震が発生した場合
	イ	副市長が必要と認める場合
(2) 災害対策本部の設置	ア	福生市内に震度5強以上の地震が発生した場合

	イ 緊急対策会議では対応できない状況の場合 ウ 市長が必要と認める場合
--	--

### 3 非常配備態勢の発令基準・参集基準

福生市内の震度階に応じ、次の非常配備態勢（自動決定）とする。（休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合も同様）

ただし、被害の状況等に応じ、副市長（緊急対策会議長）、市長（災害対策本部長）は各配備態勢の指令（変更を含む。）を発令する。

※震度階は福生市

非常配備態勢	発令基準	参集方法	配備要員	災害対策組織名	非常配備態勢発令・災害対策組織設置
緊急対策会議配備態勢	震度5弱の地震が発生	自動参集	<b>会議部</b> :副市長、教育長、各部長相当職、企画財政部主幹(公共施設担当)、秘書広報課長、防災危機管理消防団長 <b>対応班</b> :各課長相当職、防災危機管理課	緊急対策会議	自動発令・自動設置
	副市長が必要と判断	連絡			副市長の判断 情報連絡網による参集指示
第一非常配備態勢	震度5強の地震が発生	自動参集	災害対策本部の各班50%の出動 ・市内在住職員 ・あきる野市、羽村市、昭島市、立川市、瑞穂町、青梅市、武蔵村山市、八王子市及び日の出町に居住する職員	災害対策本部	自動発令・自動設置
	市長が必要と判断	連絡			市長の判断 情報連絡網による参集指示
第二非常配備態勢	震度6弱以上の地震が発生	自動参集	全職員の出動		自動発令・自動設置
	市長が必要と判断	連絡			市長の判断 情報連絡網による参集指示

### 4 非常配備態勢の部及び班編成

非常配備態勢の組織は、次のとおりである。

震度4の場合	副市長の判断で緊急対策会議を設置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策会議に会議部と緊急対応班を置く。</li> <li>会議部は、副市長、教育長、各部長相当職、企画財政部主幹（公共施設担当）、秘書広報課長、防災危機管理課長、及び消防団長とする。</li> </ul>
震度5弱の場合	緊急対策会議を自動設置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対応班は、災害対策本部の部制とする。なお、震災状況に応じて弾力的に運用する。</li> <li>防災危機管理課は、気象庁が発表する地震情報、東京都災害情報システムによる東京都多摩西部地域の震度をたえず収集し、災害が発生するおそれのある場合は、市長及び副市長に報告する。</li> </ul>
震度5強以上の場合	災害対策本部を自動設置する	災害対策本部長室と災害対応部を置く。

※災害対応部の部長及び班長・リーダーが不在の場合は、当該組織の参集者のうち上位者がその任に当たる。

## 第2節 災害対策本部の活動体制

### 1 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

◎：部長

指揮	災害対策本部長室	災害対応部	班	担当課	
本部長 (市長)		調整部 ◎議会事務局長	調整班	議会事務局	
		復興企画部 ◎企画財政部長	企画班 財政班	企画調整課 財政課	
		秘書広報部 ◎企画財政部長	秘書広報班	秘書広報課	
副本部長 (副市長) (教育長)	本部長 副本部長 本部員（各部長、 防災危機管理課 長、会計管理者、 消防団長）	情報部 ◎企画財政部長	情報班	情報政策課	
		防災部 ◎総務部長	防災班	総務課、防災危機管理課、契 約管財課	
		職員部 ◎総務部長	職員班	職員課	
		出納部 ◎会計管理者	出納班	会計課	
		建築部 ◎企画財政部参事	建築班	公共施設マネジメント課、ま ちづくり計画課	
		市民相談部 ◎市民部長	市民相談班	総合窓口課、保険年金課	
		被害認定調査部 ◎市民部長	被害認定調 査班	課税課、収納課	
		物資部 ◎生活環境部長	物資班	シティセールス推進課、環境 政策課、協働推進課	
		廃棄物対策部 ◎生活環境部長	廃棄物対策 班	ごみ減量対策課	
		要配慮者対策部 ◎福祉保健部長	要配慮者対 策班	社会福祉課、障害福祉課、介 護福祉課	
		医療救護部 ◎福祉保健部参事	医療救護班	健康課	
		給水部 ◎都市建設部長	給水班	【再掲】まちづくり計画課	
		復旧部 ◎都市建設部長	復旧班	道路下水道課	
		避難所部 ◎教育部長 子ども家庭部長 教育部参事	避難所統括 班		教育総務課、教育指導課
			避難所対応 班		【再掲】企画調整課、【再掲】 財政課、子ども政策課、子ども 育成課、子ども家庭支援課、 【再掲】会計課、選挙管理委 員会事務局、監査委員事務局、 教育支援課、小・中学校生涯 学習推進課、スポーツ推進課、 公民館、図書館
		給食部 ◎教育部長	給食班		【再掲】教育支援課

		消防部 ◎消防団長	消防班	消防団
--	--	--------------	-----	-----

**【災害対策本部長室の所掌事務】**

- |   |
|---|
| (1) 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関すること。<br>(2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。<br>(3) 避難情報の発令及び避難誘導に関すること。<br>(4) 東京都機関、他市町村、公共機関に対し、機宜の対策又は応援の要請に関すること。<br>(5) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。<br>(6) 部長会議の招集に関すること。<br>(7) 災害救助法の適用要請に関すること。<br>(8) 自衛隊の派遣要請に関すること。<br>(9) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。 |
|---|

**2 各部・各班の職務・分掌事務**

(1) 各部・各班の運営

1つの任務を複数の課で行う場合には、それぞれの課長がリーダーとなり活動する。

また、必要に応じ、各部班内の調整及び他関係部班との調整を図るため部長会議を設ける。

(2) 避難所運営職員の配置

避難所の運営支援に関しては、発災後初動期は避難所部が所管するものの、その後は全職員（応援職員等を含める。）でローテーションを組み対応に当たる。

(3) 専門性を生かした職員の配置

災害対策業務に活用できる資格（保健師等）又は技能を有する職員は、その旨を職員班に申告することとする。

職員班は、班の人員の多寡や各職員が有する資格又は技能等を勘案し、災害対策業務全体の効率化のため、柔軟に職員配置を行う。

なお、各班は、専門性を持った職員の応援を職員班に要請できる。

災害対応部	本部員 (◎部長)	担当課	所掌事務
共通事項			1 本部長の特命事項に関すること。 2 避難所の運営支援に関すること。
調整部	◎議会事務局長	議会事務局	1 本部長室及び災害対策本部の庶務に関すること。 2 災害対策本部会議に関すること。 3 市議会に関すること。
復興企画部	◎企画財政部長	企画調整課、財政課	1 災害復興計画に関すること。(企画班) 2 災害予算に関すること。(財政班)
秘書広報部	◎企画財政部長	秘書広報課	1 災害広報に関すること。 2 報道対応に関すること。 3 災害視察及び見舞者の対応に関すること。
情報部	◎企画財政部長	情報政策課	情報通信機器・システムに関すること。
防災部	◎総務部長	総務課、防災危機管理課、契約管財課	1 本部長の指示に関すること。 2 避難情報の発令に関すること。 3 情報の収集及び集約に関すること。 4 災害記録に関すること。



			<ul style="list-style-type: none"> <li>5 災害コールセンターに関すること。</li> <li>6 帰宅困難者に関すること。</li> <li>7 庁舎の維持管理に関すること。</li> <li>8 災害対策車両及び燃料の確保に関すること。</li> <li>9 国及び東京都その他防災関係機関への報告、連絡及び調整並びに応援要請に関すること。</li> <li>10 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。</li> </ul>
職員部	◎総務部長	職員課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員及びその家族の安否に関すること。</li> <li>2 職員の配置に関すること。</li> <li>3 職員の活動支援に関すること。</li> <li>4 受援に関すること。</li> </ul>
出納部	◎会計管理者	会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 現金の出納に関すること。</li> <li>2 災害義援金、見舞金等の受入れ及び保管に関すること。</li> </ul>
建築部	◎企画財政部参事	公共施設マネジメント課、まちづくり計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</li> <li>2 宅地の危険度判定に関すること。</li> <li>3 住宅の応急修理に関すること。</li> <li>4 住宅の解体撤去に関すること。</li> <li>5 応急仮設住宅に関すること。</li> </ul>
市民相談部	◎市民部長	総合窓口課、保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人的被害の情報に関すること。</li> <li>2 安否情報に関すること。</li> <li>3 被災者相談に関すること。</li> <li>4 被災者台帳に関すること。</li> <li>5 被災者生活再建支援に関すること。</li> <li>6 外国人の支援に関すること。</li> <li>7 遺体の収容、安置及び処理に関すること。</li> <li>8 火葬に関すること。</li> </ul>
被害認定調査部	◎市民部長	課税課、収納課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 住家被害認定調査に関すること。</li> <li>2 被災証明書等の交付に関すること。</li> </ul>
物資部	◎生活環境部長	シティセールス推進課、環境政策課、協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 食料及び生活必需品の確保及び供給に関すること。</li> <li>2 地域内輸送拠点の開設及び運営に関すること。</li> </ul>
廃棄物対策部	◎生活環境部長	ごみ減量対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害廃棄物の処理に関すること。</li> <li>2 し尿の収集処理に関すること。</li> </ul>
要配慮者対策部	◎福祉保健部長	社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難行動要支援者の避難支援に関すること。</li> <li>2 要配慮者の支援に関すること。</li> <li>3 福祉避難所に関すること。</li> </ul>
医療救護部	◎福祉保健部参事	健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護及び助産に関すること。</li> <li>2 医薬品及び医療資機材の確保に関すること。</li> <li>3 医療施設の確保に関すること。</li> <li>4 被災者の健康に関すること。</li> <li>5 衛生管理及び防疫に関すること。</li> </ul>
給水部	◎都市建設部長	【再掲】まちづくり計画課	応急給水に関すること。
復旧部	◎都市建設部長	道路下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋りょう及び下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。</li> <li>2 障害物の除去に関すること。</li> <li>3 避難路及び緊急輸送道路に関すること。</li> </ul>
避難所部	◎教育部長 子ども家庭部長 教育部参事	【再掲】企画調整課、 【再掲】財政課、子ども政策課、子ども育成課、子ども家庭支援課、【再掲】会計課、選挙管理委員会事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の統括に関すること。（避難所統括班）</li> <li>2 避難所の開設及び運営支援に関すること。（避難所対応班）</li> <li>3 避難者の把握（避難外避難者を含む。）に関すること。（避難所対応班）</li> </ul>

		局、監査委員事務局、教育総務課、教育指導課、教育支援課、小・中学校、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館	
給食部	◎教育部長	教育支援課	1 防災食育センターの運営及び管理に関すること。 2 応急給食に関すること。
消防部	◎消防団長	消防団	1 消火及び救助に関すること。 2 行方不明者の捜索に関すること。 3 避難支援に関すること。 4 危険箇所の警戒に関すること。

### 3 地震直後の活動

地震直後においては、おおまかな被害状況を把握し、市の対応だけでは困難な場合、応援要請を行う。また、人命の安全確保を最重視し、火災の延焼防止・救出・避難誘導等及びそれに必要な各緊急対策を実施する。

勤務時間内（市役所開庁時）の行動	ア 市役所庁舎内及び市の施設内にいる市民の安全確保・避難誘導に努める。（各課で事前に誘導員を決めておく。） イ 各施設の防火管理者は、火災に十分注意する。 ウ 各施設管理者は、建物の被害状況を把握するとともに、付近の被害状況を防災班に報告する。（災害対策本部設置前は防災危機管理課に報告） エ 非常電源、無線機能の確認及び障害がある場合の対処を行う。 オ 災害対策本部が設置されたとき、市役所正面玄関に「福生市災害対策本部」の表示を掲出する。
勤務時間外の行動	参集者は、地域の被害状況を防災班に報告する。 ※その他は勤務時間内の対応と同じ。

## 第3節 災害対策本部の運営

### 1 災害対策本部の廃止基準

- |  |
|--|
| (1) 市域において、災害発生のおそれが解消したとき。<br>(2) 本部長が福生市の地域内において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合。<br>(3) 調査の結果、市域内に大きな被害がないと本部長が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即した体制に移行する。 |
|--|

※緊急対策会議は、災害対策本部が設置された場合又は災害が終息した場合は解散する。

### 2 設置及び廃止の通知

防災部長は、市防災行政無線及び電話等を用い、防災班を通して、次に掲げる者のうち、必要と認める者に対し、災害対策本部の設置又は廃止を通知する。

- |  |
|--|
| (1) 災害対策本部の部長等<br>(2) 福生市防災会議委員<br>(3) 知事（東京都総務局総合防災部）<br>(4) 各防災関係機関の代表<br>(5) 市民 |
|--|

### 3 職務・権限の代行

- |  |
|--|
| (1) 災害対策本部の本部長は市長が当たり、本部長不在時、又は本部長に事故があるときは、災害本部条例の規定により副本部長が代行する。<br>(2) 緊急対策会議の議長は副市長が当たり、議長不在時、又は議長に事故があるときは、副議長（教育長）が代行する。<br>(3) 各部長及び班長の代行は、あらかじめ指名されている者が当たる。 |
|--|

### 4 各部の本部連絡員及び体制確立後の報告

- |   |
|---|
| (1) 災害対策本部の各部長は、本部連絡員を指名する。<br>(2) 本部連絡員は、災害対策本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。<br>(3) 各部が体制の確立を完了したときは、直ちに防災班を通じ本部長に報告する。 |
|---|

### 5 動員状況の報告及び各部・各班別の動員要請

- |   |
|---|
| (1) 各班長は参集した職員の氏名、時刻等を職員班に報告し、職員班は、本部長に報告する。<br>(2) 災害時の状況及び応急措置の推移により、部ごとに忙閑のアンバランスが生ずる場合、各部長は必要に応じ応援職員の要請を本部長に行う。 |
|---|

### 6 災害対策本部の運営

本部の指揮は、本部長の指示の下、防災班がつかさどる。

また、調整班は、各部・各班との調整、本部員会議の開催、外部機関との調整等の災害対策本部運営に当たっての庶務を行う。

### 7 災害対策活動の維持

職員班は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化への対処、及び他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の実施を図る。

宿泊及び仮眠施設	宿泊及び一時的な仮眠施設は、公共施設、民間宿泊施設等を随時借上げによって確保する。
宿泊施設の確保	宿泊及び仮眠施設の確保、全体の管理、調整を行う。
食料等の調達	災害対策従事者への食料等は、協定業者等から調達し、被災者への救援物資、給食等の配送と合わせ、輸送の合理化を図る。

## 第3章 情報の収集・伝達・広報

地震発生直後から、東京都及び関係機関との連携協力の下に、直ちに防災行政無線や東京都災害情報システム等を活用し、災害情報、被害情報の把握及び応急対策の実施のための情報連絡態勢を確立する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 情報連絡態勢の確立	防災班、情報班、各部・各班
第2節 災害情報の収集・伝達	防災班、各部・各班
第3節 広報・広聴	秘書広報班、市民相談班

### 第1節 情報連絡態勢の確立

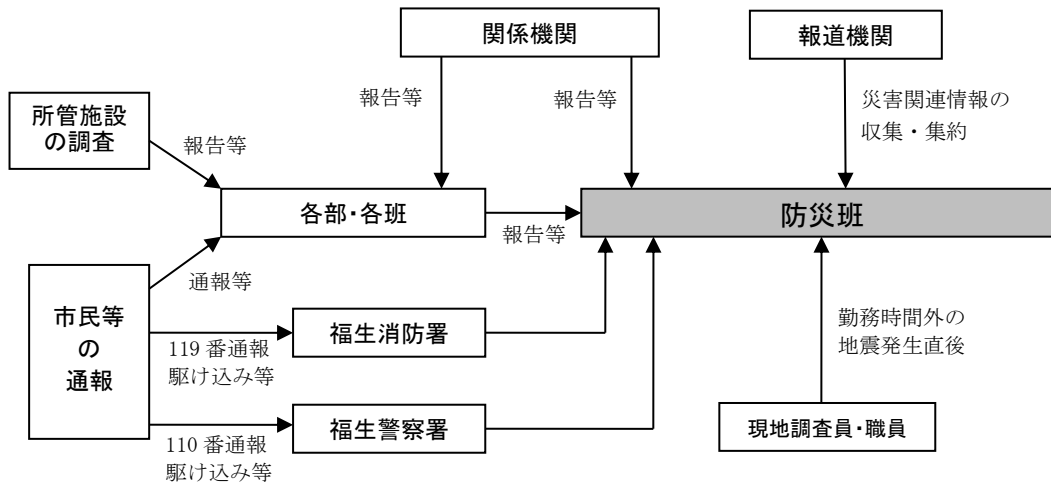
#### 1 情報の収集・連絡態勢

情報班は、各部及び関係機関の間で迅速に伝達・報告できるシステムを確保するため、情報通信機器の点検・復旧を行い、情報収集連絡態勢を確立する。

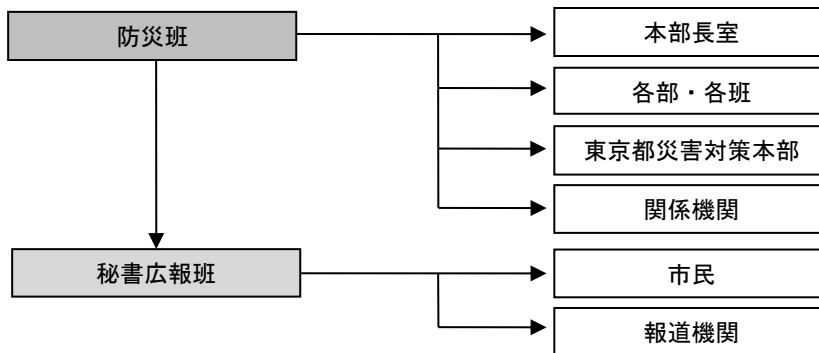
##### 【情報連絡手段】

情報連絡手段	連絡先
福生市防災行政無線（移動系）	市役所内各班、福生市消防団、避難所、帰宅困難者一時滞在施設、緊急医療救護所、医療救護所、ボランティアセンター、福生警察署、福生消防署
庁内内線電話	市役所内各班
東京都防災行政無線、東京都災害情報システム	東京都災害対策本部
モバイルルータによる総合行政ネットワーク（LGWAN）接続	市役所内各班
電話、携帯電話、ファクシミリ	各防災関係機関
ホームページ、SNS、情報メール等の通信手段	各防災関係機関、市民等
自転車等を用いた伝令	各防災関係機関

【情報収集系統】



【情報伝達系統】



2 通信の確保（障害発生時への対応）

通信連絡を迅速に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、緊急通信を確保する。

(1) 防災行政無線の通信統制

情報班は、重要情報を優先し収集・伝達するため、必要に応じ福生市防災行政無線の通信統制を行う。（移動局相互の通話を禁止し、災害対策本部との通話に限定する等）

(2) 電話の優先利用

緊急通信が必要な場合、一次的には加入電話により通信を確保するが、ふくそうなどにより利用が制限される場合、東日本電信電話株式会社等から指定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。

なお、情報班は、東日本電信電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。

(3) 有線電話途絶時の措置

情報班は、有線電話途絶のため、連絡に支障を来す場合は、次のような措置を講じる。

東京都、近隣市町との連絡	主として東京都防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じあらゆる通信手段を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。
--------------	---

関係機関との連絡	関係機関に対して派遣を要請する場合、連絡員の配置を要請するとともに、所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。
消防電話等の利用	ほかに通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署に業務用専用回線の利用を要請する。
非常無線通信の利用	有線電話が途絶し、かつ、防災行政無線による通信が困難な場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。 ア 関係機関（警視庁、鉄道会社）が保有する無線 イ 放送局の有する無線 ウ アマチュア無線等

## 第2節 災害情報の収集・伝達

### 1 地震に関する情報収集

防災班は、東京都災害情報システム（DIS）等を用いて、地震に関する次の情報を収集する。

#### 【地震に関する情報】

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・M7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

## 2 地震発生直後における被害の概況調査

各部・各班は、地震発生後、応援要請の必要性等を判断するために、直ちに被害の概況調査を実施し、収集した情報は防災班に集約する。

また、概況調査に当たっては、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報などの入手に努める。

### 【実施担当班と収集すべき概況情報】

担当部署	調査項目
防災班	(1) 関係機関からの概括的な被害情報 (2) 現地調査員・参集職員からの現地の被害情報等、及び各部からの情報収集 (3) 東京都災害情報システムからの情報収集 (4) 市庁舎等施設・設備等の被害状況の点検・確認
秘書広報班	市民、自主防災組織、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集
職員班	市職員等の被災状況等の把握
避難所班統括班	市民の避難状況、避難所の開設状況、避難者の概数等
医療救護班	市内医療機関の被害状況、負傷者等搬入状況、救出事案の状況等
要配慮者対策班	市内福祉施設の被害状況、受入れ可能状況
復旧班	緊急輸送道路・市内道路の被害状況及び事故・渋滞等の状況、急傾斜地等の災害危険のおそれのある地域等の状況等、下水道施設等の被害状況等
建築班	住宅等の建物被害状況
給水班	水道施設の被災状況・応急給水施設の確保状況等
給食班	給食センターの被害状況等
市民相談班	行方不明者等の状況 死者、負傷者の概数等
消防班	市内の出火や延焼火災の状況等
学校等及び公共施設管理者	施設の被災状況、児童・生徒・利用者等の状況等

### 【各防災関係機関等からの情報収集】

機関名	情報収集項目
福生消防署	(1) 火災発生状況及び活動状況 (2) 救助・救急発生状況及び活動状況 (3) 避難道路及び橋梁の被災状況 (4) 避難の必要の有無及び状況 (5) 救急告示医療機関等の診療状況 (6) その他消防活動上必要ある状況
福生警察署	(1) 家屋の倒壊状況 (2) 死者・負傷者等の状況 (3) 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況 (4) 住民の避難状況 (5) 火災の拡大状況 (6) 堤防・護岸等の破損状況
各防災関係機関	(1) 各施設の建物被害の状況 (2) 各施設のライフラインの被害や対応状況 (3) 各機関における初動対応の状況 (4) その他各機関にて把握した情報等

## 3 被害情報収集

各部・各班は、次のように情報を収集する。

なお、次の調査項目以外の市の施設における被害や復旧状況については、平常時に所管してい

る部署が担当する。

**【実施担当班と収集すべき情報】**

担当部署	調査項目	
防災班	東京都の情報	東京都防災情報システムより入手できる情報
	近隣市町の状況	近隣市町の被害状況等
	ライフラインの被害	電力施設の被害、停電状況、復旧状況等
		ガス施設の被害、供給停止状況、復旧状況等
		通信施設の被害、通信途絶状況、復旧状況等
帰宅困難者の状況	市内各駅の滞留者の状況 一時滞在施設の状況	
避難所統括班	避難状況	避難者数や避難所開設状況等
医療救護班	医療施設の被害	市内医療施設の被害、復旧状況、診療状況等
市民相談班	火葬場等の被害	瑞穂斎場など火葬場の被害状況
復旧班	道路の被害	市内道路の被害、復旧状況、交通状況等
給水班	ライフラインの被害	上水道施設の被害、断水状況、復旧状況等
給食班		給食センターの被害状況、復旧状況等
復旧班		下水道施設の被害、その支障、復旧状況等
市民相談班	人的被害、安否情報	死者数、負傷者等の市民の安否情報
建築班 被害認定調査班	建物被害	住家・非住家の被害数
建築班	施設被害	公共施設被害の状況
消防班	火災関連の状況	出火数、延焼火災の状況、焼失家屋数等

**4 情報の集約と報告**

**(1) 情報の集約と共有**

情報の集約は、防災班で実施する。また、各部・各班については、情報の内容に応じて共有を図る。

**(2) 東京都への報告**

防災班は、東京都に対する被害状況等を東京都災害情報システム（DIS）に入力して報告する。ただし、DISによる報告ができない場合には、防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。

人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

※東京都に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を国（総務省消防庁）に変更する。

※一定規模以上の火災・災害等及び同時多発火災等により消防機関に119番通報が殺到したときは東京都と合わせて国（総務省消防庁）に報告する。

※報告は、東京都の「災害報告取扱要領」、災害対策基本法第53条第1項に基づく市町村被害状況報告要領、その他定められたところによる。

**【報告すべき事項】**

ア	災害の原因
イ	災害が発生した日時
ウ	災害が発生した場所又は地域
エ	被害状況（資料-15 被害状況等報告基準〈P282〉に基づき認定）
オ	災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
カ	災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類



キ その他必要な事項

【報告の種類・期限等】

報告の種類	入力期限	入力画面
発災通知	即時	・発災情報
被害措置概況速報	即時及び東京都が通知する期限内	・災害総括 ・被害状況、措置情報
要請通知	即時	・要請情報
確定報：災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	・災害総括
確定報：各種確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	・被害情報、措置情報
災害年報	4 月 20 日	・災害総括

(3) 関係機関への情報提供

防災班は、福生市で入手・集約した情報を必要があると認めた機関等へ電話等によって提供する。

第3節 広報・広聴

1 広報

情報不足による混乱の発生防止や初期消火・救助の協力、適切な避難を図るため、関係機関と協力の上、市民に対して随時正確な情報を提供する。

(1) 即時対応期の広報内容

秘書広報班は、関係機関と協力の上、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

【広報の内容】

ア 地震発生直後の広報	地震に関する状況（震度・規模等） 火気使用厳禁（都市ガス漏えい等） 感電事故防止の呼び掛け 被害家屋からの野外待機等安全措施 余震警戒の呼びかけ
イ 緊急措置の広報	火災発生等二次災害発生状況 一時避難の呼び掛け 市民のとるべき措置の呼び掛け（ガス栓閉止、車両使用の自粛等） 自主防災組織の立ち上げ、初期消火・救出の呼び掛け
ウ 避難指示・救護に関する広報	避難情報及び避難方法 避難行動要支援者（安否確認・避難支援）の呼び掛け 避難の際の安全措施の呼び掛け（ブレーカー遮断、携行品等） 負傷者搬送の呼び掛け及び搬送先の情報 学校等の措置状況
エ 被害状況・応急対策に関する広報	家屋倒壊、延焼被害等の状況 警戒区域設定等情報 避難所の開設状況 医療機関の開設・医療救護所の設置状況 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況） 道路交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）
オ 支援情報等の広報	市民の安否（避難所ごとの避難者数等、行方不明者） 災害用伝言ダイヤルの利用 デマ情報の防止、警戒状況の情報

	ボランティア活動への呼び掛け 避難所における給食・給水・生活必需品配給など救護の状況 帰宅困難者対策等広域的災害応急対策の状況 ライフラインの途絶等被災状況 臨時休校の情報等 その他市民が必要としている情報
--	--

## (2) 復旧対応期の広報

秘書広報班は、市民へ随時、生活情報等を中心に広報を行う。

<p><b>主に市が実施する災害対策に関する情報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難所に関すること（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）。</li> <li>イ 医療救護所に関すること。</li> <li>ウ 救援物資の配布に関すること。</li> <li>エ 給水・給食・入浴に関すること。</li> <li>オ 安否情報に関すること。</li> <li>カ 防疫・健康維持に関すること。</li> <li>キ 被災者相談窓口の設置に関すること。</li> <li>ク 被災者に対する援助、助成に関すること。</li> <li>ケ その他市民生活に必要なこと。</li> </ul> <p><b>ライフライン復旧情報等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること。</li> <li>イ 電気、ガス、交通機関等の復旧に関すること。</li> <li>ウ 電話の復旧に関すること。</li> <li>エ 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること。</li> </ul>
---

## (3) 広報手段

広報で活用する手段は、次のとおりである。

### 【広報手段】

防災行政無線	屋外子局による同時放送を行う。
広報車	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 原則として市の所有する車両を使用する。</li> <li>イ 必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。</li> </ul>
その他広報手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 広報紙臨時版（かわら版）をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。</li> <li>イ ホームページによる情報提供を図る。</li> <li>ウ ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等による情報提供を図る。</li> </ul>
避難所における広報	避難者に対する災害情報、注意、協力の呼び掛けを随時行う。
放送機関	(5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照

## (4) 要配慮者への広報

秘書広報班は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、ケーブルテレビ（文字放送や手話）、ファクシミリ、テレホンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

## (5) 報道機関への放送要請・情報発表等

秘書広報班は、Lアラート（災害情報共有システム）を活用して東京都・報道機関と連携して避難指示等の緊急情報を報道する。また、福生市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。

ア 避難指示等の報道要請

福生市及び各防災機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、東京都と報道機関が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、東京都を通じて報道機関に対しテレビ・ラジオ等による放送要請をする。

※ 東京都との通信途絶など特別な事情がある場合は、報道機関に直接要請する。

イ 災害情報の提供

各部からの災害情報を、秘書広報班で取りまとめ、報道機関に対し発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。

福生市災害対策本部からの発表	秘書広報班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ、あらかじめ定めた時間、場所において実施する。なお、災害対策本部長室での直接取材は受け付けない。
情報提供の主な項目	(ア) 災害発生の場所及び発生日時 (イ) 被害状況 (ウ) 応急対策の状況 (エ) 住民に対する避難指示等の状況 (オ) 市民に対する協力要請及び注意事項 (カ) 支援施策に関すること。

2 広聴

市民相談班は、災害による家や財産の滅失、被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、市民相談窓口を開設し広聴活動を実施する。開設時には広報紙等で市民へ周知する。

(1) 市民相談窓口の開設

被災者等から家族の安否の確認、緊急な要望事項に対して、その後の復旧対応期には、市民からの問合せや法律、医療等の専門相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携した上、必要に応じて市役所等に市民相談窓口を開設し、市職員及び専門分野の相談員を配置する。

なお、相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なることに留意する。

※各部の相談内容等の詳細は、第2編第2部第15章「第8節 被災者相談」(P157)に掲載

(2) 要望の処理

市民相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図るよう努める。

## 第4章 受援

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに東京都及び他市町村並びに関係機関、自衛隊に対し応援を要請するとともに、受入れ態勢を整備し、災害応急対策に万全を期する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 応援要請と応援の受入れ	防災班、職員班、各部・各班
第2節 行政機関との相互応援協力	防災班
第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請	防災班、各部・各班
第4節 自衛隊に対する災害派遣要請	防災班、職員班
第5節 被災自治体への応援	職員班
第6節 在日米軍との相互支援	防災班

### 第1節 応援要請と応援の受入れ

#### 1 応援要請

##### (1) 総合的な応援要請

本部長は、市内の被害概況、職員の参集状況・被害状況、各部・各班からの応援要請などを勘案し、東京都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊等への市を代表して行う総合的な応援要請の実施について判断する。応援要請は、防災班が行う。

##### (2) 専門的な応援要請

各班は、それぞれの応急・復旧活動の実施に当たり、東京都各局、民間事業者・団体等の専門分野に関する応援要請の実施について判断し、応援要請を行う。

#### 2 受援の調整

各班は、外部への応援を担当する受援担当者を配置する。

職員班は、各班の受援担当者からなる受援調整会議を開催し、総合的な応援要請、受入れに関する部内調整、各班からの要請による応援者の適正配置等の調整を行う。

#### 3 応援の受入れ

##### (1) 作業計画の作成と準備

各部・各班は、応援職員に対して、応援を求める作業に関する計画を作成する。また、作業に必要な資器材の準備、施設利用に関する管理者の事前了解、感染症等に対する健康管理、適切な作業スペース等の確保等の準備を進める。

職員班は、市に到着した応援職員の人員配置を行い、各部に引き渡す。

##### (2) 受入れ拠点の確保

職員班は、応援要員の受入拠点を、原則、次のとおり確保する。

応援要員	施設名	所在地
自衛隊	福生市営福生野球場	福生市牛浜162
その他	子ども応援館	福生市北田園2-5-7

### (3) 食料・資機材等の確保

職員班は、応援職員の食料・資機材等について、原則として応援側で確保するよう要請する。

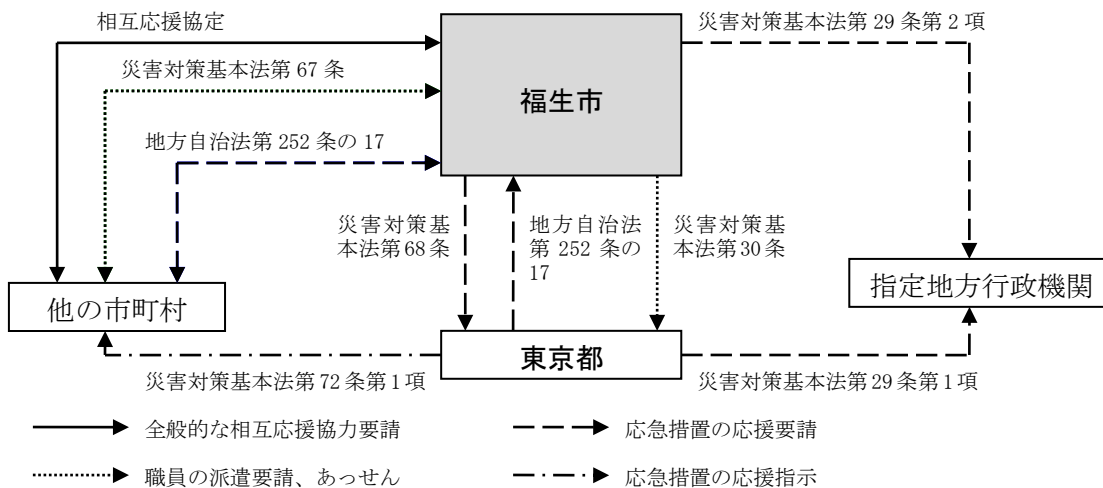
### (4) 宿泊施設の確保

職員班は、宿泊施設について、原則として応援側で確保するよう要請する。また、可能な範囲で公共施設等を提供する。

## 第2節 行政機関との相互応援協力

東京都への応援要請及び他市町村との相互応援・協力は、防災班が窓口となり応援協力を求め、職員班が各部・各班と連絡・調整の上、応援を受け入れる。

### 【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



### 1 東京都への応援要請

福生市単独では災害応急対策を的確に実施することができない場合には、知事に対して応援又は応援のあっせんに要請する。また、本部長は災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

防災班は、上記の要請については、東京都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、取り急ぎ口頭又は電話等により要請し後日文書により改めて処理する。

#### 【要請の事項】

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由  
(災害の状況及びあっせんに求める場合はその理由)
- (2) 応援を希望する機関名等
- (3) 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

### 2 他の市町村への応援要請

防災班は、多摩地区市町村で締結した「震災時等の相互応援に関する協定」及び新都市連絡協議会で締結した「災害時における相互応援協定」等の協定に基づき他の市町村に応援を要請す

る。

また、災害対策基本法第67条の規定に基づきその他の区市町村に受援を求める。

### 3 指定地方行政機関等への受援要請

防災班は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、知事に対し、次の職員の派遣、あつせんを求める。

#### 【指定地方行政機関等への受援要請の内容】

内容	根拠法令
指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣あつせん	災害対策基本法第30条
地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条17の規定による職員の派遣及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第124条第1項の規定による職員の派遣	災害対策基本法第30条

### 4 撤収要請

本部長は、復旧作業等の進捗状況を把握した上で、受援職員の撤収要請を行う。

## 第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請

福生市は、発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

### 1 指定公共機関・民間団体等への協力要請

各部・各班は、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

#### 【要請の方法】

対象	受援協力要請の方法
指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	必要な各部から防災班を通じて要請 その後、連絡調整及び受入れを実施
協定団体等	担当部から直接協力要請の後、防災班へ報告

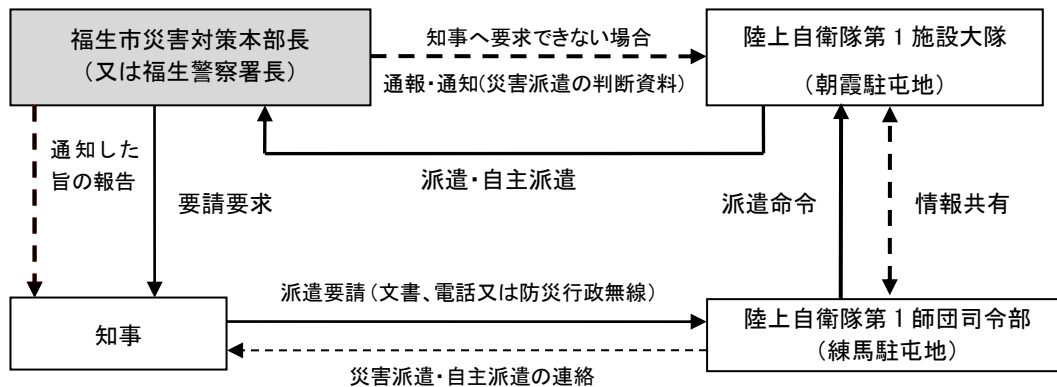
### 2 撤収要請

本部長は、復旧作業等の進捗状況を把握した上で、受援要員の撤収要請を行う。

## 第4節 自衛隊に対する災害派遣要請

本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し災害派遣要請を要求する。派遣要請を要求した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

【派遣要請系統図】



1 災害派遣要請の手続

防災班は、本部長の判断により、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合に次の事項を明らかにして知事（総務局総合防災部）に派遣要請の要求を行い、福生警察署長にも通知する。

【災害派遣の要請事項】

- |  |
|--|
| (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由<br>(2) 派遣を希望する期間<br>(3) 派遣を希望する区域及び活動内容<br>(4) その他参考となる事項 |
|--|

2 緊急の場合の連絡先

防災班は、通信の途絶等により知事へ要請できない場合には、その旨及び災害・被害の状況を関係部隊に直接通知し、速やかに知事に通知する。

3 災害派遣部隊の受入態勢

職員班は、自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- |  |
|--|
| (1) 自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。<br>(2) 必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。<br>(3) 派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿営地域又は宿舎等必要な設備について、被害状況、使用の可否を確認し、関係機関と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。なお、活動拠点については、原則、福生市福生野球場とする。<br>(4) 派遣部隊との連絡職員を指名する。<br>(5) 作業実施期間中は責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議して作業の推進を図る。 |
|--|

※ヘリコプター発着予定地については資料-12（P274）を参照

## 4 活動内容

自衛隊の救援活動は次の項目とする。

(1) 被害状況の把握	(7) 応急医療、救護及び防疫
(2) 避難の援助	(8) 人員及び物資の緊急輸送
(3) 遭難者等の捜索援助	(9) 給食、給水及び入浴支援
(4) 水防活動	(10) 救援物資の無償貸付又は譲与
(5) 消防活動	(11) 危険物の保安及び除去
(6) 道路又は水路の啓開	(12) その他

## 5 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として福生市が負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた市とで協議する。

## 6 撤収要請

本部長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、知事と派遣部隊の長と協議する。

## 第5節 被災自治体への応援

### 1 応援要請の受領と派遣の判断

市長は、他の自治体からの応援要請を受領した場合、派遣について協議を実施する。

### 2 派遣部隊の編成と職員の勤務体制の検討

派遣が決定した場合、職員班は派遣部隊を編成するとともに、派遣に伴う職員の勤務体制の検討を併せて実施する。

## 第6節 在日米軍との相互支援

防災班は、災害時に人命又は財産を保護するため、「防災及び災害対策に関する在日米軍横田基地第374空輸航空団と福生市との合意に関する覚書」（平成25年12月4日締結）に基づき、在日米軍横田基地との相互支援について関係機関と調整する。



## 第5章 警備・交通対策

震災時における市民の生命・身体・財産の保護及び各種犯罪の防止・取締り並びに交通機能の確保・維持を図ることにより、被災地の治安について万全を期する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 警備	福生警察署
第2節 交通対策	復旧班、秘書広報班、福生警察署

### 第1節 警備

#### 1 警備態勢の確立

福生警察署長は、福生警察署に現場警備本部を設置する。災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編制し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置を取る。

#### 2 警備活動

福生警察署は、建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集
- (2) 交通規制
- (3) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (4) 行方不明者の捜索及び調査
- (5) 遺体の調査等及び検視
- (6) 公共の安全と秩序の維持

### 第2節 交通対策

#### 1 道路交通情報の把握

復旧班は、市内の道路の被害及び交通状況について、災害対策本部への情報収集のほかに、各防災関係機関との連携などにより把握する。

#### 2 交通規制

##### (1) 交通規制の実施

ア 第1次交通規制（災害発生直後）

震度6弱以上の大地震が発生した場合は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動を最優先するため、次の交通規制が行われる。

- (ア) 環状7号線から都心方向への一般車両の通行は禁止とする。なお、環状7号線はう回路として通行は可能とする。
- (イ) 人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するため、指定されている次の7路線を「緊急自動車専用路」に指定し、一般通行車両の通行を禁止する。

・国道：4号（日光街道 他）、17号（中山道、白山通り 他）、20号（甲州街道 他）、

246号（青山通り・玉川通り）  
・都道：目白通り、外堀通り  
・高速道路：高速自動車国道・首都高速道路

## イ 第2次交通規制

復旧活動に必要な物資の輸送、ライフラインの補修などの車両の通行を確保するため、被災状況に応じて災害対策基本法に基づき「緊急交通路」が指定される。

(ア) 「緊急交通路」は、前記アの「緊急自動車専用路」を優先的に指定するとともに、被害状況等を踏まえ、必要に応じ、代表的な31路線の中から指定されるが、福生市内では、五日市街道（国道16号重複区間を含む）、新奥多摩街道が指定される路線となっている。

(イ) 「緊急交通路」では、災害応急対策に従事する緊急通行車両（緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両）しか通行できない。

### (2) 緊急通行車両等の確認事務等

福生警察署は、事前届出をしていない緊急通行車両（緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両）等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の確認事務を行う。

### (3) 緊急通行車両の種類

緊急通行車両の種類は、次のとおりである。

- ア 災害対策基本法第50条第1項に規定する9項目の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- イ 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
  - (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するために使用中の車両
  - (ウ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
  - (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機を積載した状態の車両）
  - (オ) 災害応急対策等に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するために使用中の2輪の自動車又は原動機付き自転車
  - (カ) 災害応急対策等に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
  - (キ) 緊急の手当てを要する負傷者又は病院の搬送のために使用中の車両
  - (ク) 歩行が困難なもの又は介護を必要とする者の搬送のために使用中の車両
  - (ケ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
  - (コ) 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車登録番号標を有している車両
  - (サ) 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

### (4) 広域応援の車両

広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付又は事前交付を受ける。

### (5) 交通規則除外車両

震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、東京都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外される。

### (6) 緊急交通路等の実態把握

復旧班は、緊急交通路（五日市街道、新奥多摩街道）等の交通情報について、警察が行う視察

等による情報収集及び福生消防署、道路管理者等の関係機関との情報交換等により把握する。

### (7) 交通規制の実効性を確保する手段・方法

福生警察署は、次の方法で交通規制を行う。

#### ア 主要交差点への規制要員の配置

国道16号及び緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

#### イ 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、交通安全推進委員会等の民間の協力団体、ボランティア等の協力を得るよう配慮する。

#### ウ 装備資機材等の効果的な活用

交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資機材を効果的に活用する。

#### エ 交通管制センターをはじめ、交通管制システム等を適切に運用する。

### (8) 広報活動

秘書広報班と福生警察署は連携して、交通規制の実施について広報する。福生警察署は、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

#### 【運転者のとるべき措置】

- |  |
|--|
| <p>ア 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。</p> <p>イ 現に車両を運転中の運転者は、速やかに環状7号線の外側の道路又は緊急自動車専用路若しくは緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。</p> <p>ウ 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。</p> <p>(ア) あわてずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを切る。</p> <p>(イ) カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。</p> <p>(ウ) 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。</p> <p>(エ) カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導を待って行動する。</p> <p>エ やむを得ず車両を道路上において避難するときは、次の原則を守る。</p> <p>(ア) 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。</p> <p>(イ) エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。</p> <p>(ウ) 窓を閉め、ドアはロックしない。</p> <p>(エ) 貴重品を車内に残さない。</p> |
|--|

## 第6章 緊急輸送対策

災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、福生市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送を実施する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 緊急輸送ネットワーク	物資班
第2節 緊急輸送道路の確保	復旧班
第3節 車両輸送	防災班 物資班
第4節 航空輸送	防災班

### 第1節 緊急輸送ネットワーク

#### 1 基本的な考え方

東京都は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第1次（区市町村、他県との連絡）、第2次（主要初動対応機関との連絡）、第3次（緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備する。

また、福生市では東京都が設定する緊急輸送道路を補完するため、福生市緊急輸送道路を設定する。（資料-11〈P273〉参照）

さらに、緊急輸送の実効性を担保するため、交通規制が実施される「緊急自動車専用路」及び「緊急交通路」（警視庁が交通規制を実施する路線）や、「緊急道路障害物除去路線」（道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う路線）が確保される。

#### 2 緊急輸送ネットワークの分類と市内の指定拠点

緊急輸送ネットワークの分類と各ネットワークにおける市内の指定拠点は、次のとおりである。

##### 【緊急輸送ネットワーク】

分類	目的	説明	市内の指定拠点
第1次緊急輸送ネットワーク	東京都と区市町村本部間及び東京都と他県との連絡を図る。	応急対策の中核を担う東京都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路	・福生市役所
第2次緊急輸送ネットワーク	第1次緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う初動対応機関との連絡を図る。	第1次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸候補地等を連絡する輸送路	・福生警察署 ・福生消防署 ・公立福生病院 ・福生市保健センター ・航空自衛隊横田基地
第3次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路	（無し）

## ※福生市が指定する地域内輸送拠点

物資班は、東京都などからの緊急物資の集積場所として、次の地域内輸送拠点を指定する。

### 【地域内輸送拠点】

優先順位	施設名	所在地
1	防災食育センター	福生市熊川1606-1
2	福生市民会館	福生市福生2455

## 第2節 緊急輸送道路の確保

### 1 緊急道路障害物除去路線等の選定

東京都は、緊急交通路等の交通規制を行う路線等を緊急道路障害物除去路線として指定する。

復旧班は、道路の被害状況から障害物を除去する区間を指定する。

### 2 緊急道路障害物除去等

#### (1) 障害物除去

緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線間の優先順位の決定を行い、関係機関（国土交通省相武国道事務所及び東京都建設局西多摩建設事務所）及び関係業界が有機的かつ迅速な協力関係を確立して対応する。

復旧班は、福生市建設防災協力会等の協力を得て市道の障害物除去作業を行う。障害物除去に必要な重機（ショベル、ブルドーザー等）についても福生市建設防災協力会等から調達する。また、道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。

#### (2) 放置車両の移動等

道路管理者は、車両の通行が停止・停滞し、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずる。車両等の占有者等が措置をとらない場合や現場にいない場合は、車両の移動等の必要な措置をとる。

復旧班は、管理する市道について上記の措置を実施する。

## 第3節 車両輸送

### 1 車両・燃料の確保

(1) 福生市が所有する全ての車両は、防災班が集中管理を行う。（資料－5〈P264〉参照）

(2) 物資班は、車両が不足する場合、西多摩運送株式会社、一般社団法人東京都トラック協会等に協力を要請する。また、それでも不足する場合は、東京都財務局へ調達あっせんを要請する。

- (3) 防災班は、燃料を協定先から確保するとともに、不足する場合は業者から緊急に調達するものとする。

## 2 車両の運用

防災班は、次のように車両の運用を行う。

- (1) 各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車を行う。
- (2) 各部からの車両の請求に当たっては、次の事項を明示し、請求する。
  - ・車種
  - ・台数
  - ・日時及び引渡し場所
  - ・使用目的及び必要とする車載機材
- (3) 緊急車両標章は車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。
- (4) 配車の輸送記録、燃料の受け払い等について記録するものとする。

## 3 緊急通行車両等の確認

防災班は、緊急通行車両等の確認を次のように行う。

- (1) 事前届出済の車両  
事前届出がされている車両については、標章及び緊急通行車両確認証明書を車両に備え付ける。
- (2) 地震発生後の届出  
民間借上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を福生警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

## 4 交通規制除外車両

緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公的上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、東京都公安委員会の決定に基づき、通行規制から除外される。

## 5 緊急輸送活動の実施

物資班は、主に災害用備蓄倉庫等から災害応急対策に必要な資機材等を輸送するとともに、災害対策上必要な物資の輸送を実施する。

輸送に当たっては、調達する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定め、地域内輸送拠点を選定し、東京都に報告する。

# 第4節 航空輸送

## 1 輸送手段の確保

防災班は、東京都に航空機による輸送を要請する。

## 2 輸送基地の確保

防災班は、消防、警察、自衛隊等と協議し、開設する災害時臨時離着陸場を指定し、障害物の有無等、利用可能状況を東京都へ報告する。

**【災害時臨時離着陸場指定の留意点】**

- (1) 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）。
- (2) 地面斜度が6度以内のこと。
- (3) 2方向以上からの離着陸が可能であること。
- (4) 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと。
- (5) 車両等の進入路があること。
- (6) 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

**【必要最小限度の地積】**

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

※ヘリコプター発着予定地については、資料-12（P274）を参照

## 第7章 消防・危険物対策

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関・市民と連携し、地域の総力をあげ迅速に消防活動及び危険物対策を行い、人命救助・救出活動を実施する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 消防対策	福生消防署、消防班、福生警察署
第2節 危険物施設等の応急措置	防災班、福生消防署、福生警察署、東京都環境局、東京都保健医療局、消防班、各施設管理者

### 第1節 消防対策

#### 1 災害発生状況の把握

福生消防署は、福生警察署及び福生市と連携して、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線・無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

情報の収集	市民から通報等によって、情報把握に努める。
東京都等への報告	地震等による火災の同時多発や多数の死傷者が発生した場合、その状況を直ちに東京都及び総務省消防庁等に報告する。

#### 2 震災時の消防活動

##### (1) 福生消防署の活動

福生消防署は、次の活動態勢により消防活動を実施する。

震災非常配備態勢	気象庁の発表で、東京23区、多摩東部及び多摩西部に震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災、救助、救急事象が発生し必要と認めた場合は「震災第一非常配備態勢」を発令して勤務中の署員ほか所要の人員を招集し、震度6弱以上の場合には、「震災第二非常配備態勢」を発令して全署員を招集し、事前計画に基づく活動を開始する。
活動の基本	ア 延焼火災が発生したときは、全消防力をあげて消防活動を行う。 イ 震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等を行う。 ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用	ア 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により、所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 イ 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防対策システムによる効率的な部隊運用を図る。
情報収集	ア 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果や、119番通報、高所見張、情報活動隊、参集職員等から積極的に災害情報収集を行う。 イ 各防災関係機関（福生市役所等）へ職員を派遣し、相互に知り得た災害についての情報交換を行う。

##### (2) 消防班の活動

消防班は、地域に密着した消防機関として、「福生市消防団震災時における活動態勢」に基づき、警戒態勢及び非常配備態勢を確保し、福生市災害活動応援隊（福活隊）及び市民と協力して出火防止、初期消火、延焼防止、救助・救急活動等に従事する。

出火防止	発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼び掛ける。必要により自ら初期消火を行う。
情報収集活動	火災の発見・通報、道路障害、救助事象等を収集し、分団本部等へ報告する。
消火活動	分団区域内の消火活動を行う。延焼火災は、署隊指揮者の指揮の下、連携して延



	焼防止線の設定等の活動を行う。延焼防止後は、残火処理に当たる。
救出・救護	地域住民との協働による救出活動や負傷者に対する応急措置、搬送を行う。
避難道路・避難場所の防護等	避難指示等が出された場合は、地域住民に伝達するとともに避難誘導を実施し避難道路及び避難場所周辺の防護活動を行い、避難者の安全を確保する。

### (3) 福生市災害活動応援隊（福活隊）の活動

福生市災害活動応援隊（福活隊）は、消防班と連携して出火防止、初期消火、延焼防止、救助・救急活動等に従事する。

### (4) 事業所等の活動

事業所等は、地震発生直後に、ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止、ブレーカーの遮断等の措置を講ずるとともに、火災が発生した場合には、消火器、水、可搬ポンプ等を利用して初期消火活動を実施する。

## 3 救助活動

福生消防署及び消防班は、警察等との密接な連携の下に、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 福生警察署と相互に緊密な連絡を取り、協力して救出に当たる。</li> <li>(2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携の下に行う。</li> <li>(3) 作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。</li> <li>(4) 福生警察署、福活隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。</li> </ul>
活動の要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して迅速に組織的で効果的な、救助・救急活動を実施する。</li> <li>(2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。</li> <li>(3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。</li> <li>(4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。</li> </ul>

## 4 応援の要請

東京消防庁は、現有消防力を結集しても不足が見込まれる場合は応援を要請する。

消防応援	方面応援隊、消防相互応援協定に基づく応援隊及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等を要請し、これらの応援を受けて消防の任務を遂行する。
救助応援	対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の応援を要請し、迅速な救助活動の実施に努める。

## 5 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、初期消火・救助作業を実施し、福生消防署及び消防部が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、福生消防署及び消防部は、市民、自主防災組織等に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

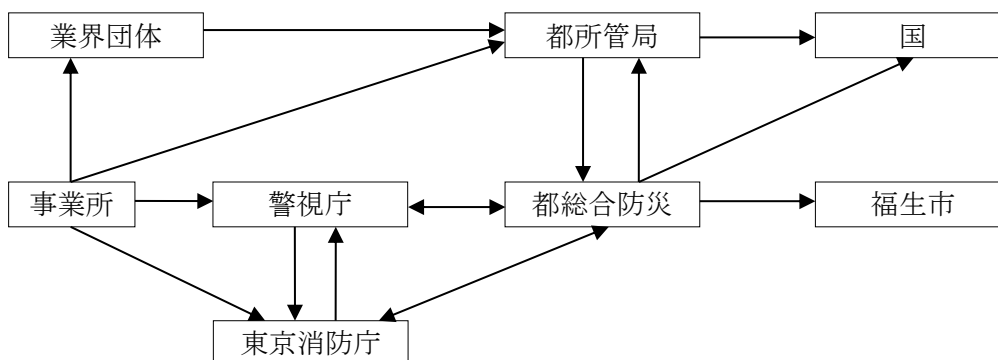
## 第2節 危険物施設等の応急措置

爆発、漏えい等の二次災害を防止するため福生消防署及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設・火薬類貯蔵所・毒劇物施設・放射性物質を利用・保管する施設の各管理者に対し、施設の緊急点検、必要な応急措置を講じるよう指導・命令する。

### 1 事故発生時の市の応急措置

危険物施設等に被害が発生した場合、防災班は、必要に応じ市民に対する避難指示等の措置を実施する。

#### 【一般的な事故報告等の流れ】



### 2 石油类等危険物保管施設の応急措置

福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導                     <ol style="list-style-type: none"> <li>危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の緊急点検と出火等の防止措置</li> <li>混触発火等による火災の防止措置と初期消火並びにタンク破壊等による流出、危険物の異常反応及び浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策</li> <li>災害状況の把握及び状況に応じた従業員・周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動</li> <li>発災等の場合、速やかに関係機関への連絡と消防活動の実施・火災警戒区域の設定</li> </ol> </li> <li>必要に応じて、応急措置命令等を実施</li> </ul>
市	必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施
事業者等	危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置

### 3 液化石油ガス(プロパンガス)消費施設の応急処置

東京都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示</li> <li>被害情報の収集、関東東北産業保安監督部に報告</li> <li>被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請</li> <li>必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示</li> </ul>
市	必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施
事業者等	危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置

#### 4 火薬類保管施設の応急措置

東京都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険防止措置を指導</li> <li>・ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部に報告</li> <li>・ 必要に応じて、緊急措置命令等を実施</li> </ul>
市	必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険防止措置の監督又は指導</li> <li>・ 必要に応じて、緊急措置命令等を実施</li> <li>・ 緊急の場合、未使用の火薬類の回収、返納等の措置の指示</li> <li>・ 実情を把握し、適切な指示、命令等を実施</li> </ul>
事業者等	危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置

#### 5 高圧ガス取扱施設の応急処置

東京都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示</li> <li>・ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告</li> <li>・ 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請</li> <li>・ 必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を命令</li> </ul>
福生市	必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施
福生警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関等との連絡通報</li> <li>・ 市長の要求等により、避難を指示</li> <li>・ 避難区域内への車両の交通規制</li> <li>・ 避難路の確保及び避難誘導</li> </ul>
福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の拡大等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> <li>・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した災害対策基本法50条に掲げる避難指示等及び市へのその内容の通報</li> <li>・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>・ 災害応急対策の実施</li> </ul>
事業者等	危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置

#### 6 毒物・劇物取扱施設の応急措置

東京都保健医療局 (健康安全研究センター、西多摩保健所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示</li> <li>・ 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示</li> <li>・ 災害情報の収集・伝達</li> </ul>
福生市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施</li> <li>・ 復旧班は、有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、福生消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、東京都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。</li> </ul>
福生警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関等との連絡通報</li> <li>・ 市長の要求等により、避難を指示</li> <li>・ 避難区域内への車両の交通規制</li> <li>・ 避難路の確保及び避難誘導</li> </ul>
福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> <li>・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した災害対策基本法50条に掲げる避難指示等及び市へのその内容の通報</li> <li>・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>・ 災害応急対策の実施</li> </ul>
事業者等	危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置

## 7 化学物質関連施設の応急措置

東京都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質対策 市と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供</li> <li>P C B (※) 対策 市との連絡調整により、保管事業者に関する情報収集</li> </ul>
福生市	必要に応じ、事業者に応急措置を指示
事業者等	危険が想定される場合等は、市等関係機関に連絡、応急措置を実施

(※) P C Bとは Poly Chlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル) の略称で、主に人工的に作られた油状の化学物質のこと

## 8 放射線使用施設の応急処置

福生消防署	<p>(1) 放射線源の露出・流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置をとるよう使用者に要請する。</p> <p>ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置</p> <p>イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置</p> <p>(2) 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施</p>
東京都保健医療局及び西多摩保健所	R I (※) 使用施設での被害が発生した場合、R I 管理測定班を編成し、必要な措置を実施
福生市	関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施

(※) R Iとは Radio Isotope (放射性同位元素) の略称

## 9 危険物輸送車両の応急対策

福生警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の状況把握及び市民に対する広報</li> <li>施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示</li> <li>関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置</li> </ul>
福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と密接な情報連絡を行う。</li> <li>災害応急対策の実施</li> </ul>
福生市	必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施
事業者等	危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置

## 第8章 医療救護対策

福生市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、各関係機関等との連携の下に、災害の状況に応じた迅速な医療活動を実施し、負傷者等の救護に万全を期す。また、被災者の心身両面での健康を維持し、感染症、食中毒の予防のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

なお、医療救護対策は、「災害時医療救護活動ガイドライン（東京都保健医療局）」に基づき行うものとする。

### 【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入態勢が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

※ 東京都地域防災計画による。

### 【主な医療救護活動】

区 分	主な活動内容
0 発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害情報の収集・集約</li> <li>○緊急医療救護所の開設・運営</li> <li>○災害薬事センターの設置</li> <li>○傷病者等の市域外等への搬送</li> </ul>
1 超急性期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都医療チーム等の受入れ</li> <li>○医療救護所の開設・運営</li> <li>○医薬品等の供給</li> </ul>
2 急性期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他県医療チーム等の受入</li> <li>○避難者の定点・巡回診療</li> </ul>
3 亜急性期	
4 慢性期	
5 中長期	

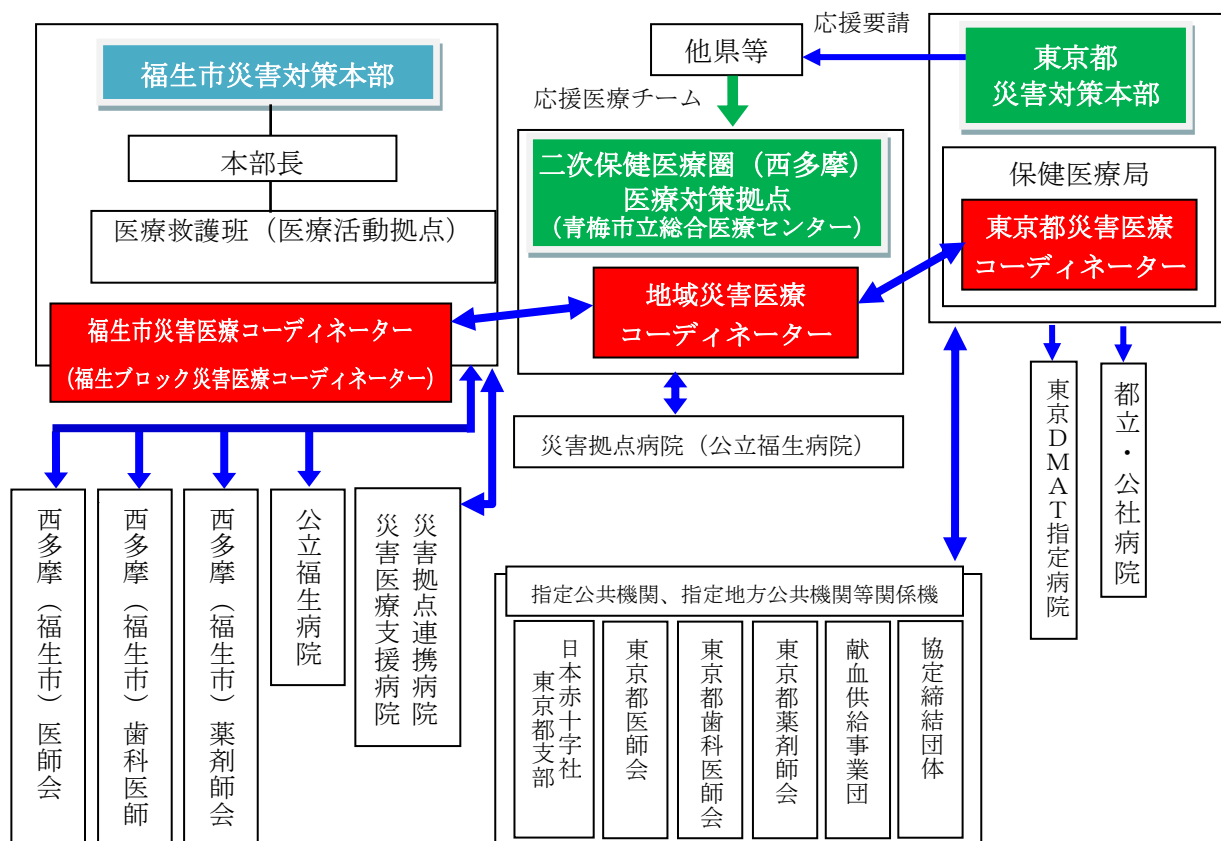
活動項目	活動を担う組織
第1節 初動医療態勢	医療救護班、要配慮者対策班 西多摩医師会、福生消防署
第2節 医薬品・医療資器材の確保	医療救護班
第3節 医療施設の確保	医療救護班
第4節 防疫態勢の確立	医療救護班
第5節 食品衛生管理	医療救護班

## 第1節 初動医療態勢

### 1 医療情報の収集・伝達

医療救護班は、西多摩医師会及び福生市災害医療コーディネーター等と連携し、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局等医療機関の被災状況や活動状況等について把握し、福生市が設置する医療救護所の情報を含め、圏域内医療対策拠点・地域災害医療コーディネーターに報告する。この際、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知する。

#### 【発災直後の連携イメージ】



#### 【東京都災害拠点病院等（西多摩二次保健医療圏）】

区分	病院名	所在地	病床数	備考
災害拠点病院	青梅市立総合医療センター	青梅市東青梅4-16-5	529	三次救急・へり
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	309	
	公立福生病院	福生市加美平1-6-1	316	
災害拠点連携病院	高木病院	青梅市今寺5-18-19	180	
	目白第二病院	福生市福生1980	160	
	大聖病院	福生市福生871	116	

災害拠点病院：主に重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院

災害拠点連携病院：主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院

災害医療支援病院：主に専門医療、慢性疾患への対応等を行う病院（上記を除く全ての病院）

## 2 医療救護活動

医療救護班は、福生市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。要配慮者対策班は、医療救護活動を支援する。

### (1) 緊急医療救護所の設置

発災後 24 時間以内に公立福生病院に緊急医療救護所を設置し、医師会等の協力を得てトリアージ、軽症者への治療等の対応を行う。

#### 【緊急医療救護所の役割】

[おおむね超急性期まで] 主に災害拠点病院等の近接地等に設置される医療救護所	
(ア)	トリアージ
(イ)	軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療
(ウ)	（必要に応じて）中等症者・重症者に対する治療
(エ)	搬送までの応急処置

### (2) 医療活動拠点

医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整するため、福生市保健センターに設置する。

### (3) 医療救護態勢

医療チーム等の体制と業務は、次のとおりである。

医療チーム等が不足する場合には、二次保健医療圏（西多摩）の医療活動拠点に応援を要請する。

#### 【医療救護班の体制】

班 編 成	ア	医療チーム等 1 チームの編成は医師、看護師、事務職員各 1 名とし、災害の規模等の状況に応じて増班する。
	イ	柔道整復師会は、医師の指示により柔道整復師法に規定された業務を実施する。
	ウ	歯科医療チームは、歯科医師、歯科衛生士又は歯科技工士、事務その他各 1 名とする。

#### 【医療チーム等の業務】

医療チーム等は、多数の負傷者に対応するトリアージを行い、傷病者を災害拠点病院等へ搬送する。

医療チーム	ア	傷病者の応急措置
	イ	災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ〈負傷者選別〉の実施）
	ウ	輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
	エ	助産救護
	オ	死亡の確認及び遺体の検案への協力（死因その他医学的検査）
歯科医療チーム	ア	歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
	イ	災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
	ウ	避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導
	エ	検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師チーム	ア	医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
	イ	医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
	ウ	一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援

	エ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
--	---------------------

### 3 負傷者等の搬送態勢

医療救護班は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。傷病者の災害拠点病院等への搬送は、消防等関係機関と連携し、車両・ヘリコプターにより行う。

また、福生市が派遣する医療スタッフの搬送は、原則として福生市が関係機関等と調整する。

#### 【負傷者の搬送】

搬送方法の順位	次の順位に従って、搬送する。 (1) 福生消防署への搬送の要請 (2) 医療チームの自動車での搬送 (3) 市公用車での搬送
傷病者の搬送	福生消防署は、医療救護班、西多摩医師会等関係医療機関と連携し、迅速に患者搬送を行う。
医療救護所からの傷病者の搬送	医療救護所からは福生市災害医療コーディネーターの助言等を踏まえ、災害拠点病院又は連携病院に搬送する。
広域搬送	市外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、防災班は、東京都にヘリコプター出動を要請する。

### 4 避難者への医療活動

#### (1) 医療救護所の設置

医療救護班は、発災後24～48時間以内に福生市保健センターに医療救護所を設置し、避難所の巡回医療の拠点とする。医療救護所の設置場所は、次のとおりとする。

#### 【医療救護所の設置場所】

施設名	所在地
福生市保健センター	福生市福生2125-3

#### 【医療救護所の役割】

避難所の巡回医療の拠点として設置される医療救護所で、主に避難者の健康状況の把握、応急措置、搬送の手配等の確認を行う。 ア 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療 イ 受入可能な医療機関までの搬送手配 ウ 避難者等に対する健康相談 エ 助産救護
---

#### (2) 医療救護態勢

医療救護班は、医師会等に協力を要請し、医療チーム、歯科医療チーム、薬剤師チーム等を編成する。

医療救護活動は、各避難所に医療救護スペースを確保して行う。

また、次項に示す保健衛生活動と連携を図る。



## 4 保健衛生活動

医療救護班は、要配慮者対策班と連携し、保健活動を実施する。

### (1) 保健活動

保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動チームを編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。なお、応援が必要な場合には、東京都保健医療局に応援要請を行うとともに、受入れ・搬送態勢を確立し、活動拠点を確保する。

### (2) こころのケア

必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置するとともに、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れて、メンタルヘルスケアの実施態勢を確立し、被災の状況に即して活動する。なお、応援が必要な場合には、東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）に応援要請を行うとともに、受入れ・搬送態勢を確立し、活動拠点を確保する。

### (3) 在宅難病患者への対応

在宅難病患者の状況把握に努めるとともに必要に応じ、東京都に対し在宅難病患者の搬送及び救護態勢の支援を要請する。

### (4) 在宅人工呼吸器使用者への対応

「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関と連携して、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供し、出来るだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

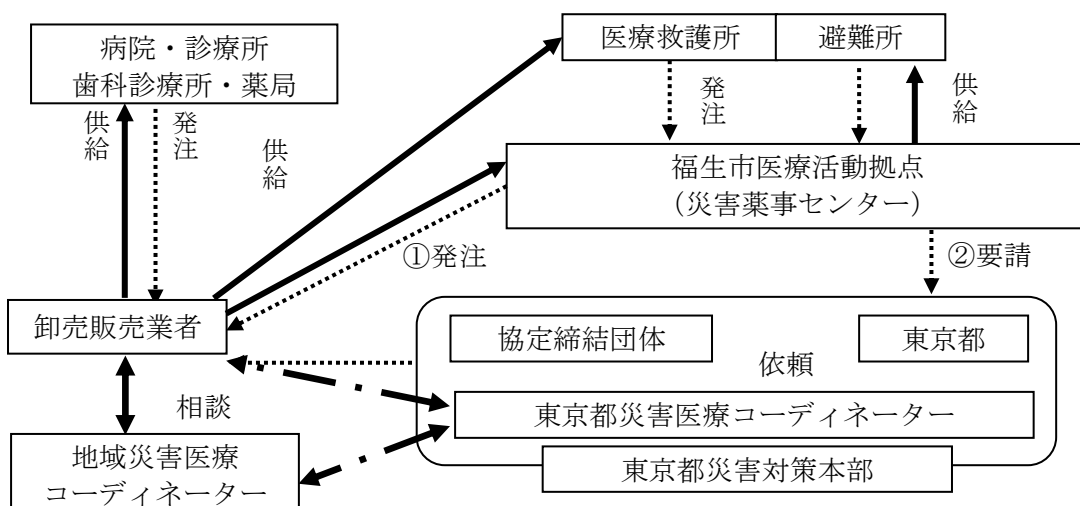
### (5) 透析患者等への対応

透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問合せに対して情報提供できる態勢を取る。

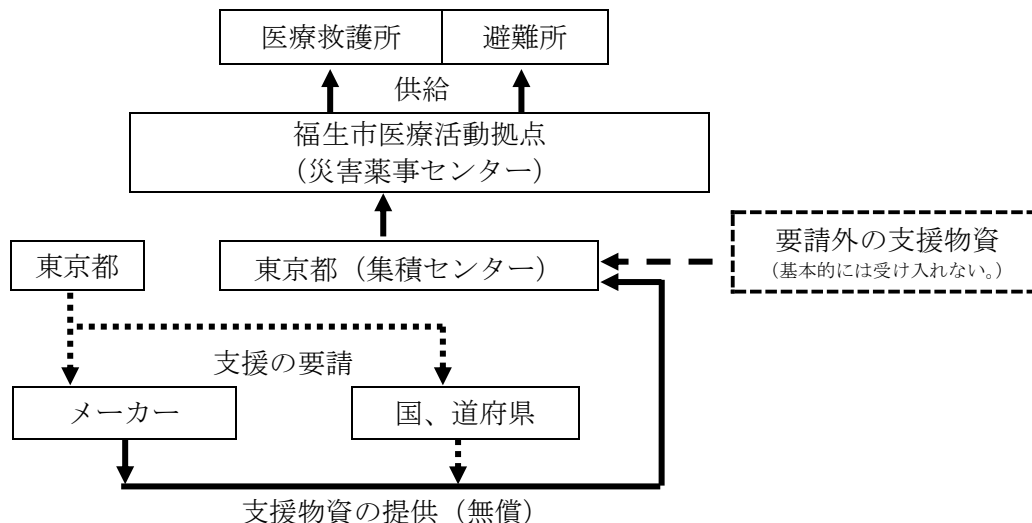
## 第2節 医薬品・医療資器材の確保

医療救護班は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都支部等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。

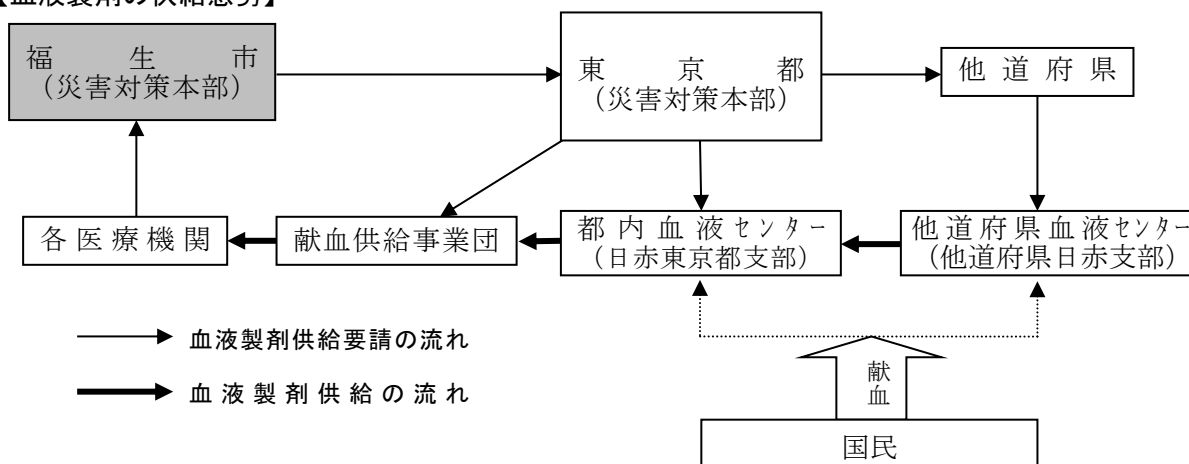
### 【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】



【支援物資供給の流れ】



【血液製剤の供給態勢】



1 災害薬事センターの設置

医療救護班は、西多摩薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる災害薬事センターを設置する。災害薬事コーディネーターは、薬剤師会から選任する。

また、災害薬事コーディネーターは、福生市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

2 市が使用する医薬品の業務手順

災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。

卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。

**(1) 福生市の備蓄品を使用する**

災害発生時には医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議の上、福生市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。



**(2) 東京都の備蓄品を使用する**

福生市の備蓄が不足する場合に、東京都に対し、東京都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、東京都が配送する（状況に応じて、東京都への備蓄供出要請の前に、(3)に示す卸売販売業者からの調達を行う。）。



**(3) 市が卸売販売業者から調達する**

卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめて行う）。  
【福生市での調達が不可能な場合】東京都に対し調達を要請する。東京都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。



**(4) 卸売販売業者が医薬品等を納入**

卸売販売業者は、福生市へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は福生市の災害薬事センターへ納品する。）。

### 第3節 医療施設の確保

災害時には、多くの傷病者等に対応するため、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図ることが必要である。このため、医療救護班は、必要に応じ二次保健医療圏内の医療機関に対し、空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

なお、二次保健医療圏内の医療機関で収容不可能な場合は、地域災害医療コーディネーターは他圏域の地域災害医療コーディネーターに協力を要請する。

重症者及び中等症者については、福生市災害医療コーディネーターを通じて各医療機関に収容を要請する。

**【二次保健医療圏外の医療機関】**

病院名	所在地
東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1

### 第4節 防疫態勢の確立

医療救護班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、保健活動チームを編成し、東京都が派遣する環境衛生指導班と連携して防疫活動を実施する。

**【防疫活動】**

消毒	被害の状況によって、被災家屋、下水、その他必要な場所を消毒するよう消毒薬を配布し指導する。
ねずみ族、昆虫等の駆除	速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
感染症の予防	被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、予防対策を行うとともに、必要に応じ予防接種を実施する。感染症の集団発生時には西多摩保健所

	と連携して対応する。また、消毒班を編成し、患者発生時の消毒（指導）を行う。 1 必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。 2 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でない場合には東京都保健医療局（西多摩保健所）又は西多摩医師会に協力を要請する。 3 感染症の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
避難所の防疫・指導	避難所のトイレ、ごみ保管場所等の消毒を行うとともに、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。
報告	西多摩保健所を経由して東京都に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、西多摩保健所を経て東京都に提出する。

## 第5節 食品衛生管理

医療救護班は、衛生上の徹底を推進するなど、西多摩保健所の活動に協力する。

### 【食品衛生管理の方法】

食中毒の防止	西多摩保健所は、食品衛生指導班を編成し、食品の安全確保を図る。 1 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 2 食品集積所の衛生確保 3 避難所の食品衛生指導 4 仮設店舗等の衛生指導 5 その他食料品に起因する危害発生の防止 6 食中毒発生時の対応
食中毒発生時の対応方法	医療救護班は、食中毒患者が発生した場合、東京都食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

## 第9章 避難者対策

災害から市民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講じる。また、家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする市民を臨時に受け入れる避難所を開設し、それぞれ運営連絡会を設置し、避難所の運営に当たる。

活動項目	活動を担う組織
第1節 避難の基本	
第2節 避難情報	防災班、情報班、秘書広報班、消防班
第3節 避難所の開設・管理運営	避難所統括班、避難所対応班、要配慮者対策班
第4節 被災者の他地区への移送	防災班
第5節 避難における避難行動要支援者への対策	防災班、避難所統括班、避難対応班、要配慮者対策班

### 第1節 避難の基本

#### 1 地震時の避難行動

地震時は、次の避難行動を行うことを基本とする。

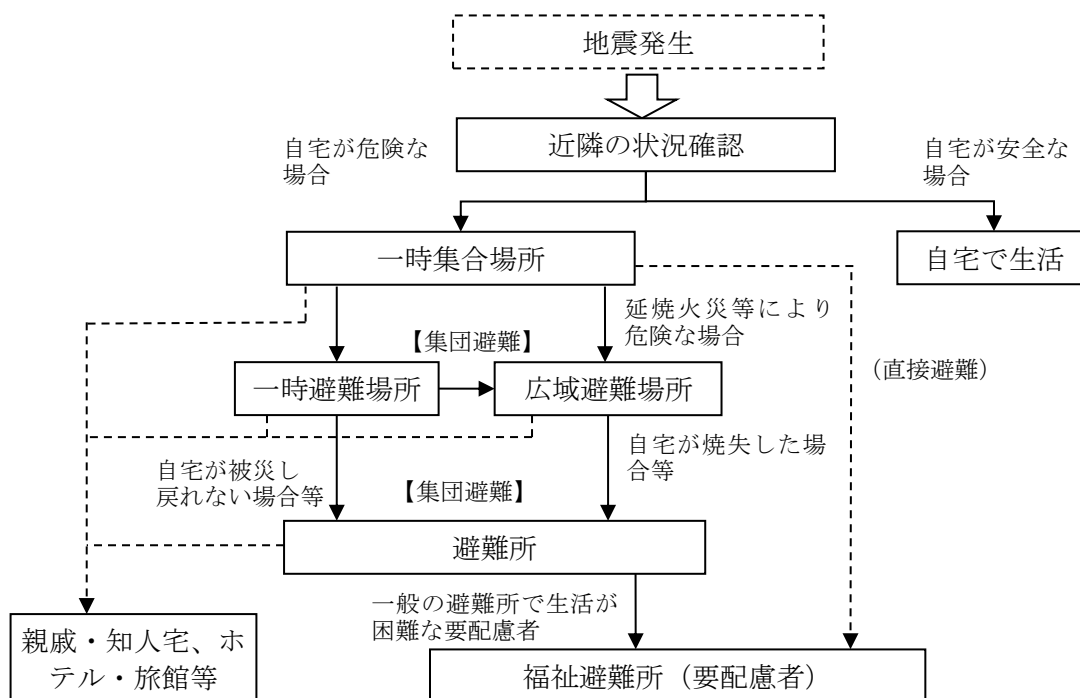
- (1) 地震直後は、地域の安全、避難行動要支援者の安否等を確認する。
- (2) 地域に危険がない場合は、耐震性の確保された自宅等で生活を継続する。
- (3) 自宅等の被害、延焼火災、崖崩れ等の危険がある場合は、自主防災組織等を中心に、地域住民で避難誘導、避難支援を行い、一時避難場所又は広域避難場所に避難する。
- (4) 地域の危険性が解消された場合は、自宅等で生活を継続する。
- (5) 自宅等の被害で居住することができない場合は、避難所のほか、親戚・知人宅、ホテル・旅館等を確保し生活する。

#### 2 避難先

地震直後の避難先は、一時避難場所又は広域避難場所とする。

自宅での居住が不可能な場合は、避難所のほか、密を避けるため各自が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等に分散避難を行い、避難生活を行うものとする。

【避難の流れ】



第2節 避難情報

防災班は、地震の発生によって、延焼火災、崖崩れ等の危険性がある地域の住民に対し、警察署・消防署等関係機関と相互に連絡を取りながら、速やかに避難の指示を行い、避難誘導を行う。

1 避難情報

本部長は、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示（避難指示）する。

防災班は、避難指示を行う場合、警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて指示するとともに、速やかに東京都に報告する（解除の場合も同様とする。）。

【地震における避難情報の基準】

避難情報の種類	発令時の基準	市民に呼び掛ける行動
避難指示	(1) 火災が発生し、延焼の危険性があるとき。 (2) 余震により、建物及び塀の倒壊、宅地の被害拡大のおそれがあるとき。 (3) 危険物等の流出、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、被害のおそれがあるとき。 (4) 土砂災害が発生し、余震や降雨により拡大することが予想されるとき。 (5) かけ地に変状等が発見され、今後、余震や降雨により土砂災害が発生することが予想されるとき。	・避難場所の確認 ・自宅の水道、ガス、電気の遮断 ・避難行動要支援者の支援 ・非常持出品の持参

【発令権者】

災害対策基本法等の関係法令により、次のとおり避難指示等の実施責任者及び時期が定められている。

実施責任者	要件	根拠
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法60条
警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法61条
知事	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法60条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官が現場にいないとき。	自衛隊法94条

## 2 避難指示の伝達

情報班及び秘書広報班は、次のように避難指示の伝達を行う。

### (1) 伝達の内容

避難指示を行う場合は、状況の許す限り、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

ア	避難対象地域（町丁名、施設等）
イ	避難先（避難場所の名称）
ウ	避難経路（避難場所への安全な順路）
エ	避難指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
オ	その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等）

### (2) 伝達の方法

避難指示を行う場合、次の手段を用いるものとする。

ア	福生市防災行政無線（防災行政無線塔・文字表示盤・戸別受信機）
イ	ふっさ情報メール
ウ	福生市公式アプリ
エ	SNS
オ	広報車
カ	Lアラート（報道機関からの報道）
キ	エリアメール
ク	消防団等による呼び掛け

## 3 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じる。

### (1) 警戒区域の設定権者

警戒区域の設定権者及び要件は、次のとおりである。

#### 【警戒区域の設定権者及び要件】

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法63条

警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき。	災害対策基本法63条
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、消防警戒区域を設定し活動確保する必要があるとき。	消防法28条 消防法36条

## (2) 規制の実施

防災班は、警戒区域の規制に当たって次の措置をとる。

ア 警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
イ 警戒区域を設定した場合、消防署、関係部が連携し、警察署長に協力を得て警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。 また、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

## 4 避難誘導

避難誘導は、原則として、消防班が自主防災組織や避難支援者等と協力して行うものとする。

### 【避難誘導方法】

指定緊急避難場所・避難所等への避難誘導	避難指示が出された場合、市民が自主防災組織や事業所等の単位であらかじめ地域で定めた一時集合場所に集合し、自主防災組織や事業所等のリーダーを中心に、集団で指定緊急避難場所（一時避難場所）や指定避難所に避難する。
	地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、一時避難場所・広域避難場所への直接避難も行う。
	高齢者や障害者等の避難行動要支援者を、地域住民、自主防災組織等の避難支援者の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
学校、事業所等における誘導	指定避難所等が火災等で危険と判断された場合、市災害対策本部が別に指定する広域避難場所や他の避難所へ移動する。
	学校・幼稚園・保育所、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理者等が、避難誘導を実施する。 また、交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

## 5 自主避難

避難指示が発令されていない状況にあっても、市民は災害の危険が身に迫ったと判断したときは、自主的に避難する。

## 6 避難に当たっての留意点と方法

防災班は、避難に当たり、次の事項を周知徹底する。

- (1) 避難に際しては、ガス栓の閉鎖、電気のブレーカーの遮断、火気・危険物等の始末等二次災害の防止を必ず完全に行う。
- (2) 事業所は、設備等の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。
- (3) 非常持出し品等は最小限にとどめる。



## 第3節 避難所の開設・管理運営

### 1 避難所の開設

#### (1) 開設の方針

震度5強以上の地震が発生した場合、避難所運営連絡会構成員は、避難所に自主的に参集し避難所の開設を行う。

- ア 市内に震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所の全てを開設する。
- イ 同様に震度5弱以下の場合は、避難状況に応じて開設する。

#### (2) 避難所の開設

避難所対応班は、施設管理者や自主防災組織等と連携し、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。平時の管理を指定管理者が行う場合、指定管理者は避難所の開設・運営に協力する。

##### 【避難所開設の流れ】

安全点検・設備稼働状況の確認	避難所対応班は職員を派遣して、避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の設備点検、情報収集手段の確保、災害用優先電話の確保等を行う。
避難所の開設方法	安全が確認できた避難所施設において、施設管理者及び自主防災組織等と協力して各避難所を開設する。
避難者の把握、誘導	避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、要配慮者用エリアの確保、立入禁止区域の設定等を行う。避難所の状況は、避難所統括班に報告する。
関係機関への通知	防災班は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、東京都、福生警察署、福生消防署等の関係機関に報告・通知する。 東京都への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。個別の連絡調整は東京都防災行政無線で行う。

##### 【参考】

避難所の開設基準	次の開設基準に基づき、本部長の意思決定により速やかに避難所を開設する。 <b>（資料-7 指定避難所・一時避難場所〈P267〉）</b> (1) 福生市に震度5強以上の地震が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所の全てを開設する。（※） (2) 同様に、震度5弱以下の場合は、避難状況に応じて開設する。 (※) 人員不足により避難所の開設や運営が困難な場合や、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合には、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
----------	---

### 2 福祉避難所（二次避難所）の開設

要配慮者対策班は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、協定に基づき福祉避難所を開設し、不足する場合は社会福祉施設、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

福祉避難所（二次避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、東京都及び福生警察署、福生消防署等関係機関に連絡する。

### 3 避難所が不足する場合の対応

#### (1) 避難所の指定

避難所統括班は、指定避難所だけでは不足する場合は、中央図書館を始めとする他の公共施設及び民間施設の管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。

また、一時的に被災者を受け入れるため野外に受入施設を開設する。なお、野外受入施設を開設する資材が不足するときは、東京都に調達を要請する。

指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、避難所として開設する。

#### (2) 親戚・知人宅への避難促進

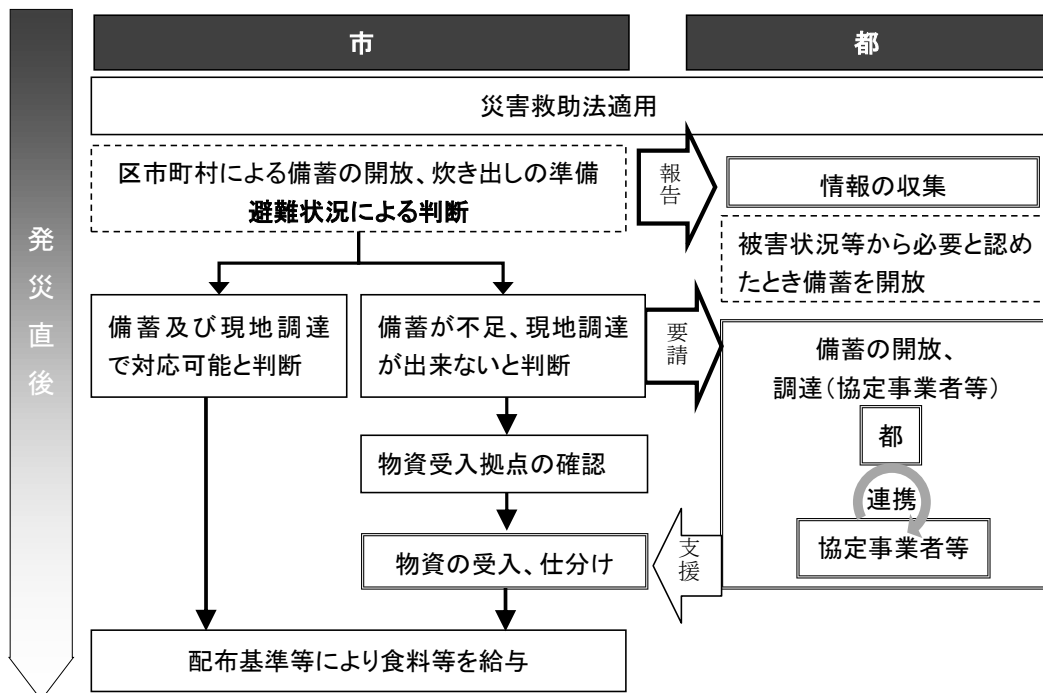
避難所対応班は、市指定の避難所だけでなく親戚・知人宅、旅館、ホテル等の各自で確保した避難先への避難を呼び掛ける。その際に、所在を市に連絡するよう要請する。

### 4 食料・生活必需品等の供給・貸与

被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

- (1) 炊き出し等の態勢が整うまでの間は、福生市及び東京都の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- (2) 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

【避難所における物資供給のスキーム】



### 5 運営

避難所対応班は、自主防災組織等を中心とした住民組織を主体とした避難所運営組織を設置す

るなど、避難所内避難者やボランティア等の協力を得て、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の運営に当たる。

各避難者の状況、避難所で必要な設備等の状況は、避難所統括班に報告する。

また、福祉担当、食料・物資担当、医療担当等の関係班で構成する避難所運営の専門チームを本部内で編成し、定期的なミーティングによる情報共有、避難者支援の問題点の解決を図る。

### (1) 管理責任者

避難所の管理責任者は、あらかじめ任命する市職員とする。

### (2) 運営主体

自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営できるよう、自主防災組織の代表、学校等施設管理者、教職員、ボランティアの代表、市職員等が参画する「避難所運営協議会」又は避難者を主として組織する「避難所自治組織」（総称して「避難所運営組織」）を立ち上げる。なお、避難所運営組織には女性を含めるものとする。

また、福生市は、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう情報共有に努め、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

### (3) 避難所の運営

避難所の運営方法は、次のとおりである。

#### 【避難所の運営方法】

避難者受入記録簿の作成	避難所運営組織は、避難者カードを配布・回収の上、これを基に避難者名簿等をできる限り早期に作成し、管理責任者に提出する。
食料、生活必需品の調達・配布	ア 避難所運営組織は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を取りまとめ、管理責任者に提出する。管理責任者は、避難所統括班に報告する。 イ 避難所統括班は、各避難所の必要数を取りまとめ、物資班に調達、配送を要請する。 ウ 避難所運営組織及び管理責任者は、到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、避難者やボランティア等の協力を得て配布する。
清掃・衛生対策	ア 避難所運営組織及び管理責任者はごみの排出方法、トイレの使用法など、衛生管理上の留意事項を周知する。 イ 避難所運営組織は、避難者の協力により、トイレ・ごみ置き場等の自主的な清掃態勢を確立する。
トイレ機能の確保	ア 避難所運営組織及び管理責任者は学校プール等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。 イ 避難所運営組織及び管理責任者は水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
プライバシーの保護	避難所運営組織及び管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する。
女性の視点での避難所運営	避難所運営組織及び管理責任者は、避難所運営組織への女性の参加を呼び掛け、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性による生理用品や女性用下着の配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

避難者への情報の提供	避難所運営組織及び管理責任者は、避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報紙臨時版（かわら版）の配布、インターネット、FAX等の整備に努め、被災者の特性に応じた情報提供手段をとる。
情報の把握、報告	福生市は、避難所ごとに避難者情報の早期把握及び避難所以外に滞在している被災者の情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、東京都等に報告する。
ボランティアの派遣要請	福生市は、避難所ごとにボランティアのニーズを調査し、福生市災害ボランティアセンター等に対して、避難所で活動するボランティアの派遣を要請する。
その他運営に関する取組	<p>ア 避難所運営組織及び管理責任者は、立入禁止区域、土足禁止区域、分煙区域を設定する。</p> <p>イ 避難所運営組織及び管理責任者は、避難の長期化等必要に応じて、避難者や運営スタッフ等の健康状態を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 避難所運営組織及び管理責任者は、避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>エ 避難所運営組織及び管理責任者は、新型インフルエンザ等感染症などの感染症予防（手洗い、うがい等）の励行の周知及び患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。</p> <p>オ 管理責任者は、防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。</p>

#### （４） 新型インフルエンザ等感染症などの感染症対策

避難所統括班は、新型インフルエンザ等感染症などの感染症が流行している場合、医療救護班と連携して、次の事項に留意して避難所の開設、運営を行う。

##### ア 健康状態の確認

避難受付時に検温、問診等を行い、感染の疑いがある者、濃厚接触者等を判別し、保健所に連絡する。感染の疑いがある者は、隔離し、医療機関等への移送等の措置を保健所に要請する。

##### イ 専用スペースの確保

感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレの指定等、専用スペースを確保するとともに、施設内での動線を区分する。

##### ウ 衛生環境の確保

手洗いの実施、マスクの着用、十分な換気、定期的な消毒等を励行する。

##### エ 自宅療養者の受入れ

自宅療養等を行っている軽症者は、専用のスペースへの受入れ又は保健所と連携して専用施設等への搬送を行う。

## 6 避難所以外に滞在する避難者への支援

### （１） 所在の把握

避難所対応班は、避難所以外の場所（自宅ガレージやテント等）で避難生活を送る避難者について、市職員、自主防災組織、地域の消防団、保健活動チーム等から所在に関する情報を収集する。

### （２） 避難所以外の避難者への支援

避難所対応班は、情報提供や避難所での物資等の提供、保健師等の巡回等により健康管理を図るなど、必要な支援を行う。

## 7 避難所の集約及び閉鎖

避難所統括班は、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び閉鎖を図る。

- (1) 本部長から集約及び閉鎖の指示があった場合は、避難所運営組織を通じ、その旨を避難者等に伝える。
- (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を避難所統括班に報告するとともに、施設管理者（校長等）にも報告する。

## 第4節 被災者の他地区への移送

### 1 広域避難

防災班は、災害対策基本法第61条の4に基づき、避難指示等を発令時に、市内で避難所確保が困難となった場合、都内の他の市町村への住民の受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受入れについては、東京都に対し他の道府県との協議を求める。

緊急を要する場合は、東京都に報告した上で、自ら他の道府県内の市町村に協議する。

### 2 広域一時滞在

防災班は、大規模な災害が発生し、市内での居住場所の確保が困難となり、市外での一時的滞在（避難所又は応急仮設住宅等）が必要と判断した場合には、都内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受入れについては、東京都に対し他の道府県との協議を求める。

### 3 他地区への移送の措置

防災班は、被災者の他地区への移送について、次の対応をとる。

- (1) 移送先の避難所管理者の指定  
他地区への移送を要請した場合は、市職員の中から移送先における避難所管理者を指定して、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。
- (2) 移送された被災者の避難所の運営は、受入れ区市町村の協力を得て、市が行う。
- (3) 市が、東京都の指示により他区市町村から避難者を受け入れる場合は、受入態勢を整備するとともに、避難所の運営管理に協力をする。

## 第5節 避難における避難行動要支援者への対策

### 1 避難行動

#### (1) 災害情報の提供

防災班及び要配慮者対応班は、災害発生時又はそのおそれがある場合は、迅速な避難を促すために、各々の避難行動要支援者が理解できる手段によって、情報提供を行う。また、高齢者等避難が発せられた場合にも同様の措置をとる。

## (2) 避難行動支援

地域の自主防災組織、福生市民生委員・児童委員、福生警察署、福生消防署、福生市消防団、福生市社会福祉協議会などの避難支援者は、避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者の避難行動を支援する。

なお、個別避難計画等に基づき、日頃から利用している施設を福祉避難所として開設した場合は、当該施設に直接、避難することとする。

## 2 避難所生活

### (1) 避難状況の調査

管理責任者及び要配慮者対策班は、保健活動チーム、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者の避難状況を調査し、人数や障害の程度、災害による被害程度などの状況を把握する。

また、健康状態等について聞き取り調査を行う。なお、調査に当たっては、個人情報取り扱いに十分に配慮するものとする。

### (2) 避難所での支援上の留意点

- ア 情報の提供に当たっては、要配慮者の状況に応じた提供手段を工夫する。
- イ 避難所内で要配慮者に配慮したスペースの配分や避難所環境を整備する（段差解消、プライバシー確保など）
- ウ 要配慮者に配慮した食事を提供する。
- エ 被災によって破損・紛失等した福祉用具などを確保する。
- オ 介助ボランティアを確保し、避難所生活の負担を極力軽減する。

### (3) 相談窓口の設置

避難所統括班及び避難所対応班は、避難所に要配慮者が避難所生活を送る上でのニーズを把握する窓口を設け、各々の負担を軽減するように努める。

## 3 福祉避難所での支援

要配慮者対策班は、福祉避難所を開設した場合、心身双方の健康状態に配慮し、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、避難所から福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。

## 第10章 帰宅困難者対策

大地震により交通機能が停止した場合、市内に滞在する滞留者47,835人のうち帰宅できない帰宅困難者は3,755人発生することが予想されている（「首都直下地震等による東京の被害想定」令和4年5月東京都）。このため、帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、交通手段等の確保について定める。

活動項目	活動を担う組織
第1節 駅周辺の混乱防止対策	防災班、秘書広報班 J R東日本、福生警察署、事業者
第2節 一時滞在施設の確保	防災班 施設管理者
第3節 学校・事業所等における対策	学校・事業所等の管理者
第4節 帰宅支援	防災班 J R東日本、バス事業者

### 第1節 駅周辺の混乱防止対策

交通機能の停止に伴い鉄道駅を中心に、多くの外出者が滞留することが予想される。このため、防災班は、情報提供や誘導先の確保等、外出者の安全確保のための対策を実施する。

#### 1 駅周辺の混乱防止

防災班及び秘書広報班は、次のとおり帰宅困難者に情報を提供する。

- (1) J R東日本、バス事業者と協力して交通機関の復旧状況、臨時輸送状況等を掲示し、交通手段の情報提供を行う。
- (2) 福生駅、牛浜駅、拝島駅周辺に設置した文字表示盤を活用して帰宅困難者等に交通情報や誘導場所等の情報を提供する。
- (3) 家族や職場との安否確認手段に災害伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等の活用を図るよう広報する。
- (4) 扶桑会館、福生市民会館、防災食育センターを一時滞在施設として開放し、誘導、受入、管理運営を行う。

#### 2 集客施設及び駅等における利用者保護

集客施設及び鉄道事業者は、次の対応を行う。

- (1) 施設の安全性の確認及び利用者を施設内の安全な場所で保護する。
- (2) 保護した利用者を、関係機関等と連携して一時滞在施設へ誘導する。
- (3) 利用者保護に当たっては、要配慮者に配慮する。
- (4) 利用者に対する情報提供を行う。

### 第2節 一時滞在施設の確保

帰宅が可能になるまで待機する場所がない者が一時的に滞在する施設として公共施設を確保する。

## 1 一時滞在施設の開放

防災班は、駅周辺の混乱を防止するため、施設管理者と協力して必要に応じて防災食育センターや福生市民会館を帰宅困難者の一時滞在施設として開放するとともに、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（平成27年2月20日首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議）に基づき一時滞在施設の運営を行う。

### 【一時滞在施設施設】

施設名	所在地	備考
扶桑会館	福生市本町92-5	会議室
福生市民会館	福生市福生2455	集会室
防災食育センター	福生市熊川1606-1	研修室、食育展示・見学ホール

## 2 施設管理者の対応

施設管理者は、一時滞在施設開設の要請等により、管理する施設の安全を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設の開放を行う。

## 3 帰宅困難者への支援

防災班は、一時滞在施設の収容した帰宅困難者に対して、水、食料、毛布などの支援物資の配布に努める。

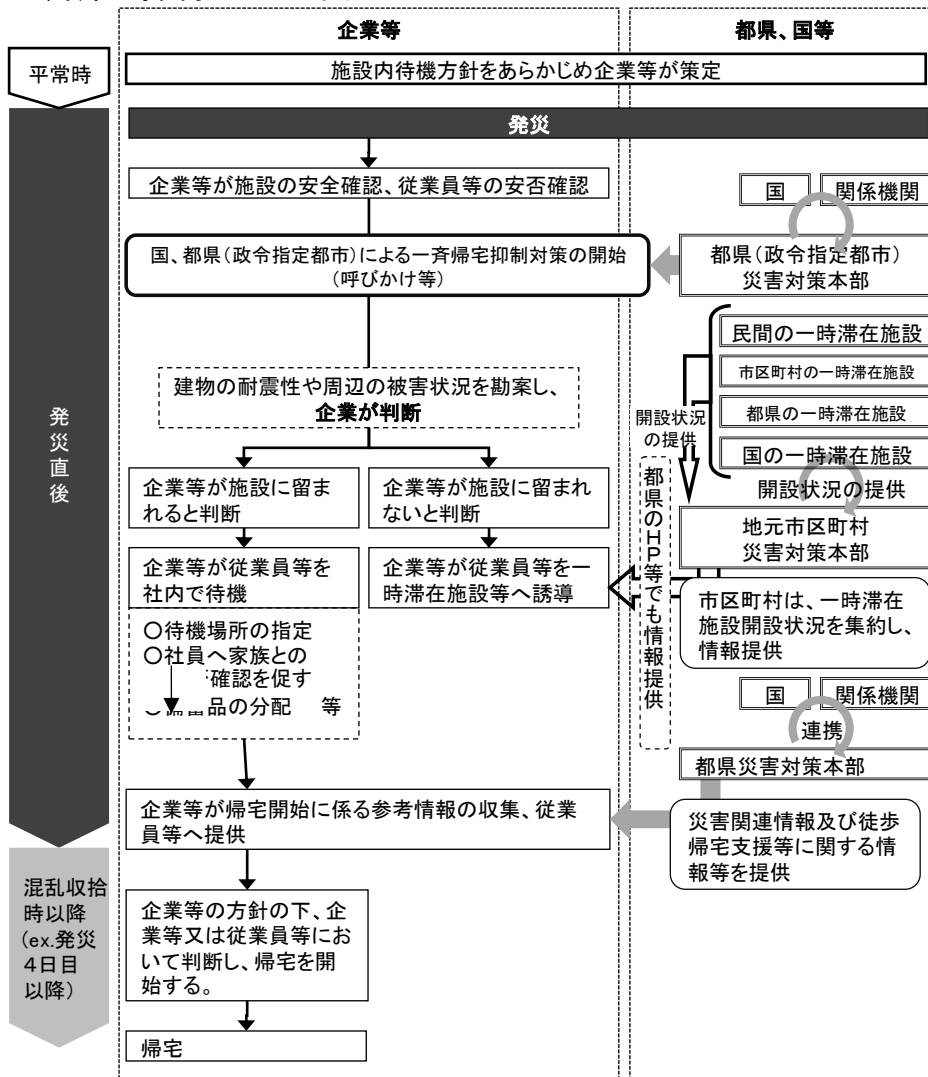
また、周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び帰宅に関する情報の提供を行う。

## 第3節 学校・事業所等における対策

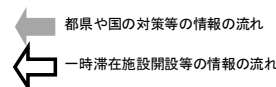
学校・事業所等の管理者は、発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図る。



一斉帰宅抑制のフロー図



災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



## 1 事業所等における安全の確保

### (1) 事業所による従業員等の施設内待機

事業所は、施設の安全を点検し、国や東京都の一斉帰宅抑制呼び掛け後は、従業員等を施設内等の安全な場所に待機させる。

### (2) 施設内に待機できない場合の対応

事業所は、一時滞在施設等へ従業員を誘導する。

### (3) 防災活動への参加

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動に努める。

### (4) 情報提供態勢の確保

事業所は、待機させる従業員等に対する情報を提供する。

## 2 学校等の対応

学校等は、児童・生徒を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒の安否等について、事前に定めてある手段により、保護者へ連絡する。

保護者が帰宅困難者となり、児童・生徒を帰宅させることができない場合は、学校に留め置き、保護をしながら保護者への連絡を行う。

## 第4節 帰宅支援

### 1 代替輸送手段の確保

JR東日本、バス事業者は、代替輸送手段の確保に努める。

また、各事業者は、その旨の広報を実施する。

### 2 徒歩帰宅者への支援

福生市（防災班）、東京都、日本赤十字社等は、徒歩帰宅者に対して次の支援を行う。

#### 【各機関の実施する帰宅支援対策】

福生市の支援	一時滞在施設への誘導 福生市が開設した一時滞在施設等において、情報、休憩場所、トイレ等を提供する。 道路状況、鉄道等の交通機関の状況等に関する情報提供により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
東京都の支援	協定によるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、及び都立学校等において情報、休憩場所等を提供する。
日本赤十字 東京都支部の支援	登録ボランティアとの協力により、徒歩帰宅者支援のために、主要な道路にエイドステーションを設置し、炊き出し、飲料水の提供、応急手当等の支援を行う。
日本郵便株式会社 の支援	集配郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。
災害時帰宅支援 ステーション	指定されている施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設であり、店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。 災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。 ※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

## 第11章 緊急物資の供給対策

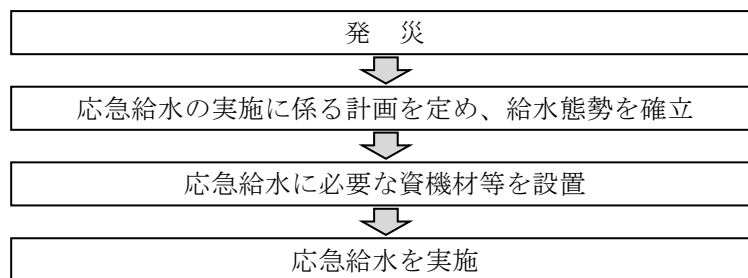
家屋の倒壊や滅失等又は避難生活によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対し、必要な物資の供給に努める。

活動項目	活動を担う組織
第1節 飲料水の供給	給水班
第2節 食料の供給	物資班、給食班
第3節 生活必需品の供給	物資班

### 第1節 飲料水の供給

#### 1 業務手順

給水班は、関係機関と協力し、必要に応じて応援を要請しながら、速やかな給水に努める。



#### 2 給水計画の立案

東京都は、次の情報を収集・集約して応急給水計画を立案する。

<p>(福生市が収集し東京都に報告する情報)</p> <p>(1) 被災人口・家屋等の把握</p> <p>(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況</p> <p>(3) 給水班の被害状況</p> <p>(東京都が収集する情報)</p> <p>(1) 水道施設の被害と復旧見込の把握 (浄水所・給水所等の被害状況、復旧状況等を確認し、配水量を把握する。)</p> <p>(2) 給水停止区域の把握 (各給水区域の断水状況の収集・把握)</p>
--

#### 3 給水活動の基準

##### (1) 応急給水の方法

給水班は、次のとおり給水活動を行う。

ア 応急給水槽※1、避難所及び浄水場(所)・給水所等の災害時給水ステーション(給水拠点)※2で応急給水を行う。

※1 応急給水槽

地震等の災害に備え、都民の居住場所からおおむね2kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

※2 災害時給水ステーション(給水拠点)

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2km程度の距離内に1カ所ある災害時給水ステーション(給水拠点)には、応急給水用資器材を配備している。

### 【災害時給水ステーション（給水拠点）】

施設名	所在地	有効貯水量
福生武蔵野台給水所	福生市武蔵野台2-32	2,540m <sup>3</sup>
明神下公園震災対策用応急給水槽	福生市南田園1-12-1	1,500m <sup>3</sup>

イ 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所では、東京都及び市が確保した給水車により避難所等を給水ポイントに指定し応急給水を行う。

ウ 各自主防災組織は、配備されている消火栓スタンドパイプ、給水用・消火用ホース等の資機材を活用して、自らが地域で応急給水を行う。

エ 避難者（避難所運営組織）は、避難所に整備されている配水管直結の応急給水栓を活用して給水する。

#### （2） 医療施設等への応急給水

給水班は、後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設への給水を東京都に要請する。

#### （3） 災害時給水ステーション（給水拠点）での東京都及び福生市の役割分担

ア 応急給水槽及び避難所においては、市が応急給水に必要な資機材等の設置及び住民等への応急給水を行う。

イ 給水所等においては、東京都が応急給水に必要な資機材等を設置し、福生市が住民等への応急給水を行う。

ウ 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所等においては、東京都が区市町村により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。

#### （4） 飲料水の給水基準

飲料水の給水基準は、1日1人当たり3ℓとする。

#### （5） 給水態勢

給水班は、次のように給水態勢を確立する。

ア 震災が発生した場合は、東京都は、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。

イ 応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。

ウ 東京都の役割となっている災害時給水ステーション（給水拠点）において、東京都水道局は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と福生市が連携して、迅速な応急給水を実施する。

エ 車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角型容器等の応急給水用資器材を活用する。オ 飲料水の輸送は東京都に要請するが、福生市は、応援協定を締結した自治体、自衛隊の災害派遣部隊等に要請し、給水車を確保する。

#### （6） ペットボトル等の確保

給水が可能となるまでの間は、ペットボトル等の飲料水の確保に努め、生命に係る状況においては受水槽の水、ろ過器によりプール・井戸の水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

## (7) 水の安全確保

給水班は、次のように水の安全を確保する。

- ア 東京都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。
- イ 応急給水を実施する際、環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。また、確認後は、市民が自主的に消毒を行えるよう消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。
- ウ ライフライン復旧後は、必要に応じ環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について適正に周知する。

## 4 給水活動

給水班は、応急給水計画に基づき、速やかに実施する。また、福生市のみでは給水活動が困難な場合は、東京都水道局及び他市町村に応援を要請する。

また、上水道の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う給水の需要の変化を把握し、適宜対応する。

## 5 市民への広報

給水班は、給水場所、給水時間、給水方法について広報車等により広報を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。

また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

## 第2節 食料の供給

### 1 食料の供給計画の立案

物資班及び給食班は、被災直後に次の情報を収集・集約して、供給活動に関わる被害の範囲や規模を把握し、食料の応急供給計画を立案する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 被災人口・家屋等の把握</li><li>(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況</li><li>(3) 備蓄物資の状況</li><li>(4) 協定業者の被災状況と業者による確保の見通し</li><li>(5) 給食班の被害状況</li></ul> |
|---|

### 2 供給計画の基準

供給計画の基準は次のとおりとする。

#### (1) 供給の対象者

災害救助法に基づき、次を対象に供給する。

- ア 避難所に避難している者及び避難所以外に滞在する被災者
- イ ライフラインの遮断による調理不能者
- ウ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- エ 帰宅困難者等で他に食料を得る手段のない者

#### (2) 供給方法

供給方法は、次のとおりである。

- ア 備蓄：備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。  
 東京都が福生市に事前に配置してある備蓄物資（クラッカー等）は、東京都の承認を得て、福生市が輸送し、被災者に給与する。
- イ 調達：協定業者等から調達する。また、東京都に調達を要請する。
- ウ 炊き出し：防災食育センター、自衛隊への要請により炊き出しを行う。その場合、食物アレルギー、栄養バランス等に配慮した献立を栄養士等が検討する。
- エ 救援物資：市町村、企業、団体等からの救援物資を受入れ活用する。
- オ 調達食料の搬送：原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

### (3) 優先供給の必要性とその方法

- ア 自力で供給を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。
- イ 病院や、高齢者、障害者等の要配慮者の施設には優先的に供給する。

## 3 供給活動

物資班及び給食班は、次のように食料の供給活動を行う。

- (1) 応急供給計画に基づき、速やかに実施する。また、福生市のみでは供給活動が困難な場合は、搬送を輸送業者に要請する。
- (2) 民間の流通等の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う物資の需要の変化を把握し、適宜対応する。
- (3) 東京都食品衛生指導班と連携し、次の点に留意し、食品の安全を確保する。
  - ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
  - イ 食品集積所の衛生確保
  - ウ 食中毒発生時の対応
- (4) 食料の供給に当たっては、避難所運営組織の協力を得て避難所で配布する。なお、避難所以外に滞在する被災者に対しても避難所で配布する。

## 4 市民への広報

給食班は食料供給を実施するに当たり、供給場所、供給時間、供給方法について広報車等により広報を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。

## 5 応急給食

おおむね4日目以降は、米飯による応急給食を実施する。給食班は、応急給食の手配を行う。

### 【応急給食の実施方法】

応急給食の方法	(1) 応急給食は、自主防災組織、民間協力団体等の協力を得て実施又は自衛隊に要請する。 (2) 応急給食の実施については、避難状況、ライフライン復旧状況を勘案して決める。
応急給食の場所	(1) 応急給食は、防災食育センター等を利用して実施する。 (2) 避難所への輸送は、給食班と物資輸送班が協力して行う。

応急給食物資の確保	<p>(1) 主食料の確保のほか、副食、調味料、燃料その他応急給食に必要な物資等は、市内の関係機関、生産者、販売業者等へ協力を要請し、優先提供により確保する。</p> <p>(2) 確保できないときは、近隣市町村又は東京都に確保、輸送あるいはあつせんを要請する。</p>
-----------	---

## 第3節 生活必需品の供給

### 1 生活必需品の供給計画の立案

物資班は、被災直後に次の情報を収集・集約して、供給活動に関わる被害の範囲や規模を把握し、生活必需品の応急供給計画を立案する。

- |   |
|---|
| <p>(1) 被災人口・家屋等の把握</p> <p>(2) 供給が必要な生活必需品目と予測供給量</p> <p>(3) 協定業者の被災状況と業者による確保の見通し</p> <p>(4) 物資班の被害状況</p> |
|---|

### 2 供給計画の基準

供給計画の基準は次のとおりとする。

#### (1) 供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者とする。

#### (2) 供給品目

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- |  |
|--|
| <p>ア 被服、寝具及び身のまわり品（洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等）</p> <p>イ 日用品（石けん、歯みがき、トイレトペーパー等）</p> <p>ウ 炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等）</p> <p>エ 光熱材料（プロパンガス等）</p> |
|--|

#### (3) 供給方法

供給方法は、次のとおりである。

- ア 備蓄品：備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。
- イ 調達：協定業者等から調達する。また、東京都に調達を要請する。
- ウ 救援物資：市町村、企業、団体等からの救援物資を受入れ活用する。
- エ 調達必需品の搬送：原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

#### (4) 優先供給の必要性とその方法

- ア 自力で供給を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。
- イ 病院や、高齢者、障害者等の要配慮者の施設には優先的に供給する。

### 3 供給活動

物資班は、次のように生活必需品の供給活動を行う。

- (1) 応急供給計画に基づき、速やかに実施する。また、市のみでは供給活動が困難な場合は、搬送を輸送業者に要請する。

- (2) 民間の流通等の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う物資の需要の変化を把握し、適宜対応する。
- (3) 配布は、避難所運営組織の協力を得て避難所で配布する。なお、避難所以外に滞在する被災者に対しても避難所で配布する。

#### 4 市民への広報

物資班は、物資供給を実施するに当たり、供給場所、供給時間、供給方法について広報車等により広報を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。

#### 5 救援物資の受入れ・配分

##### (1) 集積拠点の設置・管理

物資班は、救援物資を受け入れるため、地域内輸送拠点を設置し、物資の受入れ、保管、仕分けを行う。市で困難な場合は、物流業者に委託する。

##### 【地域内輸送拠点】

優先順位	施設名	所在地
1	防災食育センター	福生市熊川1606-1
2	福生市民会館	福生市福生2455

##### (2) 受入れルール

物資の受入れは、自治体、企業・団体等からのまとまった数量のものを対象とし、本部長の意思決定により必要かつ保存可能なものについてのみ供給を受ける。



## 第12章 環境・衛生対策

し尿、ごみ及びびがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速な災害復旧活動を促進するため、「福生市災害廃棄物処理計画」に基づいて適切な処理を実施する。

なお、災害廃棄物の種類は、次のとおりである。

- ・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ）
- ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物
- ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物
- ・被災施設の災害用トイレからのし尿
- ・被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く。）
- ・その他災害に起因する廃棄物

※通常生活で排出される生活ごみ又は避難所で排出されるごみは災害廃棄物ではなく、通常のごみとして取り扱う。

活動項目	活動を担う組織
第1節 し尿処理	廃棄物対策班
第2節 災害廃棄物処理	廃棄物対策班
第3節 動物愛護対策	廃棄物対策班
第4節 環境保全対策	物資班（環境政策課）、廃棄物対策班

### 第1節 し尿処理

#### 1 対応方針

上水道が断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、水洗機能の復旧を図る。

下水道施設等が被害を受けた場合には、避難所において避難者数等を把握し、仮設トイレ等の必要数等の計画立案を行う。

#### 2 し尿収集処理計画の立案

廃棄物対策班は、次のようにし尿収集処理計画を立案する。

##### (1) 災害用トイレの設置計画及び処理

ア 上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における避難者数等から災害用トイレの必要数及びし尿の収集処理見込み量を把握し、災害用トイレの設置計画を立案する。

イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ 被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに災害用トイレを設置する。

エ 災害用トイレを設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定を行う。

##### (2) 設置の基準

災害用トイレの設置基準は、次のとおりとする。

### 【災害用トイレの基準】

災害発生当初	避難者約50人当たり1基
避難が長期化した場合	避難者約20人当たり1基

※災害時のトイレの個数（目安）（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」令和4年4月内閣府）

### （3） 災害用トイレの調達

災害用トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、東京都に協力を要請する。また、トイレトーパー、清掃用品、屋外設置時の照明施設を手配する。

## 3 災害用トイレの管理及びし尿処理

廃棄物対策班は、次のように災害用トイレの管理及びし尿処理を行う。

### （1） 災害用トイレの管理

関係業者等と協力し、災害用トイレの管理を行う。

ア し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。

イ 避難所運営組織に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

### （2） し尿処理

ア し尿処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の態勢を確定する。

イ 各避難所の避難者数、災害用トイレの設置数及び設置場所、し尿収集車両台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、青梅市し尿処理場へ搬入・処理する。

ウ し尿収集車が確保できない場合には、東京都に応援を要請する。

## 4 応援要請

廃棄物対策班は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合、必要に応じ東京都、他区市町村、関係団体に応援を要請する。

## 第2節 災害廃棄物処理

### 1 処理態勢の確立

廃棄物対策班は、災害対策本部の決定により、福生市災害廃棄物対策本部を設置し、災害廃棄物処理態勢を確立する。

また、必要に応じて西多摩衛生組合及び組合構成市町で構成する災害廃棄物合同処理本部（仮称）を組織する。

### 2 災害廃棄物処理実行計画の策定

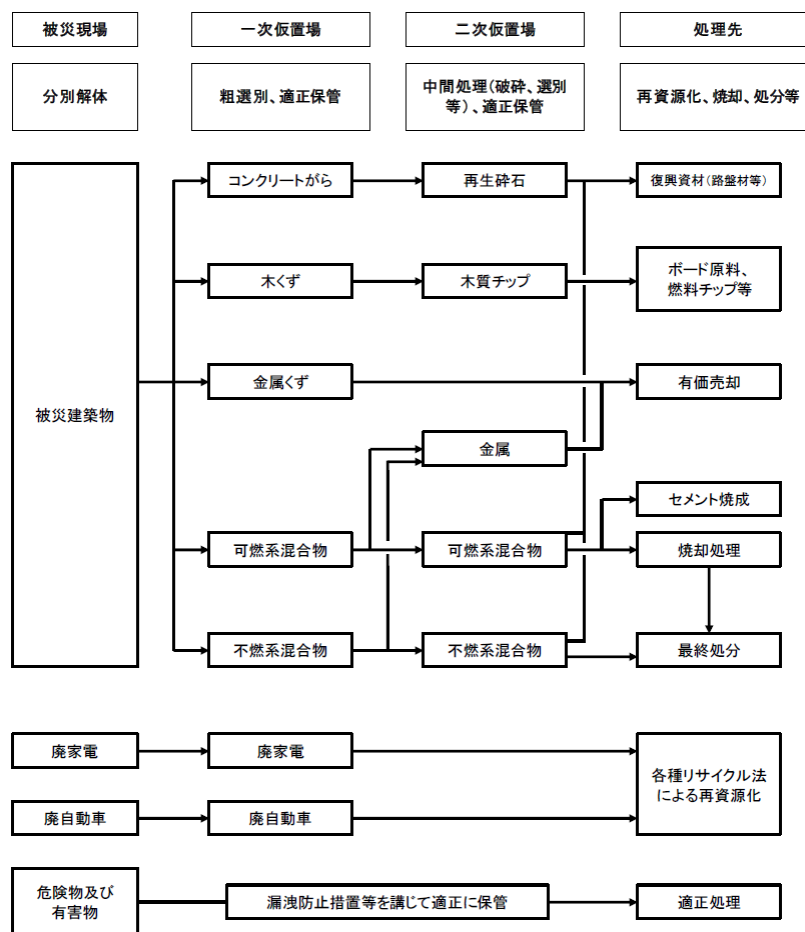
廃棄物対策班は、福生市災害廃棄物処理計画や国の指針等に基づき、災害廃棄物の発生量要処理量、処理可能量等を勘案し、被災状況に応じた処理方針等を決定し、福生市災害廃棄物処理実行計画を策定する。

### 3 災害廃棄物の処理

#### (1) 処理のフロー

廃棄物対策班は、次の災害廃棄物の種類別処理フロー（標準処理フロー）により、被災建築物を分別解体するとともに、仮置場を設置し、選別、適正保管等を行い災害時においても再資源化を行う。

また、被災した家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）及び自動車については、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底し、危険物及び有害物については、適正な保管、処理を行う。



※出典：東京都災害廃棄物処理計画

#### (2) 仮置場の設置

廃棄物対策班は、被災状況に応じて、災害廃棄物を一時的に集積する一次仮置場を設置する。

二次仮置場は、災害廃棄物合同処理本部（仮称）において、西多摩衛生組合敷地内等の広域的な連携も考慮して設置を検討する。

ただし、多摩川緑地福生南公園、多摩川中央公園及び多摩川緑地福生かに坂公園については、河川敷であるため台風や集中豪雨などによる河川の増水により仮置き場として適さない場合を考慮する必要がある。

### 【仮置場の候補地】

施設名	所在地
多摩川緑地福生南公園	福生市南田園1-1-1
多摩川中央公園	福生市北田園1先
多摩川緑地福生かに坂公園	福生市福生1185-15
武蔵野台公園	福生市武蔵野台1-30
福東グランド	福生市熊川1608

#### (3) 広報

廃棄物対策班は、市民に対して、災害廃棄物処理に関する必要な情報について、市広報、ホームページ、アプリ、防災行政無線、広報車等を活用して適切な情報を周知する。

- ・発災後の生活ごみの分別、収集方法、収集頻度
- ・避難所における避難所ごみの分別方法
- ・災害廃棄物の分別の必要性、分別方法
- ・災害廃棄物の排出方法（戸別収集の有無、仮置場への搬入方法等）
- ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止

#### (4) 東京都への報告

廃棄物対策班は、廃棄物処理施設の被害状況、がれき発生量、災害廃棄物処理事業費等について、東京都環境局へ報告する。

#### (5) 災害廃棄物処理の進行管理

災害廃棄物処理状況及び業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行う。その際、短期的な目標を設定し、随時その達成状況等を検証しながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保する。

また、把握した情報は、福生市災害廃棄物対策本部や災害廃棄物合同処理本部（仮称）へ報告するほか、東京都と情報共有を図る。

## 4 応援要請

廃棄物対策班は、市単独でのがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じて東京都、他区市町村、関係団体に応援を要請する。

また、協定に基づき、廃棄物収集運搬委託業者、中間処理委託業者に協力を要請する。

## 第3節 動物愛護対策

動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関して、東京都や東京都獣医師会等関係団体との協力関係を構築する。

### 1 被災地における動物保護

廃棄物対策班は、東京都や東京都獣医師会等関係機関をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。

### 2 避難所における動物の適正な飼育

盲導犬、介助犬等を除いた動物の避難スペースへの持ち込みは、原則として禁止する。

また、同行避難した動物は、飼養者自らが持参したケージ、餌等による自己管理を原則とする。廃棄物対策班は、開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

- (1) 同行避難動物の飼養場所等の確保
- (2) 避難所等における動物の飼育飼養状況の把握及び東京都・関係団体への情報提供
- (3) 避難所への資材の提供、獣医師の派遣等
- (4) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- (5) 避難所等における動物の適正飼養の指導等
  - ア 避難所でのペットの適正管理、衛生管理に注意する。
  - イ 避難所運営組織でペットの管理について、協議し、ルールを定めるように努める。
  - ウ 避難所内に盲導犬、介助犬、身体障害者補助犬等と滞在可能なスペースを確保する。
  - エ 逸走したペットについては、保護に当たるとともに、逸走したペットの情報や飼い主からの相談等によって、飼い主への返却を進める。

### 3 動物愛護の活動

- (1) 東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、援護を行う。
- (2) 東京都では、東京都動物愛護相談センターに「動物保護班」、「動物医療班」が配置され、発災後 72 時間を目途に体制の充実が図られるので、市では東京都と連携して、被災住民への動物愛護に関する情報の提供、被災動物の保護等を実施する。

### 4 へい獣の処理

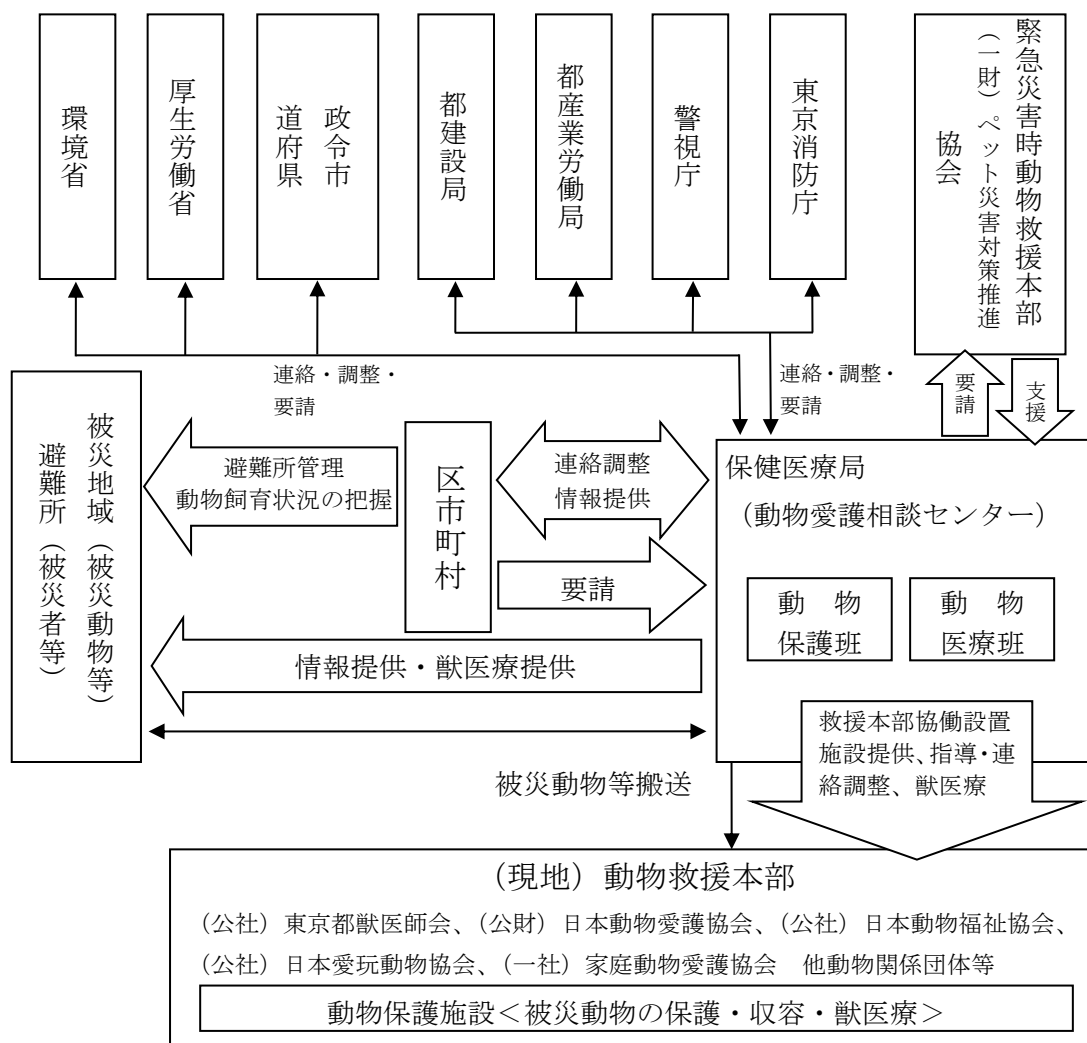
廃棄物対策班は、へい獣発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集する。収集されたへい獣は、定めた方法に基づき処理する。

### 5 危険動物逸走時の応急対策

廃棄物対策班は、事故時には、必要に応じて次の措置を行う。

- (1) 住民に対する避難指示
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 避難所の開設
- (4) 避難住民の保護
- (5) 住民に対する情報提供
- (6) 危険動物逸走の通報受理及び東京都保健医療局への通報
- (7) 関係機関との連絡

【業務の体系】



第4節 環境保全対策

1 初期対応

廃棄物対策班は、被災によって有害物質が漏えいした場合、関係機関への電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

2 建築物の被災又は解体に伴う対策

(1) 粉塵飛散防止対策

物資班（環境政策課）は、市内調査班と協力して、建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を含む粉じん飛散防止対策を指導する。

(2) がれき等の搬出時の飛散防止対策

廃棄物対策班は、がれき等の搬出を行う車両について、運搬時の荷台シートカバーを義務付け

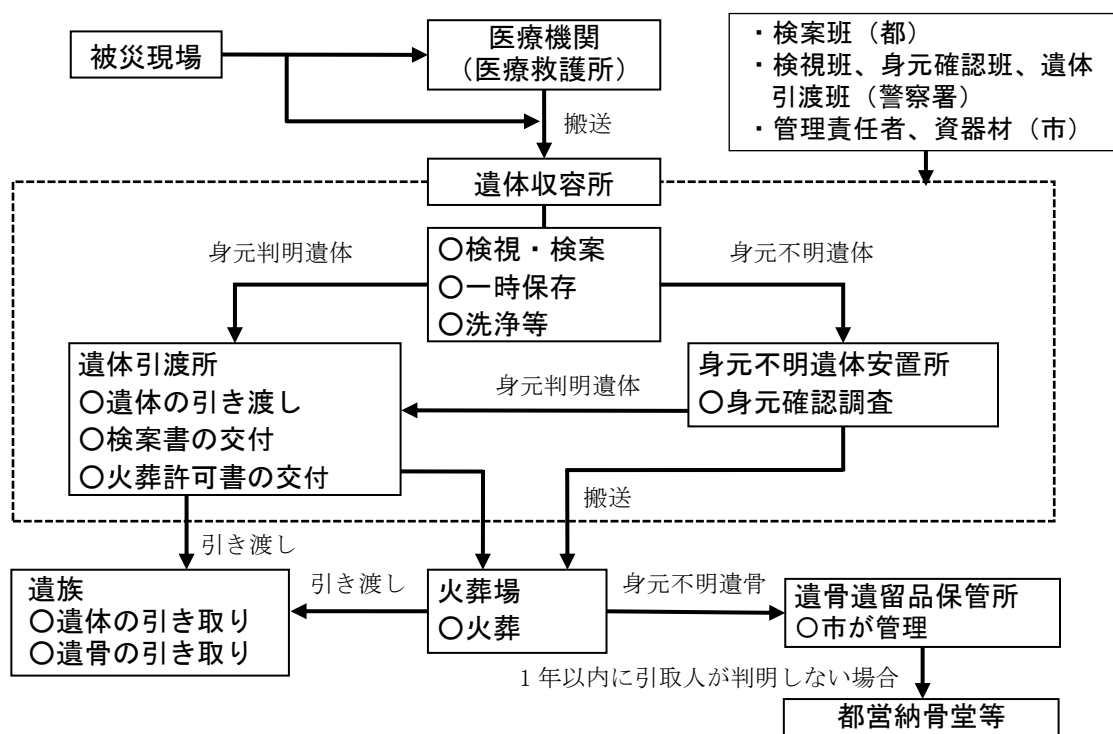
るとともに、水で湿らせる等の飛散防止対策や、その他知事が定める作業基準が守られるよう、必要な措置を講じる。

## 第13章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

行方不明者や死亡者が発生したときは、捜索、遺体の収容及び火葬等の各段階において、関係機関と連携の上、必要な措置を講じる。また、死者の尊厳に十分配慮した適切な取扱いに留意する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 行方不明者の捜索	福生警察署、福生消防署 市民相談班
第2節 遺体の捜索・収容	福生警察署、福生消防署 市民相談班、消防班
第3節 検視・検案、遺体の身元確認	福生警察署 市民相談班
第4節 遺体の処理	市民相談班
第5節 火葬	市民相談班

### 【遺体取扱いの流れ】



### 第1節 行方不明者の捜索

#### 1 行方不明者の把握

福生警察署と市民相談班は協力して、行方が分からない市民に関する問合せや、捜索依頼届出の受付を行い、行方不明者名簿の作成を行う。名簿作成に当たっては、次の項目について可能な限り詳細に聴き取り、記録する。

【聴き取り項目】氏名、住所、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴



## 2 行方不明者の捜索

市民相談班は、行方不明者の捜索について災害の規模等の状況を勘案して、消防部、福生警察署、福生消防署、関係機関等の協力、必要に応じボランティアの協力を得て実施する。

## 3 行方不明者の発見

行方不明者が発見された場合は、福生警察署より捜索依頼者へ連絡する。

## 4 不明者情報の扱い

市民相談班は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者について、福生警察署、福生消防署等から情報収集を行う。

また、東京都、福生警察署、福生消防署等と連携の上、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより行方不明者の絞り込みに努める。

## 第2節 遺体の捜索・収容

遺体の捜索、収容は、福生警察署及び福生消防署等の関係機関と協力し、実施する。

### 1 遺体の捜索

福生警察署は、次のように遺体を捜索する。

- (1) 福生消防署、消防班と協力して、救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。
- (2) 行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
- (3) 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。

### 2 遺体の搬送

市民相談班は、福生警察署及び福生消防署等の関係機関と連携して、遺体の捜索及び発見した遺体の遺体収容所への搬送を行う。

### 3 遺体の収容

市民相談班は、S & Dフィールド福生（福生市営競技場）管理棟その他の公共施設に遺体収容所を開設する。開設した場合は、東京都及び福生警察署に報告するとともに、住民に周知する。

#### 【遺体収容所候補地】

施設名	所在地	備考
S & Dフィールド福生（福生市営競技場）	福生市福生3232	管理棟

## 第3節 検視・検案、遺体の身元確認

医療活動との秩序ある分担のもとに、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

### 1 検視・検案態勢の確立

市民相談班、東京都及び福生警察署等は、検視・検案態勢を確立する。

- (1) 東京都は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。
- (2) 福生警察署は、検視班を遺体収容所に派遣し、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及び必要な措置を講じる。
- (3) 福生市医師会・福生市歯科医師会の医療チーム等は、福生市の要請に基づき、必要に応じ遺体の検視・検案に協力する。

## 2 現場指揮

検視・検案活動に関係機関が協力する際、検視活動については、警察署等の検視責任者、検案活動については、東京都の検案責任者の指揮に基づいて行う。

## 3 遺体の身元確認

福生警察署は身元確認作業を行い、身元が判明しない場合は所持金品と共に福生市に引き継ぐ。

# 第4節 遺体の処理

## 1 遺体の処理

市民相談班は、関係機関等の協力を得て、次の遺体の処理を実施する。

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 資機材等や車両の調達

なお、ドライアイス、棺等の遺体の処理に係る資機材を、葬祭業者から調達するほか、東京都に要請する。

また、納棺作業等についても葬祭業者等に要請する。

## 2 遺体の身元確認

福生警察署は、発見した遺体の身元が不明な場合について、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。

市民相談班は、警視庁遺体引渡班の指示に従って、身元が確認された遺体を遺族に引き渡す。

## 3 遺体の引取り

市民相談班は、検視・検案を終えた遺体について、速やかに遺族に引き渡し、死亡届の受理、火葬許可書又は特例許可書を発行する。

一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は火葬し、身元が判明し次第引き渡す。

# 第5節 火葬

災害時は、瑞穂斎場において火葬を行うが、被災により斎場等の機能が低下するなどの場合も考慮し、遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

## 1 火葬に関する相談窓口の開設

市民相談班は、遺体の引渡しを受けた遺族等のため、遺体収容所に火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬手続等の相談に応じる。

遺族等が火葬を執行することが困難な場合には、災害救助法の適用の範囲内で身元不明遺体に準じて市が代行する。

## 2 火葬許可書の発行

市民相談班は、火葬許可書は、検案書をもとにその場で容易に発行できるよう態勢を整える。通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

## 3 広域火葬の実施

市民相談班は、瑞穂斎場等の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、東京都に広域火葬の応援・協力を要請する。

- (1) 市民に対し、都内全域が広域火葬態勢にあることを周知し、理解と協力を求める。
- (2) 東京都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、東京都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

## 4 身元が判明しない遺体への対応

市民相談班は、1年以内に遺骨の引取手が判明しない場合は、都営納骨堂等に保管する。

## 第14章 ライフラインの応急復旧

ライフラインの機能維持又は早期復旧は、各種復旧活動や被災生活に大きく影響することから、被害を受けたライフライン施設について速やかに応急復旧を進め、応急供給を実施するとともに、各事業者は市民に対して復旧状況等についての情報を提供する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 ライフライン被害状況の把握	防災班 各ライフライン事業者
第2節 上水道	東京都水道局、給水班
第3節 下水道	復旧班
第4節 電力	東京電力パワーグリッド
第5節 都市ガス等	武陽ガス、LPガス事業者
第6節 通信	通信事業者

### 第1節 ライフライン被害状況の把握

防災班は、ライフライン事業者から報告を受け、次の情報を把握する。

- 1 発災直後においては、被害の概況
- 2 初動期においては、被害の状況、復旧作業の見込み
- 3 応急復旧期においては、被害の復旧状況と復旧の見込み

### 第2節 上水道

東京都水道局は、水道施設の応急復旧を実施する。

#### 1 震災時の活動方針

##### (1) 給水対策本部の設置

地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

##### (2) 情報連絡活動

復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

##### (3) 復旧活動

ア 首都中枢機関及び災害拠点病院等への水道水供給に関わる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。

イ 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を及ぼすため、最優先で復旧する。

ウ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。

エ アを除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、

あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

オ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

カ 必要に応じて福生市への技術支援を実施する。

#### (4) 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況を踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、福生市との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

#### (5) 広報活動

福生市（給水班）は、東京都本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

## 2 応急対策

### (1) 施設の点検

地震発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

### (2) 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を行う。

## 3 復旧対策

### (1) 管路の復旧計画

復旧に当たっては、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、順次復旧作業を進める。なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

### (2) 給水装置の復旧活動

ア 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

イ 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に合わせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。

ウ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて応急措置を行う。

エ なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

## 第3節 下水道

復旧班は、下水道施設の応急復旧を実施する。

### 1 活動体制

下水道施設の二次災害が発生するおそれがある場合又は拡大が予想される場合は、直ちに施設

の稼働の停止又は制限を行う。

復旧班は、保有する資機材等で応急復旧を実施し、必要に応じ東京都、関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

## 2 応急復旧対策

- (1) 応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) 下水道施設の被害状況を迅速に調査し、応急復旧を実施するとともに、汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

## 3 広報

復旧班は、秘書広報班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供し、市民に対しても公共下水道及び流域下水道の被害状況、復旧状況、施設の被害に伴う下水道の使用自粛についての広報活動に努める。

## 4 東京都下水道局の対策

東京都が管理する流域下水道幹線・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、関係部署の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。また、東京都本部等との連携により、被害、復旧、下水道の使用自粛及びし尿処理態勢などの広報活動を行う。

# 第4節 電力

東京電力パワーグリッド株式会社は、電力施設の応急復旧を実施する。

## 1 震災時の活動体制

### (1) 非常態勢の組織

非常態勢の組織は、本社及び本社が指定する事業所（以下「第一線機関等」という。）を単位として編制し、非常態勢の発令に基づき設置する。

なお、供給区域内（東京都の島しょは除く。）で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

### (2) 要員の確保

非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本（支）部に参集する。なお、供給区域内において、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。また、交通の途絶等により、所属する事業所に参集できない社員は、最寄りの事業所に参集し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

### (3) 非常災害対策活動

非常態勢が発令された場合又は供給区域内で震度6弱以上の地震の発生により、非常災害対策本（支）部が設置された場合には、非常災害対策活動に関する一切の業務は、非常災害対策本（支）部の下で行う。

## 2 応急対策

### (1) 資材の調達・輸送

#### ア 資材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、第一線機関等相互の流用又は本社対策本部に対する応急資材の請求により速やかに確保することを原則とする。

#### イ 資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約している業者の車両、船艇、ヘリコプター等により行うことを原則とする。

### (2) 震災時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

### (3) 応急工事

応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから実施する。

発電設備	共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
通信設備	可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

## 3 広報

市災害対策本部に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても感電事故防止のための周知、被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

## 第5節 都市ガス等

武陽ガス株式会社は、都市ガス施設の応急復旧を行う。

### 1 活動体制

地震が発生した場合、社で定める対策組織を設置し、社内各部門の連絡協力の下に災害応急対策を実施する。

### 2 二次災害防止措置

都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがある場合は、ブロック単位でガス供給を停止する等の危険防止措置を講じる。

### 3 応急復旧対策

ガス供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策に当たる。

- (1) 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
- (2) 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- (3) 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所を修理する。被害が多い地域では仮配管の設置等により対応する。

### 4 広報

福生市災害対策本部にガス供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

### 5 LPガス

各LPガスの供給業者は、LPガスの被害調査及び復旧作業を実施する。

また、震災により、都市ガス施設に被害が生じた場合、東京都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力してLPガスを救援物資として避難所等への供給する際には、福生市もこれに協力するよう努める。

## 第6節 通信

通信事業者は、通信施設の応急復旧を実施する。

### 1 震災時の活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。

各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、市本部、東京都等の各防災関係機関との連絡・調整を行う。

### 2 応急対策

非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

また、各社は災害時の安否確認等のサービスの運用を開始する。

### 3 復旧対策

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。



#### 4 広報

各社は、市災害対策本部に通信施設の被害状況、ふくそう状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

## 第15章 公共施設等の応急・復旧対策

各施設の管理者は、災害対策の実施や市民生活の復旧のため、管理する公共施設等の応急・復旧対策を推進する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 道路等の緊急点検	復旧班
第2節 道路・橋梁	復旧班 福生警察署、東京都建設局西多摩建設事務所 国（関東地方整備局相武国道事務所）
第3節 河川	関東地方整備局
第4節 危険箇所等	復旧班 防災班
第5節 鉄道	J R 東日本
第6節 社会公共施設	建築班、各施設管理者

### 第1節 道路等の緊急点検

復旧班は、地震発生後、公共施設等の緊急点検を実施する

#### 1 道路・橋梁

緊急点検	道路・橋梁の被害、障害物等の状況、上水道漏水による道路陥没箇所など通行不能箇所を把握する。
他の道路管理者への通報	市道以外の道路が損壊等によって通行に支障を来している場合は、当該道路管理者（相武国道事務所、東京都建設局西多摩建設事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。
道路交通の確保	危険箇所が発生した場合、直ちに福生警察署に連絡の上、交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。
障害物除去	被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去等の緊急措置を講じる。また、市道以外の道路については、事態が緊急を要する場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じ、当該道路管理者にその旨を報告する。

#### 2 河川、水路等

被害状況の把握及び通報	護岸の被害、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる障害物など二次災害が懸念される危険箇所の早期発見に努める。
河川管理者、水路管理者への通報	所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者（京浜河川事務所多摩川上流出張所、東京都建設局西多摩建設事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。
応急復旧	事態の緊急性に応じ障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

#### 3 危険箇所等

がけ崩れ、土砂災害（特別）警戒区域等の被害状況を調査し、危険な場合は、警戒区域の設定、避難指示、道路通行規制及び応急措置を講じる。

### 第2節 道路・橋梁

復旧班は、被害を受けた道路・橋りょう施設について速やかに応急復旧を進めるとともに、市

民に対して復旧状況等についての情報を提供する。また、道路・橋梁の交通機能の維持・回復に努める。

## 1 市道

### (1) 活動概要

被災した道路について、優先度の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。

### (2) 応急復旧対策

ア 道路・橋りょう等の被災状況の把握及び応急復旧の検討

被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

イ 応急復旧工事

復旧範囲を決定した上で、補修・補強等の応急復旧工事を協定業者等の協力によって実施する。

ウ 道路上の障害物の除去及び処理

緊急車両の通行及び応急活動に支障を来す道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

エ 緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集

東京都、関東地方整備局、福生警察署と道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換を行う。

## 2 都道

東京都建設局西多摩建設事務所は、都道及び緊急道路障害物除去路線等の応急復旧を実施する。

### (1) 応急措置

都道や緊急道路障害物除去路線に指定された区市町村道について、東京都建設防災ボランティアなどと連携して被災状況や交通状況などを調査し、必要に応じて点検を行う。

被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。

### (2) 応急復旧対策

応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、建設業協会等との協定及び協力承諾書に基づき実施する。作業内容は、逐次道路の被災箇所において、放置すると二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。そのため、平素から応急作業に必要な資機材の整備を行うとともに、使用できる建設機械等の把握を行う。

## 3 国道

関東地方整備局相武国道事務所は、国道16号等の応急復旧を実施する。

### (1) 応急措置

被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所及び出張所におけるパトロールカー等による巡視や、ヘリコプター及び道路情報モニター等からの道路情報の収集に努め

る。それら入手した情報を元に、応急復旧ならびに必要な応じて迂回道路の選定等の処置を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

## (2) 応急復旧対策

パトロールによる巡視結果等を基に被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

## 第3節 河川

関東地方整備局は、多摩川の河川施設の応急復旧を実施する。

### 1 災害時の応急措置

発災後直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所への被災の発見に努め、破損等の被害を受けた場合には、特に、多摩川の氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

一方、東京都及び市の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

### 2 緊急に復旧すべき施設

- (1) 堤防等の被災で堤内地側の民家等に被害が及んでいる箇所
- (2) 被災により計画高水位以下となった堤防の被災箇所
- (3) 水位観測所等の河川管理施設
- (4) その他甚大な被害箇所

## 第4節 危険箇所等

### 1 応急措置及び応急復旧対策

復旧班は、崖崩れ、土砂災害（特別）警戒区域等の被害状況を調査し、危険な場合は、警戒区域の設定、避難指示、道路通行規制を実施し、応急的な安全対策を講じ、二次災害の防止に努める。

### 2 情報収集・報告

防災班は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、東京都建設局に報告する。

## 第5節 鉄道

JR東日本は、鉄道施設の応急復旧を実施する。

### 1 災害時の活動

防災業務計画に基づき、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送などの災害対策活動を実施する。

### 2 発災時の安全確保

- (1) 災害対策本部を設置し活動体制を確立するとともに、情報通信連絡態勢を確保する。
- (2) 列車及び旅客の安全を確保するために運転規制を実施する。

- (3) 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。
- (4) 駅にいる乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた安全な場所まで誘導する。
- (5) 列車内の乗客に対しては、駅長（運転司令）と連絡の上、安全な場所へ誘導する。
- (6) 踏切の遮断による道路交通の混乱を防ぐため、運転規制や踏切での誘導など、必要な措置を講じる。

### 3 事故発生時の救護活動

事故が発生した場合は、関係機関と協力し、負傷者の救護を優先に実施する。また、併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずる。

### 4 復旧計画の作成

速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。そして、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

### 5 広報

市災害対策本部に各施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

## 第6節 社会公共施設

### 1 社会公共施設等の応急危険度判定

応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等の管理者は、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

#### (1) 市有の公共建築物

建築班は、市有の建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

また、その所管する公共建築物の判定が困難な場合、東京都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。

#### (2) 市有以外の社会公共施設

各施設の管理者は、社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。その際、判定が困難な場合は、東京都又は市に判定実施の支援を要請する。

### 2 各医療機関

各医療機関の施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命確保を最重点に対応する。また、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

### 3 社会福祉施設等

社会福祉施設等の責任者は、施設の応急復旧を実施する。

- (1) 被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、市等関係機関に連絡し援助を要請する。
- (4) 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

## 4 学校施設

### (1) 応急対策

校長は、次のとおり発災時に応急対策を実施する。

ア 児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。

イ 自衛消防隊など、防災に係る組織を編成し、役割分担に基づき行動する。

ウ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

エ 学校施設が、避難所になった場合は、「避難所運営マニュアル」に則り、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。

オ 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

### (2) 復旧対策

公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、市教育委員会は、校長及び東京都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断が生じないように努める。

## 5 文化財施設

### (1) 応急対策

文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに教育委員会に通報するとともに被害の拡大防止に努める。文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、被災状況を速やかに調査し、市教育委員会に報告する。

また、関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

### (2) 復旧対策

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、東京都教育委員会、市教育委員会及び文化財管理者等は、修復等について協議を行う。

## 第16章 応急生活対策

震災後の被災者の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、東京都と協力して速やかに被災住宅の応急危険度判定、住宅の確保対策の実施、被災者の生活再建支援、義援金の受入れ、各種支援制度の活用などを図る。

活動項目	活動を担う組織
第1節 応急危険度判定の実施	建築班
第2節 住家等被害認定調査・り災証明書等の発行	被害認定調査班
第3節 住居障害物の除去	復旧班
第4節 被災住宅の応急修理	建築班
第5節 応急仮設住宅の供給	建築班
第6節 災害弔慰金等の支給	市民相談班、福生市社会福祉協議会
第7節 義援金の受入れ・配分	出納班
第8節 被災者相談	市民相談班
第9節 各種支援制度の活用	関係各班
第10節 職業のあっせん	
第11節 租税等の徴収猶予及び減免等	

### 第1節 応急危険度判定の実施

#### 1 被災住宅の応急危険度判定

建築班は、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき建築物の応急危険度判定を実施する。

##### 【応急危険度判定の実施方法】

応急危険度判定作業の準備	(1) 住宅地図等の準備、割当区域の計画 (2) 応急危険度判定員受入れ名簿への記入と判定チームの編成 (3) 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 (4) 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配
調査の体制	応急危険度判定員有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。
応援要請	福生市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、必要に応じて知事に対して判定員、判定コーディネーターの派遣等の支援要請を行う。
判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により周知を図る。

#### 2 被災宅地の危険度判定

建築班は、二次災害防止のため、崖崩れ等の危険がある場合、東京都の協力を得て被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施する。判定結果は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の張り紙等により、居住者・歩行者に周知を図る。

## 第2節 住家被害認定調査・り災証明書等の発行

### 1 住家被害認定調査

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の発行や各種の被災者生活再建支援の基礎となる。被害認定調査班は、「住家被害認定調査実施マニュアル」に基づき、適正な判定を実施する。

調査の区分は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」に区分する。

調査員が不足する場合は、東京都を通じ全国の自治体職員等に応援を要請する。

なお、調査結果は、被災者生活再建支援システムで管理するとともに、東京都に報告する。

#### 【調査区分と内容】

区分	内容
第1次調査	・外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部位に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第2次調査	・第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。 ・外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	・第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合に実施する。 ・依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行う。

### 2 り災証明書の発行

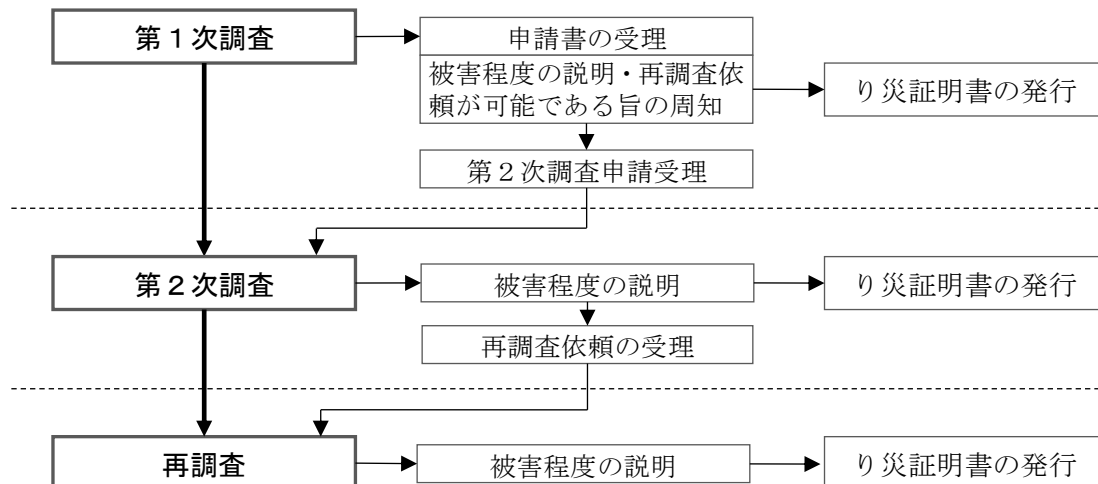
#### (1) 発行の流れ

被害認定調査班は、被災者生活再建支援システムを活用し、被災者からの申請に基づきり災証明書を発行する。

発行方法については、市民相談班と連携して決定し、福生消防署に情報提供するとともに窓口支援を依頼する。

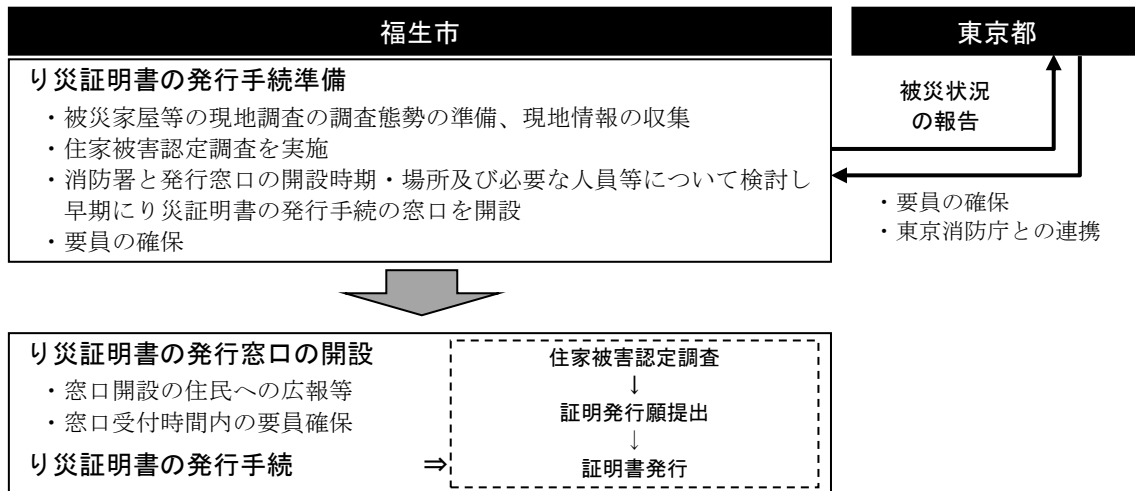
また、福生消防署は火災による被害状況調査の情報について福生市と可能な範囲で共有する。

#### 【調査から発行までの流れ】





【発行態勢】



(2) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

(1) 災害原因	(2) り災年月日	(3) り災場所
(4) り災程度	ア 人的 (ア) 死亡、(イ) 負傷、(ウ) 行方不明 イ 物的 (ア) 全壊、(イ) 大規模半壊、(ウ) 中規模半壊、(エ) 半壊、(オ) 準半壊、 (カ) 準半壊に至らない(一部損壊)、(キ) 流失、(ク) 床上浸水、 (ケ) 床下浸水	

(3) 証明手数料

手数料は免除する。

(4) り災証明書様式

り災証明書の様式は、「資料-17 り災証明書〈P288〉」のとおりとする。

3 被災届出受理証の発行

被害認定調査班は、住家以外の工作物（物置、納屋等）、住家の附帯物（雨どい、カーポート、塀、門扉等）の被災について、被災者からの届出があった旨を証明する被災届出受理証を発行する。

また、居住していない住家の所有者からの申請についても、同様の措置をとる。

被災届出受理証の様式は、「資料-● 被災届出受理証〈P●〉」のとおりとする。

第3節 住居障害物の除去

復旧班は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去を行う。

【住宅障害物除去の方法】

除去の対象者	1 崖崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ生活に支障を来している者 2 自らの資力をもってしては除去できない者
除去作業	1 物資輸送班は、協定業者等の協力の下に除去作業を実施する。

	2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障を来さない範囲とする。
応援要請	協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、防災班を通じ東京都へ要請する。

## 第4節 被災住宅の応急修理

建築班は、福生市に災害救助法が適用され、震災により住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。

### 【被災住宅の応急修理の方法】

応急修理の対象者	災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
対象者の調査及び選定	東京都の委任により、福生市で行う被災者の資力その他生活条件の調査及びり災証明書に基づき、東京都が定める選定基準による募集・選定を行う。
修理の方法	1 修理 東京都が、(一社)東京建設業協会があっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、福生市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 2 経費 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。 3 期間 原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。
応急修理後の事務	応急修理を実施した場合は、東京都及び福生市は必要な帳票を整備する。

## 第5節 応急仮設住宅の供給

### 1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力により居住する住家を確保できない被災者に一時提供型住宅（公的住宅の活用）、賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅の借り上げ）又は建設型応急住宅による応急的な住宅を供給する。

### 2 応急仮設住宅の供給

#### (1) 公的住宅の活用による一時提供型住宅の供給

福生市に災害救助法が適用された場合、建築班は、東京都と協力し、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

#### 【公的住宅の要請方法】

提供可能戸数の把握	福生市の公的住宅の空き家で提供可能な住宅戸数を把握し、東京都に報告する。
必要住宅戸数等の把握	住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数等必要な事項を把握する。
援助要請	都営住宅、都市再生機構・公社、他市町村の公営住宅等の提供を受ける必要がある場合は、東京都に援助を要請する。

#### (2) 賃貸型応急住宅の供給

建築班は、東京都が割り当てる民間賃貸住宅を被災者に提供する。

### (3) 建設型応急住宅の供給

東京都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

#### 【建設型応急住宅の供給方法】

建設予定地の確保	福生市は、応急仮設住宅建設用地について、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難所などの利用の有無を考慮し、次の順位に従って決定する。 ア 当面利用目的が決まっていない公共用地 イ 都市公園 ウ 民間の遊休地
建設地	東京都は建設予定地の中から建設地を選定する。 行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町間で融通を行う。
構造及び規模等	平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。
建設工事	災害発生の日から20日以内に着工する。 東京都は、(一社)東京建設業協会及び(一社)プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。必要に応じ他の建設業者に発注する。 工事の監督は、東京都が行う。これによりがたい事情がある場合には福生市に委任する。
その他	福生市は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対して指導を行う。

### 3 入居資格

入居対象者は、災害時において福生市に居住し、次の各号の全てに該当するもののほか、東京都知事が必要と認めるものとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住家が全焼、全壊又は流出した者</li> <li>(2) 居住する住家がない者</li> <li>(3) 自らの資力では住家を確保できない者</li> </ul> |
|--|

### 4 入居者の募集・選定

入居者の募集・選定は、次のように行う。

- (1) 東京都は、入居者の募集計画を策定し福生市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割当てに際しては、原則として市域内の住宅を割り当ててものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町間で融通し合うものとする。
- (2) 建築班は、東京都から住宅の割り当てを受けて、被災者に対し募集を行う。
- (3) 入居者の選定基準は東京都が策定し、それに基づき建築班が入居者の選定を行う。

### 5 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- (1) 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- (2) 建築班は、入居者の管理を行うとともに、入居者について必要な帳票を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

## 第6節 災害弔慰金等の支給

### 1 災害弔慰金・災害見舞金の支給

市民相談班は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、福生市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第43号）等により、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

### 2 災害援護資金等

市民相談班は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害において災害援護資金を貸し付ける。

福生市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小災害時には、低所得者層を対象に生活福祉資金を貸し付ける。

### 3 被災者生活再建支援金の支給

市民相談班及び東京都は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

## 第7節 義援金の受入れ・配分

大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、これらの受入態勢を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

### 1 受入窓口の決定等

#### (1) 窓口の決定

出納班は、東京都、日赤東京都支部等と義援金の受入窓口について協議、決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

#### (2) 受入れ及び管理

福生市に直接義援金が贈られた場合、出納班は贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

### 2 配分

#### (1) 義援金配分委員会

福生市は、東京都及び日赤東京都支部等と協議の上、福生市町会長協議会、福生市民生児童委員、福生市社会福祉協議会、福生市等の代表で構成する福生市義援金配分委員会（以下この項において「市委員会」という。）を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

#### (2) 配分

市委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮し、配分の対象、金額、時期、方法等の基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として福生市が行う。

### 3 東京都の義援金募集に協力して受け付けた義援金の取扱い

#### (1) 義援金の募集・受付

東京都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、東京都義援金配分委員会（以下この項において「都委員会」という。）に報告するものとし、本部管理部出納班が都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。

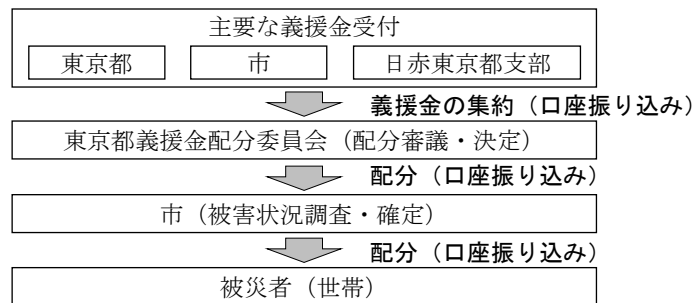
#### (2) 義援金の配分・受入れ

出納班は、都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、東京都に報告する。

#### (3) 義援金の支給

出納班は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給し、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

#### 【義援金受付・配分の流れ】



## 第8節 被災者相談

被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

### 1 相談の実施

#### (1) 被災者総合相談窓口

市民相談班は、市役所に被災者総合相談窓口を開設し、市職員及び専門分野の相談員を配置する。

#### 【各班の相談内容】

班名	相談内容
復興企画班	○ 都市・生活復興計画に関する事。
避難所統括班	○ 避難所の管理運営・健康管理、応急教育、学校の再開等に関する事。
要配慮者対策班	○ 被災者救護、要配慮者支援に関する事。 ○ 要配慮者の安否確認に関する事。
医療救護班	○ 被災者の医療・健康管理等に関する事。 ○ 衛生管理・防疫等に関する事。
物資班・復旧班	○ 救援物資の受入れ・保管、生活道路の確保、物資の搬入・搬送に関する事。
廃棄物対策班	○ ごみ・がれきの収集に関する事。

給水班・給食班・復旧班	○ 応急復旧活動に関すること。 ○ 給水活動、下水道施設の復旧、避難所への給食等に関すること。
建築班	○ 市内の被災状況、家屋等の応急危険度調査に関すること。
市民相談班	○ 遺体の安置に関すること。 ○ 災害弔慰金等の支給、義援金の支給に関すること。 ○ 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 ○ 避難者情報、安否情報の提供に関すること。 ○ 行方不明者等の捜索等に関すること。
被害認定調査班	○ り災証明書発行に関すること。

## (2) 避難所等における相談

市民相談班は、必要に応じて避難所等に相談員を派遣し、被災した市民の相談、要望、苦情等の聞き取りを行う。なお、女性からの相談を受けられるよう配慮する。

また、市ホームページ、電子メール、電話等による相談も受け付ける。

## 2 被災者台帳の作成

### (1) 被災者台帳の作成

市民相談班は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、被災者生活再建支援システム上に構築し、全庁的に共有を図る。

### (2) 被災者台帳の利用

市民相談班は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 福生市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

## 3 安否情報の提供

市民相談班は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

## 4 警察署、消防署、ライフライン等各防災関係機関の相談

防災関係機関は、次のとおり被災者相談を行う。

### 【相談内容】

福生警察署	相談所の開設等による困りごと相談等の受理に当たる。
福生消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種

	相談、及び指導を行う。
ライフライン事業者	必要に応じて電気、ガス、JR等の交通機関に対して、市の相談窓口へ担当者派遣し、災害相談業務に当たるよう協力を要請する。

## 第9節 各種支援制度の活用

福生市は、国、関係機関が所管する様々な制度を活用し市民への周知を図り、被災者の応急復旧、生活再建を支援する。

### 【被災者への支援制度】

区分	支援制度
経済・生活面の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活福祉資金制度による各種貸付</li> <li>○ 小・中学生の就学援助措置</li> <li>○ 児童扶養手当等の特別措置</li> <li>○ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の減免・猶予等</li> <li>○ 国民年金保険料免除申請の受付</li> <li>○ 雇用保険の失業等給付など</li> </ul>
住まい確保・再建のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者生活再建支援制度</li> <li>○ 災害復興住宅融資等独立行政法人住宅金融支援機構の融資</li> <li>○ 公営住宅、特定優良賃貸住宅への入居</li> <li>○ 宅地防災工事資金融資など</li> </ul>
中小企業・自営業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林漁業の再建資金 天災融資制度、(株)日本政策金融公庫による資金貸付</li> <li>○ 中小企業の再建資金 災害復旧貸付、高度化事業（災害復旧貸付） 経営安定関連保証4号（セーフティネット保証4号）、災害関係保証</li> <li>○ 再就職支援 職場適応訓練費の支給</li> </ul>

## 第10節 職業のあっせん

国（東京労働局）及び東京都と連携し、被災者に対する職業のあっせんを迅速に実施する。このため、福生市は、被災者の職業のあっせんについて、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

## 第11節 租税等の徴収猶予及び減免等

国及び東京都と連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。このため、福生市は、市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

## 第17章 要配慮者対策

被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動を進める。また、社会福祉施設における福祉サービスを継続実施するため、福祉施設、必要物資、要員等の早期確保を支援する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 要配慮者の被災状況の把握	要配慮者対策班
第2節 被災した要配慮者への支援活動	要配慮者対策班、医療救護班 市民相談班
第3節 社会福祉施設の応急対策	施設の管理者

### 第1節 要配慮者の被災状況の把握

#### 1 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

要配慮者対策班は、自主防災組織、福生市民生委員・児童委員、福生市消防団、福生市社会福祉協議会、ボランティア、ケアマネージャー等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿等の活用により、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに被災状況の把握に努める。

また、在宅療養者、保護者を失う等の要保護児童の早期発見、保護に努める。

#### 2 避難における要配慮者への対策

第2編第2部第8章第4節「避難における避難行動要支援者への対策」(P116)による。

### 第2節 被災した要配慮者への支援活動

#### 1 福祉ニーズの把握

要配慮者対策班は、被災した要配慮者等の福祉ニーズの把握に努める。

#### 2 在宅福祉サービスの継続的提供

要配慮者対策班は、次のとおり福祉サービスを継続する。

- |   |
|---|
| (1) 被災した高齢者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。<br>(2) デイサービス、デイケア、ショートステイ等の早期再開を支援し、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。 |
|---|

#### 3 要配慮者の施設への緊急入所

要配慮者対策班は、居宅、避難所等で生活が困難な高齢者、障害者等について、本人の意思のもと、事業者等の協力を得て、社会福祉施設への緊急入所の手続を実施する。

#### 4 情報提供

要配慮者対策班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者等に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。



## 5 在宅療養者への対応

要配慮者対策班及び医療救護班は、在宅療養者の状況を把握し、医療機関、関係団体、事業者等と連携して、バッテリーの確保、医療機関への搬送等の措置をとる。

## 6 外国人への情報提供・相談窓口の設置

市民相談班は、市内公共施設に災害時外国人支援センターを設置し、外国人への情報提供及び生活相談を実施する。相談に当たっては、東京都外国人災害時情報センターとの情報交換を行う。

また、福生市災害ボランティアセンター、防災（語学）ボランティア派遣マッチングシステム等を活用して語学ボランティアを要請する。

## 第3節 社会福祉施設の応急対策

社会福祉施設の管理者は、平常の福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保などを図る。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、要配慮者対策班に報告する。</li><li>(2) 施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。</li><li>(3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、応急仮設施設の建設又は、福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を利用する。</li></ol> |
|---|

## 第18章 応急教育・応急保育対策

市立学校、保育園等では、災害時には児童・生徒、園児等の安全を確保し、適切に保護・引渡しを行う。また、被災後は、安否確認や施設の確保を行い、速やかに教育活動及び保育活動の再開を図る。

活動項目	活動を担う組織
第1節 応急教育	福生市、教育委員会
第2節 応急保育等	福生市
第3節 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場	福生市

### 第1節 応急教育

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

#### 1 学校の応急対策

福生市及び福生市教育委員会は、平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。

- |  |
|--|
| (1) 福生市教育委員会は、校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。<br>(2) 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接校等との協議により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。<br>(3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、仮設校舎を建設する。 |
|--|

#### 2 応急教育の実施

福生市及び福生市教育委員会は、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。

##### 【応急教育の内容】

応急教育の実施	(1) 校長等は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、福生市教育委員会に連絡する。 (2) 福生市教育委員会は、校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。 (3) 福生市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。 (4) 福生市教育委員会及び校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達の徹底を期する。 (5) 校長等は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。 (6) 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。 (7) 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。 (8) 校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。
---------	---

	<p>(9) 避難所として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。</p> <p>(10) 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援態勢について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。</p> <p>(11) 教育委員会は、学校間の教職員の応援態勢について東京都教育委員会と必要な調整を行う。</p>
健康管理等	被災した児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、東京都教育委員会等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談を実施する。
学校給食の措置	<p>学校再開に合わせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。</p> <p>(1) 避難者用として学校給食センターで応急給食を実施する場合</p> <p>(2) 給食センターが被害を受け、給食実施が不可能となった場合</p>

### 3 学用品等の給与

学用品の調達は、原則として知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与は福生市が行う。なお、知事が職権を委任した場合は、市長が教育委員会及び校長等の協力を得て、調達から給与までの業務を行う。

#### 【学用品等の供給内容】

給与（支給）の対象	住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。
学用品給与の方法	<p>(1) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。</p> <p>(2) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を作成する。</p>
学用品給与の費用限度	<p>(1) 教科書（教材を含む。）の実費</p> <p>(2) 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額</p>

### 4 学校納付金等の減免

福生市は、被災した児童・生徒に対する給食費、教材費等の学校納付金について減免の適用を図る。

## 第2節 応急保育等

### 1 保育園

#### (1) 園児、職員の安全確保

被災後、園長は園児、職員の安否確認を行い、必要に応じて園児等の救護、保護、避難措置を実施する。また、速やかに保護者へ連絡し引渡し準備を実施する。

#### (2) 応急保育の区分

各保育園等は、災害によって施設が損傷し、通常の保育が実施できない場合は、福生市と連携し、施設の応急復旧の状況、保育士・保育園児及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案して、応急保育を実施する。

#### (3) 施設、職員の確保

各保育園等は、施設や保育士の被災等によって通常の保育が実施できない場合は、次の方法をもって応急措置を講じる。

- |  |
|--|
| <p>(1) 保育園長は、災害対策本部と連携して、公共施設等に応急保育の実施場所を確保する。</p> <p>(2) 防災班は、保育士の不足により応急保育の実施に支障がある場合は、他の保育園との連携、応急職員の緊急派遣を東京都に要請する。また、必要に応じてボランティアの要請を検討する。</p> |
|--|

#### (4) 健康管理等

各保育園等は、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

## 2 幼稚園

幼稚園は、保育園に準じた安全確保等を実施する。

## 第3節 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場

### 1 児童、学童の安全確保

被災後、職員は児童、学童の安全を確保するとともに必要に応じて避難所等の安全な場所に誘導する。被災の状況により、児童、学童を帰宅させることが危険であると認めるときは、保護者に引渡しが可能となるまでの間、施設に待機させ、速やかに保護者への連絡に努め、引渡し準備を行う。また、状況に応じて職員が引率し帰宅させる。

### 2 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場の再開

市は、学校の応急教育の開始、児童館、学童クラブの応急復旧、活動実施場所の確保等を踏まえて児童館活動、学童クラブ及びふっさっ子の広場の再開に努める。

## 第19章 ボランティアの受入れ対策

福生市及び福生市社会福祉協議会は「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」(以下この章において「協定」という。)に基づき相互に連携するとともに東京都、日本赤十字社東京都支部、東京都社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関及びNPO等と協力し、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた協力関係を構築して、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 一般ボランティアの受入れ	要配慮者対策班、福生市社会福祉協議会
第2節 登録ボランティアの受入れ	職員班
第3節 専門的なボランティアの確保	職員班

### 第1節 一般ボランティアの受入れ

#### 1 ボランティアの受入れ

福生市社会福祉協議会は、協定に基づき福生市福祉センターに福生市災害ボランティアセンター(以下この節において「ボランティアセンター」という。)を設置し、次の活動を行う。

##### 【ボランティアセンター設置場所】

優先順位	施設名	所在地
1	福生市福祉センター	福生市南田園1-13-1
2	さくら会館	福生市牛浜163

##### 【ボランティアセンターの内容】

設置基準	(1) 多摩地域に震度5強以上の地震が起きたとき。 (2) 福生市災害対策本部が設置されたとき。 (3) 福生市がボランティアセンターの設置を必要と認め、福生市社会福祉協議会に設置を要請したとき。
活動内容	各部は、次のような活動内容についてボランティアの協力を得る。 (1) 被災者に対する炊き出し (2) 救援物資の仕分け・配布 (3) 高齢者・障害者など要配慮者の介助 (4) 避難所内における給食・清掃などの運営補助 (5) 要配慮者などのニーズ把握や安否確認 (6) その他被災者に対する支援活動
人材の確保	要配慮者対策班は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、ボランティアセンターへ派遣を要請する。
ボランティアの派遣	ボランティアセンターは、要請等に基づき、避難所等で活動するボランティアを派遣する。

#### 2 活動支援態勢

要配慮者対策班は、次の支援を行う。

##### 【ボランティアセンターへの支援】

活動拠点の提供、必要資機材	協定に基づき活動拠点の提供に努め、必要な資機材について協議の上、配備する。 ボランティアセンターは、市内での代替施設や資機材等が不足する場合は、
---------------	---

	東京都に支援要請をする。
災害情報の提供	防災班との連絡・調整を行い、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
情報の共有	地元や被災地外からのNPO・NGO等のボランティア団体と情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握して、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
調整事務の経費の負担	災害救助法に基づき、調整事務を行う人員を確保するため、人件費（社協等職員の時間外勤務手当及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）、旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。

## 第2節 登録ボランティアの受入れ

職員班は各部と調整し、東京都が「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録しているボランティアの派遣要請・受入れを行う。語学ボランティアについては、防災（語学）ボランティア派遣マッチングシステムを活用する。

また、東京都（総務局総合防災部）を通じて国土交通省関東地方整備局（企画部防災課）へ防災エキスパートの支援要請を行う。

なお、東京消防庁及び日本赤十字社の登録ボランティアは、それぞれの所管組織の指示により活動を行う。

### 【東京都防災ボランティア等】

登録ボランティア	活動内容	東京都の所管
応急危険度判定員	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否を判定する。	都市整備局
被災宅地危険度判定士	災害対策本部が設置される災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し危険度を判定する。	都市整備局
語学ボランティア	大規模な災害発生時において、語学力を生かし被災外国人等を支援する。	生活文化局
建設防災ボランティア	東京都建設局所管施設の点検・管理業務支援、公共土木施設等の被災状況の把握等	建設局
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置等を実施	警視庁

### 【防災エキスパート】

活動内容	所管
災害復旧の経験者を災害現地に派遣し、地方公共団体が行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、迅速な災害復旧事業の促進に寄与する。	国土交通省 関東地方整備局

### 【東京消防庁災害時支援ボランティア】

活動内容	所管
東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防活動への支援を行う。	東京消防庁

【赤十字ボランティア】

分類	活動内容
赤十字災害救護ボランティア	赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネート
赤十字奉仕団、個人ボランティア	避難所等における被災者支援、救急医療等への支援
赤十字エイドステーション (帰宅支援ステーション)	都心から郊外居住地へ徒歩帰宅する被災者にエイドステーション(支援所)を設置し情報提供や飲料水の提供、応急手当などの帰宅支援を行う。

### 第3節 専門的なボランティアの確保

職員班は、各部からの要請をとりまとめ、専門的な技能を有するボランティアを要請するとともに、福生市ホームページ等を活用して募集する。

【必要とされる専門ボランティアの例】

活動区分	技能・資格
医療救護	看護師、助産師、救急法指導員、救急救命士等
保健・福祉	栄養士、保健師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、ソーシャルワーカー等
災害相談	弁護士、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等

## 第20章 応急公用負担等

災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるとき、一定の区域内の土地、建物又は工作物等を使用又は収用し、さらには、区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること等により、必要な措置を行う。

活動項目	活動を担う組織
第1節 実施責任者	防災班、消防班
第2節 応急公用負担等の要領	防災班、消防班
第3節 損失補償及び損害補償等	防災班、消防班

### 第1節 実施責任者

- 1 応急公用負担等の権限の行使は市長が行う。
- 2 市長若しくは、市長の権限を行使する市の職員が現場にいないとき、又は市長等から要求があったときは、警察官が応急公用負担等の権限を行使する。
- 3 消防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、消防職員又は消防団員が行う。
- 4 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、水防管理者が行う。

### 第2節 応急公用負担等の要領

災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するための応急公用負担等の対象及び内容は次のとおりとする。

市長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域内の住民、応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させること。</li> <li>2 区域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用すること。</li> <li>3 区域内の他人の土地、竹木、その他の物件を使用又は収用し、処分すること。</li> </ol>
消防職員・ 団員等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防職員・消防団員           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのものの土地を使用し、処分又は使用を制限すること。</li> <li>(2) 緊急の必要があるとき、火災現場付近にいる者を、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助その他の消防活動に従事させること。</li> </ol> </li> <li>2 消防署長           <p>延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのものの土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること。</p> </li> <li>3 水防管理者           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水防現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは、器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること。</li> <li>(2) 水防のため、やむを得ない場合には、水防管理団体の区域内の住民、又は水防の現場にいる者を水防活動に従事させること。</li> </ol> </li> </ol>

### 第3節 損失補償及び損害補償等

- 1 区域内において物的公用負担により通常生ずべき損失があった場合は、損失補償を行う。
- 2 区域内の住民、又は現場にある者を応急措置の業務に従事させたことにより、死傷等をしたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例の定めに従い損害補償する。

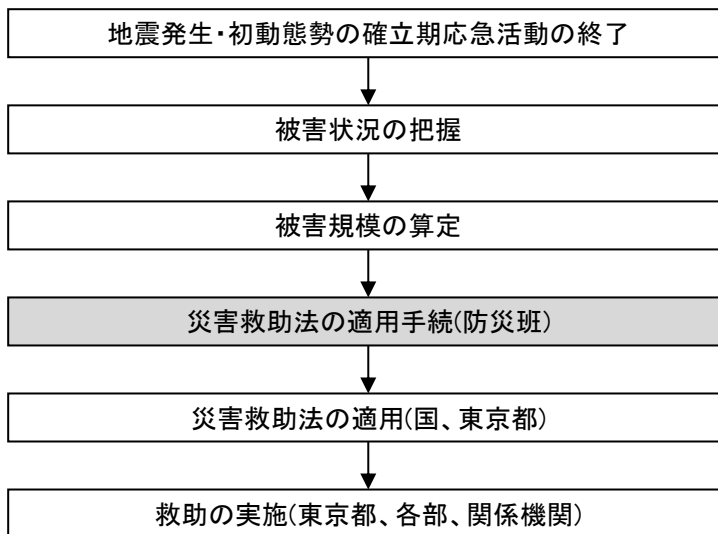


## 第21章 災害救助法の適用

被害状況を詳細に把握・報告するとともに、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

活動項目	活動を担う組織
第1節 詳細被害状況の調査	防災班
第2節 被害状況の報告	防災班
第3節 災害救助法の適用手続	防災班、関係各部

### 【応急対策の流れ】



### 第1節 詳細被害状況の調査

#### 1 被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。

- |  |
|--|
| (1) 各部・各班は、所管の被害状況を調査し、防災班へ報告する。<br>(2) 各部・各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに防災班へ報告する。 |
|--|

#### 2 把握する内容

防災班は、緊急対応が終了した段階から、平常時の各部・課と連携し、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。

#### 【被害情報の内容】

区分	把握する内容
人的被害	(1) 死者、行方不明者の状況 (2) 負傷者の状況
住家被害	(1) 全壊・半壊・一部損壊の状況 (2) 応急危険度判定
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）

その他被害	(1) 田畑の被害状況 (2) 教育施設の被害状況 (3) 医療機関の被害状況 (4) 道路、橋りょうの被害状況 (5) 河川、水路等の被害状況 (6) 水道施設の被害状況 (7) 下水道施設の被害状況 (8) ごみ処理施設等の被害状況 (9) 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況
被害金額	(1) 公共文教施設の被害金額 (2) 農業施設の被害金額 (3) その他公共施設の被害金額 (4) 農林、商工の被害金額

### 3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

防災班は、救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票を作成する。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法について習熟する。

## 第2節 被害状況の報告

### 1 被害状況等報告

防災班は、救助法に基づく「災害報告」として、災害発生の日から経過に併せ、東京都に対して発生報告、中間報告、決定報告を行う。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種対策の基礎資料となる。

報告の方法	東京都災害情報システム、東京都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。
-------	---

### 2 収集・報告に当たって留意すべき事項

- (1) 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- (2) 市は、情報収集の迅速・正確を期すため、情報収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。
- (3) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、東京都等に応援を求めて実施する。
- (4) り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

### 3 救助実施状況の報告

防災班は、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、東京都に報告する。

## 第3節 災害救助法の適用手続

### 1 災害救助法の適用基準

福生市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 福生市の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。
- (2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、福生市の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

※被災世帯の算定：世帯数は、全壊（全焼）、流出等の世帯を標準とし、半壊（半焼）した世帯は2世帯を、床上浸水や土砂堆積で居住できない世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。

## 2 災害救助法適用手続

市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みがある場合は、東京都に災害救助法の適用手続を行う。災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、次のとおりとなるが、関係各部は防災班と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

- (1) 被害状況の把握（適用基準該当の確認）
- (2) 適用申請（市長から知事へ）
- (3) 適用（災害救助法による救助の実施）通知（知事から市長へ）
- (4) 災害救助法による救助の実施指示（市長〈本部長〉から関係各部へ）

## 3 救助の実施者

災害救助法適用後の救助業務は、東京都知事が実施者となり、福生市長は、知事の補助又は委任による執行として救助を行う。

なお、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく東京都知事による救助を行うことができないときは、福生市長が自ら救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について東京都知事の指示を受ける。

## 4 救助の種類

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具若しくは資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 遺体の捜索及び処理

## 5 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は「資料－16 災害救助法による救助の内容等（P284）」のとおりとする。

## 第22章 激甚災害の指定

市内において災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この章において「法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じるものとする。

活動項目	活動を担う組織
第1節 激甚災害の調査	企画班
第2節 激甚災害指定の手続き	企画班
第3節 特別財政援助の交付（申請）手続き	企画班

### 第1節 激甚災害の調査

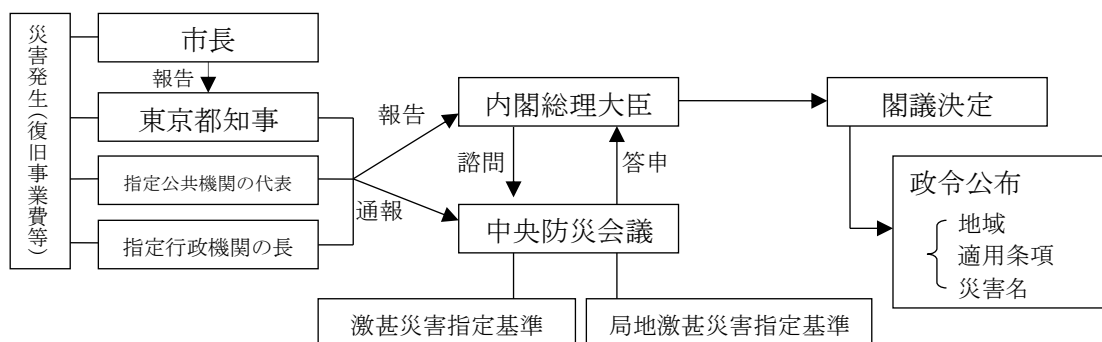
福生市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査して東京都に報告する。

東京都は、市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

### 第2節 激甚災害指定の手続き

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、福生市の要請により、東京都は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続を取る。

#### 【激甚災害の指定手順】



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続を行う。

### 第3節 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、福生市は速やかに関係調書を作成し、東京都に提出する。東京都はこれを受け、事業の種別ごとに法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続を行う。

## 第23章 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、おおむね100から150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。

気象庁では南海トラフで異常な現象が観測された場合に、地震発生の可能性の高まりについて「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。

そのため、当該情報が発表された場合の福生市の対応を定めるものとする。

### 第1節 基本方針

南海トラフ地震により想定される震度は、震度5弱程度であり立川断層帯地震と比べると影響は小さく、さらに、福生市は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていない。

そのため、地震への災害予防及び応急対策は、第1部から第2部までで対応することを基本方針とする。

また、気象庁の発表する「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合は、社会的混乱が発生するおそれがあるため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」（内閣府 平成31年3月29日）に準拠した対応をとるものとする。

### 第2節 南海トラフ地震に関する情報

#### 1 情報の種類

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象を観測した場合は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

特に、「南海トラフ地震臨時情報」には、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

#### 【南海トラフ地震に関連する情報】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul>

#### 【南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード等と各キーワードを付記する条件】

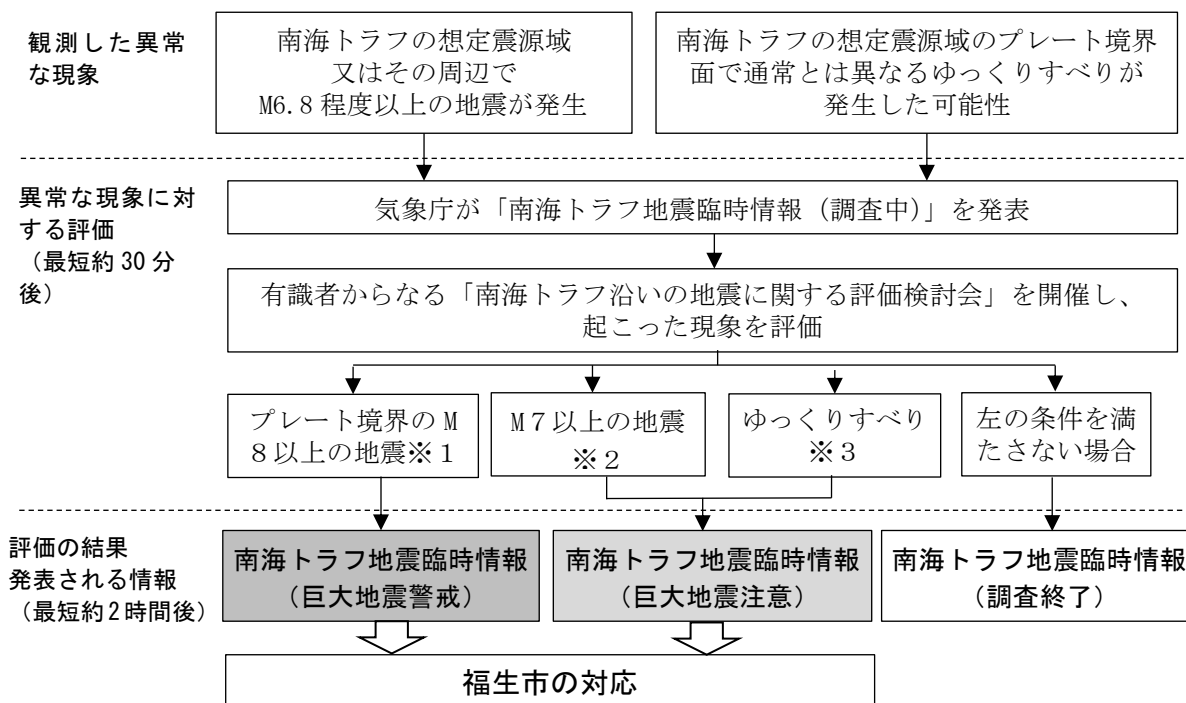
キーワード	内容
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生</li> <li>1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> </ul>

	・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測されるなど、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

## 2 情報の流れ

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次のとおりとなっている。

南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、福生市は、第3節に示した対応をとる。



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

## 第3節 福生市の基本対応

南海トラフで異常現象（先発地震）が発生し、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、福生市は、次の対応を取る。

### (1) 市民への広報

南海トラフ地震での地震に備え、室内の危険防止、水のくみ置き、備蓄の確認等呼び掛ける。

## (2) 避難への対応

土砂災害警戒区域に含まれない公共施設を避難場所として指定し、区域内の住民に対し自主的な避難を促す。

なお、避難の期間は、おおむね1週間から2週間程度とされる。





## 第 3 部 災害復興計画



## 第1章 復興の基本的な考え方

大規模な被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるように、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

### 第1節 生活復興

市民のくらしを震災前の状態に復旧し、安定した社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復を進める。

#### 1 生活復興の目標

- (1) 被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る。
- (2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が実際の状況の下で、それに適応したくらしを構築していくことができるようにする。

#### 2 生活復興の推進

- (1) 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本であり、福生市は、東京都と協力して、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- (2) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、福生市は東京都と協力して医療、福祉等の施策を通じて、生活復興のための支援を行う。

### 第2節 都市復興

人々がくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた福生市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

- 1 特に大きな被害を受けた地区のみの復興に止まらず、市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、災害に強い都市づくりを行う。
- 2 復興の整備水準は、窮状の回復にとどまらず、新しい事態の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め市民が快適なくらしや都市活動を営むことができる持続的発展が可能な都市にしていくことを目標とする。
- 3 市、市民、企業、東京都、国等との協働と連携による都市づくりを行う。

### 第3節 復興に向けた態勢の確立

市長は、地震により被害を受けた地域が福生市内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興企画部を中心に復興を推進するための組織を設置する。

## 第2章 復興計画の策定

東京都は、地震後2週間以内を目途に震災復興基本方針を策定し、この震災復興基本方針に基づいて、地震後6か月以内を目途に震災復興計画及び特定分野計画を定める。福生市は、これを踏まえ、地域の実情を加味した福生市震災復興基本方針と復興総合計画を策定する。

### 第1節 震災復興基本方針の策定

市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、東京都より地震後2週間以内を目途に作成される「震災復興基本方針」を踏まえ、東京都と協議しながら、「福生市震災復興基本方針」を定め、公表する。

震災復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

- 1 暮らしのいち早い再建と安定
- 2 安全で快適な生活環境づくり
- 3 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

### 第2節 復興総合計画の策定

市長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、震災復興総合計画を策定する。この総合計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにし、地震後6か月を目途に策定し公表する。

### 第3節 特定分野計画の策定

都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画を必要とする分野については、復興総合計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

## 第3章 復興の全体像

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興の在り方への合意が必要である。

合意形成を図るには、地域ごとに復興の在り方を協議する住民組織が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それがない場合には新たな組織づくりが必要になる。

復興のプロセスは、その担い手により「地域力を生かした地域協働復興」、「被災者個人による自力復興」及び「行政主導による復興」という3つのパターンが考えられる。

なお、東京都では、東京の震災復興の基本目標を協働と連帯による「安全・安心なまち」と「にぎわいのある首都東京」の再建としている。福生市は、東京都の基本目標を踏まえつつ作成する福生市の震災復興基本方針に沿って生活復興対策及び都市復興対策を進めていく。

## 第4章 地域力を活かした分野別の復興プロセス

被災後、迅速かつ円滑に、住宅復興、くらしの復興、産業復興、都市復興を図るため、復興の全体像や復興プロセス、具体的行動などを示した災害復興マニュアル等を整備し、あらかじめ復興事業を推進するに当たっての課題を明らかにし、検討を進める。

また、被災者総合相談所を設置し、市民に対してきめ細かく対応するよう努める。

### 第1節 住宅復興

福生市は、東京都と協力し、住宅復興のための施策として、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。

### 第2節 くらしの復興

福生市は、くらしの復興を早期に実現するため保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じる。

ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成していく。

### 第3節 産業復興

福生市は、東京都と協力し、震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、福生市の産業復興を図る施策を進める。

このため、産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

### 第4節 都市復興

福生市は、東京都と協力して、被害の状況を把握し、復興態勢構築のため「家屋被害概況調査」や「家屋被害状況調査」の実施、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、「時限的市街地」づくり、「復興対象地区」の指定、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。

東京都は、地震後およそ2か月を目途に「都市復興基本計画（骨子案）」を公表し、これに基づき、復興まちづくり計画、都市復興基本計画をおよそ6か月で作成すると予定している。

福生市は、これらの一連の計画と福生市基本構想、基本計画及び福生市都市計画マスタープラン等を踏まえた上で、福生市の都市復興基本計画・復興まちづくり計画の策定、復興対象地区の

設定を行う。復興を進めるに当たっては、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。

## 第5節 被災者総合相談所の設置

福生市は、復興対策の本格化に応じて、関係各部との連携・協力により、被災者総合相談所を設置する。

### 1 開設場所

市役所内に窓口を設ける。

### 2 開設時期

地震後1か月程度を目途とする。

### 3 開設決定

詳細は災害対策本部にて決定する。

### 4 相談分野、相談内容

主な相談内容は次のとおりである。

- (1) 復興計画に関する事項
- (2) 住宅の再建に関する事項
- (3) 中小企業や商店街・個人商店等の経営再建に関する事項
- (4) 就業に関する事項
- (5) 生活に関する事項
- (6) 保健・衛生に関する事項
- (7) 福祉に関する事項
- (8) 子ども・教育に関する事項
- (9) 税金に関する事項
- (10) 災害復興に関する上記以外の事項





## 第3編 風水害対策計画



# 第 1 部 災害予防計画



## 第1章 災害に強い人と地域社会づくり

第2編第1部第1章「災害に強い人と地域社会づくり」(P29)に準ずるものとする。

## 第2章 災害に強いまちづくり

災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、災害時における都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

都市防災機能の強化や建築物等の安全対策、水害・土砂災害等の予防対策を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

なお、本章に定めのない事項については、第2編第1部第2章「災害に強いまちづくり」(P37)に準ずるものとする。

### 第1節 水害予防対策の推進

〔総務部、都市建設部、東京都、関係機関〕

#### 《基本方針》

福生市、東京都及び関係機関は、台風、集中豪雨による洪水、地震に伴う河川管理施設の崩壊などの被害を未然に防止するため、水害予防対策を実施するとともに、浸水の可能性等についての情報を周知し、適切な避難ができるよう備える。

#### 1 想定浸水区域の避難対策

福生市は、福生市多摩川洪水・内水ハザードマップの市民への周知を図り、安全な避難対策を推進する。

洪水・内水ハザードマップの周知	洪水・内水ハザードマップの市民への周知を図り、災害時に安全な避難誘導を実施する。
避難情報の発令基準の明確化	気象情報、流域の雨量情報や多摩川の水位情報等により避難情報の発令基準を定める。

#### 2 水害の防止

河川・水路の各管理者は、連携、協力しながら、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

河川施設等の点検・整備	河川管理施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。また、堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。(多摩川重要水防箇所：資料-18 (P289) 参照)
雨量計・量水標の点検・整備	観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。
水防倉庫・資機材の点検・整備	応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。また、点検や応急対応のための車両を確保するとともに、資機材等の運搬のための輸送経路を確認する。
気象及び河川情報システムの活用	広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用に努める。

### 3 総合治水対策の推進

福生市及び東京都は、大雨等による浸水を防止するため、下水道、水路の整備・改修を進めるとともに、都市化による雨水流出量の増大に対処する雨水流出抑制策、浸水被害の軽減対策を進める。

下水道施設の整備及び維持管理	降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠能力の向上、河川への集中的な流出を抑制するため雨水貯留・浸透方式の改善を推進する。また、道路排水等において雨水浸透槽の予防保全型維持管理を図る。
水路施設の整備	水路の改修整備事業の実施を図るとともに、平常時から危険箇所への把握に努める。
雨水流出抑制対策	福生市雨水浸透施設設置助成金交付要綱及び福生市雨水貯留槽設置助成金交付要綱による雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進を図る。
内水浸水履歴等の公表	当該地域での浸水被害を抑制するため、内水ハザードマップを用いて、集中豪雨等による冠水の履歴及びそのおそれがある箇所について周知を行う。

### 4 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等は、施設利用者等の安全を確保するために、防災態勢を構築する。

なお、地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

避難確保計画の作成及び訓練の実施	地域防災計画に位置付けられた浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告する。 また、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施するほか、利用者及び職員に周知する。
------------------	--

## 第2節 土砂災害予防対策の推進

〔総務部、生活環境部、都市建設部、東京都、関係機関〕

#### 《基本方針》

福生市、東京都及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施するとともに、被害の可能性等についての情報を周知し、適切な避難ができるよう備える。

#### 1 土砂災害の防止対策

平成24年3月、拝島段丘崖沿いに土砂災害警戒区域※1が17か所、その内土砂災害特別警戒区域※2が14か所指定された。市は、関係機関と連携してこれらの箇所において、崩壊による被害の発生防止や予防措置を講ずる。

警戒避難態勢の確立	(1) 土砂災害警戒区域等について、標識を設置し周知を図る。 (2) 土砂災害防止法に基づき東京都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域について、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集伝達、予警報の収集伝達、避難、救助など、必要な警戒避難態勢に関する事項を定める。また、ハザードマップ等により住民への周知を図る。
避難情報の明確化	(1) 降雨量に応じた警戒・避難基準の整備、避難態勢の確立を図ると

	<p>ともに、長雨や豪雨時には随時パトロールを行い、近隣の居住者に対してあらかじめ注意を喚起する。</p> <p>(2) 東京都と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報を、避難情報を発令する際の判断に活用する。</p>
斜面林の保全及び保安措置	急傾斜地の多くは火災延焼防止機能を持つ骨格的な緑地帯であり、緑地としての保全に努める。また、土砂災害を防ぐため立木伐採や土砂採取等の行為制限等を行うとともに必要に応じ保安措置を講ずる。
危険区域等の指定及び対策	<p>必要に応じ東京都と協力し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等の指定による建築の制限・指導等を行う。</p> <p>危険が予想される箇所については、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号））への指定及び崩壊防止工事を東京都が実施する。</p>
宅地造成地対策	市域における宅地造成工事について、福生市宅地開発指導要綱に基づいて許可と完了検査を行い、災害の防止を図る。また、宅地災害の防止を図るため、パトロール等の巡視を行い、崖崩れ等のおそれのある宅地等の危険宅地を発見した場合は、擁壁の改善、宅地保全について宅地の所有者に勧告するなど、宅地の災害防止に努める。

※1 土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難態勢の整備が行われる。

※2 土砂災害特別警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる地域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

## 第3章 災害に備えたシステムづくり

第2編第1部第3章「災害に備えたシステムづくり」(P45)に準ずるものとする。





## 第2部 応急・復旧計画



## 第1章 タイムライン（防災行動計画）

台風の接近・上陸、低気圧の発達等に伴い、気象庁から様々な防災気象情報が発表され、さらに河川管理者のホームページから、河川の水位情報を入手することができる。

多摩川の洪水及び土砂災害については、これらの情報に基づき、事前に避難等の防災行動を行うことが重要である。

タイムラインとは、災害の発生する状況を予め想定し上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である。

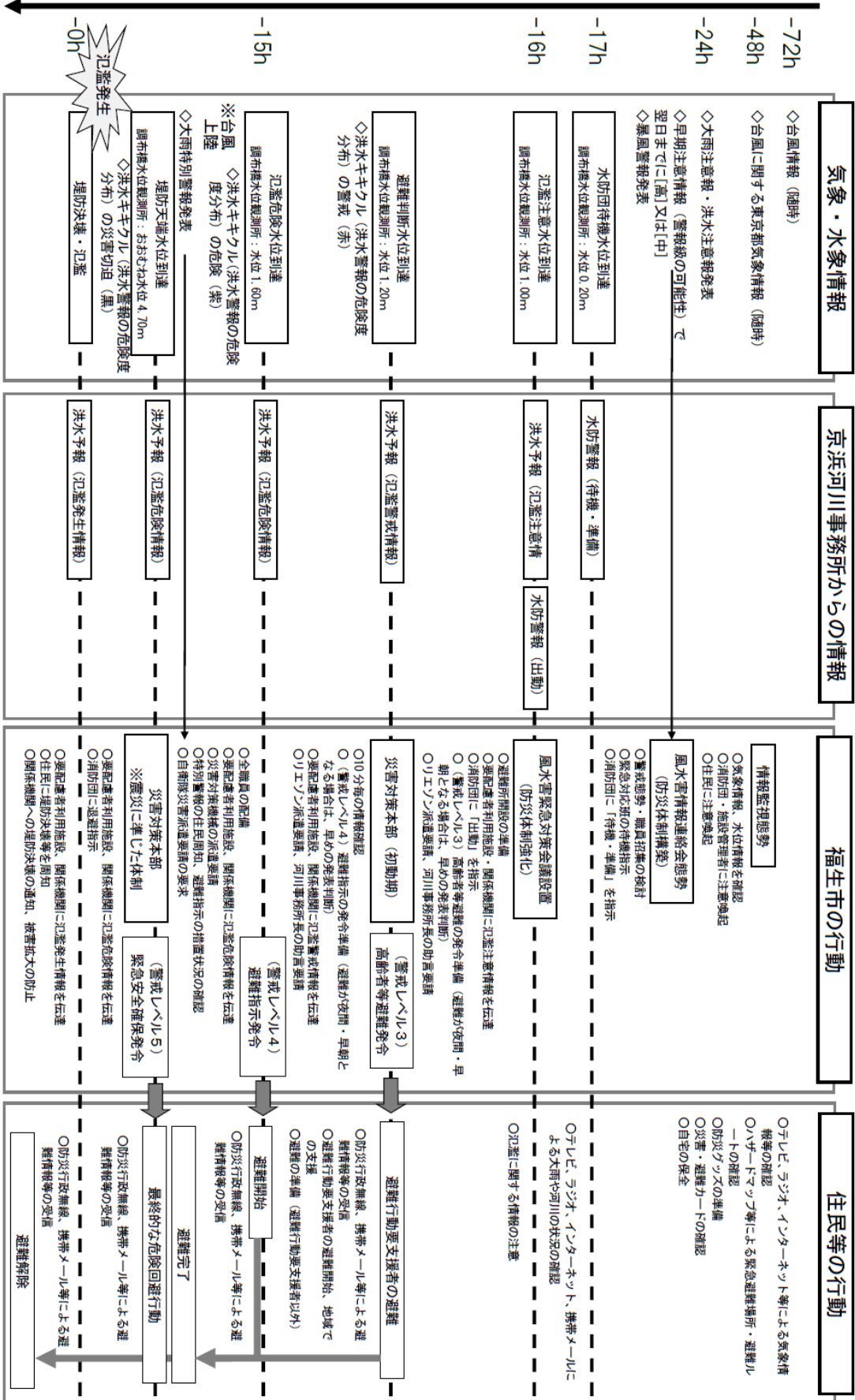
気象災害においては、福生市、住民等が連携してタイムライン（防災行動計画）に基づいて、行動することを基本とする。

なお、タイムラインは、洪水と土砂災害の2本立てで示しているが、両方とも大雨によって引き起こされるものであるため、同時に進行することに留意する。

### 第1節 洪水

台風の接近・上陸に伴う多摩川の洪水については、次のタイムライン（防災行動計画）に基づいて、行動することを基本とする。

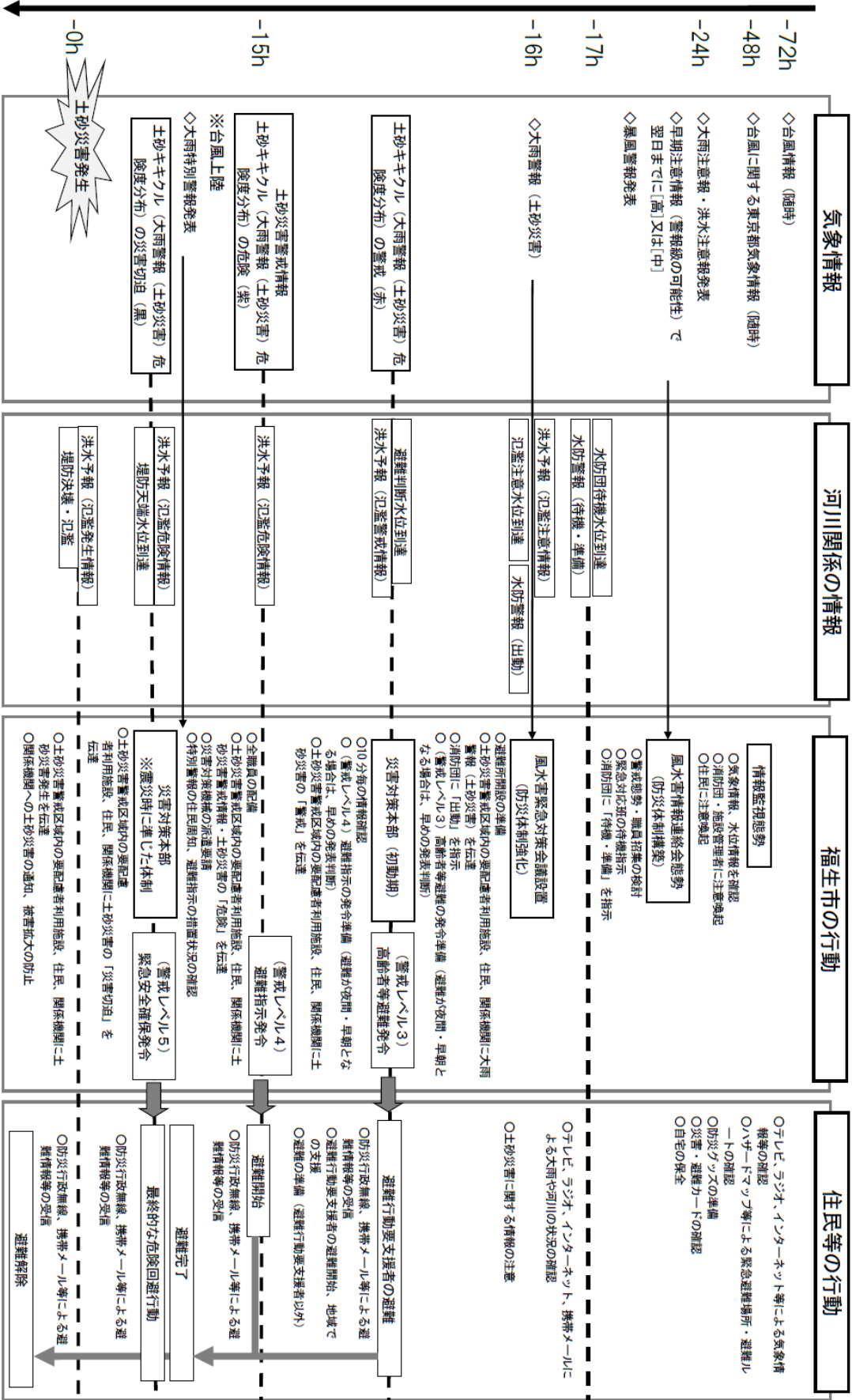
台風の接近・上陸に伴う多摩川の洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン (防災行動計画)



## 第2節 土砂災害

台風の接近・上陸に伴う土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生については、次のタイムライン（防災行動計画）に基づいて、行動することを基本とする。

台風の接近・上陸に伴う土砂災害を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）



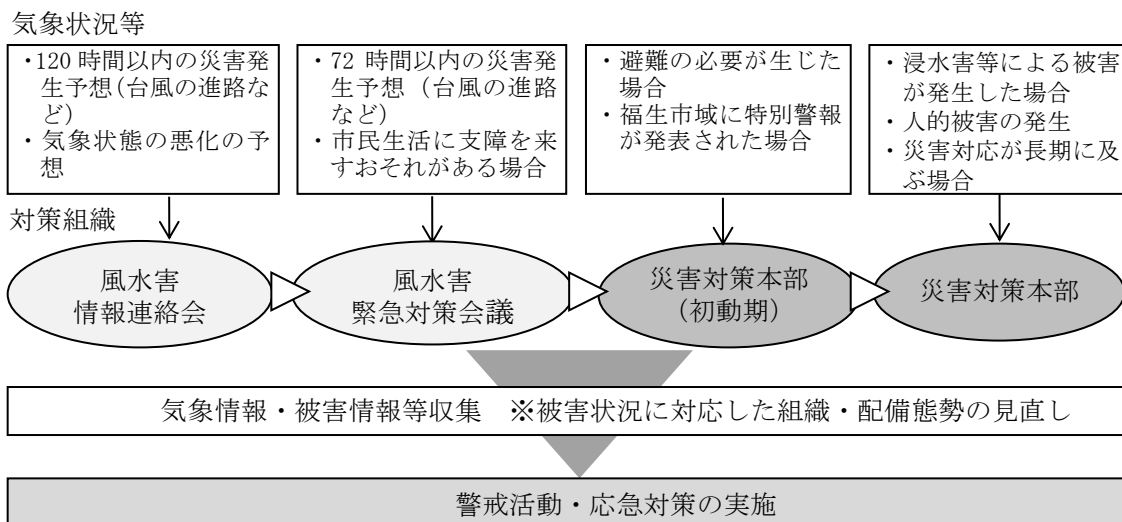
## 第2章 活動体制

風水害等の災害が発生するおそれがある場合、災害本部条例及び同施行規則、設置要綱、水防法及び東京都水防計画の定めにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

### 第1節 活動組織

- 1 休日・夜間等に突発的に気象警報等が発表された場合には、情報監視態勢を取る。
- 2 気象状態の悪化により被害が予想されるときは、風水害情報連絡会を開催する。
- 3 台風の接近、大雨等気象状況の変化が予測できる場合には、招集のための連絡態勢を敷く。
- 4 突発的な気象災害については、状況に応じて招集をかける。
- 5 風水害緊急対策会議が設置される。
- 6 人的被害の発生時や避難情報の発令が必要となる状況にあつては、風水害緊急対策会議の具申に基づき市長は災害対策本部を設置する。

#### 【活動組織の流れ】



※風水害緊急対策会議設置時には市庁舎第1棟2階を活動拠点とする。

#### 【市民・事業所の取るべき行動】

- 1 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 2 福生市で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 3 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備をしておく。
- 4 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 5 あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。
- 6 風水害時のマイ・タイムライン(防災行動計画)を作成しておく。
- 7 浸水が心配される場合は、東京都や国がインターネットや携帯メールで配信する雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。

- 8 福生市や自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 9 町会・自治会などが行う、地域の相互協力態勢の構築に協力する。
- 10 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 11 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の所有者、管理者等は、利用者の避難の確保や浸水の防止を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

## 第2節 活動体制の確立

台風等気象災害については、気象観測の進歩や情報連絡態勢の整備充実により、災害に対し事前に対策を立て、準備することが可能な場合が多い。そのため、気象災害については事前に風水害緊急対策会議の内部機関として風水害情報連絡会や主な緊急対応班を定め、状況に応じた迅速な対応がとれる組織体制とする。

### 1 災害対策組織の設置基準

次の場合には、設置要綱又は災害本部条例に基づく災害対策組織を設置する。

(1) 風水害情報連絡会の開催	風水害情報連絡会は、予想される気象災害について風水害緊急対策会議の内部機関として、次の場合開催する。 ア 気象状態の悪化により被害が予想されるとき（台風の進路に当たった場合など、おおむね 120 時間以内の風水害の影響の予想） イ 福生市に大雨警報・洪水警報など気象警報が発表された場合 ウ 職員の招集の検討が必要な場合
(2) 風水害緊急対策会議の設置	次の場合には、福生市災害等緊急対策会議設置要綱に基づき、風水害緊急対策会議を設置する。 ア 風水害による影響がおおむね 72 時間以内に発生することが予想される場合 イ 風水害情報連絡会から風水害緊急対策会議の設置について具申があった場合 ウ 多摩川に氾濫注意情報が発表された場合
(3) 災害対策本部（初動期）の設置	ア 多摩川に氾濫警戒情報が発表されるなど、人的被害や高齢者等避難、避難指示が必要となった場合 イ 福生市に大雨特別警報が発表された場合
(4) 災害対策本部への移行	ア 福生市内で浸水害等による被害が発生した場合 イ 福生市内で人的被害が発生した場合 ウ 災害対応が長期に及ぶ場合

### 2 災害対策本部への移行

風水害等による人的被害が発生している場合、高齢者等避難、避難指示の必要がある場合又は緊急対策会議の体制では対応できないと判断される場合には、速やかに市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害対応職員マニュアルの組織体制により必要な活動を開始する。

### 3 非常配備態勢の要員、実施事項等

警戒の状況、被害の状況等に応じ、副市長（緊急対策会議長）、市長（災害対策本部長）は各配備態勢の指令（変更を含む。）を発令する。



非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策組織名	主な実施事項
<b>情報監視態勢</b>	総務部長 防災危機管理課長 防災危機管理係長	—	気象状況の把握
<b>風水害 情報連絡会態勢</b>	<b>情報連絡会：</b> 総務部長 生活環境部長 都市建設部長 防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長	風水害 情報連絡会	検討課題 (1) 警戒態勢の検討 (2) 職員の招集の検討 上記を検討し、緊急対策会議長へ具申する。
<b>風水害 緊急対策会議 態勢</b>	<b>緊急対策会議部：</b> 副市長、教育長 各部長担当職 企画財政部主幹（公共施設担当） 秘書広報課長 防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長 <b>緊急対応班：</b> 防災危機管理係職員 緑と公園係職員 都市建設部職員	風水害 緊急対策会議	<b>会議部</b> の協議事項 (1) 災害防止対策の検討 (2) 広報活動の検討 (3) 災害対策本部への移行 (4) 非常配備態勢の決定 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応  <b>緊急対応班</b> の業務 警戒活動・災害対応活動
<b>災害対策本部 (初動期) 態勢</b>	全職員の出動	災害対策本部 (初動期)	災害応急対策の実施
<b>災害対策本部態勢</b>	全職員の出動	災害対策本部	

#### 4 情報連絡網の確立

風水害等による影響がおおむね 24 時間以内に発生することが予想される場合には、緊急対策会議設置前であっても関係職員に対し、情報連絡網を確立する。

- (1) 情報連絡網の設定は、防災危機管理課長の具申により総務部長が決定する。(決定後速やかに総務部長は副市長に、防災危機管理課長は各部長に連絡する。)
- (2) 情報連絡網対象要員は、各部課長、都市建設部職員、消防団長及び防災危機管理課職員とする。
- (3) 情報連絡網対象要員は、招集の連絡に備え、参集できる態勢を取っておく。

#### 5 風水害時の警戒活動

各課にあつては必要に応じて警戒活動を実施し、その状況は防災係に連絡する。

#### 6 災害対策要員の安全確保

災害対策要員の安全確保のため、警戒レベル4段階の夜間及び警戒レベル5の状況下において、職員の参集、配備等の移動は行わないものとする。

## 第3節 各災害対応組織の活動

### 1 情報監視態勢

夜間及び休日に福生市に気象警報が発表され、又はその状況になることが予想される場合には、総務部長は防災危機管理課長に連絡するとともに、防災危機管理係長に緊急参集を連絡する。

### 2 風水害情報連絡会

風水害情報連絡会は、警戒態勢、職員の招集を検討し、緊急対策会議長へ具申する。

#### 【風水害情報連絡会の組織】

組織		対応
風水害 情報連絡会	総務部長 生活環境部長 都市建設部長	(1) 緊急対策会議設置の具申 (2) 職員参集の決定
	防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長	(1) 気象情報等の収集 (2) 状況の分析
	防災危機管理係職員 緑と公園係職員 都市建設部職員	(1) 気象情報等の収集 (2) 状況の分析

### 3 風水害緊急対策会議

#### (1) 組織

風水害緊急対策会議の組織は、次のとおりである。

#### 【風水害緊急対策会議の組織】

組織		対応
風水害緊急対策会議	議長 副 副市長 教育長	緊急対策会議の設置、統括
	会議部 各部長相当職 企画財政部主幹（公共施設担当） 秘書広報課長 防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長	(1) 参集命令に備え、連絡態勢を確認する。 (2) 水防対応の指示
	緊急対応班 防災危機管理係職員	(1) 風水害等の情報収集に努める。 (2) 職員に対しても各部課長を通じ周知する。 (3) 出動職員の把握及びその対応
	緑と公園係職員 都市建設部職員	(1) 道路、公園等の警戒及び安全確保 (2) 水防活動
消防団		(1) 河川の警戒 (2) 水防活動 (3) 住民の避難誘導、救出・救助

その他の課	(1) 風水害等に関して、各部課で収集した情報は速やかに防災危機管理課に伝達する。 (2) 事態の拡大によっては、応急対策班の追加指定や災害対策本部の設置があるため、防災・気象情報に留意し即座に対処できる態勢をとる。
-------	---

## (2) 風水害緊急対策会議の活動

情報収集活動	(1) 防災危機管理課は、国土交通省京浜河川事務所、東京都総合防災部、東京都建設局西多摩建設事務所、気象庁、白丸ダム、小河内ダムからの河川情報、雨量情報、放流情報等を収集する。 (2) 警察署、消防署、JR及びライフライン関係機関からの情報収集に努める。 (3) 風水害に関する各課の状況、所管施設の対応等は防災係に集約する。 (4) 緑と公園係及び都市建設部職員は、道路・公園等の冠水状況等市内の警戒を実施し、情報収集に当たる。
水防対応	(1) 緊急対応班は、冠水及び浸水に備え、水防資材の準備をする。 (2) 運搬車両の確保 (3) 水害等被害防止に努める。
住民対応	(1) 住宅に床下・床上浸水あるいは土砂災害のおそれがあり、避難情報を公表した場合、自主避難に備えて避難施設を開設する。 (2) 避難所が開設されたことを防災行政無線及び広報車により地域住民に知らせる措置をとる（避難指示ではない。）。 (3) 避難所は、防災計画記載の避難所を参考に決定する。
ライフライン関係機関との連絡	ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。
消防団活動	(1) 消防団長からの指示により風水害警戒活動及び水防活動に当たる。 (2) 避難誘導、住民の救出・救護に当たる。

## 4 災害対策本部（初動期）の体制

風水害時の災害対策本部（初動期）の体制及び各部・各班の事務分掌は、次のとおりである。

なお、本項目に記載事項以外については、第2編第2部第1章第2節「災害対策本部の活動体制」（P66）に準じるものとする。

指揮	災害対策本部長室	災害対応部	班	担当課
本部長 (市長)	本部長 副本部長 本部員（各部長、 防災危機管理課 長、消防団長）	調整部 ◎議会事務局長	調整班	議会事務局
		秘書広報部 ◎企画財政部長	秘書広報班	秘書広報課
		情報部 ◎企画財政部長	情報班	情報政策課
		防災部 ◎総務部長	防災班	総務課、防災危機管理課及び 防災危機管理係経験職員（直 近10年以内に配属経験のあ る係長職以下の職員）、契約管 財課
副本部長 (副市長) (教育長)		職員部 ◎総務部長	職員班	職員課
		水防対応部 ◎都市建設部長 企画財政部参事 生活環境部長	水防対応班	公共施設マネジメント課、環 境政策課（緑と公園係）、都市 建設部各課

		避難誘導部 ◎福祉保健部長 福祉保健部参事	避難誘導班	社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課
		避難所部 ◎教育部長 子ども家庭部長 会計管理者 教育部参事	避難所統括班	教育総務課、教育指導課
			避難所対応班	企画調整課、財政課、総合窓口課、課税課、収納課、保険年金課、子ども政策課、子ども育成課、子ども家庭支援課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課、教育支援課、小・中学校、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館
		物資部 ◎生活環境部長	物資班	シティセールス推進課、環境政策課（環境政策係）、協働推進課
		消防部 ◎消防団長	消防班	消防団

## 5 各部・各班の職務・分掌事務

災害対応部	本部員 (◎部長)	割当部署	所掌事務
調整部	◎議会事務局長	議会事務局	1 本部長室及び災害対策本部の庶務に関すること。 2 災害対策本部会議に関すること。 3 市議会に関すること。
秘書広報部	◎企画財政部長	秘書広報課	災害広報に関すること。
情報部	◎企画財政部長	情報政策課	情報通信機器・システムに関すること。
防災部	◎総務部長	総務課、防災危機管理課及び防災危機管理係経験職員（直近10年以内に配属経験のある係長職以下の職員）、契約管財課	1 本部長の指示に関すること。 2 避難情報の発令に関すること。 3 情報の収集、集約に関すること。 4 災害記録に関すること。 5 災害コールセンターに関すること。 6 庁舎の維持管理に関すること。 7 災害対策車両及び燃料の確保に関すること。 8 国及び東京都、その他防災関係機関への報告、連絡及び調整に関すること。
職員部	◎総務部長	職員課	1 職員の配置に関すること。 2 職員の活動支援に関すること。
水防対応部	◎都市建設部長 企画財政部参事 生活環境部長	公共施設マネジメント課、環境政策課（緑と公園係）、都市建設部各課	1 公共施設、道路、橋りょう、下水道施設及び公園の被害防止に関すること。 2 危険箇所の警戒に関すること。 3 水防活動に関すること。 4 樋管等の操作に関すること。
避難誘導部	◎福祉保健部長 福祉保健部参事	社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課	1 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 2 要配慮者の支援に関すること。 3 福祉避難所に関すること。 4 医療救護及び助産に関すること。 5 避難者の健康に関すること。

<p>避難所部</p>	<p>◎教育部長        市民部長        子ども家庭部長        会計管理者        教育部参事</p>	<p>企画調整課、財政課、総合窓口課、課税課、収納課、保険年金課、子ども政策課、子ども育成課、子ども家庭支援課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課、教育総務課、教育指導課、教育支援課、小・中学校、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の統括に関する事。(避難所統括班)</li> <li>2 自主避難者の誘導に関する事。(避難所対応班)</li> <li>3 避難所の開設及び運営に関する事。(避難所対応班)</li> <li>4 避難者の把握(避難所外を含む。)に関する事。(避難所対応班)</li> </ol>
<p>物資部</p>	<p>◎生活環境部長</p>	<p>シティセールス推進課、環境政策課(環境政策係)、ごみ減量対策課、協働推進課、</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料及び生活必需品の確保及び供給に関する事。</li> <li>2 ごみ及びし尿の収集処理に関する事。</li> </ol>
<p>消防部</p>	<p>◎消防団長</p>	<p>消防団</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険箇所の警戒に関する事。</li> <li>2 水防活動に関する事。</li> <li>3 住民の避難支援に関する事。</li> </ol>

## 第3章 気象予警報等の収集・伝達

### 第1節 予警報等伝達態勢の確立

福生市は、予警報伝達態勢を確立し、関係者に対し迅速に伝達されるよう努める。また、東京都災害情報システム等により注意報、警報等が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。発表を知ったときは、直ちに管内公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に通報するとともに、警察、消防等の協力を得て、市民に周知する。

### 第2節 気象情報等の発表及び伝達

#### 1 気象等予警報等の発表

気象庁は、次の情報を発表する。福生市が属する府県予報区は「東京都」、一次細分区域名は「東京地方」、市町村等をまとめた地域は「多摩西部」である。

##### (1) 気象注意報・警報

注意報・警報等の種類は、次のとおりである。そのうち、特別警報は、数十年に1度の現象が予想される場合に発表される。

##### 【気象注意報・警報の種類】

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪

##### (2) 気象情報

注意報・警報・特別警報の発表に先立って注意を喚起する場合や注意報・警報・特別警報が発表された場合において、その後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

##### (3) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象情報の一種として発表する。

##### (4) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。

##### (5) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

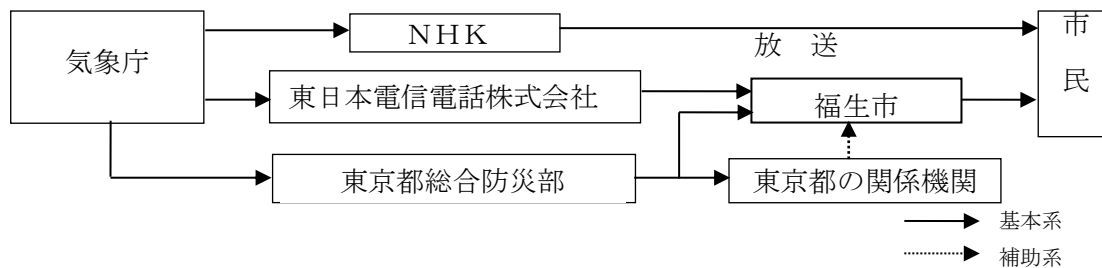
注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。概要は次のとおりである。

種類	内容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</li> <li>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> <li>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</li> <li>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</li> </ul>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報</li> <li>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</li> </ul>

## 2 情報の伝達

福生市は、気象情報等を受取したときは、各部、防災関係機関に通知するとともに、防災行政無線等により住民等に周知する。

### 【気象注意報・警報伝達系統】



## 第3節 リアルタイム情報の把握

福生市は、気象予警報のほか、気象庁等の各機関が提供する短期間予報、リアルタイム情報を入手し、警戒活動に活用する。

	提供機関	情報名・システム名	内 容
予報	気象庁	レーダー・降水ナウキャスト	60分先までの5分間毎の雨量の予測（1 km 四方）
		高解像度降水ナウキャスト	250m 解像度で降水の短時間予報を提供
		解析雨量・降水短時間予報	6時間後までの降雨量
リアルタイム情報	国土交通省	京浜河川事務所災害情報	水防警報（調布橋）の発表状況
		川の防災情報、防災情報提供センター、マルチコール河川情報配信サービス	水位観測所（調布橋）のリアルタイム水位情報（10分間隔、24時間分）、ライブカメラ映像
			雨量観測所（多摩上）のリアルタイム雨量情報（10分間隔、24時間分）
			リアルタイムレーダー雨量
	東京都	東京都水防災総合情報システム（東京都建設局河川部）	都内の水位観測所のリアルタイム水位情報（東京都が観測するリアルタイム水位） 都内の雨量観測所のリアルタイム雨量情報（東京都が観測するリアルタイム降水量）
		東京アメッシュ（東京都下水道局）	リアルタイムレーダー雨量

※その他：東京都建設局西多摩建設事務所の福生雨量観測所（テレメータ）

## 第4節 異常現象発見の際の手続

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置する。

発見者の通報	災害が発生するおそれのある異常現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに市役所、警察署、消防機関に通報する。
関係各機関への通報	福生市は、次の機関に通報するとともに、市民に周知を図る。 1 気象庁 2 福生警察署 3 福生消防署 4 東京都の関係機関 5 災害に関係ある近隣市町
異常現象の例	1 竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象 2 崖崩れ等 3 その他堤防等に水漏れ等がある場合 など

## 第5節 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報

気象庁は、必要に応じて、次のような情報を提供する。

予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結び付く気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼び掛ける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時に、東京地方又は伊豆諸島に対して竜巻注意情報を発表する。雷注意報が発表されている状況下において発表する情報は、有効期間は、発表から1時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性がある地域を分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

福生市は、災害時の活動体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生や竜巻等突風災害に係る対応について、防災行政無線等により周知を行う。



## 第4章 水防活動

活動項目	活動を担う組織
第1節 水防態勢の確立	福生消防署、福生市、福生市消防団
第2節 水防情報の受信・伝達	福生市、福生市消防団
第3節 水防警報	福生市
第4節 ダム等放水情報	福生市
第5節 河川出水・浸水被害等の拡大防止	多摩上流出張所、東京都建設局西多摩建設事務所、福生市消防団
第6節 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）	多摩上流出張所、東京都建設局西多摩建設事務所、福生市消防団
第7節 決壊時の措置	福生警察署、福生消防署、福生市、福生市消防団

### 第1節 水防態勢の確立

福生市は、堤防・護岸施設等に係る被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため、消防署、消防団等と協力し水防組織を確立する。

#### 1 福生市の態勢及び活動

福生市は水防管理団体として、出水期前に河川等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。また、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

監視巡回	気象状況及び水位に応じて河川管理者（京浜河川事務所多摩川上流出張所）、東京都建設局西多摩建設事務所、消防機関と緊密な連絡の下に河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。（多摩川重要水防箇所：資料-18〈P289〉参照）
資器材調達	水防作業に必要な資器材の調達を行う。
消防機関への出動要請	次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに東京都建設局（水防本部）に報告する。 （1） 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。 （2） 水位が氾濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき。 （3） その他水防上必要と認めたととき。
関係機関に通知	堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
避難情報の発令	洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長に、その旨を通知する。
出動要請等	水防のため緊急の必要があるときは以下の出動要請・応援要請を実施する。 （1） 現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。 （2） 他の水防管理者に対し、応援を求める。 （3） 知事に対し自衛隊の派遣を要請する。
樋管等の監視及び運用管理	市内3か所の樋管の状況を確認する。樋管の開閉等の操作の際には、周辺自治体へ操作状況の情報提供を行う。

## 2 消防機関の態勢及び活動

福生消防署及び消防団は、水防管理者（市長）から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに所定の非常配備態勢を発令し、水防作業を行う。非常配備態勢の発令の際には、水防資器材の準備を行い、また、被害の発生が予想される場合は消防職員や消防団員を非常招集し、直ちに警戒態勢に入り、被害の軽減に努める。

### 第2節 水防情報の受信・伝達

福生市は、気象庁の防災情報提供システムにより気象予警報を受信・伝達するほか、東京都災害情報システム等で得られた雨量・河川水位等の観測値を監視するとともに、関係機関へ伝達する。

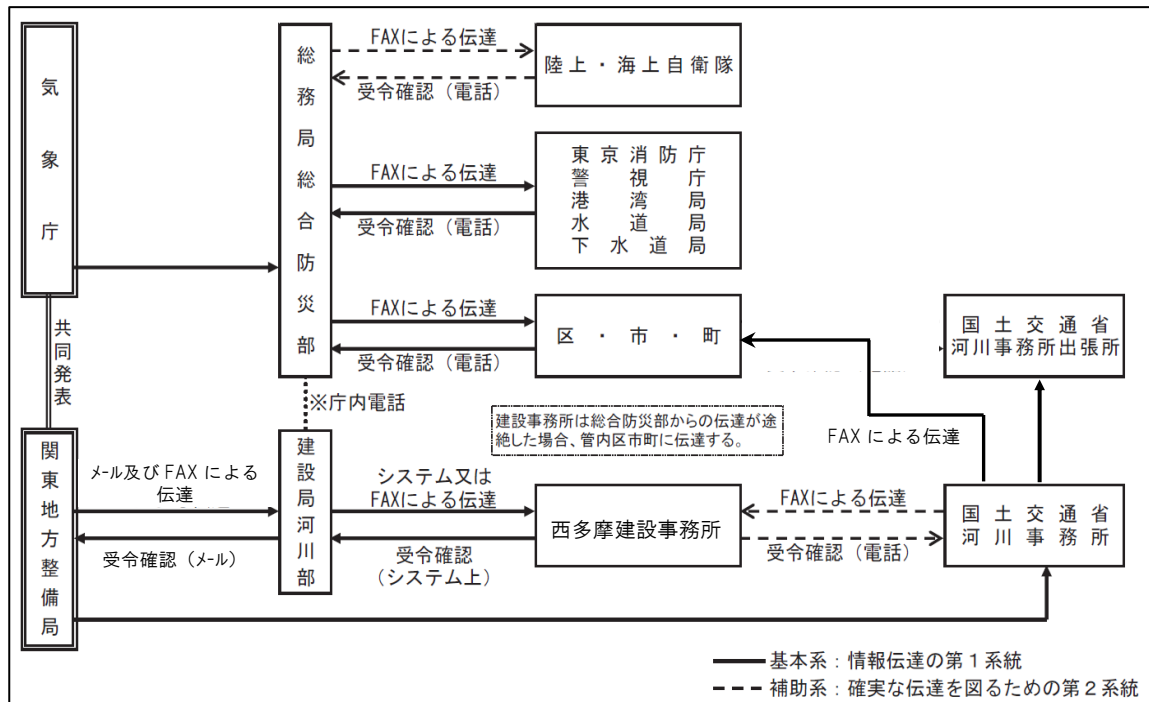
気象情報	<p>気象庁が発表する水防活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報である。</p> <p>また、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）により、洪水災害発生の危険度を把握する。</p> <p>気象情報の入手方法</p> <p>(1) 東京都災害情報システム(D I S)        東京都建設局河川水位情報、国土交通省解析雨量、アメダス実況による各種情報収集が可能。</p> <p>(2) 防災情報提供システム        気象庁が、発表する各種防災気象情報を防災機関に提供するシステムで、きめ細かい情報の入手が可能であり、市が避難指示等の判断の参考に利用可能。</p>
洪水予報	<p>国土交通大臣と気象庁長官とが共同で発表</p> <p>(1) 多摩川氾濫注意情報        (多摩川の基準地点：調布橋、石原、田園調布〈上〉)        基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。</p> <p>(2) 多摩川氾濫警戒情報        基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。</p> <p>(3) 多摩川氾濫危険情報        基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、あるいは急激な水位の上昇による氾濫の恐れがあるとき。</p> <p>(4) 多摩川氾濫発生情報        洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき。</p>

【発表基準水位】 多摩川洪水予報 基準地点（調布橋）

水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m

※水位標名：調布橋、所在地：青梅市上長淵、管理：京浜河川事務所

【洪水予報伝達系統】



・洪水予報は、気象庁から報道機関、市を通じて地域住民に伝達。

第3節 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は知事が水防管理団体（市）の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発表される。多摩川（青梅市より下流）については国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が水防警報を発表する。福生市及び東京都は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努める。

福生市は、水防警報を受理した場合、消防団に対応を指示するほか、関係機関に通知する。

【水防警報の種類、内容と発表基準】

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位に達し氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂そ	氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位を越えて災害の起こる

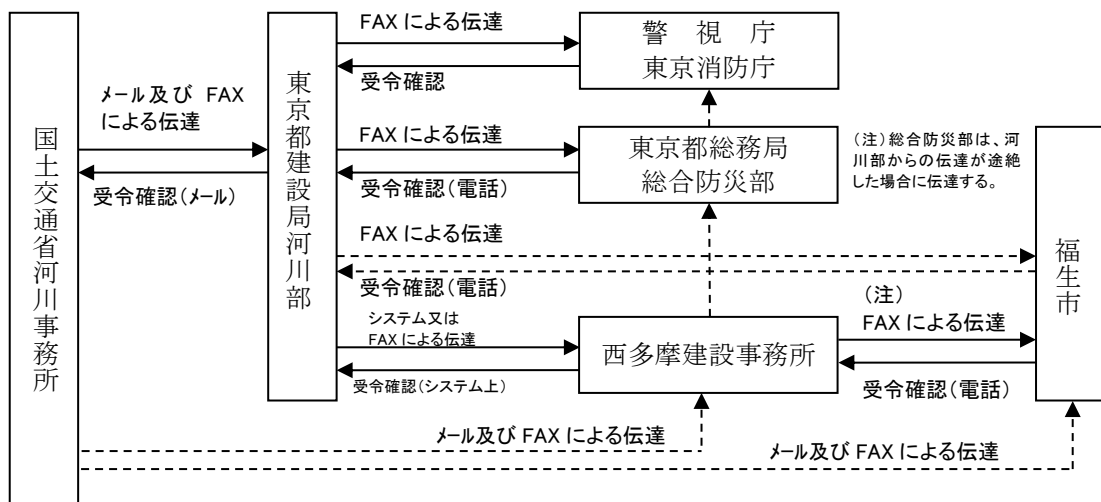
	の他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	おそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下がったとき。 氾濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

【水防警報の発表基準水位】

待機	出動	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
水防団待機水位	氾濫注意水位			
0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m

※水位標名：調布橋、所在地 青梅市上長淵、管理：京浜河川事務所

【水防警報伝達系統】



(注)建設事務所は、河川部と国土交通省出張所のどちらか早く受信した情報を、市へ伝達する。

——— 基本系：情報伝達の第1系統  
 - - - - - 補助系：確実な伝達を図るための重複系統

第4節 ダム等放水情報

福生市は、ダム余水吐（よすいはき）の放流通報等の情報を把握し、必要に応じ警戒等の水防活動を強化する。

【ダム等の情報】

通報種類	所在地	連絡系統	管 理
小河内ダム放流通報	奥多摩町原5	西多摩建設事務所経由	東京都水道局小河内貯水池管理事務所
白丸ダム放流通報	奥多摩町白丸	東京都建設局河川部経由	東京都交通局白丸水力発電所
羽村投渡堰通報	羽村市	市へ直接通報	東京都水道局羽村取水所

第5節 河川出水・浸水被害等の拡大防止

消防団は、重要水防区域及び危険な箇所や二次災害につながるおそれのある堤防施設等の監

視、警戒を行い、浸水、氾濫危険の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水に迅速に対処するとともに、避難情報に基づいた確かな活動の実施に努める。

## 第6節 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

消防団は、京浜河川事務所多摩川上流出張所等と協力して、水防活動により被害の拡大防止を行う。

### 【被害の拡大防止措置】

河川施設の損壊等による 浸水防止	出水等による浸水被害が生じたり、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。
河川堤防の決壊等による 出水防止措置	堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。
河川施設の早急復旧	そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある堤防施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。
その他の水防活動の実施	1 出動・監視・警戒及び水防作業      2 通信連絡及び輸送 3 避難のための立退き                      4 水防報告と水防記録

### 【水防倉庫】

倉庫名	所在地	備蓄品	管理
ひふみ倉庫	福生市本町 25-4	土のう、シート、資機材等	福生市
わらつけ中央 災害備蓄庫	福生市福生 2301-7	シート、資機材等	福生市
福生水防倉庫	福生市北田園 2-7-3	土のう、シート、資機材、重油 流出事故オイルフェンス等	東京都建設局西多摩建設 事務所工事第二課

## 第7節 決壊時の措置

福生市は、堤防が決壊し氾濫した場合は、次の措置をとる。

### 【決壊の通報、立退きの指示】

決壊の通報及び決壊後の措置（水防法（昭和24年法律第193号）第25条、第26条関係）	堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。 決壊後といえども、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
立ち退きの指示（水防法第29条関係）	1 立退きの指示 洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退き又はその準備を指示する。 この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。 2 避難誘導等 立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。 また、水防管理者は、警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

## 第5章 土砂災害警戒情報

土砂災害防止法に基づき、東京都が平成24年3月29日に指定した福生市の危険箇所は、「土砂災害特別警戒区域」14か所及び「土砂災害警戒区域」17か所である。

活動項目	活動を担う組織
第1節 土砂災害防止法	
第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知	東京都、福生警察署、福生消防署、福生市、福生市消防団

### 第1節 土砂災害防止法

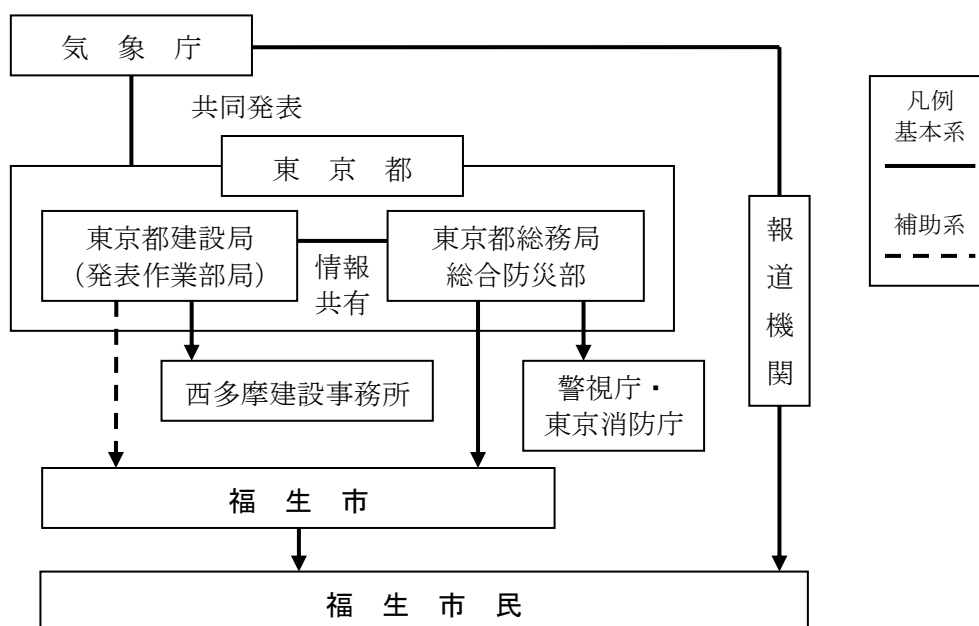
土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

### 第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知

土砂災害警戒情報とは、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、東京都と気象庁が共同して発表する情報である。市町村長が避難情報の発令などの災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としている。

福生市は、当該情報が発表された場合は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の警戒を重点的に行うとともに、防災行政無線、市ホームページ、広報車、報道機関等を活用するとともに消防団や自主防災組織と連携し、市民に対して警戒等の呼び掛けを行い、自主避難を促す。また、市長が避難情報を発表する際の判断に活用する。

#### ■土砂災害警戒情報伝達系統図



——▶ 基本系：情報伝達の第1系統

- - - -▶ 補助系：確実な伝達を図るための重複系統

## 第6章 情報収集及び連絡態勢の確立

災害発生時にあっては、第2編第2部第2章第1節「情報連絡態勢の確立」(P72)を準用するほか、次の態勢により被害状況等の報告を行う。

### 1 情報連絡態勢

福生市は、次のとおり情報連絡態勢を確立する。

- (1) 東京都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- (2) 災害の状況により都本部に連絡ができない場合は、災害対策基本法に基づき都庁第二本庁舎1階ホールに設置される政府の緊急災害現地本部又は国（総務省消防庁）に対して直接連絡する。
- (3) 防災行政無線又はその他の手段により、市内にある関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
- (4) 情報の収集、伝達に関する直接の責任者として通信連絡責任者及び通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
- (5) 夜間、休日を含め、常時、東京都と通信連絡を開始できるよう、必要な人員を配置する。
- (6) 通信連絡の方法は、原則として東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話等の通信手段の活用も図る。

### 2 被害状況等の報告

福生市は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況について、次により東京都へ報告する。

#### (1) 報告すべき事項

災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は認定基準に基づき認定）、災害に対して既にとった措置及び今後とらうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項

#### (2) 報告の方法

原則として、システム端末の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。）。

#### (3) 報告の種類・期限等

報告の種類等は、次のとおりとする。

##### 【災害報告の種類】

報告の種類	入力期限	入力画面
発災通知	即時	発災情報
被害措置概況速報	即時及び東京都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報
要請通知	即時	要請情報
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内
	各種確定報告	同上
災害年報	4月20日	災害総括

#### (4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第2編第2部第20章「災害救助法の適用」(P171)を準用する。

## 第7章 応急避難

活動項目	活動を担う組織
第1節 避難の基本	
第2節 避難情報	防災班、情報班、秘書広報班、消防班
第3節 要配慮者対策	要配慮者対策班
第4節 避難所の開設・管理運営	避難所統括班、避難所対応班防災班

### 第1節 避難の基本

#### 1 風水害時の避難行動

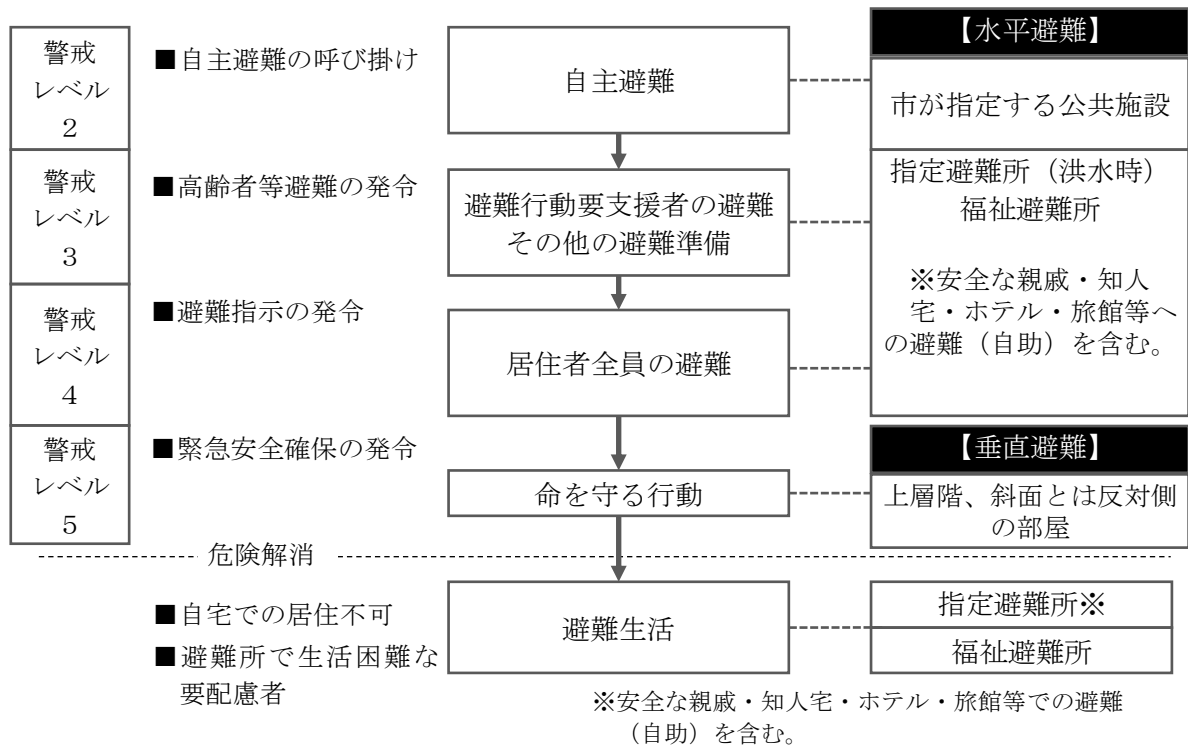
風水害時は、警戒レベル及び福生市の避難情報に応じ、次の避難行動を行うことを基本とする。

- (1) 台風の接近等により大雨、強風等が想定される場合（おおむね警戒レベル2・3）は、福生市の自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難の発令により、公共施設又は指定避難所等に避難する。
- (2) 浸水、土砂災害等の危険がある場合（概ね警戒レベル4）は、避難指示の発令により、危険区域の全ての住民は指定避難所等に避難する。
- (3) 避難は、自主防災組織等を中心に、地域住民で避難誘導、避難支援を行う。
- (4) 危険が切迫した場合（おおむね警戒レベル5）は、緊急安全確保の発令又は各自の判断により、直ちに堅牢な建物の上層階・斜面とは反対側の部屋等へ移動する。
- (5) 福生市は、風雨が収まり、浸水、土砂災害等の危険性が解消された場合は、避難解除による帰宅する。
- (6) 自宅での居住が困難な場合は、市指定の避難所又は各自が確保した避難先で生活する。

#### 2 避難先

- (1) 自主避難の段階は、公共施設を自主避難所として開設する。
- (2) 高齢者等避難及び避難指示を発令した段階は、洪水時の浸水想定区域外の指定避難所（市内12か所）から選定し、開設する。
- (3) 自宅で居住が不可能な場合は、福生市の指定避難所に收容する。福生市が開設する避難所のほか、被災者自らが親戚・知人宅、ホテル・旅館等を確保し生活する。





## 第2節 避難情報

### 1 避難情報

本部長は、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。

防災班は、避難指示を発令する場合、警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて指示するとともに、速やかに東京都本部に報告する（解除の場合も同様とする）。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保措置を指示する。

なお、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため高齢者等避難を伝達する。

#### 【避難情報の種類】

種類	内容
高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。
避難指示 (警戒レベル4)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。

【河川洪水に係る避難情報を発令する基準】

避難情報の種類	発令時の基準	市民に呼びかける行動
(警戒レベル3) 高齢者等避難	(1) 多摩川調布橋の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 (2) 多摩川調布橋の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、福生市が監視する量水標（五日市線架橋等）において、さらに水位の上昇が予想される場合（又は堤防天端から1m程度下まで水位が上昇したとき） (3) 多摩川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 (4) 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 (5) 高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持出品の準備</li> <li>・避難場所の確認</li> <li>・家族との連絡方法の確認</li> <li>・家財を高いところに移動</li> <li>・地下室等の浸水防止策</li> <li>・テレビ、ラジオ等の気象情報の確認</li> <li>・避難行動要支援者の支援</li> </ul>
(警戒レベル4) 避難指示	(1) 多摩川調布橋の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 (2) 多摩川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 (3) 異常な漏水・侵食等が発見された場合 (4) 小河内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 (5) 避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） (6) 避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気、ガス等の安全措置</li> <li>・避難行動</li> </ul>
(警戒レベル5) 緊急安全確保	(1) 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (2) 多摩川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 (3) 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (4) 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに身の安全を確保</li> </ul>

【土砂災害に係る避難情報を発令する基準】

避難情報の種類	発令時の基準	市民に呼びかける行動
(警戒レベル3) 高齢者等避難	(1) 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 (2) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（夕刻時点で発令）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持出品の準備</li> <li>・避難場所の確認</li> <li>・家族との連絡方法の確認</li> <li>・テレビ、ラジオ等の気象情報の確認</li> </ul>
(警戒レベル4) 避難指示	(1) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 (2) 土砂災害の危険度分布が「警戒（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 (3) 避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） (4) 避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気、ガス等の安全措置</li> <li>・避難行動（要避難範囲）</li> </ul>

	始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) (5) かけ地の状況が危険を呈するとき(湧水の異状な増大、落石等の兆候)	
(警戒レベル5) 緊急安全確保	(1) 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 (2) 土砂災害の発生が確認された場合	・直ちに身の安全を確保

※調布橋水位観測所：東京都青梅市上長湫

※上記の状況にあっても、特に河川氾濫の危険がない場合は、最寄りの避難所への避難とする。

※上記の状況にあつて、河川氾濫の危険がある場合は、高台の避難所への避難とする。

※避難指示を発令した場合は、当該箇所に警戒区域を設定し、立入りを禁止する。

※市長は、高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、知事へ通報するとともに、関係機関へ通報する(解除する場合も同様)。

### 【発令権者】

災害対策基本法等の関係法令により、次のとおり避難指示等の実施責任者及び時期が定められている。

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法61条
知事	災害全般	災害の発生により、福生市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法60条
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合	自衛隊法94条
知事又はその命を受けた職員、水防管理者	洪水	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法29条

## 2 避難情報の伝達

秘書広報班は、避難情報を、次の手段で伝達する。

### (1) 要避難区域の居住者等

ア 防災行政無線

イ ふっさ情報メール、福生市公式アプリ、SNS、エリアメール、市公式ホームページ

ウ 報道機関(Lアラート入力による。)

エ 広報車

### (2) 要配慮者利用施設

電話、ファクシミリ等

### (3) 公共施設

電話、ファクシミリ等(所管する部課を経由)

## 3 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じる。

### (1) 警戒区域の設定権者

警戒区域の設定権者及び要件は、次のとおりである。

#### 【警戒区域の設定権者及び要件】

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法63条
警察官	災害全般	同上的場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上的場合において、市長等、警察官がその場にいないとき。	災害対策基本法63条
水防団長、水防団員、又は消防機関に属するもの	洪水高潮	水防上緊急の必要がある場合	水防法21条

### (2) 規制の実施

防災班は、警戒区域の規制に当たって次の措置をとる。

ア 警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
イ 警戒区域を設定した場合、消防署、関係部が連携し、警察署長に協力を得て警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。また、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

## 4 避難誘導

避難誘導は、原則として、避難所対応班及び消防班が、自主防災組織、民生委員等と協力して行うものとする。

## 第3節 要配慮者対策

高齢者等避難を発表する基準に達した場合、要避難地区・要避難範囲にある公共施設の閉館措置、要配慮者利用施設の避難準備への支援、避難行動要支援者への個別対策を実施する。

### 1 要配慮者利用施設対策

要配慮者対策班は、要配慮者利用施設には直接連絡を取り、洪水予報等や避難の情報を伝達し、施設管理者による事前避難や浸水防止措置を呼び掛ける。また、施設管理者の要請により、入所者の移送を支援する。

#### 【要避難地区・要避難範囲にある要配慮者利用施設】

施設名称	所在地	区域内		
		浸水想定	土砂災害警戒	土砂災害特別警戒
福生第五小学校	南田園1-2-2	○	○	
福生第七小学校	北田園1-1-1	○	○	
福生第三中学校	南田園3-1-1	○	○	
杉ノ子第二保育園	南田園3-4-2	○		
わらべつくし保育園	南田園1-4-12	○		
リトルベアインターナショナルス	南田園2-16-12-101	○		

クール				
田園児童館	南田園3-6-1	○		
わかたけクラブ	※令和5年度中移転予定のため保留	○		
田園クラブ	南田園3-6-1 田園児童館内	○		
臨時第2田園クラブ	北田園1-1-1 福生第七小学校内	○		
五小ふっさっ子の広場	南田園1-2-2 福生第五小学校内	○	○	
七小ふっさっ子の広場	北田園1-1-1 福生第七小学校内	○	○	
子ども応援館	北田園2-5-7	○		
福祉センター	南田園2-13-1	○		
ショートステイ・とまるーよ	南田園3-14-6-2 F	○		
生活介護事業所はっぴい	南田園2-13-1 福祉センター内	○		
生活介護事業所れんげ園	南田園3-6-1	○	○	
グループホーム元気	北田園1-8-6 ウィステリア福生	○		
あそぼーよ	南田園3-5-21 森田ビルA号	○		
つなごーよ	南田園3-18-15 ユタカビル1階	○		
サンシャインビラ	北田園1-53-3	○		
福生ことぶき苑	北田園1-56-1	○		
第2サンシャインビラ	福生3244-10	○		
ユーアイビラ	南田園1-10-3	○		
あじさい北田園・ あじさいリハビリテーション	北田園1-5-9	○		
ツクイ福生デイサービスセンター	南田園2-8-2	○		
デイサービスあさがお	南田園1-6-14	○		
福生市高齢者住宅サービスセンター 一田園	南田園2-13-1	○		

## 2 避難行動要支援者対策

要配慮者対策班は、自主防災組織等の地域の協力により個別連絡・訪問を実施し、指定避難所又は福祉避難所への直接避難を支援する。

## 第4節 避難場所の開設・管理運営

### 1 避難場所の開設

避難所対応班は、防災班の指示により、高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、指定避難所を開設する。

また、避難情報を発令する前の段階で、市民から自主避難の要望がある場合は、公共施設を自主避難場所として開設する。

避難所統括班は、各避難所の避難者数等、状況を把握する。

### 2 物資等の供給

防災班は、市民に対し、避難所に避難する際には、自宅から食料、毛布等の生活必需品を持参するよう要請を周知する。

※第2編第2部第9章第3節「避難所の開設・管理運営」(P113)を準用する。

## 第8章 受援

※第2編第2部第4章(P81)を準用する。

## 第9章 警備・交通対策

※第2編第2部第5章(P87)を準用する。

## 第10章 緊急輸送対策

※第2編第2部第6章(P91)を準用する。

## 第11章 消防・危険物対策

※第2編第2部第7章(P95)を準用する。

## 第12章 医療救護対策

※第2編第2部第8章(P101)を準用する。

## 第13章 緊急物資の供給対策

※第2編第2部第11章(P123)を準用する。

## 第14章 環境・衛生対策

※第2編第2部第12章(P129)を準用する。

## 第15章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

※第2編第2部第13章(P136)を準用する。

## 第16章 ライフラインの応急復旧

※第2編第2部第14章(P140)を準用する。

## 第17章 公共施設等の応急・復旧対策

※第2編第2部第15章(P146)を準用する。

## 第18章 応急生活対策

※第2編第2部第16章(P152)を準用する。

## 第19章 要配慮者対策

※第2編第2部第1716章(P161)を準用する。

## 第20章 応急教育・応急保育対策

※第2編第2部第18章(P163)を準用する。

## 第21章 ボランティアの受入れ対策

※第2編第2部第19章(P167)を準用する。

## 第22章 応急公用負担等

※第2編第2部第20章(P170)を準用する。

## 第23章 災害救助法の適用

※第2編第2部第21章(P171)を準用する。

## 第24章 激甚災害の指定

※第2編第2部第22章(P175)を準用する。





## 第4編 その他災害対策計画



# 第 1 部 雪害

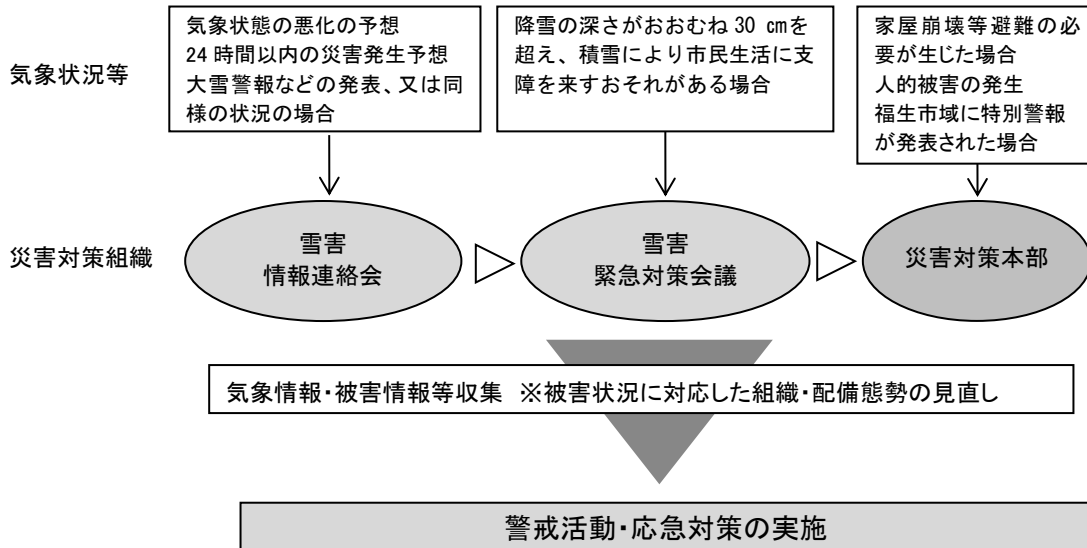


# 第1章 応急活動体制

大雪があった場合、福生市は、歩行者及び車両の安全通行の確保のために、応急活動態勢を確立し、状況に応じて対応する。

## 1 活動組織

### 【活動組織の流れ】



※雪害緊急対策会議設置時には市庁舎第1棟2階を活動拠点とする。

## 2 災害対策組織の設置基準

次の場合には、設置要綱又は災害本部条例に基づく災害対策組織を設置する。

(1) 雪害情報連絡会の開催	雪害情報連絡会は、予想される大雪等気象災害について雪害緊急対策会議の内部機関として、次の場合に開催する。 ア 気象状態の悪化により被害が予想されるとき（おおむね24時間以内の雪害の影響の予想） イ 福生市に大雪警報など気象警報が発表、又は発表が予想される場合 ウ 職員の招集の検討が必要な場合
(2) 雪害緊急対策会議の設置	次の場合には、福生市災害等緊急対策会議設置要綱に基づき、雪害緊急対策会議を設置する。副市長を議長とし、会議部の運営は防災危機管理課が行う。また、緊急対応班は都市建設部の職員を中心に編成し活動する。 ア 降雪の深さがおおむね30cmを超え、積雪により市民生活に支障を来すおそれがある場合 イ 雪害情報連絡会から雪害緊急対策会議の設置について具申があった場合
(3) 災害対策本部の設置	福生市域に特別警報が発表された場合、又は人的被害やライフラインの停止、住民の避難等が必要となる状況にあり、緊急対策会議から具申があった場合、市長は災害対策本部を設置する。

## 3 非常配備態勢の要員、実施事項等

気象情報、積雪の状況、被害の状況等に応じ、市長（災害対策本部長）、副市長（緊急対策会議長）は各配備態勢の指令（変更を含む）を発令する。

非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策組織名	主な実施事項
<b>情報監視態勢</b>	総務部長 防災危機管理課長 防災危機管理係長	—	気象状況の把握
<b>雪害 情報連絡会 態勢</b>	<b>雪害情報連絡会：</b> 総務部長 生活環境部長 都市建設部長 防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長	雪害 情報連絡 会	防災危機管理課の検討課題 (1) 気象情報、交通機関の状況概略説明 (2) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討） (3) 各施設、行事等（福祉バス含む）の対応方針の確認  都市建設部の検討課題 (1) 凍結防止剤散布計画、パトロール等の予定 (2) 除雪計画の確認（優先順位、雪置場の確保、建設防災協力会等の分担等） (3) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討）  ※検討内容は理事者に随時報告 ※緊急対応班に指名されている職員は待機
<b>雪害 緊急対策会議 態勢</b>	<b>緊急対策会議部：</b> 副市長、教育長、各部長相当職 企画財政部主幹（公共施設担当） 秘書広報課長 防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長 事務局：防災危機管理課 <b>緊急対応班：</b> 緑と公園係職員 都市建設部職員 ※必要に応じ他課の職員も招集し、除雪等の通常業務以外の作業に従事させる。	雪害 緊急対策 会議	<b>会議部の協議事項</b> (1) 災害防止対策 (2) 広報活動 (3) 災害対策本部への移行 (4) 職員招集範囲の決定と招集 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応  <b>緊急対応班の業務</b> 警戒活動・除雪作業・災害対応活動
<b>第一 非常配備態勢</b>	震災時に準ずる	災害対策 本部	災害応急対策の実施
<b>第二 非常配備態勢</b>	全職員の出動		

#### 4 情報連絡網の確立

職員への連絡は、震災時特別組織の連絡網を使用する。また、各課内で電話連絡以外にメール等での伝達方法も確立しておく。ただし、電車・バスなどの公共交通機関のストップや道路状況等により自宅から市役所等に参集できない職員は、地域の除雪等に積極的に参加するものとする。

## 第2章 応急対策

### 第1節 情報収集・伝達

#### 1 情報収集・伝達

福生市は、気象庁が発表する降雪に関する気象情報を収集する。この場合の要領等は、第3編第2部第2章「気象予警報等の収集・伝達」(P196)に準じて行う。

##### 【気象庁が発表する降雪に関する情報】

種類		発表基準
注意報	大雪注意報	24時間降雪の深さが5cm
	風雪注意報	平均風速が13m/sで雪を伴う。
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃のとき。
警報	大雪警報	24時間降雪の深さが20cm
	暴風雪警報	平均風速が25m/sで雪を伴う。
特別警報	大雪	数十年に1度の降雪量となる大雪が予想される場合
	暴風雪	数十年に1度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

#### 2 広報活動

福生市は、市民生活の混乱を防止するため、積雪が予想される場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、福生市公式アプリ、SNS、ふっさ情報メール等により、降雪や積雪の予想、積雪への備え、外出の抑制等に関する注意喚起の広報を行う。

また、福生市は、降雪の状況に応じて、交通機関の運行、交通規制、住民サービス等の生活支援情報を収集し、広報を行う。広報手段は、注意喚起の広報と同様とする。

市民へ提供する情報はおおむね次のとおりとする。

- (1) 警報・特別警報に関する情報
- (2) 市民への注意喚起(転倒、スリップ、落雪、不要不急な外出は控える。)
- (3) 道路情報(通行止め)に関すること。
- (4) 福祉バスの運行に関すること。
- (5) 市主催事業の情報
- (6) ライフライン(電気・ガス・上下水道等)に関する情報
- (7) 除雪に関する情報
- (8) その他必要な情報

### 第2節 除雪対策

福生市は、歩行者及び車両の安全通行の確保のために、積雪状況の巡視・監視及び除雪作業を実施する。対策の実施は、別に定める「福生市大雪対応マニュアル」によるものとする。

## 1 除雪の基本的な考え方（基本方針）

公共交通等の確保を優先するものとし、個人の敷地や生活道路にあつてはそれぞれ地域住民で協力しながら行うことを基本とする。

## 2 国・東京都との連携

国土交通省相武国道事務所や東京都建設局西多摩建設事務所等と連絡調整を行う。

## 3 除雪実施計画

降雪があつた場合は、速やかに都市建設部職員による市内パトロールを行い、積雪の状況を確認し、市民生活への影響及び過去の積雪時の状況を考慮し、計画的に除雪を実施する。

### 【除雪の優先順位と実施方法】

優先順位	場所	路線名等	作業内容	実施班
1	坂道	S & Dフィールド福生（福生市営競技場）東側、堂面坂・ひよどり坂・寺坂・清水坂（車道のある急坂）	車道：機械による除雪 歩道：人力による除雪 塩化カルシウム散布 通行止めの可否を検討し、通行止めとする場合は道路閉鎖を行う。	原則として市職員により実施する。 ショベルローダー及び人力
2	駅周辺	東福生駅・福生駅・牛浜駅・熊川駅・拝島駅（北口）	車道：機械による除雪 歩道：人力による除雪 塩化カルシウム散布	原則として建設防災協力会に依頼する。 ショベルローダー及び人力応援が必要な場合は、市職員を動員し除雪班（※）を派遣する。
3	幹線	駅及び国道・都道に連絡する道路。福祉バスルート及び路線バスルート	車道：機械による除雪 歩道：人力による除雪 銀座通り：人力による除雪 塩化カルシウム散布	原則として建設防災協力会に依頼する。 ショベルローダー及び人力応援が必要な場合は、市職員を動員し除雪班を派遣する。
4	その他	学校・公共施設周辺	車道：機械による除雪 歩道：人力による除雪 銀座通り：人力による除雪 塩化カルシウム散布	原則として市職員により実施する。 ショベルローダー及び人力応援が必要な場合は、市職員を動員し除雪班を派遣する。

（※）除雪班は都市建設部職員を含む、8人1班（10班程度）で活動し、人力にて歩道の除雪を優先し行う。応援職員の派遣の決定、動員の規模等は、雪害緊急対策会議にて決定する。なお、現場までの人員輸送、スコップ等の資材運搬のための輸送班を別途組織する。



【機材等】

雪置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショベルローダー及び人力により除雪された雪は、ダンプにより雪置場に搬出する。（雪置場は、除雪箇所及び降雪量等を考慮し、作業を開始する前にその都度、場所を決定し通知するものとする。）</li> <li>・市民が除雪した雪は、近隣の都市公園に搬入する。</li> <li>・都道管理者、国道管理者から雪置場の使用の要請があった場合には、福生市は協力するものとする。</li> <li>・雪以外は搬入禁止とする。雪以外の搬入物により市が甚大な被害を被った場合は、原状回復などの賠償請求を行う。</li> </ul>
凍結防止剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面凍結による危険防止のため、必要に応じ、凍結防止剤（塩化カルシウム）の散布を行う。</li> <li>・市民から塩化カルシウムの配布を希望された場合、市道の安全対策としての使用に限り、配布するものとする。</li> </ul>
その他除雪箇所に関する留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉バスルートの除雪に関しては、所管課による状況確認の結果を踏まえ、所管課長と協議の上、緊急対策会議が判断する。</li> <li>・給食配送車のルートの除雪に関しては、所管課による状況確認の結果を踏まえ、所管課長と協議の上、緊急対策会議が判断する。</li> <li>・各公共施設周辺の道路（主に歩道）の除雪は、各施設管理者の指示により、各施設で実施する。ただし、応援が必要な場合には、速やかに雪害緊急対策会議に応援要請を行うものとする。</li> <li>・各公共施設の敷地内に関しては、原則的には各施設で除雪を行うこととするが、駐車場等の機械による除雪、応援職員の派遣については雪害緊急対策会議と協議の上決定する。</li> <li>・都道・国道の除雪に関しては、道路下水道課が適宜情報収集を行い、雪害緊急対策会議に報告する。</li> <li>・危険であるため、マンホールを開けての排雪は、行わないこととする。</li> </ul>

### 第3節 被災者への支援

#### 1 帰宅困難者対策

福生市は、降雪により鉄道、バス等が運行を停止し、駅、バスターミナル等に帰宅困難者が発生した場合、交通機関と連携して駅周辺の公共施設に一時滞在場所を開設し、収容する。

また、道路上で長時間、停止している車両の運転者、バスの乗客等を一時滞在場所に誘導する。一時滞在場所は次のとおりとし、状況に応じて災害備蓄品等の提供を行う。

【一時滞在場所】

施設名	所在地	備考
扶桑会館	福生市本町92-5	会議室
福生市民会館	福生市福生2455	集会室
防災食育センター	福生市熊川1606-1	研修室、食育展示・見学ホール

#### 2 避難施設の開設

市は、降雪により生活に支障が生じることが予想される場合は、必要に応じて公共施設に避難施設を開設し、避難の意向をもつ市民を収容する。この場合の要領等は、第3編第2部第6章「応急避難」（P209）に準じて行う。

### 3 避難行動要支援者の状況把握及び安否確認等

自主防災組織、民生委員等は積雪の状況等により避難行動要支援者等の安否確認等を行う。また、必要に応じ、市や関係機関と協力し支援を行う。

福生市は、糖尿病や透析患者等に対し、東京都、医師会、三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク等から情報を集約し、適宜情報提供を行う。

## 第4節 民間等との防災協力及び連携

### 1 建設防災協力会との連携

市内建設事業者を中心に組織する福生市建設防災協力会との協定（「災害時における応急対策業務に関する協定書（平成22年3月10日締結）」）に基づき、除雪の協力を要請する。

### 2 その他の団体との連携

降雪により災害が発生した場合には、必要に応じ、災害時の協定に基づき各団体に応援、協力を要請する。

### 3 在日米軍横田基地との相互応援

「防災及び災害対策に関する在日米軍横田基地第374空輸航空団と福生市との合意に関する覚書（平成25年12月4日締結）」に基づき対応する。

## 第2部 原子力災害



## 第1章 予防対策

市内及び市内には原子力施設は存在せず、また、他県にある原子力施設も、緊急時防護措置を準備する区域に福生市及び東京都の地域は含まれていない。このことから国内の原子力施設において、放射性物質が施設外に放出される等の事態が発生した場合において、市は、同時に市民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、国内の原子力施設における放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故等（放射性物質運搬中の事故を含む）が発生した場合、遠く離れた場所であっても飛散した放射性物質が風等によって運ばれ、福生市にも影響を及ぼす可能性がある。

### 1 東京都の協議の対象となる原子力事業所

東京都においては、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は、神奈川県にある1施設のみである。

所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町 4-1
事業者	名 称：東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
原子炉施設等	東芝臨界実験装置（NCA：Nuclear Critical Assembly） 核燃料使用施設

出典：「東京都地域防災計画 原子力災害編」（令和3年修正）

### 2 防災知識の普及

市は、東京都と連携して、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次の事項について広報活動等を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に市や東京都、国が講じる対策の内容に関すること。

## 第2章 応急対策

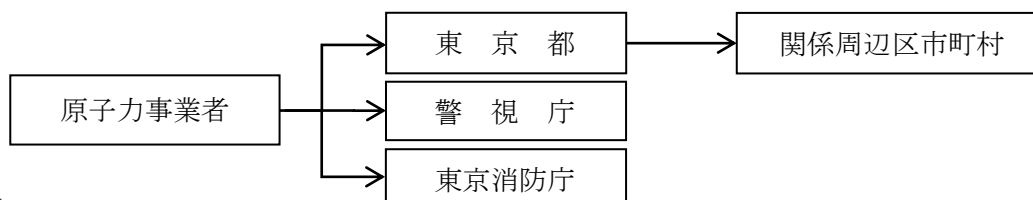
### 1 応急活動体制

放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故等が発生し、福生市に影響を及ぼす可能性がある場合、災害活動体制は、第3編第2部第1章「活動体制」(P187)に準じた体制を確立し、状況に応じて対応する。

### 2 情報収集・伝達

放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される場合、福生市は、福生消防署、福生警察署、東京都及び関係機関と連携し、情報収集・伝達を行う。この場合の要領等は、第2編第2部第2章「情報の収集・伝達・広報」(P72)に準じて行う。

【通報等の流れ】 東京都地域防災計画原子力災害編より



(参考)

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」においては、異常事態の把握及び緊急事態応急対策として、原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合、原子力事業者が異常事態について国、地方公共団体等へ報告することとしている。

### 3 広報活動

福生市は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、市民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行い、パニックやデマを防止するとともに、風評被害の軽減を図る。

情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

### 4 モニタリング等の実施と市民への情報提供

福生市は、所管する施設において放射線量の測定を行う。生活環境部は、その内容・結果を広報紙、ホームページ等で公表する。測定箇所は、市役所、小・中学校、幼稚園、保育園、児童館、公園、その他とする。

【モニタリング対策】

担当	対策内容
環境政策課	放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表
各関係部署	放射線量の測定・検査の実施

## 5 保健医療活動

福生市は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。

### 【保健医療活動】

機関名	対策内容
東京都 東京都病院経営本部	健康相談に関する窓口の設置等 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定
福生市	健康相談に関する窓口の設置 住民の求めに応じ、外部被ばく線量等の測定

## 6 放射性物質の除去・除染等

福生市は、国の対処方針や東京都の対応状況を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて除染等の対応を行う。除染等の作業は「福生市除染方針（平成23年12月16日）」及び「市町村による除染実施ガイドライン（平成23年8月26日原子力災害対策本部）」等に基づき実施する。

## 7 住民相談窓口の設置

福生市は、市民からの問合せに対応するため、住民相談窓口を設置する。この際、問合せの多い事項については、広報活動に反映させる。

## 8 市民の安全の確保

福生市は、市民の安全を確保するため、国、東京都、防災関係行政機関等との連絡を密にし、状況により警戒区域の設定、避難指示等必要な措置を講ずる。





## 第 3 部 火山災害



## 第1章 応急活動体制

富士山の噴火が確認された場合、応急活動体制は第3編第2部第1章「活動体制」(P187)に準じた体制を確立し、状況に応じて対応する

## 第2章 情報収集・伝達

富士山の噴火が確認された場合、消防署、警察署、東京都及び関係機関との情報収集・伝達を密接に行い、降灰等への対応準備を行う。

### 1 収集する情報

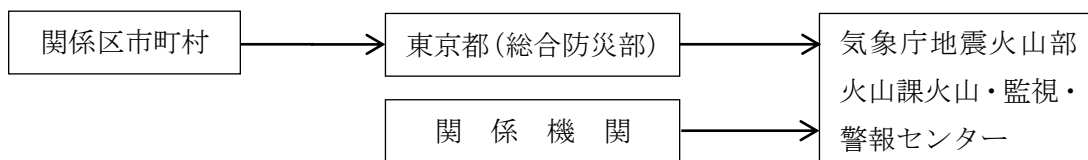
収集する情報	担当部署
火山(降灰)情報 気象予警報、気象情報	総務部(防災危機管理課)
降灰・火山ガス等による健康・環境への影響に関すること。	福祉保健部(健康課) 生活環境部(環境政策課)
火山灰の除去及び処理に関すること。	都市建設部(道路下水道課) 生活環境部(ごみ減量対策課)

### 2 火山(降灰)情報

#### (1) 降灰の報告

福生市は、市内で降灰が確認された場合、降灰調査を実施し東京都に報告する。

##### 【降灰の情報連絡】



##### 【降灰調査項目】

ア 降灰の有無・堆積の状況	イ 時刻・降灰の強さ	ウ 構成粒子の大きさ
エ 構成粒子の種類・特徴等	オ 堆積物の採取	カ 写真撮影
キ 降灰量・降灰の厚さ※可能な場合	ク 構成粒子の大きさ	

#### (2) 降灰に関する重要な情報の伝達

福生市は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要施設管理者、町会・自治会、自主防災組織等に通報するとともに、警察・消防機関署の協力を得て市民に周知する。

### 3 降灰予報

福生市は、気象庁が発表する降灰予報を収集する。

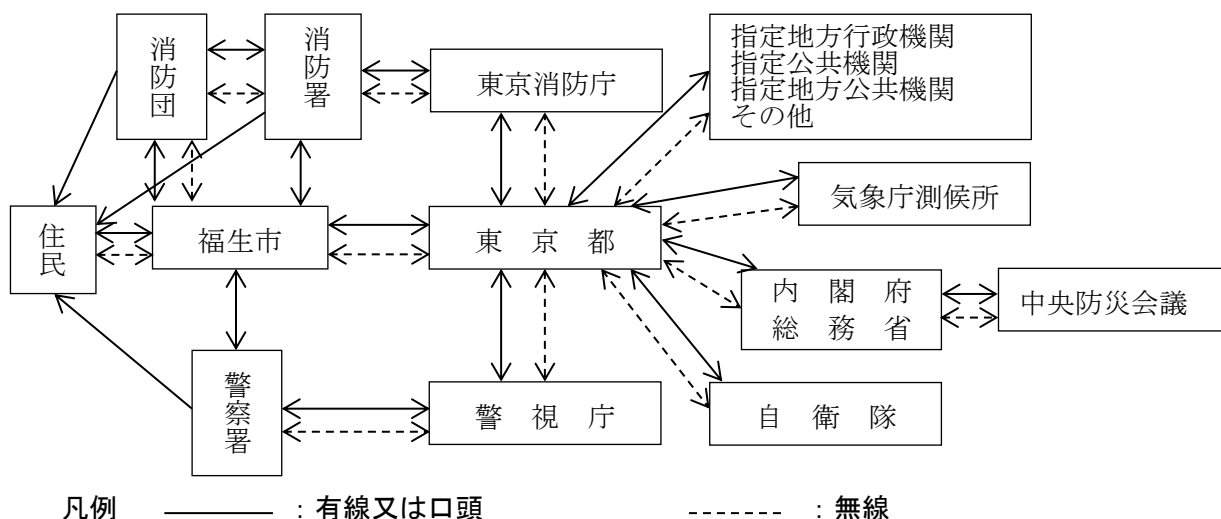
【降灰予報】

区分	内容
降灰予報 (定時)	(1) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表 (2) 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (速報)	(1) 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表 (2) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 (3) 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 (4) 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5~10分程度で)発表 (5) 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (詳細)	(1) 噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表 (2) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 (3) 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 (4) 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20~30分程度で発表 (5) 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

4 情報連絡態勢

福生市は、富士山の噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり速やかに連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集に当たる。

【富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れ】



5 被害状況等の調査報告

福生市及び関係機関は、降灰による被害の発生に際し、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、定められた伝達系統により報告する。

## 第3章 応急対策活動

### 1 市民の健康相談

福生市は、状況に応じ健康相談窓口を開設し、市民からの健康相談を受け付ける。

### 2 火山灰の除去、収集・運搬、処分

- (1) 宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、一般市民で対応困難なことは市が対応する。
- (2) 敷地内における火山灰の収集は、原則として土地所有者又は管理者が行う。
- (3) 生活環境部は、宅地に降った火山灰を運搬・処分する。
- (4) 福生市が管理する道路に降った火山灰は、都市建設部が除去、収集・運搬を行う。
- (5) その他、宅地以外に降った火山灰の収集・運搬は各施設管理者が行う。
- (6) 火山灰の処分は、生活環境部が東京都や関係機関と調整の上、処分する。

### 3 避難対策

福生市は、降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、必要に応じ避難指示を発令し、住民を避難させる。

### 4 応援協力・災害派遣要請

降灰により被害を受け、又は受けるおそれのある場合には、福生市は関係機関、東京都、他市町村等の協力を得て応急対策を行う。また、必要に応じ、知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

### 5 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、福生警察署は、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締まり、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

### 6 救援・救護

各機関は、原則として通常の活動体制で救援・救護活動を行う。

### 7 交通機関の応急・復旧対策

#### (1) 道路

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

#### (2) 鉄道

降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道事業者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

### 8 ライフライン等の応急・復旧対策

#### (1) 電気

降灰による被害が発生したとき、東京電力は速やかに応急・復旧対策の措置を講ずる。

## (2) 電話

降灰による被害が発生したとき、通信事業者は通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧についての応急対策を実施する。

## (3) 水道

降灰による被害が発生したとき、東京都水道局は浄水施設・貯水施設等の応急・復旧対策を実施する。

## (4) 下水道

福生市は、火山灰等による目詰まり等の点検を行い、施設機能への状況を確認する。異常が確認された場合は必要な措置を講じる。

## 9 その他の応急対策活動

状況によりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、第2編「地震災害対策計画」及び第3編「風水害対策計画」に準じて行う。

## 第 4 部 大規模事故





# 第1章 危険物事故に対する安全予防対策

## 第1節 危険物施設の状況

大規模事故との関わりで特に問題となる危険物等としては、危険物（消防法第2条）、高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条）、火薬類（火薬類取締法第2条）、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条）放射線（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条）等がある。福生市には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設はないが、小規模な高圧ガス施設、毒物・劇物取扱施設、放射線等使用施設がある（横田基地を除く。）。

## 第2節 危険物等貯蔵施設の安全化

危険物施設は、小規模な施設であっても事故が発生した場合、そこで働く従業員や周辺の住民に影響が及ぶため、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、自主保安管理態勢の強化を図っていく必要がある。

本節においては、石油類、高圧ガス、毒劇物、化学薬品、放射線の貯蔵、使用施設及び輸送に関する安全化対策について定める。

### 1 石油類施設

#### (1) 保安計画

福生消防署	<p>ア 平素から危険物流失事故等の事例を研究し、それに基づく改修指導を実施することにより、類似事故の発生と拡大防止を図る。</p> <p>イ 他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための処置を講じる。</p> <p>ウ 次の事項について指導する。</p> <p>（ア） 危険物事業所の自主保安管理態勢の充実を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること</p> <p>（イ） 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たっては審査基準に基づく安全対策を講ずること</p> <p>エ 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援態勢の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。</p>
-------	---

#### (2) 規制及び立入検査

福生市	<p>ア 自主保安態勢の確立              一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主保安態勢を指導する。</p> <p>イ 予防教育の実施</p>
-----	---

	危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼び掛ける。
福生消防署	<p>ア 規制          危険物施設等については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。          また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等に関わる指導を推進する。</p> <p>イ 立入検査          消防法第4条又は16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</p>

## 2 高圧ガス施設

### (1) 保安計画

東京都環境局	<p>ア 関係機関との連絡態勢の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。          また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。</p> <p>イ 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。</p>
福生警察署	東京都、東京消防庁等関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行うとともに、関係団体との連携を密にして防災訓練を推進する。

### (2) 規制及び立入検査

福生市	<p>ア 自主保安態勢の確立          一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安態勢を指導する。</p> <p>イ 予防教育の実施          危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼び掛ける。</p>
東京都環境局	災害を未然に防止するため、対象事業所（製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費）に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。
福生消防署	「火災予防査察」による立入検査を行う。

## 3 毒・劇物・化学薬品等施設

### (1) 保安計画

東京都保健医療局（健康安全研究センター、西多摩保健所）	<p>ア 事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。</p> <p>イ 毒物、劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏えい等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指</p>
-----------------------------	--

	<p>導する。</p> <p>ウ 届出義務のない「非届出業務上取扱施設」については、実態調査等により引き続きその把握に努める。</p>
福生市教育委員会、西多摩保健所	<p>毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。</p> <p>ア 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理の下に出し入れすること。</p> <p>イ 毒物・劇物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること。</p> <p>ウ 毒物・劇物の保管場所は安全な一定の場所とし、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」等の表示をすること。</p> <p>エ 毒物・劇物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した鍵のかかる丈夫な保管庫とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとする。また、保管庫は床又は壁体等に固定すること。</p> <p>オ 毒物・劇物収納容器の密栓、多段積みを避ける等の措置に配慮するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないことまた、危険性の高い薬品類は保管庫の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること。特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと。</p> <p>カ 振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、毒物・劇物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと。</p> <p>キ 使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと。</p> <p>ク 児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること。</p>
福生警察署	<p>ア 毒物、劇物の保管・貯蔵施設等の実態を把握し、保安管理の指導、避難誘導及び広報活動等の措置方針を策定する。</p> <p>イ 職員に対する指導教養を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。</p>

(2) 規制及び立入検査

福生市	<p>東京都と協力して実態把握及び次の項目の指導に努める。</p> <p>ア 研修会等で防災教育の徹底</p> <p>イ 立入検査時の施設の安全化指導</p> <p>ウ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動態勢の整備</p> <p>エ 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備</p> <p>オ 治療方法を記した書類の整備</p>
東京都保健医療局（健康安全研究センター、西多摩保健所）	<p>毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。</p>
福生消防署	<p>消防法第4条又は16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</p>

4 放射線等使用施設

現在、国（文部科学省）においては、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、放射性同位元素（R I）の使用、販売、廃棄等に関し安全態勢を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視態勢をとるなど各種

の安全対策を実施している。

(1) 保安計画

東京都 保健医療局	<p>ア 東京都内の病院等における放射性物質については、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。</p> <p>イ 病院等の放射性物質は、強固な耐火性貯蔵室、貯蔵庫に保管されており、平常時には影響が考えられない。しかし、不確定要素が多分にある災害の場合、容器の破損等により被害が発生することも予想される。</p> <p>ウ 東京都内の放射性同位元素（R I）使用病院等で被害が発生した場合、東京都は、人身への被害を最小限に止めるため、4人1班とするR I管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定立入禁止、住民の不安の除去等に努める。</p>
福生警察署	<p>ア 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力関係を構築する。</p> <p>イ 施設周辺における避難誘導態勢を確立する。</p>

(2) 規制及び立入検査

東京都 保健医療局	医療法に基づき立入検査を年1回実施し、R Iの取扱いについて指導を行う。
福生消防署	消防法第4条又は16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

### 第3節 危険物等の輸送の安全化

石油類等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送、貨車による鉄道輸送、タンカーによる海上輸送等により行われている。

石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、警視庁、東京都等の関係機関による路上取締りを毎年定期的実施するとともに、東京消防庁は、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

東京都 保健医療局 (西多摩保健所)	<p>毒物劇物運搬車両の路上点検及び集積場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。</p> <p>(1) 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う(毒物及び劇物取締法)。</p> <p>(2) 関係機関との連絡通報態勢を確立する。</p>
福生警察署	<p>(1) 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。</p> <p>(2) 関係機関との連絡通報態勢を確立する。</p>
福生消防署	<p>(1) 立入検査        移動タンク貯蔵所は、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、消防法第16条の5に基づき、危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予</p>

	<p>防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</p> <p>(2) 指導方針</p> <p>石油元売り各社に対し、次の事項について指導する。</p> <p>ア 危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守</p> <p>イ 種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守</p> <p>ウ 安全度の高い輸送手段への移行</p>
<p>関東運輸局</p>	<p>危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。</p> <p>ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備</p> <p>イ 災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋りょう、ずい道、ふくそうする航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。</p> <p>ウ 輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。</p>

#### 第4節 応急用資機(器)材の整備

危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限にとどめるためには、平常時から応急用資機(器)材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。

## 第2章 大規模事故に対する安全予防対策

東京は政治・経済の中核機能が高度に集中しているため、道路、鉄道を始めとした様々な交通網が発達しており、現在もその整備が進められている。高度に集積した交通機関においては、大規模な交通事故や鉄道事故などの事故災害が発生する可能性がある。

### 第1節 鉄道事故予防対策

列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため関係機関は次の安全対策を行う。

<p>鉄道事業者</p>	<p>事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、次のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行に関わる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。</p> <p>(1) 車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期又は随時保守点検を実施する。</p> <p>(2) 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施するとともに、耐震性の確保を図る。</p> <p>(3) 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。</p>
--------------	---

### 第2節 道路・橋梁災害対策

人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係各機関は次の安全対策を行う。また、道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

<p>関東地方整備局 相武国道事務所</p>	<p>相武国道事務所が所管する道路について、安全性確保のため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 定期的な安全点検の実施</p> <p>(2) 応急・復旧措置訓練</p> <p>(3) 関係機関との緊密な情報連絡態勢の確保</p> <p>(4) 事故多発箇所の施設改善</p>
<p>東京都建設局 西多摩建設事務所</p>	<p>1 東京都が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 定期的な安全点検の実施及び適切な措置</p> <p>(2) 事故多発箇所の施設改善</p> <p>2 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 応急措置訓練の実施</p> <p>(2) 関係機関との緊密な情報連絡態勢の確保</p>
<p>警視庁</p>	<p>1 事故多発箇所における表示板等の設置</p> <p>2 交通安全指導の徹底</p>
<p>福生市</p>	<p>所管する道路について、安全点検や補修、改修を行うなど平常時から道路の安全確保に努める。</p>

### 第3節 CBRNE災害

CBRNE災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理態勢の確立が必要である。福生市においても初動連絡態勢の確保に努める。

警視庁	1 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災態勢の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 2 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督促する。 3 化学防護部隊及びNBCテロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施する。
東京消防庁	各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備しCBRNE災害対応の充実強化を図る。
東京都保健医療局	東京都災害拠点病院に対し、CBRNE災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器を整備する。

※東京消防庁においては、平成25年3月より第九消防方面本部消防救助機動部隊が発隊、また、同年12月より福生消防署に福生化学機動中隊が発隊し、CBRNE災害のほか特殊災害への対応、地域の消防力の強化を図っている。

<p><b>CBRNE（シーバーン）とは</b>                  化学剤による大規模災害や毒劇物化学兵器による災害（C（chemical））、細菌やウイルス感染症のパンデミックや病原微生物等生物兵器による災害（B（biological））、放射性物質に関する災害・核・放射能兵器による災害（R（radiological））、核物質（N（nuclear））、高性能爆薬等爆弾を使ったテロ・爆発による災害（E（explosive））の総称</p>
--

## 第3章 大規模事故に対する応急・復旧対策計画

### 第1節 初動活動体制

#### 1 福生市の組織体制

大規模事故が発生した場合、福生市は、東京都及び消防機関等各防災関係機関と協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護を図るため、初動活動体制を速やかに確立する。

##### (1) 緊急対策会議

設置の基準	大規模事故が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合に、緊急対策会議を設置する。
廃止の基準	緊急対策会議は、おおむね次の基準により廃止する。 ア 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。 イ 応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

##### (2) 災害対策本部

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定する。※活動体制は、第2編第2部第1章第1節「活動体制の確立」(P64)を参照。

##### (3) 非常配備態勢の発令基準・参集基準

非常配備態勢は第2編第2部第1章第1節「3 非常配備態勢の発令基準・参集基準」(P65)を準用するが、被害の状況等に応じ、副市長(緊急対策会議長)、市長(災害対策本部長)は各配備態勢の指令(変更を含む。)を発令する。

#### 2 東京都の体制

##### (1) 東京都本部の活動体制

東京都は、東京都の地域に大きな火災又は不測の事故が発生した場合、法令及び東京都地域防災計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、福生市及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う。

##### (2) 現地災害対策本部の活動体制

東京都は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、災害現場又はその近辺の区市町村に現地災害対策本部を置く。

##### (3) 災害即応対策本部の活動体制

東京都は、突発的・局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間若しくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

災害対策本部が設置される前で、次のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めたときに設置する。

- (ア) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき
- (イ) 火山活動などによる突発的な災害発生のおそれがあるとき



### 3 防災機関の活動体制

#### (1) 責務

大規模事故等が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、東京都及び福生市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

#### (2) 活動体制

指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

### 4 現地連絡調整所

福生市は、東京都が大規模事故により多数の死傷者が発生した場合に設置する現地連絡調整所及び災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等にできる限り協力し、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させる。

(現地連絡調整所の運用方法等については、東京都が定める「大規模事故における相互連携マニュアル」等によるものとする。)

#### (1) 現地連絡調整所の設置

東京都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。現地連絡調整所設置の決定は、危機管理監が行う。

#### (2) 現地連絡調整所の組織

災害現場における関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。関係機関には次のものが考えられる。

- ア 東京都
- イ 事故発生地 of 区市町村
- ウ 警視庁
- エ 東京消防庁
- オ 自衛隊
- カ 医師会
- キ 日本赤十字社東京都支部
- ク 事故当事者機関（鉄道事業者等）
- ケ 消防団 等

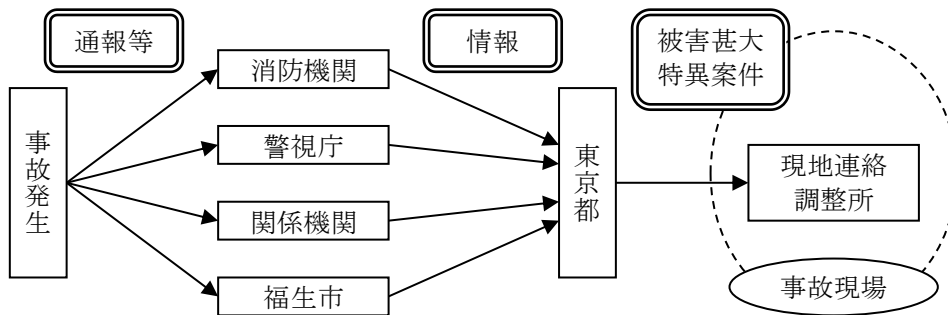
#### (3) 連絡調整事項

現地連絡調整所における主な連絡調整等は次の項目とする。

- ア 被害状況の把握
- イ 災害現場の状況把握
- ウ 警戒区域の確認
- エ 各機関の役割分担、分担区域の確認
- オ 各機関の部隊派遣状況及び見込み

- カ 被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
- キ 軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
- ク 重症者の医療機関への搬送に関する調整（ヘリ搬送含む。）
- ケ 遺体の搬送及び安置場所等の調整
- コ 各機関が発表する広報内容の確認等
- サ 民間施設等の使用に関する確認
- シ 臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整
- ス その他、各機関が必要とする事項

(4) 現地連絡調整所の設置のフロー



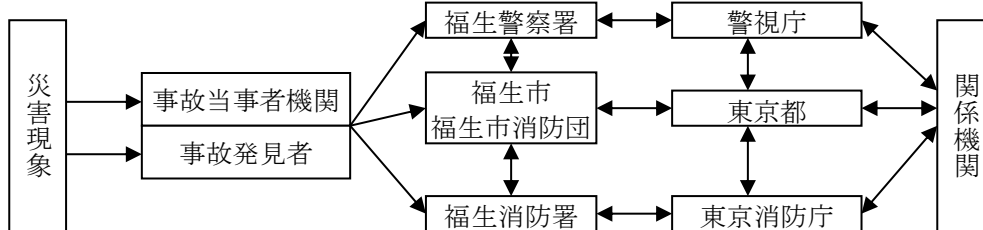
第2節 情報の収集・伝達

事故災害時に各関係機関は、情報連絡態勢をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

1 情報連絡態勢

事故発生の際の災害対策については、事業者、施設管理者等の当事者機関による対応を原則とするが、危険物等災害への対応を効果的に実施するため、相互の密接な連携の下に危険物の種類、性状、量、拡散状況等の情報入手に努める。伝達系統としては、その状況下において最も適した手段により行う。

【大規模事故等に係る通報経路図】



C B R N E 災害等に対しては、関係機関との連携を密にし、情報連絡を行う。また、東京都では、医療などの初動態勢を確立するため、東京都総務局からの通報に基づき、医療関係機関や災害拠点病院等に対し通報する。

機関名	内容
東京都	(1) 東京都防災行政無線を基幹として、東京都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係機関と情報連絡を行う。 (2) 消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し、緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁、及び他府県等との通信連絡を行うほか、中央防

	災無線を利用して関係省庁との情報連絡を行う。
警視庁	警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各方面本部、管下警察署及び各関係機関と情報連絡を行う。
東京消防庁	消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各関係機関と情報連絡を行う。
福生市	(1) 東京都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。 (2) 災害の状況により東京都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき東京都庁第二本庁舎1階ホールに設置される政府の緊急災害現地対策本部又は国(総務省消防庁)に対して直接連絡する。 (3) 防災行政無線又はその他の手段により、福生市の区域内にある関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
その他の関係機関	それぞれの通信連絡系統の下、無線通信等により通信連絡を行う。

## 2 被害状況等の報告態勢

事故発生の通報、被害状況等については、次により伝達する。

機関名	内容
福生市	<p>災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により東京都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が東京都にできない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。</p> <p>(1) 報告すべき事項              災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況(被害の程度は、認定基準に基づき認定)、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> <p>(2) 報告の方法              原則として、システム端末の入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。)</p> <p>(3) 報告の種類・期限等              報告の種類、提出期限、様式は次のとおりとする。</p> <p>(4) 災害救助法に基づく報告              災害救助法に基づく報告については、第2編第2部第20章「災害救助法の適用」(P171)に定めるところによる。</p>

### 【報告の種類、提出期限、様式一覧】

報告の種類	入力期限	入力画面	
発災通知	即時	発災情報	
被害措置概況速報	即時及び東京都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報	
要請通知	即時	要請情報	
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報	4月20日	災害総括	

### 3 災害時の広報及び広聴活動

#### (1) 広報活動

事故等により災害が発生した場合は、次のとおり広報を行い住民の安全を図る。

機関名	内容
福生市	管内の地域等で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、直ちに警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡のもと広報を行う。
東京都	ア 東京都本部は、福生市から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、東京都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。 イ 東京都政策企画局は、東京都本部から指示があったとき、又はその他の状況により、報道機関に対して発表を行う。 ウ 東京都総務局は、携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。

#### (2) 避難指示等の情報伝達

東京都及び福生市は、都民等に対し報道機関と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

##### ア 実施機関

東京都、福生市、東京都域又は東京都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

##### イ 伝達する情報

- (ア) 高齢者等避難（避難行動要支援者向けの避難準備情報を含む。）
- (イ) 避難指示
- (ウ) 警戒区域の設定

#### (3) 広聴活動

福生市は、被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。

## 第3節 各種応急活動対策

### 1 住民対応

- (1) 市内に航空機が墜落した場合には、速やかに公共施設を避難施設として開設する。
- (2) 避難施設は災害現場から安全な距離を取り、開設する。（災害対策本部設置前にあつては、緊急対応班が当たる。）
- (3) 事故状況等の情報は、積極的に公表する。

### 2 ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。

### 3 消防団活動

市内で事故により住宅火災が発生した場合には、消火救助活動に当たるとともに消防署隊の後方支援に当たる。

### 4 事故対応に関する各種応急活動

大規模事故対応において必要となる各種応急活動は、「第2編 地震災害対策計画」における各種活動計画に準ずるものとする。

## 第4節 事故種別ごとの各機関の対応

### 1 危険物事故の応急対策

石油類、高圧ガス、鉄道事故、道路・橋りょう事故、ガス事故、CBRNE災害等の事故災害時にその事故に係る防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。ここでは事故種別ごとに関連する機関の対応を示す。

#### (1) 石油类等危険物貯蔵施設等の応急活動

機関名	内容
福生消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 ア 危険物の流出、爆発等のおそれがある作業・移送を停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンクの破壊等による流出・異常反応・広域拡散等の防止措置と応急対策 ウ 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び関係機関との連携活動

#### (2) 高圧ガス保管施設の応急活動

機関名	内容
福生市	事故時において必要に応じ次の措置を行う。 ア 住民に対する避難指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡
福生消防署	ア ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 イ 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ウ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

#### (3) 鉄道事故

機関名	内容
東京都	鉄道における事故災害時には、「鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書」及び「新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連

	携に関する覚書」に基づき、各鉄道事業者との連携を図る。
鉄道事業者	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧態勢を整備していく。 ア 応急処置方法 イ 情報の伝達方法 ウ 事故復旧対策本部の設置方法 エ 非常招集の方法 オ 救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法

#### (4) 道路・橋梁事故

機関名	内容
関東地方整備局相武国道事務所	相武国道事務所が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 ア 関係機関への連絡 イ 応急措置・復旧態勢の確保 ウ 応急・復旧措置の実施 また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
東京都建設局西多摩建設事務所	東京都が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 ア 関係機関への連絡、調整 イ 応急措置の実施 ウ 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
福生市	所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧態勢を確保する。 また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、東京都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。
福生消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMA Tと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

#### (5) CBRNE災害

CBRNE災害等の被害を最小限に留めるため、第2章第3節「CBRNE災害」(P239)で定めた計画に基づき、関係機関が連携して応急対策を行う。

なお、東京都総務局においては関係防災機関と情報連絡を密に行うとともに、東京都保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

## 第4章 航空事故に対する応急・復旧対策計画

### 第1節 活動体制

#### 1 航空事故が発生した場合の救援活動の分担

米軍横田基地周辺で航空事故等が発生した場合には、米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議における「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」（以下「連絡会議要綱」という。）の次の表により、主務機関によって、負傷者の救護、現場対策、財産被災者救援が実施され、市は主務機関への援助協力機関としての役割を負う。

【米軍機事故被災者救援活動分担表】

区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	福生市	防衛局
負傷者救援	(1)救急活動	○	◎	○	○	○	○
	(2)救急病院の引受確認		◎	○	○	○	○
	(3)その他（転院等）			○	○	○	◎
現場対策	(1)消火活動		◎	○		○	
	(2)警戒区域の設定	○	◎				
	(3)立入制限、交通整理	◎	○				
	(4)現地保存	◎	○				○
	(5)連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎
	(6)通信輸送			○		○	◎
財産被災者救援	(1)財産保護・警備	◎					
	(2)仮住居の斡旋提供				○	○	◎
	(3)生活必需品の支給				○	○	◎

備考：航空事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急援助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。

注：◎は、主務機関を示す。○は、主務機関への援助協力機関を示す。

【自衛隊機事故被災者救援活動分担表】

区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	福生市	防衛局
負傷者救援	(1)救急活動	○	◎	○	○	○	
	(2)救急病院の引受確認		◎	○	○	○	
	(3)その他（転院等）			◎	○	○	
現場対策	(1)消火活動		◎	○		○	
	(2)警戒区域の設定	○	◎				
	(3)立入制限、交通整理	◎	○	○			
	(4)現地保存	◎	○	○			
	(5)連絡所の設置	○	○	◎	○	○	○
	(6)通信輸送			◎			
財産被災者救援	(1)財産保護・警備	◎		○			
	(2)仮住居の斡旋提供			◎	○	○	
	(3)生活必需品の支給			◎	○	○	

注：◎は、主務機関を示す。○は、主務機関への援助協力機関を示す。

## 2 福生市の組織体制

福生市周辺での航空事故等の発生時に、市民の生命財産を守り、災害を最小限に食い止めるため、市として速やかな救助・応援活動が取れるよう次の災害対応組織を設置する。

### (1) 組織体制

航空事故緊急対策会議	市内及び近隣市町への航空機の墜落及び市内への航空機からの落下物の第一報が福生市に入った時点で、「航空事故緊急対策会議」を設置する。 ※ただし、近隣市町への航空機からの落下物の事故であって、市内に直接の被害がない事故又は落下箇所が不明な場合については、防災危機管理課及び企画調整課基地・渉外担当が通常態勢により情報収集活動をする。
災害対策本部への移行	次の場合には災害対策本部を設置する。 ア 市内に人的被害及び大規模な物的被害が出ている場合 イ 緊急対策会議では対応できない場合 ※災害対策本部の態勢は、第2編第2部第1章「活動体制」(P63)を参照

### (2) 航空事故緊急対策会議の組織

航空事故緊急対策会議の組織は、次のとおりとする。

緊急対策会議部	緊急対策会議部の構成は、緊急対策会議設置要綱に基づき副市長、教育長、各部長、企画調整課長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長、防災危機管理課長及び消防団長とする。 主な協議事項： ア 災害防止対策の検討                      イ 広報活動の検討 ウ 災害対策本部への移行                  エ 非常配備態勢の決定 オ 小中学校、保育園、学童保育及び市施設等の対応
緊急対応班	ア 航空事故の主な緊急対応班は、企画調整課、秘書広報課、防災危機管理課とし、災害防止及び情報収集活動を実施する。 イ 主な緊急対応班班長は、企画調整課、秘書広報課、防災危機管理課の課長職をもって充てる。 ウ なお、既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、緊急対応班に組み入れる。

※緊急対策会議設置時には市役所第1棟2階を活動拠点とする。

### (3) 参集基準

市内に航空機が墜落した場合	緊急対策会議の全ての職員が参集する。
周辺市町に航空機が墜落した場合	緊急対策会議部メンバー、防災危機管理課及び緊急対応班のうち企画調整課基地・渉外担当は参集する。
市内に航空機からの落下物があった場合	企画財政部長、総務部長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長、防災危機管理課長、基地・渉外担当主査及び防災危機管理係長は参集する。
周辺市町又は落下箇所が不明である航空機からの落下物があった場合	防災危機管理課及び企画調整課基地・渉外担当が通常態勢により情報収集活動を行い、企画財政部長、総務部長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長及び防災危機管理課長へ情報共有を行う。



(4) 緊急対策会議が設置された場合の活動

【所掌事務】

組織		対応	
航空事故緊急対策会議	正副議長	副市長 教育長	緊急対策会議の設置、統括。
	会議部	各部長 企画調整課長 企画財政部主幹（基地・渉外担当） 秘書広報課長 防災危機管理課長 消防団長	ア 直ちに参集するとともに、状況の把握に努める。 イ 管理職員及び企画調整課基地・渉外担当職員を防衛施設事務所又は現地連絡事務所に派遣し、情報収集に当たる。 ウ 警察署、消防署等に管理職員を派遣し、情報収集に当たる。
	緊急対応班	防災危機管理課	ア 災害の状況の把握に努める。 イ 関係機関（東京都、北関東防衛局、自衛隊、東京電力、武陽ガス、NTT）に災害状況を伝達する。
		企画調整課 秘書広報課	ア 必要に応じて横田防衛事務所に管理職員及び関係職員を派遣する等、情報収集に当たる。 イ マスコミの対応 ウ 秘書広報課広報広聴係は、テレビ報道の録画を実施及び新聞等の切り抜きなど事故に関する記録に当たる。 エ 現地の写真撮影に努める。
その他の課		ア 事故に関して、各部署で収集した情報は速やかに防災係に伝達する。 イ 事態の拡大によっては、緊急対応班の追加指定や災害対策本部の設置があるので、事故情報等に留意し即座に対処できる態勢をとる。	

3 東京都の体制

(1) 東京都の活動体制

東京都は、福生市及びその周辺地域において航空事故が発生した場合、法令及び東京都地域防災計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、福生市及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う。

米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「連絡会議要綱」により関係防災機関は活動を行う。

(2) 事故時の応急措置

ア 緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

- (ア) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- (イ) 事故発生の日時、場所
- (ウ) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- (エ) その他必要事項

イ 現地連絡所等の設置

航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。

米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所に

あつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。

この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

### (3) 現地災害対策本部の活動体制

東京都は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、災害現場又はその近辺の市区町村に現地災害対策本部を置く。

### (4) 災害即応対策本部の設置

#### ア 災害即応対策本部の設置

航空事故においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間若しくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

災害対策本部が設置される前で、次のいずれかに該当し、都危機管理監が必要と認めるときに設置する。

- (ア) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき。
- (イ) 火山活動などによる突発的な災害発生のおそれがあるとき。

## 4 関係機関の活動体制

※第4編第4部第3章第1節3 (P241)を準用する。

## 5 緊急対処事態対策本部への移行

※第4編第4部第3章第1節4 (P242)を準用する。

## 6 現地連絡調整所の設置

※第4編第4部第3章第1節5 (P242)を準用する。

## 第2節 情報の収集・伝達

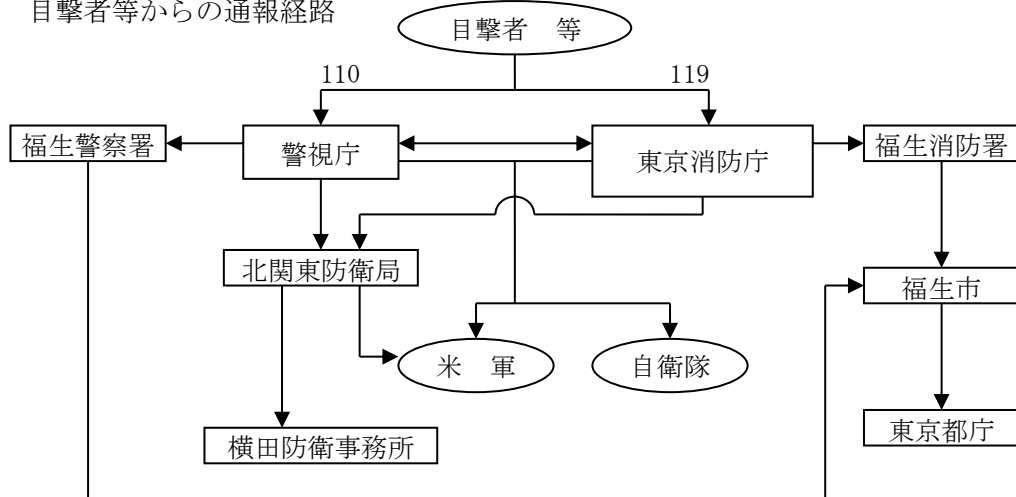
航空事故災害時に各関係機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

### 1 航空事故における通報経路

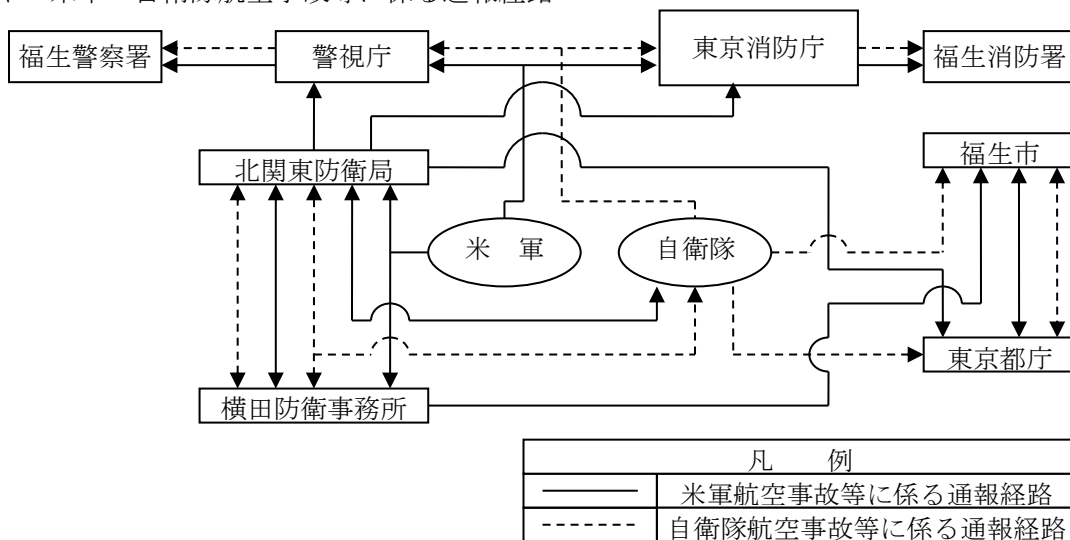
市域に航空事故が発生した場合は、次の通報経路で連絡通報を行う。

#### (1) 米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路図（東京都地域防災計画大規模事故編資料編より）

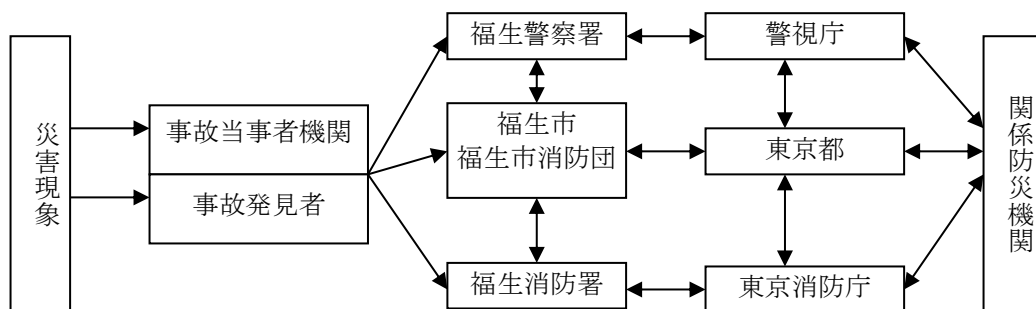
ア 目撃者等からの通報経路



イ 米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路



#### (2) 米軍・自衛隊以外の航空事故に係る通報経路図



東京都では、医療などの初動態勢を確立するため、東京都総務局からの通報に基づき、医療関係防災機関や災害拠点病院等に対し通報する。

機関名	内容
東京都	ア 東京都防災行政無線を基幹として、東京都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。 イ 消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し、緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁、及び他府県等との通信連絡を行うほか、中央防災無線を利用して関係省庁との情報連絡を行う。
警視庁	警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各方面本部、管下警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
東京消防庁	消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。
福生市	ア 東京都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。 イ 災害の状況により東京都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき都庁第二本庁舎1階ホールに設置される政府の緊急災害現地対策本部又は国（総務省消防庁）に対して直接連絡する。 ウ 防災行政無線又はその他の手段により、福生市の区域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統の下、無線通信等により通信連絡を行う。

## 2 情報連絡態勢

平日勤務時間内	(1) 第1報入手部署は防災危機管理係に事故に関する情報連絡を取る。 (2) 防災危機管理係長は、総務部長及び防災危機管理課長に事故に関する情報連絡を取る。 (3) 総務部長は、市長に第1報を入れるとともに副市長、教育長に参集連絡を取る。 (4) 防災危機管理課長は、各部長、消防団長及び緊急対応班班長に参集連絡を取る。
休日夜間	(1) 当直職員は福生市周辺での航空機の墜落等の情報が関係機関からもたらされた場合には、直ちに総務部長、防災危機管理課長に連絡を取る。 (2) 総務部長は、副市長、教育長に参集連絡、さらに市長に第1報を入れる。 (3) 防災危機管理課長は、各部長、秘書広報課長、消防団長、緊急対応班班長及び防災危機管理係長に参集連絡を取る。 (4) 各対応班班長は関係職員に参集連絡を取る。 (5) 防災危機管理係長は防災危機管理係員に参集連絡を取る。

緊急対策会議が設置された場合、次の活動を行い、情報は防災危機管理課に集約する。

### (1) 福生市及び周辺市町に米軍機等の航空機が墜落した場合

ア 市管理職員1名と企画調整課基地・渉外担当職員を横田防衛事務所又は連絡会議要綱による現地連絡所に派遣して情報収集に当たる。また、必要に応じて、警察署、消防署等にも市管理職員を派遣して情報収集に当たる。

イ 秘書広報課広報広聴係は、テレビ報道の録画を実施及び新聞等の切り抜きなど事故に関する記録に当たる。

ウ 企画財政部長及び秘書広報課長は、マスコミ対応に当たる（事故についての公式な発表

は国であることを明確にしておく。)

エ 防災危機管理課は現地確認を、広報広聴係は可能な限りの写真撮影を行う。

オ 防災危機管理課は、東京都災害対策本部との連絡を緊密にする。

(2) 福生市及び周辺市町に米軍機等の航空機からの落下物被害があった場合

企画調整課基地・渉外担当及び防災危機管理課は関係機関からの情報収集に努める。

3 被害状況等の報告態勢

機関名	内容
福生市	<p>災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により東京都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が東京都にできない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。</p> <p>(1) 報告すべき事項                      災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況(被害の程度は、認定基準に基づき認定)、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> <p>(2) 報告の方法                      原則として、システム端末の入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。)</p> <p>(3) 報告の種類・期限等                      報告の種類、提出期限、様式は次のとおりとする。</p> <p>(4) 災害救助法に基づく報告                      災害救助法に基づく報告については、第2編第2部第20章「災害救助法の適用」(P171)に定めるところによる。</p>

【報告の種類、提出期限、様式一覧】

報告の種類	入力期限	入力画面	
発災通知	即時	発災情報	
被害措置概況速報	即時及び東京都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報	
要請通知	即時	要請情報	
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報	4月20日	災害総括	

4 災害時の広報及び広聴活動

※第4編第4部第3章第2節3(P245)を準用する。

第3節 各種応急活動対策

1 住民対応

- (1) 市内に航空機が墜落した場合には、速やかに公共施設を避難施設として開設する。
- (2) 避難施設は災害現場から安全な距離を取り、開設する。(災害対策本部設置前であっても、緊急対応班が当たる。)
- (3) 事故状況等の情報は、積極的に公表する。

## 2 ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復旧に努める。

## 3 消防団活動

市内で航空機の墜落により住宅火災が発生した場合には、消火救助活動に当たるとともに消防署隊の後方支援に当たる（航空機への消火活動は行わない。）。

## 4 事故対応に関する各種応急活動

航空事故対応において必要となる各種応急活動は、第2編「地震災害対策計画」における各種活動計画に準ずるものとする。